

目次

『イタリア中世大学の成立と変容』

－組織の構造と学位授与の機能－

序章 中世大学研究と本論の目的

- 第1節 中世大学出現の一般的要因
- 第2節 中世大学史研究の基本的パラダイム
- 第3節 本論考の目的と視点

第1章 ボローニャ法科大学団の起源

- 第1節 ローマ時代の法学校の継承
- 第2節 起源問題の輪郭
- 第3節 初期法学校の性格 －ペポとイルネリウス
- 第4節 教養諸学の学校と公証人養成学校
- 第5節 普遍権力としての皇帝権との関係
- 第6節 「ハビタ」の提示する問題
- 第7節 ホノリウス教書の意義

第2章 ボローニャ大学の成立過程

- 第1節 団体組織の形成 －コンソルティアとソキエタス
- 第2節 ソキエタスの消滅と国民団の形成
- 第3節 大学団の成立
- 第4節 ボローニャのコムーネと大学団の組織的關係
- 第5節 学生大学団の意義 －教師排除の理由
- 第6節 学位授与団(collegium)の成立
- 第7節 学位授与団と法律家組合との関係

第3章 ボローニャ大学の組織的性格

- 第1節 団体としての法的性格 －裁判権と所有権
- 第2節 私的な「教授契約」の構造
- 第3節 大学団の役職者と構造 －法人組織としての大学団
- 第4節 規約における書物規定の意味
- 第5節 教師選出の法的意義 －契約の法人団体化
- 第6節 教師宣誓の意味と内容 －教授契約の法的手続き－
- 第7節 学位授与団体としてのコレギウムの性格
- 第8節 「教授契約」の組織化と契約当事者の団体化

第4章 教育内容としての法学の普遍性

- 第1節 大学団(universitas)と大学(studium generale)
- 第2節 普遍性の概念
- 第3節 普遍法としての市民法と教会法 －学問化と教育制度化

- 第4節 普遍法と局地法
- 第5節 法学の講義と教授
- 第6節 講義の方法と内容
- 第7節 法学の学位試験制度
- 第5章 教皇庁の大学政策と学位の普遍性
 - 第1節 教授認可権の出現
 - 第2節 教皇庁の大学政策・・・二重政策のアンビバレンス
 - 第3節 ホノリウス三世の大学政策
 - 第4節 ホノリウス教書の問題 ー学位制度の観点から
 - 第5節 教授免許と学位の普遍性
 - 第6節 コレギウムの変容と学位の変容
 - 第7節 学位試験制度における「公」と「私」・・・その二段階構造
- 第6章 医学教育と医学学位の法制的基盤 ー教育権と開業権ー
 - 第1節 中世における医学教育と医学学位
 - 第2節 皇帝権と教皇権による最初の政策
 - 第3節 サレルノ「医科大学」の成立と世俗権力
 - 第4節 モンペリエ医科大学における教皇権
 - 第5節 医学学位の法的基盤と権限
- 第7章 ボローニャにおける教養諸科・医科の形成
 - 第1節 教養諸学と法学の関係
 - 第2節 教養諸科のコレギウムと大学団
 - 第3節 教養諸科コレギウムの成立
 - 第4節 教養諸科と法科の抗争
- 第8章 パドヴァにおける教養諸科・医科の形成
 - 第1節 一三世紀初期における教養諸科の組織的状况
 - 第2節 教養諸学・自然学の知的風土と大学
 - 第3節 政治的要因と教養諸科コレギウムの形成
 - 第4節 教養諸科学生の法科大学団への従属
 - 第5節 教養諸科大学団の成立と独立
 - 第6節 都市による大学政策
 - 第7節 教養諸科成立の団体的意義
- 第9章 教養諸科コレギウムから医科コレギウムへの変容 ー「医学部」の成立ー
 - 第1節 「学部」組織への基本的視座
 - 第2節 「学部」概念の問題
 - 第3節 「教養諸科コレギウム」から「医学部」への変容
 - 第4節 「医学部」の組織と構造
 - 第5節 「学部」統制権
 - 第6節 学位授与権の問題
 - 第7節 学位授与過程
 - 第8節 医業の開業認可権と統制権 ー医学部と医師組合

- 第9節 教師選出権と講座編成
- 第10節 十四、五世紀における団体関係の変化
- 第10章 教養諸学と医学の基本的構造
 - 第1節 「学部」の成立と医学の成立
 - 第2節 教養諸学（自由学芸）の伝統と医学
 - 第3節 自由学芸と手技的学芸
 - 第4節 「教養諸学部」の教授科目
 - 第5節 自由学芸のイタリア的変容
 - 第6節 伝統的医学と革新的医学
- 第11章 医学の大学制度化
 - 第1節 「医学部」の講座
 - 第2節 外科の位置
 - 第3節 「医学部」のテキスト —十五世紀の教育内容
 - 第4節 アヴィケンナ『医学典範』の構成
 - 第5節 『医学典範』の特徴 —学的医学の構造
 - 第6節 思弁的学問と実際の学問 —可逆的論理の両面性
 - 第7節 学的医学の方法的構造化 —アルデロッティなどの注釈の意義
 - 第8節 アリストテレス因果律の影響
 - 第9節 学問の論理と教育の論理
- 第12章 医学学位の社会的意義
 - 第1節 医学学位制度の変容
 - 第2節 医業専門職化と学位
 - 第3節 医師組合の成立
 - 第4節 組織としての医師組合
 - 第5節 医師組合の目的と機能
 - 第6節 組合加入の資格と条件
 - 第7節 加入資格としての学位
 - 第8節 内科医層の増加
 - 第9節 フィレンツェ大学と医師組合
 - 第10節 医師組合と「医学部」の対立 —学位授与権の所在
 - 第11節 学位の意義の変容
- 終章 中世大学の普遍性と地方性 —組織と学位

付表

註

主要参考文献一覧

『イタリア中世大学の成立と変容』

—組織の構造と学位授与の機能—

児玉善仁

序章 中世大学研究と本論の目的

第1節 中世大学出現の一般的要因

十二世紀頃のヨーロッパで、なぜ教育組織としての大学が誕生したのか。この問題は、大学史研究にとって最も基本的な問題の一つである。その誕生の要因をめぐっては今日に至るまで様々な研究者が言及してきたが、単一の要因によるのではなく、文化的・社会的・経済的な一連の複合的要因によるものと考えられている。

「十二世紀ルネッサンス」の概念を定着させたハスキンスは、同世紀を「高度の学問を制度化した時代、少なくとも制度化の動きを定めた時代」とし、その文化的要因としての「古代文化の再生」を主張した*(1)。司教座聖堂学校における自由学芸の復興、サレルノの古代医学やラヴェンナなどにおけるローマ法の復興などが、それぞれパリ大学やサレルノ医科大学、ボローニャ大学の制度的出現を促したとの見解である。

そうした「古代文化の再生」は、ハスキンス自身も言及しているように、哲学や科学の分野においては、アラビアの影響なしにはありえなかった。アラビアが摂取していた古代ギリシャの文化は、アラビア語からラテン語へ翻訳される形で、西洋に流入した。たとえば、サレルノのコンスタンティヌス・アフリカヌス、トレドで活躍したクレモナのジェラルドなどによって、ヒポクレテスやガレノス、プトレマイオスやエウクレイデス、そしてアリストテレスが翻訳され、後にはアラビア語文献そのものも翻訳されるに至った*(2)。

しかし、このようなアラビア文化を通じての古代文化の再生は、それ固有のものとしては新しい学問や制度を生み出す刺激にはなり得ても、原動力にはなり難い。古代文化の復興は中世社会が変容する中で必要とされたからこそ起こったのであって、いわば変革への媒体に過ぎない。その媒体を必要とした社会的な変化こそが、新しい学問や制度を生む原動力そのものになった。

この最大の社会的変化が、中世都市の誕生である。十世紀頃からの農業生産力の向上が、余剰生産物の蓄積と商業化を生み、商業経済の拠点として発達した都市が自治権を獲得するとともに、イタリアでは都市国家の誕生を見た。こうして誕生したコムーネ（中世自治都市組織）は、従来存在しなかった独立の法的団体となったため、団体としての法的地位を明確に位置づける必要があり、新たな法的整備のため法学研究が勃興した*(3)。

中世都市の成立には、教皇権と神聖ローマ皇帝権による叙任権闘争が影響を与えていた。皇帝権や世俗領主による司教叙階に対して、グレゴリウス七世に代表されるローマ教会の改革は、俗権の権利を著しく制限し、封建化した司教職においては一体化していた裁判権と所有権を分離させた*(4)。と同時に、俗人叙階による司教権への反発が都市の有力者層による権力掌握を推進して、コムーネが形成されたのである*(5)。この動きに対して、皇帝権の側はその優越性をローマ法に求めて、帝権を強化しようとした。フリードリッヒ一世によってボローニャの四博士が召喚されたのも、その一環であった。いわば、叙任権闘

争によって、コムーネの成立とローマ法の復活が促進されたのである。

しかし、ローマ法の復活は、対教皇権を意識した帝権の法源といった権力基盤の法理のためだけに必要とされたものではない。コムーネという新しい団体組織の法的基盤としても活用される必要があった。そしてさらに、コムーネの中に輩出した諸種のギルド組織、イタリアではそれはアルテ(arte)、ユニヴェルシタス(universitas)、コレギウム(collegium)などと称されたが、これらの職業組合などの新しい団体組織もまた、コムーネと同様に団体としての法的基盤を必要とした。このような中世都市の団体的重層構造こそが、ローマ法の復興だけでなく、ローマ法に基づいた個別的な法律の必要を生み、法体系の新たな構築を緊急に要請した*(6)。それは、帝権などの普遍権力から都市裁判権や個別的な所有権の問題に至るまでの、法の執行や実務をも含む、いわば西洋社会全体の法秩序の構築に他ならなかった*(7)。

そして、中世大学自体もまた、中世都市内部において自治団体的法人組織として成立した以上、普遍権力によって要請された法源の追求のみならず、都市諸団体の法的基盤をも確立しなければならないという課題を、大学組織自体も団体組織であったが故に、自己の存在理由(ルビ、レゾン・デートル)としても負っていたのである。

このようなコムーネからギルドに至るまでの団体組織の成立は、著しい世俗化の波を中世社会にもたらした。そもそも、コムーネの成立そのものが司教権からの独立的性格を持っていたのに加えて、商人層を中心とした都市権力は世俗の現実的価値に重きを置いたからである。この中世都市の世俗性が、都市社会の様々な面に世俗化をもたらすことになった。

まず、第一に、「聖職者階級の文書の独占が、商業と貸借業務が行きわたることによって打破された」*(8)ことで、俗界における精神的営為が職業として評価されるようになった。すなわち、都市商人層の活動によって、それまで教会や修道院が独占していた文書業務が世俗化された。

そして、その結果として第二に、職業概念が変化した。従来への神への奉仕や罪の償いとしての労働から、多様化した職業としての労働概念が生まれた*(9)。手工業における分業化、遠隔地貿易、資本の蓄積と商業の拡大、都市行政の整備などに伴う多様な職業が生まれ、この状況の中から資格への要求が高まって、有資格職業＝専門職の出現が促された。それは必然的に、専門職の養成を行なう教育機関の出現を促すことになる。このことは、「教会の制度」*(10)であったパリ大学よりも、世俗の教育機関として誕生したボローニャ大学により影響を与えた。

また、職人・商人など都市人口の流動が大量の遍歴者を生んだ。ゴリアルディと呼ばれた遍歴学生たちもまたそれらの一群となって、貴族や聖職者層を中心とした旧体制への批判を繰り返した。そして、この中からル・ゴッフがアベラールを典型とした新しい知識人が誕生する*(11)。それは、教会から分離・独立した自由な知識人層であって、アラン・ド・リベラがグラムシの概念を援用して述べたように、有機的知識人であり批判的知識人でもあった*(12)。

このような社会的変化は、広範囲な人間の意識構造の変化を必然的に伴うものであった。阿部謹也は十一世紀以降の贈与慣行の変化が都市における市場経済を活性化させ、贈与から売買への転換が人間の意識の変化を生んだ事実を指摘した。そして、「教会の時間」か

ら「商人の時間」への意識、空間意識、人と人との関係などの変化が、知的活動や学問の興隆に刺激を与えたと考えている*(13)。

事実、十二世紀前後の社会と人間の意識は、きわめて広範囲かつ深甚なる変化を被った。とりわけ、イタリアにおける世俗の都市社会の成立に伴う経済活動の活性化は、契約による人間関係を社会の隅々まで浸透させた。そのため、売買はむろんのこと、親子、婚姻、医療、教育などあらゆる人間関係が、公証人を媒介とする法的契約によって規定されるようになった。この世俗の契約は、旧来の臣下が君主に対して忠誠と服従を誓い、君主が臣下を封土する封建的契約とは、著しく異なったものである。旧来の封建的契約を、中世史家などは、誠実関係を土台とする「相互性と双務性の原則」に基づいて「神の定める法」によって保証された封建法を背景とする封建的人間関係の表出と捉えた。そして、平等性に裏付けられた職業組合的な団体的人間関係との共存に中世的特徴を見た(14)*。この封建的契約に対して、中世都市の世俗契約は、「相互性と双務性の原則」に従う点では同様であるが、その保証は「神の定める法」によるのではなく、都市の定める法に基づき、中世都市社会の法実務を担当した公証人が認証していた点で、封建的契約と異なっていた。また、封建的契約が上下関係における双務性によって成立したとすれば、都市的契約は横の関係における双務性を原則とした。そして、前者が慣習法を背景としたのに対して、後者は対等な双務性に基づく人間関係を法的に保証するだけの実定法体系とその実務組織の成立を要請したのである。

さらにまた、世俗の都市的契約が社会的に受容されていった背景には、契約の前提となる人間の諸観念の変化があった。前出の時間や空間の意識のみならず、「個人」や「法人」という観念が形成されていった。従来、個人意識の覚醒は一五、六世紀に起こったとされてきた。トレルチが宗教改革を宗教上のルネサンスと捉えて宗教的な個人意識を問題とし、ブルクハルトは共和制都市国家における個としての人格の認識を主張した*(15)。これらの古典的見解に対して、近年はモリスに代表的に見られるように、十二世紀における個人意識の成立が問題にされる*(16)。グレーヴィチもまた『中世文化のカテゴリー』の中で、時間と空間、法、富と労働を中世文化の精神的カテゴリーとして捉え、それを分析することによって中世的世界像を明らかにし、中世人の自己認識すなわち個性を考究しようとした。とりわけ、ヨーロッパ的特徴としての法規範の優越性を主張して、中世人の法意識と人格の関係を論じた(17)*。

「個人」の観念と同様に、「法人」の観念もまた、ローマ法の復興とともに成立した。それそのものがすでに「法人」として意識されていった都市組織の成立に伴って、前述のように都市の内部にも宗教的、経済的、職業的な目的で多様な団体組織が形成された。これらの団体は所有権と裁判権を中心とした権利を有する法的な個人として認定されるようになった。ローマ法を基盤とする教会法においても、これらの団体を合法的な実体(legal entities)として認め、財産を所有し、法的代表者を持って、告訴したり契約を行使するなど、法的な行為が認められるようになったのである*(18)。

このような文化的・社会的・精神的変動の中から、ボローニャやパリなどの中世大学は誕生した。遍歴する学生や商人や職人、そして知識人たちは、叙任権闘争を背景としたローマ法などの古代文化の再生、職業や知的活動の世俗化、中世都市をはじめとする多様な

団体の族生の産物であった。世俗的性格の強い都市社会においては、新しい時間・空間意識が生まれ、「個人」や「法人」の観念が生まれるとともに、世俗の契約によって人間関係が営まれるようになった。遍歴学生や知識人が、新しい法意識に基づいてその教育活動のために作った「法人」団体こそが、中世大学に他ならないのである*(19)。

第2節 中世大学史研究の基本的パラダイム

おそらくパリ大学に先んじて、最も早期に形成されたボローニャ大学では、一九八八年に九百年祭が開催された。その記念行事の一環として、ボローニャ大学史研究所が中心となって大学史関係の書物の出版を計画し、すでにかんりの出版を終えている*(20)。

その中の一冊「一三、四世紀におけるボローニャの大学と学生」において、おそらくイタリアで今日最も大学史に造詣の深いアルナルディは、八百年祭の時にボローニャ大学の誕生を最大限に遡って一〇八八年が選ばれたとしても、それは申し訳程度遅れて定められたのであって、実際には一〇六〇年代頃にペポが法学校で教えていたのだ、と主張した*(21)。

実際、八百年祭の折りには、ノーベル賞文学者でボローニャ大学教授であったカルドゥッチが、一〇八〇年にラヴェンナより法学書が流入した事実と、ペポが一〇七六年頃に法学を教授したことを指摘していた*(22)。アルナルディの主張は、このカルドゥッチの講演を踏まえたものであるが、微妙なニュアンスを含んでいる。というのも、彼は別の著作で、法学校での教育が始まって一世紀以上たってから学生の大学団が成立したと、当然にも述べているからである*(23)。すなわち、法学という一つの文化からボローニャ大学を眺めるならば、その起源は十一世紀の後半に求められるとしても、大学制度という観点からすれば十二世紀の後半にその起源を求めねばならないのである。

確かに、いわゆる文化史や科学史ないしは学問史の場合には、特定分野の研究や教育の知的文化が問題とされてきた。たとえば、法学史の場合には前述のようにボローニャの十一世紀からの法学研究が問題にされてきたし、医学史の場合にはサレルノにおける医学の復興と教育から中世医学史を説き起こすのが常である。そして、医学史家たちは最近に至るまでサレルノを最初の医科大学と呼んではばからなかった。

しかし、文化的源流をさかのぼることと、制度史的事実を求めることとを厳密に区別する必要がある。そして、大学史においては、まずは制度的な事実の中に大学の起源を求めねばならない。もちろん、そのような基本姿勢においても、文化的視点が必要なことは言うまでもない。ただ、一つの学問が繁栄し、それがいつどのような形で、知識の伝達・探求の総合的システムとして制度化されたのかが、大学という教育制度を問題にする限りは、問われねばならないのである。

中世大学史研究のこのような基本的前提は、歴史的に見るならば、大学成立以前の学校(studium)と大学(studium generale)との法的基盤の相違として立ち現れてくることになる。すなわち、generale が付加される普遍性の法的根拠が、前節で述べたような状況の下に問われねばならない。

このような意味において、ボローニャ大学の起源が問題にされるようになったのは、十九世紀の終わり頃である。いわば、その頃に中世大学史研究の基本的なパラダイムが形成され、ボローニャ大学の起源をはじめとする諸問題も研究上の位置づけを与えられたと言

える。この頃から大学史研究が学としての厳密なスタイルを取り始めたのである。この初期の研究者は、ラシュドールやデニフレによって代表される。彼らは、大学規約などの公的な史料を駆使することで、十二世紀前後における公的組織としての中世大学の成立を問題にした。まさに、ラシュドールが指摘しているように、ヨーロッパの中世は理念と思想を制度化する師であり、大学もまたその制度化の産物に他ならなかった*(24)。そして、その大学の法的な制度化が同時に団体の組織化として捉えられた点に、その後の大学史研究を長く規定していく特徴があった*(25)。

このように中世大学成立の法制的な側面の輪郭が形成された後、二十世紀に入ってから、初期の研究者が位置づけた団体としての組織化の側面が、より広い文化的・社会的視野のもので研究されるようになった。その代表がディルセイであり、ボローニャ大学史に限って言えばソルベリと、少し時代は下るがカルカテッラなどである*(26)。いわば、二十世紀初期の研究者は、十九世紀末の研究者が形成したパラダイムの内で法制史的な枠組みから団体組織の性格と意義に比重を移し、それに文化的・社会的な観点を取り入れつつ、起源問題に関しては人的な団体組織形成の性格を問題にするようになったのである。

このような傾向の中で、第二次大戦後にさらに、特定の観点からの研究の細分化が進められることになる。ことに、より具体的な生活史的事実の蓄積と、その蓄積の中に何らかの意味を見出すような研究が大戦中から行なわれてきた。たとえば、ボローニャ大学史でいえばザッカニーニなどの研究がそれにあたる*(27)。これらの研究は、それ以前の研究がローマ教会や都市などの法制史的な公的史料を使ったのに対して、書簡や日記などの私的な史料を駆使したり、レリーフなどの非文書史料によってイコノジカルな研究傾向を採った。そして、この生活史的な事実の蓄積を土台として、フランスのアナール学派に代表される社会史の研究が、広範囲に影響を与えることになる。その典型は、『中世の知識人』を書いたル・ゴッフに見られる。ル・ゴッフは、それまで蓄積された生活史的事実を極めて優れた視点から再構成し、イタリアに関しては、ザッカニーニなどの研究をそのまま援用したのである*(28)。

このアナール学派の影響は大学史研究においても、大まかに言って二つの方向を採ったと考えられる。ひとつは、初期のアナール学派に見られるような人口動態研究の統計的手法を大学史研究に当てはめるもの。いまひとつは、アリエスに見られるような中世人のマントリテなどの一種の共時的観念を問題にする方向である*(29)。この二つの研究方向は、現在のボローニャ大学史研究などにも受け継がれている。ボローニャ大学史研究所が刊行している紀要の新シリーズ第七号は、九百年祭を記念して『十二世紀から十九世紀の学生と学生大学』と題され、トロンベッティ「十五世紀ボローニャ大学における学位試験」や、ブリッツィ「十六、七世紀ボローニャの学生のマトリケルと実数」などの統計的研究や観念的研究を掲載している*(30)。

他方で、アメリカには独自にインテレクチュアル・ヒストリーの流れがあった。大学制度史の観点からすれば、科学史家ソーンダイクの弟子であった、中世思想研究から大学史研究へとシフトしたカイバーをおそらく嚆矢とするだろう。彼女は、ソルベリなどと同様に、大学の団体組織としての性格と意義を考究することによって、いわば「知の組織史」としての学部史の開拓者となった*(31)。その弟子の一人、シライシは、カイバーの制度史研究を受け継ぎながらも、詳細な原史料研究に基づいた思想史研究を両立させて、パド

ヴァ大学などの医学部研究の第一人者となった*(32)。この動向の特徴は思想史と制度史を統合しようとする点にあると考えられるが、近年は新しい方向が生まれている。その一つの例が新進のパーク(K.Park)である。彼女は、医学部史というよりも医療の社会史的研究の方向を採っており、この世代になってようやく、従来のインテレクチュアル・ヒストリーにアナル学派的な視点が取り込み始められたと言えるだろう*(33)。

従来の社会史的研究動向を踏まえて、現代の大学史研究に多大の影響を与えているヴェルジェは、次のように述べている。「近代の歴史家の功績の一つは、」中世大学の成立「過程を『団体』、同業者組合、共同体など、当時のあらゆる形態の都市的な組織の慣行や法律に従って変化する『団体』組織の用語で分析したことである。さらに、とりわけル・ゴフが指摘したように、大学『団体』は当初から他の諸『団体』のようなものでなかったことにも注意しなければならない。大学『団体』は、誕生の時から、おそらく闘争という実際の必要性に関連するいくつかの矛盾を抱えていたが、この矛盾が後日の大学『団体』の発展全体を圧迫することになるのであった。すなわち大学は、都市的『団体』としては、教会の制度であり続け、地域的『団体』としては、教皇庁の庇護のもとに国際的發展を望んでいたのである。」*(34)

まさしく中世大学史研究は、法制的団体組織研究を主体とした十九世紀末的パラダイムが受け継がれて、文化史的視点などによる人的団体史として展開された。そして、近年の社会史の動向は、それ以前の人的団体史への統計的手法を主体とした諸側面への補完と、社会的視点からの学生や教師などの精神性への着目といったいわば大学の「外的歴史」*(35)によって、大学史研究をより豊かなものにしてきたのである。

第3節 本論考の目的と視点

大学が教会の制度であったとするヴェルジェの言明は、パリ大学には妥当性を有するにしても、ボローニャをはじめとするイタリアの諸大学には必ずしも妥当するものではない。イタリアの中世大学は基本的に世俗の制度であったからである。しかし、それゆえにこそ、「闘争という実際の必要性に関連するいくつかの矛盾を抱えていた」*(36)事実がより鮮明になる。

イタリアの中世大学の場合は、都市という地方権力と教皇庁や神聖ローマ皇帝権という普遍権力との狭間で、アンビバレントな関係を抱えていた。そして、外国人を主体とした学生のみによる大学団であったがゆえに、一方で普遍権力であった神聖ローマ皇帝権を後ろ盾にして、地方権力である都市と抗争を繰り返しながらも、他方で地方権力の庇護を求めざるを得なかった。いわば、当初より普遍性と地方性の二律背反を内包していたのである。この普遍性と地方性の相克は、主として学位の内包と有効性をめぐって現れることになる。

この問題は、前述の状況の中で出現した知識人や遍歴学生のマンタリテといった社会史的視点から問題にされるようになった*(37)。しかし、旧来のパラダイムである団体組織史の観点からしても、中世大学の地方性と普遍性の矛盾の問題はまだ十分に検討されていない問題であるといわねばならない。学生と教師が組織的に結びついたパリ大学と異なって、初期のボローニャ大学では、学生の大学団と教師主体のコレギウムは全く別個の存在であり、前者は普遍的性格を有したが、後者は地方的性格を有した。そのため、学生のみ

によって構成され普遍性を有した大学団と、地方的組織としてのコレギウムとの関係が、その後のボローニャ大学の発展を大きく規定していったのである。

本書の基本的な目的は、従来の研究史をふまながら、ボローニャ大学とパドヴァ大学を中心に、新しい視点から一二、三世紀の大学団とコレギウムの組織的・関係的構造と、大学機能の象徴である学位の普遍性を解明し、一四、五世紀に向けてのそれらの変容を明らかにすること、端的に換言すれば、中世大学の組織・構造と機能を捉え直しつつ、その近代に向けての変容の端緒を解明することである。

これまでの研究では、学生と教師が一体化したパリ大学モデルに影響され、ボローニャ大学も学生大学団と教師コレギウムの連合体 (*universitas scholarium et collegium magistrorum*) のように誤解されることがあった*(38)。それは、ボローニャの学生大学団の機能的性格をパリ大学との類比で捉えて、コレギウムとの関係は無条件に想定したためである。また、逆にパリとの違いを際立たせるために、学生のみによる大学団形成の特質を強調する場合には、コレギウムを大学から切り離して軽視するか無視することもあった。この場合は、コレギウムの組織的性格を誤解するか、十分に考慮しなかったのである。いずれの場合も、ボローニャの大学団とコレギウムの機能的意義を明確に位置づけ、両者の教育的関係を十分に考慮しなかったために起きた問題である。

大学団とコレギウムという二つの団体組織の機能的性格を再検討し、両者の関係を教育機能の側面から位置づけ直すとき、初期のボローニャ大学における両者の実態が教育をめぐる連携というよりは合理的対立という関係であったことが明らかとなる。そして、初期のこのような関係が、十四世紀以降に変化し始めることに気づくであろう。

十二、三世紀と十四、五世紀の中世大学の違いは、これまで政治的、社会的な位置の相違として捉えられてきたが、むしろ前述の学生団体とコレギウムの関係の変化にこそ求めねばならない。それは法科大学団から独立するために、組織的に法科大学団を模倣せざるを得なかったという、ここでもアンビバレントな対立と協調の関係に置かれることになる医科・教養諸科大学団の成立に象徴される変化に他ならなかった。この大学団においては、もはや十三世紀の法科大学団に見られたような学生と教師の対立的関係は影を潜めて、むしろ協調的關係が前面に出てくることとなる。この大学団とコレギウムの協調的關係は、医師組合などの専門職組合の成立に影響されたコレギウムの組織的変容を伴っていた。そして、コレギウムの授与した学位の内実もまた、これらの変容とともに変化せざるを得なくなる。この変遷と同時にまた、地方権力である中世都市に大学が組み込まれていく政治的、社会的変化が、大学の授与する学位の普遍性に影響を与えていくのである。

そこで上述の基本的目的の下に、まず第一に問題にすべきは、初期のボローニャ法科大学団の組織化の原理と法制的性格である。その際に本論考で保持する視点は、学生と教師の契約関係によってこれらの団体を捉えるという新しい視点である。それは、契約というものを視座として、大学の団体関係史を捉え直すことに他ならない。この視点からするならば、大学団が従来捉えられてきた学生組合というよりも、むしろ契約締結のための法人団体としての性格を強く持っていた事実が明らかとなる。

ボローニャの学生大学団が、法人格を獲得した団体組織であったことは、一九世紀末のラシュドールなどによっても意識されていたし、二十世紀の研究者もその法人格の意義を正當に位置付けようとしてきた*(39)。しかし、法人格としての団体化の目的は、今日に

至るまで正当に問われることはなかった。さらに、法人格獲得の問題は実際には、なぜボローニャでは学生のみによる大学団の団体化が図られたのかという、中世大学成立史上の基本問題に関わる問題である。にもかかわらず、この問題もこれまで合理的には考究されてこなかった。学生の法人団体化の目的と意義を、契約の視点から問い直すことで、これらの問題に解決の糸口を見いだし得ると考えられるのである。

そして、学生大学団の本質的な意義を与える契約関係が、基本的に、外国人学生と土地の教師との契約関係であった以上、それは普遍的性格を持つ学生団体と地方的性格を持つコレギウムの橋渡しの役割を果たすものに他ならなかった。その意味では、契約関係は大学の普遍性と地方性を結ぶものでもあった。

また同時に、このような視点は、団体化の法制的な意義を問うものである以上、十九世紀末以降の法制的組織研究の問題意識と、おもに二十世紀になってから展開された人的団体の文化・社会的実態と意義という問題を繋ぐものでもある。事実、学生団体や教師団体の社会史や、その団体の構成員のマンタリテは、近年の大学史研究の対象としてしばしば取りあげられてきたが、教師と学生の契約関係の中にも中世的なマンタリテを探ることができる。この側面については、すでに拙著で一部を論じており、本論においては法制史と団体史という旧来の問題に限定して論じることにしたい(40)*。

これまでの拙著にまとめた社会史的研究を進める中で、学生や教師の団体を契約関係の下に捉え直すという視点が生まれたのであるが、それはいわば、従来の大学史研究のパラダイムが明確な答えを見いだし得なかった最も基本的な問題のひとつを解明することに繋がるのである。なぜ学生のみによる大学団が形成されたのかという問題には、必然的に排除された教師と学生の関係がいかなるものであったのかという問題が含まれる。そのため、学生大学団に対するコレギウムの性格と関係を明らかにする必要がある。

そこで第二に、従来軽視されるか無視されてきた教師側の団体であるコレギウムの組織的成立と性格を位置づけなおし、学生大学団との関係を明確化することになる。このような団体の関係史的な観点でコレギウムを捉え直してはじめて、コレギウムは従来誤解されてきたか他の組織と同一視されてきた教師組合ではなく、単なる学位授与団体にすぎなかったことがより明確となるのである。

こうして、ボローニャ法科大学団の起源と成立を再検討し、その法制的な性格を新たに位置付け、コレギウムの形成と組織的性格をこれと比較することによって、中世大学としての全体的な性格を捉え直すことになる。

次いで第三に、十三世紀の法科大学団とコレギウムに見られた団体の組織的性格や相互関係が、十四世紀の医科・教養諸科大学団の成立とともに変化していく実態を解明する。それは、実質的には医科・教養諸科コレギウムが従来の法科コレギウムと異なって、大学団と協調して「医学部」と呼びうるほどの変容を示したため、まずは「医学部」組織の成立を組織的制度化のみならず、医学の学問化と制度化の視点からも明らかにすることになる。

この新たに生まれた「医学部」で授与された学位は、もはや初期の法科のコレギウムで授与された学位と性格を異にしていた。医師組合という専門職組合の成立がコレギウム組織の実質的変容をもたらしただけでなく、コレギウムで授与された学位の内実にも変化を与えたからである。

そこで第四に、学位の内実の変容が本書で明らかにする問題となる。元来、中世大学で授与された学位は、大学の普遍性を象徴して、初期には「教職の学位」としてどこでも通用する有効性を持ったが、その初期の学位と十三世紀後半以降の学位とでは、学位の内包と普遍性の基盤に大きな違いが生じた。一言で言うならば「教職の学位」から「専門職の学位」へ変容し、「専門職の学位」は地方的性格を有した医師組合などの専門職組合によって管理された。その結果、学位の普遍性もまた変容せざるを得なかった。このような意味において、学位の意義を問う際には、学位取得者の専門職団体となった医師組合の組織と機能を同時に解明し、大学の「医学部」との関係を問わねばならないのである。この「医学部」と医師組合の問題については、ボローニャのみならず、パドヴァを中心とするいくつかの大学を対象として解明することになる。

以上のように、学生と教師の契約の側面から大学団とコレギウムを捉えなおして、中世大学の団体組織としての構造と性格を再考すると共に、大学団や十三世紀後半以降の専門職組合との関係におけるコレギウムの変容を通じて、そこで授与された学位の内実と普遍性の変化を明らかにして、中世大学が成立し、やがて近代の大学へと変遷していく最初の段階を解明することが本書の目的なのである。

このような研究は、パリ大学と違った、学生を主体としたイタリアの初期中世大学の本質を新たに捉え直すという意義を持ち、その本質の示す特殊性が時代と共に解消されていく過程、すなわち近代化の一側面を解明するという意義を持つものである。

なお、本論では、法学、医学、教養諸学と並んで中世大学を構成したと言われる「神学部」については、ほとんど問題にしていない。それは、イタリアの中世大学が基本的に世俗の制度であり、そのために「神学部」は最古のボローニャでも一三六二年に至るまで設立されなかった。すでに、「医学部」が成立し、初期の中世大学の性格が変容した時代のことである。その意味でも、本稿の視点からは「神学部」は重要ではなく、簡単な叙述にとどめている。

また、本論が制度的・組織的な問題を取り扱う以上、学生や教師をめぐる社会史的な諸問題については、その問題を論じた別の拙著を参照していただくこととし、ここでは考究から除外していることも付言しておきたい。

第1章 ボローニャ法科大学団の起源

第1節 ローマ時代の法学校の継承

中世とルネッサンスにおける大学の歴史について、優れた視点の下に研究の歴史と課題を展望したミショー(S.S.Michaud)は、中世大学の「起源は、十二世紀の精神的飛躍にも、知識の渴望と英知への公平な愛にも、また都市文明と国際交流の発展にも、求められねばならない」と述べ、中世大学は「後には干渉することになる教会権力や世俗権力のいかなる影響も当初は受けることなく成立し」、ギリシャやローマの高等の学校とも連続するものではないと断定している*(1)。すなわち、中世大学は教皇権や皇帝権との直接的なつながりを持つことなく、それ以前の諸学校とも断絶して自律的に出現したというのである。この見解はいささか一般的に過ぎるといわなければならないが、ボローニャ大学に関して

も妥当なものであって、現在広く受け入れられている見解である。

ただ、従来よりさまざまに繰り返されてきたボローニャ大学の起源をめぐる議論を総括するようなこの結論も、そこに至るまでの道程は平坦なものではなく、この結論自体も絶対的なものではない。そもそも、ボローニャ法学校のローマ時代からの歴史的連続性を強調する見解も中世から根強く存在していたのである。

ローマ時代には、ユスティニアヌス帝自ら『学説彙纂』において法学校を次のように規定していた。「朕は此等の三欽定法律書を帝都及び尽美のベールリッス市に於て、従前の皇帝が規定したるが如く学生の為に講義すべきことを命ずと雖も、他の市にして朕の祖先より此の如き特権を付与せられざるものに於いては之を禁ず・・・」*(2)。すなわち、帝都(regiae urbes)はローマとコンスタンチノーブルを意味したから、これにベイルートを加えた三市にのみ法学校の存在が認められていた。このうち、三三〇年にコンスタンティヌスによって新設されたコンスタンチノーブルの法学校だけは、四二五年にテオドシウスによって再組織化され、十世紀末にいったん消滅したものの、十一世紀中葉に再生していた*(3)。

十二、三世紀のボローニャの法学教師自身が、このようなローマの法学校に自らの起源をさかのぼろうとしていた。その代表が、十三世紀前半に活躍したボローニャの法学教授オドフレドゥスである*(4)。彼は、ボローニャ法学校の起源に関する重要な言及をいくつか残しているが、その中でボローニャの町がローマの皇帝都市起源を持つとし、ローマからラヴェンナを経てボローニャへと法学校が継承されたと主張した*(5)。すなわち、帝国都市のみが法学校を維持しようという前提に沿って、ボローニャを帝国都市起源としたのである。しかし、この見解は、前述の三市においてのみ法学が教授され得るとしたユスティニアヌス法典の規定そのものから言えば、明らかに矛盾する。まさにハイドが述べているように、ボローニャの法学教師たちは自らが教えたテキストが法学校の存在を禁じたという、「パラドックス」に生きていたのである*(6)。

このパラドックスを解消するために、持ち出されたのが「テオドシウス伝説」に他ならない。この伝説は、東ローマ皇帝テオドシウス二世がボローニャを復興して大学を創設したというものである。この伝説によると、オドフレドゥスが主張したようにボローニャもまたローマなどと同様に帝国都市として認定されたことになり、ボローニャ法学校の合法的基盤を古代ローマに求めることが可能となる*(7)。しかし、ローマ時代の法学校からの継続性を認める法学者タマッシアのこのような見解は、「確かにボローニャでは、エミリアやロマーニャの他の町よりも、ローマ文化の考え方が残存し確立してはいたが、ユスティニアヌスの法学校がことに七世紀から十世紀の間に継続していたと考えさせるほどの史料や伝統はない」*(8)という事実から、否定的に捉えられた。

また、この「テオドシウス伝説」によっても、論証上の矛盾は回避できなかった。グララズイーニが指摘したように、テオドシウスより後のユスティニアヌス法典を重視するならば、その法典がテオドシウスによるボローニャの帝国都市の認定を否定したとも捉えられるからである*(9)。さらに、テオドシウスによる大学設立証書が十三世紀に書記のローランディーノによって作成された偽書であることが後に確認されるに及んで、このような古代ローマ法学校起源説は信憑性のないものとされるに至ったのである*(10)。

ただ、制度としてボローニャ大学が古代の学校と断絶していたとしても、大学成立期の

同時代人がその起源を古代に求めようとした意識そのものは起源を考える上で重要な分析の対象になり得るし、彼らが精神的に依拠していたローマ文化の継続性を大学の起源において無視することもできない。むしろ、ローマ文化のイタリアにおける継続性を重視すればするほど、法学校の起源をローマ皇帝権に結びつけ、学校の性格を世俗性に求めようとする傾向が顕著となった事実には注目しておくべきである。

第2節 起源問題の輪郭

当時のイタリアにおいて高度の教育を行っていた学校には、教会の学校として、司教座聖堂に付設された司教座聖堂学校や修道院学校があった。世俗の学校としては、文法や修辞学などの個別の教養諸学を教える学校や公証人養成の学校などが存在していた。ことに後者のような私的かつ世俗の学校の繁栄が、当時のイタリアにおける教育の特色の一つであった*(11)。このイタリアの特性をボードウィンは「イタリアではアルプス以北ほど都市生活が深刻な打撃を受けず、北のように社会の上層の人たちが町を見捨てなかったので、中世を通じて都市の学校が存続した。この存続の結果として、教育における聖職者による影響が弱められ、俗人により大きな役割が認められることとなった」*(12)と、明確に述べている。

そのため、この世俗の学校にボローニャ大学の起源を求めようとする説が、十九世紀末から現代に至るまで、主としてイタリア以外の研究者によって主張されてきた。

それらの研究者の筆頭には、中世大学史研究に決定的な影響を与えたサヴィニーとデニフレが挙げられる。ローマ法制史の大家サヴィニーは、ボローニャに著名な法学教師が出現しその周囲に学生が参集した時に大学が誕生したとして、完全に世俗にして私的な学校に大学の起源を求めた*(13)。この見解はその後アルプス以北の研究者によって受容されるオーソドックスな説となる。ただ、大学の組織化と継続性の問題をこの見解が明らかにしていないところに問題が残った。この点をめぐってデニフレは、教師没後の学生の組織的継続性を否定してサヴィニーの見解に反論し、自らは大学の前身である世俗の学校と都市との関係を重視して起源における大学の都市的性格を強調したのであった*(14)。

この二人の学説を継承して、今日に至るまで影響を及ぼす説を唱えたのが、広く知られたラシュドールである。彼は、間接的にはイルネリウスなどの法学校に起源を求めながらも、直接的には後の法学生たちによる団体化に大学成立の契機を見た*(15)。これによって、教養諸学と神学を主体とした教師中心の大学であるパリ大学と、法学の学生大学であるボローニャ大学という図式が成立することとなった。ハスキングもまた、十二世紀ルネッサンスという概念を定着させた著名な著作などにおいてほぼこの見解を継承している*(16)。

また現代では、ミショーよりも新しい観点で中世大学史研究の課題を要約したフランスのヴェルジェなども、ボローニャとパリの比較という観点を保持しながら、世俗の学校にボローニャ大学の起源を求め、さらに具体的にチェンチェッティの見解に依拠して世俗の公証人学校を起源とするに至っている*(17)。

このような主にイタリア以外の研究者の見解に対して、イタリアでは世俗の学校よりも教会学校である司教座聖堂学校に起源を求める説がかねてより主張され、無視できない影響を与えてきた。

その嚆矢は、ガウデンツィである。彼は大学の起源を直接に司教座聖堂学校に求めた*(18)。しかし、司教座聖堂学校が大学につながることを示す史料は発見されず、ボローニヤ大学史研究に貴重な貢献をする史料集を編纂したサルティも、司教座に直接の起源を求めるのではなく、司教座に関係していたとの説を採ることになった*(19)。また、グアラッズィーニも司教座聖堂学校とそれをとりまく教会関係の学校に起源を求めている*(20)。このような司教座関連説の中で最も大きな影響を与えたのは、マナコルダである。彼はデニフレの都市学校起源説に真っ向から反駁して、ボローニヤの司教座学校で法学が教えられた事実と世俗学校における教会授与の教授免許(Licentia docendi)の必要性を強調することによって、大学となる世俗の学校が司教座に結びついていたと主張した*(21)。

この見解に対しては、当初よりロッシに代表される反論があった。その反論の骨子は、ボローニヤの司教座教会における教授免許授与に関する史料の不十分さという論証上の問題と、教会授与の教授免許によって世俗の学校が司教座に直接的に関連しないという論理上の問題を指摘したものである*(22)。この反論やそれを受容した見解によって、以後多くの研究者が司教座起源説を退けて、世俗学校起源説を採るようになった。

もちろんイタリアでも以前から、上述の司教座関連説以外に世俗学校起源説を採る研究者が存在していた。それらには、すでに述べたローマの法学校の伝統と影響を認めるタマツシア、パヴィアの法学校の影響を認めるキャペッリなどがいるが、いずれも、古代のローマ皇帝の設立した法学校との関連を考究しようとするか、あるいはそのために同時代の神聖ローマ皇帝との関連を追求しようとするか、のいずれかの立場に立っていると言ってよい*(23)。即ち、イタリアにおいてボローニヤ大学の起源を世俗の学校に求める説は、おおかれすくなかれその起源をローマ皇帝の権威に求めようとしてきたのである。

これに対して、上述の司教座学校起源説や関連説は、その起源をローマ教皇の権威に求めようとしてきた。皇帝権と教皇権、この二大普遍権力のいずれにもボローニヤ大学の起源的権威を求める余地があることが、パリ大学と異なってボローニヤ大学の起源問題を複雑なものにしてきた。そしてさらに、初期にはそのいずれの普遍権力にも直接的な法源関係を求める証拠がないことが、問題をより複雑化してきたのである。

そのため、イタリアではパリをはじめとするアルプス以北の中世大学よりも、中世大学の普遍性の法的根拠が問われることとなる。中世大学の法的普遍性を論じたエルミーニは、デニフレやラシュドールなどのアルプス以北の研究者達をはじめとする、従来の研究は「中世大学(Studium generale)の権利と貢献がいかなるものであったかを示す努力しか」おこなわず、「外的刺激からのみ普遍性が定義しようとされ、内的意味が洞察されなかった」と、きわめて正当な批判を展開している*(24)。

まさしく「普遍性の内的意味」が、ボローニヤ大学の起源において問われるべき最大の課題の一つである。それは中世大学を法的に位置づけるだけでなく、中世大学そのものの性格を規定する。そして、大学の最も根源的機能である学位授与と学位そのものの内実に関わる問題となるのである。

第3節 初期法学校の性格 —ペポとイルネリウス

既に述べたように、ボローニヤ大学の起源をめぐる問題の核心は、やがて大学に発展する法学校がどのような法制的基盤を持っていたかという点にある。それをローマ時代にまで

は遡れないとしても、中世の二つの普遍権力に求めることは可能である。したがって、ここでも教皇権と神聖ローマ皇帝権という二つの法源が問題となる。

教皇権に法源を求める説としては、グアラッツィーニに代表される、八二六年のローマ公会議にまで遡る説がある*(25)。この公会議では、すべての司教区に教養諸学を教える教師を置く旨が定められ、この規定によってボローニャにも教養諸学の司教座聖堂学校が設置された。この司教座聖堂学校からボローニャの法学校が十一世紀後半以後のローマ法の復興とともに分離独立して、大学の原初となったという見解である。

この見解は、既に見たマナコルダなどの司教座起源説の延長上にあるが、その問題の一つは、司教座聖堂学校で法学は教えられなかったのではないかという点である。デニフレが司教座関連説を否定した根拠の一つはこの点にあった*(26)。しかし、マナコルダの論証によって、司教座で法学が教えられた事実は既に立証されている*(27)。従ってその後は、分離ないし独立した法学校が司教座と関連を持っていたか否かという点が問題となった。

前出のガウデンツィは、最も初期の法学教師ペポは司教座聖堂学校で教えていたし、イルネリウスもまた聖職者であったと主張して、法学校と司教座との直接的な結びつきを主張した*(28)。グアラッツィーニの場合は、ガウデンツィの様に世俗の学校の存在すら否定して司教座との結びつきを主張するのではなく、むしろマナコルダが論証したように、世俗の学校の存在を認め、その分離した学校が司教座が授与した教授免許を受け入れ、それによってみずから授与した学位に法的基盤を与えようとしたと捉えている*(29)。すなわち、教授免許によって世俗の学校も司教座に結びついていたとの見解である。

これに対して、評価の高いボローニャ大学史を書いたソルベッリは、そうした法学校を開いたペポやイルネリウスなどの教師は俗人であって、司教座から教授免許を得ることなく教授したと主張する*(30)。この見解は、チェンチェッティやファゾーリに受け継がれていき、現在広く受け入れられているものである*(31)。

この定説に従えば、ペポやイルネリウスは俗人であったことになり、教会とは無関係に教授し、大学は世俗起源となる。とすれば、彼らと神聖ローマ皇帝との関係が問題となる。この点は次節で詳述するとして、ここではペポとイルネリウスをめぐるもう一つの問題、すなわちいずれが最初の教師であるかという問題に言及しておく。

この点に関して最も重要な史料とされるのは、十三世紀前半のボローニャ大学教師オドフレドゥスの記述である。

「ペポという教師が自らの権威で法学を教え始めたが、彼の知識がいかなるものであったとしても、なんら名声を得なかった。他方で、教師イルネリウスは、ボローニャで教養諸学を教えていたが、法学書が[ラヴェンナからボローニャに]もたらされた時に、その法学書を自分で学び始め、学びつつ教え始めた。そして、きわめて著名となり、法学の最初の啓蒙家となった。」*(32)

このオドフレドゥスの一節から、それ以前に若干の法学教師が存在していたとしても、イルネリウスこそがボローニャ法学校の創設者に他ならないという見解が生まれ、ボローニャ大学の起源をイルネリウスに結び付ける傾向が生じた。このような傾向は、ラシュドールや デイルセイなどの古い研究者に顕著であって*(33)、文化的観点からみたローマ法の復興者としてのイルネリウスと、制度的観点からみた法学校の復興者としてのイルネリ

ウスを同一視しようとする見方であると言える。

しかしその後、オドフレドゥスの記述に見られるペポとイルネリウスの対比を覆す論証がおこなわれた。両者の対比について、マナコルダは、「自らの権威で(*auctoritate sua*)」教えたペポに対して、イルネリウスは教会の教授免許を取得して教えたとし、それを司教座聖堂学校起源説の一つの根拠にしていた*(34)。この捉え方に対する反論を指摘した上で、チェンチェッティは、新たに発見されたイギリスの神学者の残した史料にペポの方がより傑出していたという記述がみられることから、オドフレドゥスはペポについては何も知らず、むしろペポこそボローニャにおける最初の傑出した法学教師であって、イルネリウスで彼の業績がかすんだにすぎない、と結論を下したのである*(35)。この考え方に立てば、「自らの権威で」教えたペポがボローニャ大学の最初の教師となり、大学は世俗の教師であったペポに起源を有することになる。

ただこの場合、ペポが法学文化の観点から傑出していたとしても、その維持した法学校が組織化されたものであったかどうか、また注釈を活用するといった法学の教授方法を確立していたかどうかについては否定的に捉えられており、この点においては依然としてイルネリウスが重視されていることに留意しなければならない。

第4節 教養諸学の学校と公証人養成学校

いずれにしても、現在ではペポなりイルネリウスなりが俗人として私的に維持した法学校に起源を求めるのが主流となっている。しかし、オドフレドゥスの記述からはもう一つ別の問題が派生した。それは、イルネリウスが「ボローニャで教養諸学を教えた」という記述をめぐっての、ボローニャ大学の起源を法学校そのものに求めるべきか、教養諸学の学校に求めるべきかの問題である。

一般にこの問題は、司教座聖堂学校起源説を採るマナコルダやグアラッツィーニが司教座の学校から教授免許を得ることで派生した教養諸学の学校に起源を求めたことに始まるが、すでに述べたように大学の起源を司教座聖堂学校にリンクさせる絆とも言うべき教授免許の必要性が、世俗教育においては否定されているのが現状である。

ファゾーリは、このことを、教区学校や司教座聖堂学校で教授した教師に教授免許が不可欠であったことに比較して、まさにオドフレドゥスが述べているように、ペポが「自らの権威で」教えた事実を根拠にして、世俗教育は完全に教会から自由であったと主張している*(36)。この問題は、大学が普遍権力、とりわけ教皇権とどのような関係を持ったかという問題に関わるので、別の角度からも後述する。

ファゾーリの見解が正当であるとすれば、司教座との関連は否定して、完全に世俗の教養諸学の学校に法学校の起源を求めるべき可能性が生じる。その場合、イルネリウスが教養諸学の学校で法学を学びながら教授し始めたというオドフレドゥスの記述からして、教養諸学の学校からじょじょに法学校が分離していったという考え方が成立する。そして、この考え方は、「ローマ法再発見以後の教養諸学の学校では、法体系の再発見の下で立法性格の法学が教授された。このことが法学そのものの学的自律性を成立させ、それまで教養諸学の学校で行われていた法学教育を分離独立させた。」*(37)という文化史的状況とも合致することになる。

ただこのように考えると、ボローニャ大学の起源を法学校に求め、さらにその法学校の

起源を求めるといふ際限のない迷路に踏み込む危険性が生じる。そこで、当然のことながら、法科大学団の起源は教養諸学の学校よりも、そこから分離独立した法学校にこそ求められるべきであるという見解が成り立つことになる。しかしこの問題は、法学校の教養諸学の学校からの分離独立の経過がまだ十分に明らかにされておらず、現時点において、二者択一的に問題を解決するには無理がある。

そのため、この問題を一時棚上げして、別の可能性を検討すべきであるとの意見が出され、新しい可能性を示すものとして注目されてきた。それがチェンチェッティの公証人学校起源説である*(38)。この説はヴェルジェが受け入れ、イタリアでもファゾーリをはじめとする研究者が注目してきた*(39)。それは、法学の実務面を支える公証術が都市社会にとって必要不可欠のものであるため、コムネの勃興とともに公証人学校が繁栄したという社会的状況に合致した見解である。そして、近年コムネの成立過程と中世大学の成立過程の関係性が着目されるようになって、ますます注目されるようになった*(40)。ただ、この説も公証人学校と法学校や教養諸学の学校との関係やイルネリウスなどがどのように関わっていたかなど、今後論証されるべき課題は多く残されている。

第5節 普遍権力としての皇帝権との関係

すでに述べたように、ボローニャ大学の起源を司教座聖堂学校に求めるのか、世俗の学校に求めるのかの問題は、その根底において大学の法的根拠を教皇権に求めるか、ローマ皇帝権の伝統に求めるのかという問題と関わっていた。大学すなわちストゥディウム・ゲネラーレは他のストゥディウムと異なって普遍性を有すると考えられ、その普遍性の法的根拠が普遍権力に求められたからである。

世俗起源を前提にした場合に問題となるのが、イルネリウスなどが開いた初期の法学校が普遍権力、ことに神聖ローマ皇帝権とどのような関係にあったのかという点である。この点についても重要とされる史料は、先に引用したオドフレドゥスの記述と、次のドイツ人年代記作家ブルカルドゥスの一節である。

「教師イルネリウスは、久しく忘れ去られ誰も学ばなかった法学書を、女伯マティルダの要請で復活させた」*(41)

このマティルダの「要請で(ad petitionem)」という一節が論議的となり、前述のオドフレドゥスの、ペポは「自らの権威で」法学を教えたという一節としばしば対比された。この一節から、すでに十九世紀末のラシュドールのように、イルネリウスはマティルダの後援で半ば公的に教授したという見解が生まれ、さらには、完全に私的な教師であったペポと対比して、イルネリウスを重視する傾向が生じたのである*(42)。

トスカーナ女伯であったカノッサのマティルダは、ボローニャの支配権は保持していなかったが、ボローニャを保護下に置いていた。そのマティルダが神聖ローマ皇帝の代理権を得ていたという事実が、今世紀に入ってシメオーニによって確認されるに及んで、マティルダの代理権を通じてイルネリウスを一気に皇帝権に結び付ける見解が生じるようになった*(43)。ソルベッリも、ペポとは対照的にイルネリウスはマティルダの保護だけでなく皇帝の保護を得て「当時ボローニャで無視されていた法学の書物を革新した」と断言し、チェンチェッティもまた、一九四〇年の論文の中で、マティルダと皇帝の二つの権威があって、その二つが結びつくことによって、イルネリウスは皇帝権の支持を得たと主張した*

(44)。

しかしこのような見解に対しては、デ・ヴェルゴッティニーが、〈petitio〉は公的権威を示すものではなくて単なる要請に過ぎないこと、さらに一一一年にマティルダが皇帝代理権を得たとしても、それ以前からイルネリウスが学校を開いていたことを指摘し、さらにはソルミが、マティルダは自らの権威でイルネリウスに法学教育を行わせたのだと反論した*(45)。これらの反論を受けて、その正当性を認めたチェンチェッティは、率直に見解を修正して、皇帝権とイルネリウスとの結びつきを否定するに至ったのである*(46)。

その後、この論争は二つの解釈の方向を生んだ。一つは、皇帝権の認可は得ていなかったにしても、マティルダの後援すなわち経済的な援助を得ていたという見解である*(47)。おそらく、マティルダからの「要請」があった以上、何らかの援助があったことは否定できまい。しかし、その援助がいかなるものであったかを明らかにする新たな史料が出てこない限り、この解釈は論証されない。

そのため、今一つの方向、すなわちマティルダとの法制的・経済的関係を否定して、イルネリウスがまったく私的に教授したと捉えながら、別の関係の中にイルネリウスと皇帝権とのつながりを求める可能性が指摘されるようになった。すなわち、イルネリウスが皇帝党に属し、その党首であった司教のシジフレドと対立教皇クレメンス3世が親密な関係にあったことから、ラヴェンナからの法学書の流入が説明できると捉え、その関係の下でイルネリウスが法学の研究教授を始めたという仮説である*(48)。この仮説も直接的に皇帝権とイルネリウスとの関係を結び付けるものではない。ただ、その論証の展開如何では、より明確な皇帝権とのつながりを示し得る可能性は秘めている。

このように、初期のボローニャの法学校と神聖ローマ皇帝権を結びつける議論は、直接証拠を欠くために、いわば状況証拠のより適切な位置づけをめぐって行われてきたといっても過言ではない。しかし、法学校出現の時期における皇帝権の法的保証が立証できないからといって、当然、それ以後も皇帝権から大学が独立していたとの見方はできない。事実、ラシュドールやカウフマンをはじめとする十九世紀末の研究者は、一一五八年のフリードリッヒ・バルバロッサの「ハビタ」を、それ以前のように個別大学の設立証書とはみなさなかったが、ボローニャの学生特権の承認として、実質的に皇帝による大学の承認を意味するに等しいものと捉えてきたのである*(49)。

第6節 「ハビタ」の提示する問題

この神聖ローマ皇帝による勅令、最初の言葉を採用して「アウテンティカ・ハビタ」と呼ばれる勅令ほど、ボローニャ大学の起源をめぐって重要視されてきた史料はない。そのため多くの視点から考察が加えられてきた。この勅令を全訳すれば、以下の通りとなる。

「この問題を司教、修道院長、公爵、すべての裁判官に審査させ、我が聖なる宮廷の他の貴族に吟味させた結果、余は厚情をもちて、勉学のために巡礼するすべての学生と、とりわけ神聖なる法律の教師とに、彼ら自身も彼らの使者も学問がおこなわれている場所におもむき、そこに安全に滞在することができるように、この特権を与うものである。

実際、余が正当と思うのは、善行をなす者が余の賞賛と全面的な保護を得ている如くに、その知識が全世界を照らし、神と神の僕である余に服従するように臣民の生活を教化する者が、余の特別な配慮によってあらゆる危害から保護されるべきことである。まさしく、

知識を愛するがゆえに放浪し、富める者が貧者となって、おのが身を困窮のうちにすり減らし、おのが命を多大なる危険にさらし、誠に腹立たしきことながら、しばしば極悪非道の輩から故なき身体をこうむるような人々に、同情を感じない者があるのか。

それ故、余はこの普遍的にして永遠に有効なる法令によって、以下のことを命ずるものである。すなわち、以後いかなる者も学生に何らかの危害をあえて加えるほど無礼であってはならぬし、また、悪しき習慣によってそれがおこなわれていると時折聞いているように、同じ地域出身の他の者の責に帰すべき違反や負債を学生に補償させてはならない。さらに、この神聖なる命令を破る者たちや、これを遵守するように要求しないその土地の為政者たちにも、次のことを知らしむべきである。すなわち、損害の四倍の賠償がすべての者から取り立てられるべきであり、法によって科されるべき汚名の印として、彼らはその職を永久に奪われるであろう。

さらにまた、何者かが何らかのことで学生に訴訟を起こそうとしたならば、その選択権は学生に与えられ、君主、あるいは学生自身の教師、あるいはその町の司教の、いずれの所に原告を出頭させてもよい。これらの者に、余はそのことの裁判権を与えている。

しかしながら、学生をそれ以外の裁判官の所に出頭させようとする者がいるならば、たとえその訴訟が正當きわまるうとも、このたくらみの故にその者は敗訴するものとする。

余は、この法令が皇帝勅令集の中の「息子は父親の代理とならず、云々」という表題の下に挿入されるように命じた。

ロンカリアにて作成。一一五八年十一月。」*(50)

このフリードリッヒの勅令は、「普遍的にして永遠に有効なる法令」として皇帝勅令集に挿入されると明記されているとおり、ローマ法の伝統の下に発布されたものであることに留意しなければならない。それも、ユスティニアヌス法典に神聖ローマ皇帝の勅令が付加された例が極めて稀であることから、「ハビタ」の特異性を看取しうるのである*(51)。

この勅令の内容は基本的に、安全面における学生の保護と、教師や司教の裁判の選択権を学生に付与したことの二つの内容を持っている。ことに、ユスティニアヌス自身が『学説彙纂』の序文において、ペイルートの学生に対する裁判権をその町の司教と法学の教師と地方行政の長に与えた先例を踏襲するものとして、ボローニャの教師と司教に対して裁判権が付与されたことのほうが注目されてきた*(52)。裁判権の付与が大学に一応の合法性を与えるものと考えられてきたからである。そして、この勅令が大学の法的承認に等しいものと見なされる以上、この時点での大学組織の存在を多くの研究者が想定することになったのである。しかし、裁判権の付与は勅令でも明言しているように、組織としての大学に与えられたものではなく、教師や司教に与えられたものである。この点は、団体としての大学組織の成立に関わる問題であり、後の節で詳細に検討することにした。

「ハビタ」のもう一つの内容、すなわち、安全面における学生の保護については、二十世紀に入ってから、「ハビタ」の主目的は裁判権の付与にあつたのではなく、むしろ「復仇」からの学生の保護にあつたという見解が主張された*(53)。すなわち、教師裁判権などは後に付加されたものにすぎず、「ハビタ」本来の目的は「同胞人の共同債務」などの原理に基づく「復仇」から学生を保護するものであつたというのである。

この「ハビタ」の目的論は、起草の過程と関連する。すでに十九世紀末にギーゼブレヒトが、十二世紀に書かれた作者不詳の詩『イタリアにおけるフリードリッヒ I 世の偉業

『Gesta di Federico I in Italia』に基づいて、一一五五年にボローニャの教師と学生の代表がフリードリッヒの下に赴いて保護を願い出て、それに応じる形でフリードリッヒが一一五八年に正式に「ハビタ」を起草したことが確認されていた*(54)。しかし、ラシュドールはこれを無視し、デニフレもこれを否定したため*(55)、二十世紀半ば頃まで、一一五五年と一一五八年の二つの起草の問題は十分に検討されてこなかった。

この問題をきわめて詳細に取り扱ったケップラーによれば、「ハビタ」は一一五五年に暫定的に発布された後、一一五八年に公式に発布されたというギーゼブレヒトの見解を継承した上で、公式発布の段階でイルネリウスの弟子の四博士がロンカリアの会議に加わり、そこで教師裁判権の条項が付加されたと捉える*(56)。従って、あくまで「ハビタ」の主目的は「復讐」であって、裁判権は後の付加にすぎないと主張するのである。

確かに、従来「ハビタ」が主に裁判権の問題として捉えられてきた点からすれば、ケップラーの「復讐」を主体とする見方は重要な問題を提起している。とりわけ、当時神聖ローマ帝国ではラント平和法に見られるように、フェーデ権の廃止や制限がおこなわれ、私的権利を立法化する動向があった。このことを背景に「ハビタ」を捉えるなら、フェーデと同様に「復讐」をフリードリッヒが制限しようとし、「復讐」権に代えて裁判権の確立を図ったとも考えられる。このように考えると、「ハビタ」の主目的は「復讐」であったというよりも、「復讐」と裁判権は表裏一体のものであって、「復讐」に代わる裁判権の確立を図ったものであったと捉えるべきであろう*(57)。

他方で、十九世紀から指摘されてきた問題の一つに、「ハビタ」は明確にボローニャの学生にあてられたものではないし、法学の学生だけを対象としたものでもない、という発布対象の問題があった。事実、前述のこの法令のどこにも、ボローニャという地名は出てこない。また、あくまで学生一般を対象としており、法学の学生に限定する表現も見られない。この点を、起草時期の問題に絡めて、ケップラーは一一五五年の暫定措置においてはボローニャが対象とされたが、一一五八年の公式発布では特定の場所の学生を対象とはしなかったと考えた*(58)。公式発布において対象が一般化されたというのである。ただ当時、危険を冒して遠国から学生が多数学びに来るような場所、すなわち実質的に発布の対象となる場所はボローニャ以外にほとんどあり得なかった。その意味では、「ハビタ」は実質的にはボローニャの法学校を主たる対象としながらも、将来的な同種の学校の出現を想定した一般化がなされたと考えることができる。

おそらく、以上のような解釈が今日もっとも受容可能な見解であって、チェンチェッティなどのイタリアの研究者もほぼ同様の見解を採り、ファジーリなどはこのような見解を土台としてボローニャの政治風土の中に「ハビタ」の意味を見いだそうとしている*(59)。

しかしながら、「ハビタ」はボローニャの「教育の合法性について何等全く要求することなく、それに対して何等も授与することなく」、ただ単に発布者の「主導権を保護する以外の目的を持っていない」*(60)という結論を下して、大学史ないしは教育史上の「ハビタ」の位置を過小評価するとすれば、重要な問題を看過することにもなる。「ハビタ」が一方において学生に「復讐」の免除を与えて彼らを保護し、他方において教師裁判権を認めて教師の権限を強化した事実は否定できないし、それを神聖ローマ皇帝権が行ったことの史的意味は十分に問われねばならない。その根底には、教皇を意識したかどうかは別にして、皇帝権による教育権の確保という性格があったことは十分に推定できるのである*

(61)。

第7節 ホノリウス教書の意義

イルネリウスとマティルダや皇帝との個人的なつながりや、ロンカリア会議におけるボローニャの四博士の役割などによって、神聖ローマ皇帝権と初期のボローニャの法学校の関係が深いものであったことは確かである。その関係の下に、少なくともボローニャの学生・教師をも対象として「ハビタ」が発布された。しかし、その事實は、ボローニャの法学校に皇帝が法的な認定、ないしは明確な法的普遍性を与えたという直接的な証拠とはならなかった。

少なくとも厳密に法制的な意味において、法学校(studium)を大学(studium generale)として神聖ローマ皇帝権が認定したという法的根拠を見いだせないことが、初期の法学校に普遍権力による権威付けを与えようと望む多くの研究者の目を、教会もしくは教皇権との関係に向けさせた一因でもあった。すでに述べたように、司教座聖堂学校起源説もしくは関連説をとる研究者たちは、教会授与の教授免許によって大学の起源を教会に求めようとしてきたが、結果的に教授免許の世俗の有効性は否定されている。そのため、教皇権や教会とのつながりは別の所に求められることになる。その場合、世俗学校起源が不動のものとなっている以上、教皇権による大学の認定・保護は起源に関わるものではなく、大学成立以後の追認といった性格を持つものとならざるを得ない。

このような観点から、次の一二一九年六月二八日付けのホノリウス三世の教書が頻繁に採り上げられてきた。

「主の下僕たちの下僕、ホノリウスは、親愛なる息子であるボローニャ助祭長に挨拶と使徒の祝福を送る。しばしば、それほど教育のないものが教授職に採用されている。そのため学位取得者(doctor)の榮譽が減少し、該博にならんと欲する学生の進歩が妨げられている。余は、その者たちの有用と榮譽に配慮するを望み、本教書の権威をもちて以下のように定めることとする。今後、いかなる者もあらかじめ入念な試験によって汝から許可(licentia)を得ずして前述の町において教える職に就き得ない。また、それに反抗する者や反逆する者がいれば、上訴を排して教会の懲戒罰によりて、汝はその者たちを処罰すべし。」

*(62)

この教書は、ホノリウスがボローニャの助祭長に対して大学における教授免許(licentia docendi)の授与権を認めたものとして名高い。これ以後、ボローニャ大学が教皇庁の保護下に入ったと見なす見解は、十九世紀末のラシュドールやデニフレなどが主張し、世俗学校起源を採る研究者によって今日まで一貫して保持されてきたものである*(63)。

確かにこの教書は、単に起源をめぐる問題のみならず、本質的には教授免許や学位の内包と普遍性、さらにはその授与権にかかわるきわめて重要なものであり、その観点からの広範な考察を必要とするものである。それらの考察は後の章に譲って、ここでは、起源に関わる大学と教皇権の関係という観点からの問題、すなわち、この教書はまったく新しい現実をボローニャにもたらしたのか、既存の現実の追認に過ぎないのかという点についてのみ言及しておく。なぜなら、この点の捉え方如何によって、大学と普遍権力としての教皇権の結びつきをより遡ることが可能となるからである。

いうまでもなく、司教座聖堂学校起源説を採る研究者は、この教書はそれ以前から大学

でおこなわれていた教会授与の教授免許の追認に過ぎないと捉えてきた*(64)。これに対して、世俗学校起源説では、ホノリウスがパリ大学に対するのと同じ原理をボローニャに適用して発布したもので、ボローニャでも「この変革は反対なしに」受け入れられたとし、教授免許授与の継続性を否定している*(65)。

しかし、当然のことながら、それが前例を見ない「変革」であったとしたら、「反対なしに」受け入れられたとは信じがたい。この点を、世俗学校起源説を採るその後の研究者は、次のように説明する。ホノリウスの介入は高等教育が聖職者の養成に関与するようになったときに始められたものであったから、当然のこととして受け入れられる素地があった*(66)。また従来から、大学の学生達は教会で集会を開き、教師達は学位授与を司教座や教会でおこなっており、敬意を払っていた教会から教授免許授与されることに大きな抵抗はなかった、とするのである*(67)。

ただ、この見解がどのように説明しようとも、ある種の楽天性は排除できないのであって、むしろこの教書は「対立を解決することなくして遵守され得なかった」と捉えるチェンチェッティに正当性が認められる*(68)。ところが、彼もまた、教師たちは学位授与の際に司教座に集まり、いまだ団体を成立させていなかった彼らが司教を統括者として選んでいたとしても当然のことだと主張している。確かに、一一七九年から学位授与のための試験が司教座で助祭長の出席の下におこなわれており*(69)、ホノリウス教書以前から慣習的に助祭長が関与していた。この慣行が一二一九年の教書で制度化され、制度化されたことに対する教師たちの反抗があったと、チェンチェッティは捉えるのである。

現在最も受け入れられているこの折衷的見解は、しかし、世俗学校起源説に立脚しながらも、助祭長との関係を強調しすぎることによって司教座学校起源説に近づく矛盾を抱えている。そして、その矛盾はボローニャで授与された学位の矛盾に通底している。俗人が多かったボローニャの教師たちは、自らの授与する学位に普遍性を与えるためには教会権力に依存する他なかったのである。

その意味で、この教書は神聖ローマ皇帝の「ハビタ」と並んで、単に大学の起源に関わるだけでなく、学位の普遍性や学位授与団体の成立の問題とも関わってこれまで多様に論じられてきた。一九世紀末から二十世紀初期にかけての研究では、この教書はいずれかと言えば起源に関わる問題として取りあげられてきたが、二十世紀半ば以降には、この教書を学位の問題に絡めて、教皇庁とボローニャのコムーネの政治的関係から捉え直す論者が見られるし、最近では、ラヴェンナとボローニャの関係やボローニャの助祭長とホノリウスの関係にまで問題を掘り下げる詳細な研究にも注目される*(70)。

ただ、これらの研究が当然として検討を加えなかった問題や、不十分にしか検討されなかった問題がなお存在する。その一つは、ボローニャの助祭長による教授免許授与が問題とされてはいるが、大学における、ないしは大学を含む教授免許授与であるとは教書のどこにも明記されていない点である。さらに、この事実は教授免許の対象が明記されていないことにも関係する。ホノリウスは、この教書のどこにも教養諸学や法学などの免許対象を明記していないのである。従来は、大学を含むすべてのボローニャの教育機関と、そこで教えられるすべての教科を対象としたと暗黙に了解されてきた。その解釈にはある種の正当性が認められるが、再検討する余地は十分に残されている。

さらにまた、ホノリウスの教書は、彼自身の教育政策全体の中に位置づけて理解すべき

性格のものであるにも関わらず、ボローニャに関してはほぼ一二一九年六月二八日付の教書のみが問題にされるか、せいぜいパリに対する文書との比較にとどまっていた。ホノリウス三世は、著名な「スーパー・スペクラム(Super speculam)」と呼ばれる勅書や、モデナ大学に対する教書、さらにはパリやモンペリエに対しても重要な教書を発布して、積極的に文教政策を推進した教皇である。これら一連の教書と比較しつつ、ボローニャに対する一二一九年の教書の意義を再検討する必要があるし、その再検討は前述の免許対象の問題などとも関連するのである。

次章において、以上の学説史を踏まえて、ボローニャ大学の組織的成立を再検討した後で、この教書をより詳細に再検討しつつ、中世大学の普遍性を核とした問題に論究することにしよう。

第2章 ボローニャ大学の成立過程

第1節 団体組織の形成 — コンソルティアとソキエタス

純粋に制度史的な観点からすれば、教養諸学の学校や公証人養成学校、さらには法学校そのものがいかに繁栄していたとしても、それらはあくまで単なる学校にすぎない。それらの学校は、大学が生まれる母体となり得たとしても、一定の組織的条件を充足する高等教育機関としての大学ではない。それらの何ら法的な特権や組織的権限を持たない私的な学校から、明確に組織的な特権と性格、すなわち法人格を有する高等教育組織がじょじょに誕生していったのである。

したがって、むしろ問題となるのは、私的な学校から大学が形成される組織的過程と、その過程において生まれた新しい大学組織を私的な学校から区別する指標である。

当時の教師と学生の現実の動向は、おおむね以下のようなものであった。十一世紀後半から十二世紀にかけて、ボローニャではペポやイルネリウスなどの著名な法学者が活動していた。彼らは、史料に述べられているように、「自ら学びかつ教え」ていたが*(1)、その名声が高まるにつれて、ヨーロッパの各地から法学を学ぶ学生がボローニャに参集した。学生たちは、相互に交換した情報に基づいて、ボローニャの特定の法学者を選んで、事前に書簡を通じてか、あるいは直接口頭で、教授・学習関係を結ぶ契約を取り交わした。教師の側は、学生に教授内容を含めて何を与えるかを明記し、それに対して学生の側はいくらの報酬を払うかを明言した*(2)。

この現実からとりわけ重視したいのは、中世都市の私的な教育行為が個対個の法的な契約関係によって規定されていた事実である。教育行為だけでなく、商行為はむろんのこと医療や結婚、雇用や贈与に至るまでの多くの行為が、公証人を介した契約関係によって規定されるようになっていた*(3)。いわば、厳密に法的な関係によって人間の活動が規制される社会が形成され、教育行為も例外ではなかった。この事実が大学制度の形成に与えた影響は、これまで十分に考究されてこなかったが、後述するように大学組織の本質的性格に関わる極めて重大な事実である。

ともかく、ボローニャの法学教師と教授契約を結んで学び始めた学生たちの多くは、ボローニャ以外の遠方からきた異邦人であって、法的に全く保護されていなかった。そのた

め、彼らは早い時期から相互に団結して自己防衛する互助組織を作った。これが、学生自身による共同体としてのコンソルティア (consortia) である。この組織は、互助的性格が強調されるときにはフラテルニタス (fraternitas)、社交的享樂的性格が強調されるときにはコムニタス (communitas) とも称される多様なものであったが、宿や書物の確保、教師や町の商人との交渉などにあたっての相互の援助をおこなった。ただ、このコンソルティアは、ヴェーバーの言う都市の政治的団体を準備した宣誓兄弟盟約による団体 (Einung) であり、ポポロによるコムーネ体制成立以前の都市によって承認された法人組織ではなく、いわば「非正当的」な学生のみによる随時の盟約団体にすぎなかったと考えられる*(4)。

むしろ、コンソルティアより以上に、法的にも日常生活の上でも学生たちを規定していたのは、教授契約を中核として形成された教師と学生の集団的組織、すなわちソキエタス (societas) ないしはコミティーヴァ (comitiva) である*(5)。法的な契約関係を土台にしていたとはいえ、教師とその周りの学生たちは極めて親密な家族的帰属意識によって結ばれていた。そのことは、多くの史料で「わが主人 (dominus meus)」あるいは「わが友 (socius meus)」といった、帰属関係を表す表現が使用されていることから明らかである*(6)。職人組合などで、親方と職人と徒弟の家族的関係がこのような表現で表されたのと同様である。実際、教師と学生が生活と食事を共にしたこのソキエタスを「家族 (familia)」と呼んでいる例も存在する*(7)。したがって、そこで結ばれた教授契約はヴェーバーの言う身分契約の一種であったと考えられる。彼らは、宗教行事や都市の公的行事への参列に当たっては、ソキエタスとして参加したのである。

このソキエタスのあり方をめぐっては、論争があった。十九世紀末から今世紀初期にかけての学者は、ソキエタスを複数の学生と複数の教師を含む単一の全体的団体と捉えてきた。しかし、史料に現れるソキエタスの多様性から、ソルベッリなどが個々の教師とその学生による複数の集団と捉え、複数のソキエタスの共存を主張した*(8)。これを受けて、チェンチェッティは「初期の時代には大学は、制度的観点からするならば様々なソキエタスの集合以外の何者でもなかった」と、結論を下している*(9)。

こうして、ポローニャに散在した法学校を横断する学生の互助組織であるコンソルティアが形成されるとともに、同時に個々の教師を中心とした家族的帰属組織としてのソキエタスが形成された。学生たちは、一方で利益共同体であるコンソルティアに所属しながら、他方で利益的かつ家族的共同体としてのソキエタスにも所属した。いわば、草創期のポローニャ大学においては、二重の団体性が学生を規定していたのである。

第2節 ソキエタスの消滅と国民団の形成

ところが、十二世紀末頃からこの二重の組織に変化が起り始める*(10)。元来、外国人学生のコンソルティアは都市によって保証された団体ではなく、固定化された団体でもなかったから、利害によって流動化する傾向を持っていた。ことに、都市の保護下にあるポローニャ市民や市民学生と外国人学生の利害は、住居や裁判をめぐって対立することすらありえたし、同じ国や地域の出身者は、言語の面でもまた生活習慣などの面でも連携を深めるのは当然であった。こうして、コンソルティアは離合集散を繰り返し、やがて同邦出身者を中心としたコンソルティアが形成されるに至った。これが、やがて同邦人組織の性格が強調されて、国民団 (natio) と呼ばれるようになる*(11)。

すでに「ハビタ」をめぐる述べてきたように、同邦人の共同債務の原理である復仇が広くおこなわれており、民事あるいは刑事事件においても同邦人の協同は必要不可欠のものになっていた。加えて、同邦人は住居や生活を共にすることが多く、利益共同体としての国民団は従来のコンソルティアよりもより強固に団結する組織となった。

この変化は、学生が属していたもう一つの組織であるソキエタスにも、多大の影響をもたらした。学校横断的に組織された学生の国民団のほうが学生の保護と利益をもたらしたために、学生たちは教師を中心としたソキエタスよりも国民団の原理にしたがって行動するようになり、ソキエタスは弱体化していったのである*(12)。

ソキエタスは、教師と学生の間で親密な家族的絆が存在したとはいえ、本来、教師と学生の契約関係が土台となった利害による緊張関係をはらんでいた。学生たちが国民団によって集团的な力を行使するようになると、そうした緊張関係が前面に出てくる可能性が高くなる。加えて、初期にあつては学生たちは教師の自宅などに住み込んでいたのが、学生数の増加に伴ってホスピティウム(hospitium)と呼ばれた宿舎に居住することが多くなった。そのため、教師と学生の家族的関係はしだいに薄れていき、契約関係という合理的関係が前面に出てくることになったと考えられる。それに元来、この一種の下宿であるホスピティウムの賃貸料をめぐる、しばしば学生とボローニャ市民の家主との間に紛争が起こり、そのことが国民団の組織化と団結を強めた要因の一つでもあったのである*(13)。

学生の国民団への団体化とそれに比例したソキエタスの弱体化は、十二世紀末頃から急速に進んでいく。国民団がユニヴェルシタスというより強力な団体に統合されていくのに対して、ソキエタスはやがて完全に消滅することになる。その消滅を決定づけたのが、コムーネによる大学への諸々の介入である。とりわけ、後にコムーネが学生による教師の選出権を侵して、教師の招聘や指名をおこない始めたことは、ソキエタスの存立の根底的な基盤を奪うものであった*(14)。ソキエタスは、学生自身による自由な教師の選出と、自ら選んだ教師との契約関係に基づいた組織である。したがって、都市によってじよじよに教師が招聘や任命されるようになったことは、学生が教師を自由に選べず、個別の契約関係を結ばなくなったことを意味するのである。

こうして、ソキエタスの持っていた二重の関係性、すなわち、共同生活による家族的関係と教授契約による経済的合理的関係は、共に消滅することになった。しかしながら、いわばこの教師と学生のゲマインシャフトとゲゼルシャフトの二重関係そのものが、完全に消滅してしまっただけではない。ソキエタスは個々の教師と学生を中心とした集団であつて、その消滅は教師と学生の個別の関係の消滅にすぎない。国民団の形成がソキエタスの衰退を促進した事実には、前者が後者のゲゼルシャフト的關係を代行したという背景がある。すなわち、教師と学生との間の教授契約に基づく純粋に経済的な合理的関係は、国民団という学生集団と教師との集团的関係に置き換えられていったのである*(15)。

それは、契約の団体的組織化という現象として理解される。つまり、従来個別に結ばれていた教授契約は、大学団規約という法によって組織化され、学生団体としてのユニヴェルシタスが教師を契約によって雇用するという形態に変化し、学生はユニヴェルシタスを通じて教師と契約を結ぶことになったのである。それは契約という側面からするならば、ソキエタス段階の身分契約から団体的目的契約への変容であつた。また、その契約の団体化が成立しうるためには、国民団が契約関係を結びうる法的により強力な団体組織、近代

的な意味における法人格を持つ団体組織となる必要があった。それが、ユニヴェルシタスに他ならないのである*(16)。

ここで提示したユニヴェルシタスを契約の団体的組織化と捉える見解は、ユニヴェルシタスを学生の組合と捉える従来の見解と必ずしも対立するものではない。従来の見解は、対外的な権益の保護と対内的な統制という機能をユニヴェルシタスが法的に獲得した点で、当時群生していた同業者組合と同質のものと捉えてきた。しかし、対外的な権益保護の中心に教師に対する契約関係を置くことはなかったのである。また、ユニヴェルシタスを契約のための法人団体と捉えるのは、「ハビタ」の考察でも見たように、契約関係が十二世紀以降に立法化されていく法制史的な状況にも合致しているのである。その意味では、この見解は従来見落とされていた重要な機能を補足し、後で詳述するように、新しい角度から学生の団体を位置付けることによって、未だ十分に解決されていない問題に新たな光をあてようとするものに他ならない。

第3節 大学団の成立

十二世紀後半の段階では、この国民団という組織はユニヴェルシタス、すなわち大学団(*universitas*、本節以下「大学団」とも表記)と称されることもあったようである*(17)。そのため、大学団が先に存在し、その分割によって国民団が誕生したと捉えられたこともあった*(18)。しかし、その後の研究は、カイバーの著名な研究に見られるように、逆に国民団の集中化によって大学団が誕生したことを明らかにした*(19)。

ただ、国民団がどのような経過をたどって大学団に統合化されていったのかは、必ずしも詳細に明らかにされてはいない。元来、外国人学生が自己防衛のためにそれぞれの地域ごとに集まった組織であったから、ポーロニャ人の学生と教師は排除され、初期においてはイタリア以外の国民団のほうが数が多かったことは確かである*(20)。この事実は、数において勝り、また遠隔地出身故により団結力を必要としたイタリア以外の諸国民団がまずは統合化して大学団を形成し、それに引きずられる形で当時都市国家に別れていたイタリア人の諸国民団が別の大学団を形成するに至った経過を推定させる。

こうして、法学を学ぶ学生のみによるアルプス以北大学団(*universitas ultramontanorum*)とアルプス以南大学団(*universitas citramontanorum*)が、国民団の統合体として成立した。

その成立時期についても、未だ正確に確定されていない。この問題は、基本的に前述の「ハビタ」に関係する。ラシュドールは、一一五八年の「ハビタ」が教師の「ギルドの団体的存在を認めるものでは決してなかったが」、その存在を「間接的に推測せしめるもの」で、その年以前からコレギウム(*collegium*、「教師団」と訳されてきたが後述)が存在したことは確実である、と述べている。また、学生大学団の成立についても、十二世紀の最後の四半世紀であったと、デニフレを援用しながら主張している*(21)。カウフマンもまた「ハビタ」の時期における大学団の存在を想定している*(22)。十九世紀末のこれらの研究者は、「ハビタ」によって諸特権の付与がおこなわれたとするならば、その権利の被授与団体の存在が想定されると考え、この時期のコレギウムや大学団の存在を考えた。しかしすでに見たように、この頃組織的な大学団は存在せず、ソキエタスが散在していたにすぎない。むしろ「ハビタ」では団体の存在を示す組合長(*prior*)のような言葉はまったく使用されておらず、ケップラーが述べているように、逆に「ハビタ」はそのような団体の

存在を否定するものに他ならないとさえ捉えられる*(23)。その結果、この問題を再検討したチェンチェッティが明確に提示したように、「ハビタ」の時期の大学団の存在は否定されるに至った(24)。

他方で、前述のアメリカのカイパーやドイツのシュテファンやコーイングなどの研究者は、一二三〇年から四〇年を大学団の形成時期と見ていた*(25)。しかし、これらの研究では、ソルベッリが一一七〇年から八〇年を成立時期と主張した際の論拠となった、一三世紀初期に大学団の存在を推定させる証拠と、当時の学生とコムーネの関係に基づく状況証拠からの推論に対する論駁が不十分である*(26)。

これらの点からすれば、ベッローモが考えているように、「ハビタ」以後の一一七〇年から一二四〇年までの長期間を想定し、その間に国民団から二つの大学団が形成されたと捉えておくのが、現在のところ最も適切であるように思われる*(27)。しかし、この問題は、とりわけソルベッリの推論に見られる団体としてのコムーネや大学団の状況を踏まえて、まさにベッローモの指摘するとおり、「再吟味の必要」のある課題として残されている。この点は、成立時期の問題としてだけではなく、成立過程の問題としても次節で少し検討しておかねばならない。

いずれにしても、十三世紀初年の前後数十年ほどの間に、前述の二つの大学団が国民団の統合体として成立したことは確かである。そして、一二六五年の段階では、ドイツ国民団など十三の国民団によってアルプス以北大学団が、トスカナ国民団など三つの国民団によってアルプス以南大学団が形成されていた*(28)。

そして、その大学団は法学の学生のみによって形成され、法学の教師と他の学科の学生・教師が排除されていた事実に、とりわけ留意しておかねばならない。

第4節 ボローニャのコムーネと大学団の組織的關係

すでにファゾーリの言及を引用したように、ボローニャの自治都市組織としてのコムーネ(*comune*)は叙任権闘争の混乱の中から出現した。元来、ボローニャは神聖ローマ皇帝ハインリッヒ四世に与していたが、叙任権闘争によって都市内勢力が二分された後、十一世紀末までに教皇党(*guelfi*)が優勢となって、教皇グレゴリウス七世の後見を得ていたカノッサのマティルダ女伯の保護下に入った*(29)。しかし、その後、皇帝代理権を得たマティルダが没した翌年の一一一六年に、ボローニャの町はハインリッヒ五世から所有権の保護と通行権などの諸特権を得た*(30)。これは、ウェーリーがコムーネ形成の第二の要因としてあげているように、世俗の司法権を獲得するためには皇帝の認可を必要としたためである*(31)。

一般に、この特許状を以て、市民の自治団体としてのコムーネが法的に承認されたとされるが、コムーネそのものはそれ以前から成立していたと考えられている。この時期のコムーネは、血縁や宗教的・経済的な利害によって形成された「信心会」などと訳されるコンフラテルニタス(*confraternitas*)などの私的な集団を権力基盤とする、「賢人(*boni homines*)」ないしコンソリ(*consoli*,一一二三年以降)と呼ばれた複数有力者による共同統治形態を採っていた。その諸組織は、ヴェーバーによると、身分契約(兄弟盟約)による組織化として現れ、法的な成果として、フェーデ等を廃止して訴訟制度を形成、市民の都市外裁判所への召還の禁止、市民のための法の編纂と適用、を生んだとする*(32)。

すでに述べたように、「ハビタ」は復讐を禁じて教師や教会裁判権の確立を意図するものであったが、それと同様に、都市団体の形成が私闘の廃止に伴う都市裁判権の確立を伴うものであったことはきわめて興味深い。当時の一般的状況として、時として私的契約関係に裏付けられた私闘に代えて法を整備しその司法としての裁判権を確立する状況が見られたが、中世大学もコムーネもそうした状況の下に生まれたのである。学生たちが組織化した前述のコンソルティアやフラテルニタスなどの組織も、上述の兄弟盟約としての契約に基づいた団体に他ならず、上述の市民組織と同等のものであったと思われる*(33)。

そして、この随時に形成された学生のフラテルニタスなどがやがて永続的な国民団となり、さらにはその集合体としての大学団となっていく過程は、まさに「そのときどきにまたは短期間を限って結成された・純粋に人的な宣誓団体であったものが、永続的な政治的団体に転化し、その団体の所属者は、都市市民の特別の身分法の法仲間を形成するということになった」*(34)というコムーネの発展と全く軌を一にしているのである。

ボローニャのコムーネ体制では、一六四年のフリードリッヒ・バルバロッサによるポデスタの任命に端を発した皇帝との抗争が決着をみた一一八〇年以降は、市民の選出によるポデスタ体制が定着することとなった。このポデスタは、都市内の権力抗争をさけるために他都市から招聘した統治者であって、都市内外の全権を委託されてはいたが、市民の監督下におかれていた。そのため、次第に都市貴族層の利益を代弁するようになり、これに反発したポポロと呼ばれる商人・職人層が都市権力に食い込んだ結果、一二二八年から新たにポポロ体制が成立することになる*(35)。

それは、商人・職人層が一方で同業者組合(arte)を形成してその政治的影響力を強めただけでなく、他方で武装した地域的防衛組織であるアルメ(arme)による軍事力を持つことによって、都市権力を獲得する過程に他ならなかった*(36)。

そして、このポポロ体制の成立の過程が、大学団の成立に大きな影響をもたらした。ポポロの依って立つ基盤であるアルテと学生の大学団は、基本的に自治団体組織として共通の性格を持っていたからである。著名な中世史家ハイドは、十二世紀後半の商人組合の形成が学生の大学団の成立を促し、十三世紀に入ってから逆は職人組合の形成に影響を与えたと捉えた上で、ポポロの組織であるアルテ(società d'arti)とアルメ(società d'arme)に対する大学団の国民団と評議会(conciliarie)の類似性を指摘して、「大学団とポポロとは、十二世紀終わり頃のボローニャと北イタリア社会に共通した、理念と慣行の母胎から生まれた同種の制度である」と強調している*(37)。いわば、ナチオから大学団が形成されたのは、商人・職人層のアルテとアルメからポポロ体制が成立するのに平行した同種の組織的現象であったというのである。

この整合的な見解を提示したハイド自身はヴェーバーの都市論に全く言及していないが、本論の契約関係から大学団を再考するという視点をハイドの捉え方に補い、ヴェーバーの身分契約による都市形成の考え方を導入するならば、状況はより鮮明となるだろう。

ヴェーバーが都市内の非正当的政治団体として位置づけたポポロ団体は、「もろもろの職業団体(arti または paratici)の兄弟盟約に基礎を置」き、「兄弟盟約によって形成された特殊ゲマインデ」*(38)であった。そして、この特殊ゲマインデは公式にはソキエタスなどと呼ばれていた。大学の教師と学生が形成したソキエタスも、これと全く同じ組織であった。教師と学生は契約－ヴェーバー的概念で捉えるならば、おそらくこの契約は初期には

身分契約（兄弟盟約）と目的契約の合体したものと考えられる一を結び、都市内に特殊ゲマインデを形成したのである。他方で、学生自身は相互の身分契約によってフラテルニタスなどの組織をも形成していた。

ハイドはソキエタスとフラテルニタスなどの区別を明確にしていないが、すでに述べたように、ゲゼルシャフト的フラテルニタスの原理が強まるにつれて、ゲマインシャフト的性格の強いソキエタスが消滅し、国民団組織が誕生したのである。そして、ソキエタスの段階では教師と学生の家族的結合がその教授契約に、コンパーニョ (compagno) すなわち正餐を共にするという意味における身分契約的側面を与えていたが、国民団組織の集合体としての大学団は契約関係を法すなわち大学団規約に置き換え、教師と純粹に教育上の営利関係を反映した教授契約を結んだのである。それは、教授契約というものが目的契約を含んだ身分契約から純粹な目的契約へと変化したことを示している。

このような大学団の形成過程は、多様な私的組織を持っていた市民がソキエタスを形成して、ポポロ体制のコムーネ組織を形成する過程と組織的に同一であったのである。その意味では、ポポロ体制の確立こそが中世都市の市民コムーネの一応の完成であり、「政治的ゲゼルシャフト結合」の形成であったとするなら、ボローニャの法科大学団の形成は教育機能のための「政治的ゲゼルシャフト結合」の形成であった*(39)。まさに、ボローニャ大学はコムーネに生まれたというよりも、コムーネと共に生まれたのである。

第5節 学生大学団の意義 — 教師排除の理由

十二世紀から十三世紀にかけて、ポポロ体制形成に向けての商人・職人層の団体化の動向が、学生大学団組織の形成に影響を与えたとするならば、なぜ教師たちは大学団組織に加わって自らを組織化しなかったのか。別の観点から言えば、なぜ学生たちは団体化にあたって教師たちを排除したのか。

この問題は、初期ボローニャ大学の特殊性を表す重要な問題の一つであるにもかかわらず、史料の欠如もあって、これまで十分に考究されてきたとは言いがたい。しかし、この問題こそが従来の法制的研究と団体組織研究とを統合する鍵になる問題であって、そこから中世大学の組織的理念や法的内実が理解できるのである。そのため、この問題は次章において詳細に考究しなければならない。ここでは、教師たちが大学団から排除された理由の再検討と、教師たちが独自に団体化していく過程のみを検討する。

学生のみによる大学団の形成は、当然のことながらコムーネと教師たちによって反対された。コムーネにとってみれば、自治組織の共存は自らの権限の弱体化を招くし、教師にとってみれば、同業者組合には徒弟のみならず親方も含まれ、むしろ親方のほうが主体的役割を果たしているからであった*(40)。この教師たちによる反抗の理由は正当なものである。にもかかわらず、学生だけで大学団が形成されたのには、様々な要因が挙げられてきた。

その主要な原因を、教師主導の下に学生も共に団体化したパリ大学との比較を念頭に置いたディルセーは、三点にまとめている*(41)。まず第一は、学生たちが異邦人であったのに対して、教師たちはボローニャ市民であったために都市権力に支配されざるを得なかったという事実である。第二は、ボローニャで復興した法学研究が市民法を主体としたために、教会権力の介入の余地がなかったという理由である。これは、学生も聖職者が多か

ったパリ大学が教会権力と関係を保って形成された事実との比較を前提としている。いわば、俗学研究が勃興したボローニャでは、パリのように教師と学生を組織的に結びつける権力が存在しなかったのである。第三の理由は、ボローニャの学生が成熟した年齢にあり、祖国では一定の地位を占めていたことに求められる。成熟した彼らは容易に都市裁判権に屈せず、教師とたもとを分かったというのである。

第一の原因については、ソルベッリをはじめとするイタリアの研究者も想定した原因であるが、現実にはボローニャ以外の出身の教師も存在しており、決定的な原因とはなりにくい*(42)。第二の教皇権や司教権と大学の関係については、すでに述べたように、ボローニャ大学の草創期には確かに希薄であった。しかし、そのことが教師や学生の世俗性と関連するとしても、学生が教師を排除する直接的理由には必ずしもならない。

第一と第三の理由は、基本的に都市裁判権をめぐる学生と教師の関係に起因している。「ハビタ」の発布要因の一つは、都市裁判権に対してボローニャの学生に司教ないしは教師の裁判権への選択権を与えるという点にあった。いわば、フリードリッヒは属地主義を主張する都市の裁判権に対して、属人主義に基づいて学生を保護しようとしたのである*(43)。このような事実からすれば、確かに、ボローニャ市民が多かった教師が都市裁判権の保護下にあったため、異邦人の多い学生は裁判権をめぐる教師と対立する要因を抱えていたことになる。さらにまた、一一八九年以降にコムーネは教師たちにボローニャ以外での教授を宣誓を課して禁じた*(44)。それによって、教師たちがコムーネと結びつくことによって、学生との間に懸隔が生じて、両者が分離したとの見方もある*(45)。ただ、「ハビタ」は学生が裁判権を選択する自由を認めており、教師＝属地法的都市裁判権 vs 学生＝属人法的裁判権の対立図式がすべての場合に当てはまるわけではない。

したがって、これらの教師排除の要因は、いずれも当時の学生と教師を取り巻く状況証拠にすぎない。確かに、都市裁判権に従属するボローニャ市民が多かった教師に対抗する意味でも、独自の法的権限を持つ団体を比較的年齢の高い学生が形成しようとしたという側面は否定できない。しかし、いかに都市や教会権力との関係が学生大学団から教師を排除する状況を作り出していたとしても、その直接的理由は、学生と教師の関係そのものの中に求められるべきである。

国民団の形成から大学団への統合過程は、学生と教師の組織であったソキエタスの漸進的解消という現象を伴っておこなわれた。学生たちは、ソキエタスにおける学生と教師の関係を解消することによって、教師を排除した独自の組織を作り上げたと言ってよい。そこで、問題とすべきは解消されたソキエタスにおける学生と教師の関係性である。

ソキエタスにおいて、学生と教師は二重の関係性によって結びついていた事実はすでにみておいた。彼らは、一方で親密な兄弟盟約による家族的共同体を形成しながらも、他方で目的契約による経済的合理性によっても結びついていた。この経済的合理的関係を、ヴェルジェは「多くの教員は在俗者であり、『聖職禄』を受けず、学生の支払う謝金(collectae)で生計を立てていた。したがって、学生たちはボイコットをすることによって、強情な教員に自分の条件を受け入れるように強いることができた」と述べている*(46)。すなわち、授業料を支払うという経済関係においては学生は教師に優越していたのであり、その対価としての講義を正当に要求する権利を持っていた*(47)。しかし、家族的共同体での教育関係においては、「我が主人」と「我が友」がいかに親密であろうとも、いや親密であれ

ばあるほど教師が学生に優越したのとは否定できない。この二つの関係のジレンマによって必ずしも強固に権利を主張できない学生は、独自に国民団に団体化することで経済的合理的関係における優越性を強化することができたのである。

そして、この経済的合理的関係が法的側面から見れば、目的契約としての教授契約の関係によって規定されたものであったことを忘れてはならない。教師の側が教授行為をおこない、その対価としての授業料を学生が支払う。その関係が契約という法的拘束力を持つ関係として明確化されていた。学生たちが大学団を形成して、教師や都市に対する優越性を保持しようとしたのは、契約の一方の当事者たる学生が団体化することによって契約行為における優越性を保持することを意味していた。換言すれば、大学団の形成は、契約行為等において学生の利益を代弁する「法人」団体の形成に他ならなかった。教育を主体とする組合組織であるなら、親方に相当する教師がそれに含まれるのは当然である。しかし、契約を主目的とする団体であれば、その団体から契約相手である教師が除外されるのも、必然であったのである。

この意味における大学団の性格については、次章で詳細に論究する。

第6節 学位授与団(collegium)の成立

一方の契約当事者である学生の大学団から排除された、他方の契約当事者である教師たちは、学生の法人団体化に対してどのように対処したのだろうか。彼らもまた、当然のことながら、団体化する道を選んだ。それは、自らも団体化することで学生大学団に対抗する力を確保すると同時に、「コムーネの法律によって個人的にまた職業的に教師に課される自由への制限を補い得た」と説明される*(48)。

しかし、彼らを選んだのは学生と同様のユニヴェルシタスではなく、コレギウムという形態であった*(49)。

団体としてのコレギウムの内実については、かねてより様々な見解が出されてきた。十九世紀末のラシュドールやデニフレなどは、それをすべての法学学位取得者(doctor)の組合、あるいは学位取得者のうちの現職教師(actu regens)の組合と考えていた*(50)。このような捉え方には多かれ少なかれ、この法学教師を中心としたコレギウムと、同じコレギウムの名称を採った法律家の職業組合とを混同する傾向があった。両者は別の組織であったが、この点については次節で職業組合の観点から付言しなければならない。

デニフレなどの見解に対して、法制史家のサヴィニーは、このコレギウムを教師組合というよりも学位授与のための恒常的団体として捉える立場を採った*(51)。この見解は注目すべきであると思われる。なぜなら、初期において学生との契約に従って教授行為をおこなった教師は、経済的側面においては学生に従属していたため、学生に対して行使する権限は学業の認定だけであったからである。すなわち、学生たちに対抗して、教師たちが団体化する際の唯一の武器は、教授行為とその結果としての学業認定の拒否だけであり、その学業認定が学位に他ならなかったのである。

したがって、コレギウムの成立過程は学位授与の側面から捉えねばならない。このような観点からすると、ソルベッリが考え、後にチェンチェッティが追随したコレギウムの次のような発展段階が、無理なく受容できる。

まず、最初の段階においては、教師は団体化する必要がなく、個人的に学生の学業を認

定しており、その認定も専門的な資格を準備するものではなかった。しかし、個別に教師が学業を認定するには不平等などが生じて、次第にほかの教師が学業の認定に参画するようになった。この段階では、チェンチェッティが付言したように、教師たちはコレギウムではなく一つの階層(ceto)を形成して、ボローニャという都市内部における教師資格の認定がおこなわれるようになっていたと考えられる*(52)。すなわち、学業の終了認定が同時に教師資格を意味するようになったのである。

この段階を経て、やがてボローニャのすべての法学教師たちが学業の認定に参画するようになって、当時教育権を保持していると考えられていた教皇庁が介入を始めるようになった*(53)。その介入の代表的事例が一二一九年六月二八日付のホノリウス三世の教書である。この教書はすでに述べたように、ボローニャの助祭長に対して教授免許の授与権を認めたものであるが、コレギウムへ直接言及したものは捉えられず、同時代の他の史料にも存在の痕跡はない*(54)。史料上のその存在が確認できるのは十三世紀の後半であって、この時期に至って初めて、コレギウムが役職者と定員を持った法的に認定された団体となったとソルベッリは捉えている*(55)。

このような見解が従来の見解と決定的に異なる点は、コレギウムの組織としての性質が変化したと捉える点である。十九世紀末の研究者はむろんのこと、二十世紀前半のザッカニーニやグラッズィーニなども、一貫してコレギウムを学位取得者ないし教師の組合と捉えてきた*(56)。これに対して、ソルベッリはその時代の教師の組織は学位授与のための私的な組織と捉え、十三世紀後半になって法的に公認された団体組織になると位置づけたのである。こうして、コレギウムの性質の問題は成立時期の問題と関連することになった。

十二世紀中葉に発布された「ハビタ」では、すでに見たように、学生にも教師にも団体化の痕跡は見られなかった。この時期の史料としては、皇帝の勅令だけでなく、教皇アレクサンデル三世が一五九九年に自らの教皇選出をボローニャに告知した教書がある*(57)。この教書はボローニャの司教と参事会員、ならびに「法学のドクトルと他のマギステル」に宛てられたものであるが、そこにも法学の教師たちの団体化を推定させる表現は見られない*(58)。したがって、この教皇史料によっても、まだ団体化の痕跡は見られず、この時期に教師たちが団体化していたとは考えられない。

そこで、グラッズィーニなどは、一二一九年のホノリウス教書に法学のコレギウムに関する記述があるとの解釈を採って、それを根拠に十三世紀初期の存在を主張したのである*(59)。また、十二世紀後半における学生大学団の形成時期に、コレギウムも形成されていたとの見解を採る研究者もいるが、それはコレギウムの痕跡のない「ハビタ」と、記述のあるホノリウス教書の間新时期にコレギウムが形成されたとの見方によっている*(60)。この点について、新时期における都市規約にコレギウムの痕跡がないこと、ならびに学位授与の最初の明証は一二七六年のレジヨのもので、それ以前のボローニャには学位授与の確証がないことをあげて、ソルベッリは否定的見解を採った。そして、学位授与の見られる十三世紀後半を法学のコレギウムの成立時期としたのである*(61)。

ソルベッリの反論は、確たる史料の存在が欠如しているという厳密な実証上の観点に依拠している。確かに、後述するように、ホノリウスの一連の教書にコレギウムへの言及があると考えるかどうかは、微妙な解釈上の問題を含んでいる。ただ、史料の欠如がそのま

まコレギウム存在の否定にはつながらない。ホノリウス教書が確証とはならないとしても、その存在を推定させるに十分な証拠にはなりうる。したがって、厳密に史料上の観点からすれば、十三世紀後半にコレギウムの存在が確認できるが、それ以前の存在を否定することはできないことになる。ことに、コレギウムの性格を教師組合というよりも学位授与団的組織と捉えるならば、十三世紀前半の存在を否定するのは困難である。ソルベッリも、十三世紀前半の学位試験組織の存在は否定しないからである。

これらの点からして、現時点では、十三世紀中葉以前に学位試験組織としての法学教師を主体とした団体が形成されて、それがやがて法的団体としての学位授与コレギウムとなったと結論づけられるのみである。今後、新たな史料が出てこない限り、これ以上コレギウムの成立時期を確定するのは困難である。

十三世紀後半以降のコレギウムに関する史料から判明することは、ボローニャの法学教師たちは教会法学者と市民法学者とで別のコレギウム (Collegi dei dottori civilisti e canonici) を形成し、二つのコレギウムが存在したことである。しかし、教会法と市民法の両法の学位を取得した場合には当然であるが、二つのコレギウムに共に加わっている教師の例があり、両者のコレギウムは緊密な関係を保っていた。また、コレギウムへの参加には、必ずしも現職の教師である必要はなく、学位取得者であれば十分であった。このため、厳密には教師団体というよりも、学位取得者による学位授与団の性格を依然として維持していた。ただ、市民法学者のコレギウムは十六名、教会法学者のコレギウムは十二名という定員によって成員数が制限されるようになったから、実質的には現職教師の成員がほとんどであったと考えられる*(62)。その意味においては、このコレギウムは教師の権益の擁護を主目的とした教師組合ではなく、おそらくは後の「学部」の前段階に相当するような学位授与のための団体となったと位置づけられるのである。

さらに、この組織が単なる法学の学位取得者の組合でなかったことも、留意する必要がある。法学の学位取得者は別に職業組合を作っており、後述するように、このコレギウムの成員も法律家の職業組合に加入していたのである。したがって、あくまで市民法と教会法の二つのコレギウムは、試験と学位授与によって法学教育の認定と批准をおこなうという教育機能を果たす組織に他ならなかった。その意味では、このコレギウムを教師組織として把握するのは誤りとは言えないが、教師組合や法曹家職業組合と混同してはならないのである*(63)。

したがって、教師を中心とする学位取得者が形成したコレギウムは、大学団のような教授契約の締結団体ではなく、むしろ試験と学位によって教育の認定をおこなうこと、すなわち教授契約の成就を批准することを目的とした団体として成立したのである。

本論において、このコレギウムを時代に応じて学位授与団や「学部」などと訳し分けるのも主として上述の変遷のためであるが、コレギウムと「学部」の概念については後で再検討する。

第7節 学位授与団と法律家組合との関係

そもそも、学位の原初的形態は学業段階の認定に他ならなかったが、次第にボローニャにおける法学教師資格を意味するようになっていった。教師資格を持つものが増えてくると、現実には教職につかない者やつけない者も当然増加してくる。法学の専門知識を身に

つけた彼らが、都市の法曹職などを占めるようになって、法学の学位取得者を中心とした法曹職の職業組合が成立することになった。ボローニャで裁判官や弁護士、法律顧問などの職に就くには、この組合に加入しなければならなくなるのである。

この組合は、正式名称を「学位取得者と裁判官と法律家の組合 (Collegio dei dottori, giudici e avvocati, 以下法律家組合と略称)」と称し、前述の市民法と教会法の学位授与コレギウムに遅れて十三世紀の後半に組織化された*(64)。その名称の通り、この組合には法学の学位取得者(dottori)が当初から加わっており、成立に当たっては既存の学位授与コレギウムの影響が大きかったと言われる*(65)。というのは、法学教師の多くが学位取得者であって、学位授与コレギウムと法律家組合の前身である法律家ソキエタスの二つの組織に加わっていたため、彼らの威信が組合の成立を促したと考えられるからである。

大学団の場合と同様に、この法律家組合が成立する以前から、裁判官などのソキエタスが存在しており、その当時はソキエタスへの加入試験に法学の大学教師が加わるなど、学位授与コレギウムと法律家ソキエタスはかなり密接な関係を保持していたようである*(66)。換言すれば、法律家の組織もソキエタスからコレギウムへの組合組織の発展段階を取ったと考えられ、そのことは逆に、学生と教師のソキエタスが両者の大学団とならず、法学教師が学生とは別に学位授与団という別個の組織を形成せざるをえなかったことの、教師側の特殊性を浮き彫りにしている。すなわち、学生が教師との共同組織であったソキエタスを解消して、契約締結団体としての大学団を形成した時に、教師側がそれに対抗する団体を形成せず、契約成就の認定団体を形成せざるをえなかったという現実の背後には、法律家ソキエタスの存在とその変容という状況が存在していたのである。

ここで重要な点は、まだ法律家ソキエタスの段階では加入の資格には法学学位は要求されなかった点である。一二五〇年の都市規約では「何者も五年間学校で(in scolis)学んでいない限り、何らかの助言(consilium)を与える職務(vocari)にもコムーネの裁判官にもなることはできない」*(67)と定められており、大学での学習が条件になっていたとしても、法学の学位を取得することは条件となっていない。したがって、法学学位を取得してなくても、五年間法学を学んでいれば法曹職に就けたのである。このことは、このソキエタスがコレギウムとなった段階で、組合名称に学位取得者(dottori)と裁判官などが区別されて明記されている事実からも明白である。すなわち、法律家組合は法学の学位取得者と非取得者の混合組合であったのである。そのため、学位を取得していない者に対しては、試験がおこなわれるか、学位取得者の保証が必要であった。ところが、一三五七年の都市規約では、依然として「五年以上の法学の勉強」が条件とされているものの、法学の学位取得者は無条件で加入が認められ、学位取得が組合加入の慣行となっている旨が述べられている*(66)。

つまり、この組合への加入条件の推移は、元来は大学で法学学位を取得した者の組合ではなかった法律家ソキエタスが、法律家コレギウムとなってからは法学の学位取得者が組合の実権を握り、実質的には法学学位取得者の職業組合となっていた事実を示していると考えられる。そして、後述するように、この変化こそが法学学位の内包の変容を随伴していた。すなわち、本来は教師資格を意味した学位が、法律家の専門職資格を意味するものへと変容していったのである。

大学の最も重要な機能である学位授与の側面から見れば、その内実が教師資格から専門

職資格へと変容したのも、その機能に関わる組織、とりわけここでは三つの組織上の発展、すなわち大学団の形成という教授契約の団体組織化と、学位授与コレギウムという認定組織の形成と、学位取得者の受け皿としての法律家ソキエタスの法律家組合への変容という漸次的組織発展によってもたらされたものに他ならなかったのである。

法律家組合の成立過程や学位授与団との関係は、未だ十分に解明されているとは言い難い問題である*(69)。その限界の範囲内でここでは成立過程を中心に考察しておいたが、次章において大学団の組織的性格のみならず両コレギウムの機能的側面や相互関係についても考究することにしたい。そして、これらの団体の組織的・機能的側面がより解明できる医学の場合について、後の章で詳細に論究する。

第3章 ボローニャ大学の組織的性格

第1節 団体としての法的性格 — 裁判権と所有権

これまで述べてきたように、ボローニャでは十二世紀後半に法学生の二つの大学団が成立し、十三世紀半ば頃までに市民法と教会法の二つのコレギウムが成立した。それらは、いずれも独自の規約を持ち、大学団の長である学頭(rector)や学位授与団長(priore)以下の役職者を置いて、組織としての法的形態を整備した。

十九世紀末から二十世紀初期にかけての研究が、そのような大学組織の法制的成立の側面を明らかにし、二十世紀中葉以降の研究は、大学の人的組織的性格を解明してきた。しかし、その両者を繋ぐ基本的な観念、すなわち、なぜ学生が自立的かつ独立に法的な組織化を図って団体化したのかという、中世都市社会に生まれた大学団の人的組織としての法的本質は、必ずしも十分に考究されてきたとは言いがたい。

この問題の輪郭を大学史の観点から最初に意識したのは、ラシュドールであったと思われる。彼は、法人団体としての大学の成立を問題にし、大学が法人格を獲得する過程として、(1)規約の成文化、(2)法人としての訴訟権の認可、(3)組織の役職者の任命、(4)共通印璽の使用、を挙げた*(1)。そして、そのような法人組織としての大学(studium)を、中世人の意識に倣って、教会(sacerdotium)と帝国(imperium)と同列においたのである*(2)。

これらの諸制度は、いわば中世後期における法人観念の成立を前提としたものであった。今世紀に入ってから法制史研究は、この時期に法人格という観念が成立し、その成立が教会などの制度に近代的性格を与えた事実を明らかにした。ベルマンが教会を例に明確に述べたように、十一世紀末以降の教会改革は「逆説的ではあるが、教会自体がその最初の例である近代西洋国家を生んだ。」*(3)すなわち、中世的教会組織が改革されたことによって、法的自治の制度的観念が確立し、近代的法治国家のモデルとなったのである。

そして、イタリアに関する限りは、教会と帝国と大学に、自治団体組織としての都市コムネを加えなければならない。コムネこそ、法制的な意味においてであるが、教会よりもむしろ新しい国家のモデルともいえるのである。この組織もまた、複数の人々による人的組織をひとつの法的実体として、すなわち法人として捉えるという理念とともに誕生したと考えられている*(4)。そして、すでに見たように、コムネの成立と学生大学団の形成は、その意味において平行した現象であったのである。

このような観点から、大学の法人格を再検討するならば、大学団規約は法人の権限や機能の明文化であり、より上位の法的権威によって承認された法人の内実の表明を意味する。団体の訴訟権は、法的行為において当事者となりうる権利、すなわち団体組織を法的に一個の人格と見なした上での、その人格に対する法的行為の承認である。そして、役職者の任命と印璽の使用は、法人の代表権を意味するものに他ならない。

これらは、換言するならば、法人を構成する成員が変化したとしても、法人としての組織的一貫性が上位権力によって保証されるということの制度化である。そして、その制度化の基盤には、成員全体の意志が特定の代表者によって代弁されるという「代表統治の原理」と、その代表者は成員全体の意志に基づく「同意による選出」によって選ばれるという原理が存在する*(5)。

したがって、中世大学の法的実体の検討は、法人としての法的権限・機能を表す規約の内実と、訴訟権を含む広義の裁判権と、団体代表権の性格についておこなわれねばならない。

このうち、教師や大学団の裁判権については、これまで比較的検討されてきた。たとえば、一一五八年の「ハビタ」は、本来の意図が復讐にあったとしても、法学の教師のみならず教養諸学の教師たちにも学生への裁判権を与えるものであった*(6)。その裁判権は、民事と刑事の双方を含むものと考えられているが*(7)、この時代の教師たちは団体化しておらず、その裁判権の行使は市民として属していたコムーネの裁判執行権に服する以外にあり得なかったであろう。その意味では、教師の裁判権はそれほどの実効性を持たなかったと考えられる。

他方で、大学の成立と平行したコムーネの制度的形成においては、ポポロによるコムーネ体制の成立にあたって、最初に承認されたのは裁判権ではなく所有権であったと考えられる。というのも、前述の神聖ローマ皇帝ハインリッヒ五世からボローニャが得た特許状では、市民の所有権の保護と通行権などの諸特権は明記されているものの、裁判権に関する記述はそこにはないからである*(8)。おそらく、ボローニャなどの都市が裁判権を含む完全な形の団体権を承認されたのは、一一八三年のコンスタンツの和議においてである。そこでは、都市規約等の合法化がはかられている*(9)。そして、この頃から、ボローニャの裁判官層の社会的重要性が増して、前述のように裁判官を中心とする法律家のソキエタスが形成されたものと考えられる。このソキエタスが後に法律家のコレギウムとなった。

このコムーネ形成における裁判権と所有権の区別や、法律家ソキエタスからコレギウムへの発展、そして、大学のソキエタスから学生大学団への展開と学位授与コレギウムの形成とは、法人格の確立という点において、相互に関わっていると思われる。

自然人格に対する法人格は、組織を構成する個々人の実体とは別に、組織全体の人格を法的権限を持つものとして認定する観念に依拠している。それは、所有権という観点からすれば、成員の個々の所有権と団体組織の所有権を明確に区別する。そして、理論上は、個々の成員は組織の所有権に参画することができる。しかし、裁判権に関しては、代表権者を通じて組織全体が有するものであって、個々の成員が直接参画するものではない。そこには、独立した法人としての組織と個々の成員との間に法的に抽象化された区別がある*(10)。この法人格の意味において、ユニヴェルシタスとコレギウムは公的な性格を獲得したのであって、最終試験が「公的試験」と呼ばれた理由もそこにあると考えられる。この

「公」と「私」に関わる問題は後述する。

初期の中世大学の組織である教師と学生のソキエタスは、所有権や裁判権における法的に抽象化された区別を持たなかった。学生と教師に共通のソキエタスの財産というものは存在しなかったし、学生と教師の契約に基づいた利益共同体的関係が土台となりながらも、彼らの団体としての関係は運命共同体的な家族的絆によって結ばれてもいたからである。しかし、学生のみによって形成された大学団は、完全に「政治的ゲゼルシャフト結合」の性格を露わにし、学生に強制的に課した登録料などの固有の財産を持ち、対内的には学生に規律と服従を課し、対外的には法人として訴訟行為に参画するだけの権限を得たのである。そして、その法的行為には法人として契約を結び、その契約に違反する場合には処罰したり、訴訟を起こす行為が含まれていたのである。

この契約という法的行為のために、学生たちが団体化して法人格を獲得したものが大学団に他ならなかった。学生たちは、もはや対教師関係において個別に契約を結んで教授＝学習行為を遂行する必要はなく、法人としての大学団が契約行為の法的代行をおこなったのである。いわば、教師と学生が個人的に結んでいた契約は、少なくとも学生の側が団体化することによって、公的な場において組織的に締結されるようになった。その意味で、大学団の成立は、教授契約における学生の側の法人団体化であり、契約の公領域化に他ならなかったのである。

この捉え方の正当性は、大学団規約に規定された組織の権限や機能を分析することによって、規約が契約の法的手続きを明文化したものであることを示すことによって得られるであろう。そこで、「教授契約」の構造を踏まえて、それがどのように大学団規約に組織化されているのかを考究する。

第2節 私的な「教授契約」の構造

ソキエタスの時代には、学生たちはしばしばボローニャに来る前に、事前に教師と書簡で連絡を取り合って教授行為の依頼をおこなった。その事実は、当時文法教育のために書かれた一種の書簡範例集に証拠を見いだせる。たとえば、グイド・ファーヴァの『文書集(Dictamina)』やアルベルト・サマリターニの『文書範例(Precepta dictaminis)』には、学生が個人的に、あるいは集団で教師に講義をする場所を問い合わせ、それに対して教師がボローニャで開講する旨とこの町への学生の招聘をおこなう書簡が含まれている*(11)。このことから、チェンチェッティは当時のソキエタスが固定的な場を持たない遍歴性を有していたと考えている*(12)。

ともかく、事前の交渉があろうとなかろうと、ボローニャにやってきた学生たちは自ら選択した教師と教授行為を中心とした「契約」を結んだ。それは学生と教師の間で個別に結ばれた私的な契約に他ならなかった。

次の契約の例は、ボローニャの教養諸学の教師であったゲラルド・ダ・クレモナが、一二六八年にある学生と交わした私的な契約である。

「文法のドクトルにして教師のゲラルド・ダ・クレモナは、サンタレディオ村のドミヌス、アデマーロ・テバルドに、聖ミカエルの祭日から一年間、文法の知識を教え、学校で読むであろう書物と、下宿で他の学生が得ているものと同じ食事とを彼に与え、また部屋

を彼に与えることを、すでに受け取った十リラを含む二十三リラの代価で誓約した」*(13)

これは、ゲラルド自身がテバルドの縁者の家に出向き、三名の証人と共に上記のように誓約したものを公証人のマッテオ・カンビオが公正証書の形式であるインストゥルメントゥム(instrumentum)として書き残した史料である。このように「契約」は、正式には公証人の前で文書契約として結ばれたが、口頭での「契約」も多かったと言われ、その形式も多様であった*(14)。

もっとも整った形式の「契約」では、まず、教師の側が教授の期間と対象を約定する。いわば、教師の債務条項である。ついで、学生の側が教師の債務履行に対する報酬の支払いを宣言する。授業料の支払いが学生の側の債務となる。そして、最後に違反した方に対する処罰が定められる*(15)。

したがって、教授行為をめぐる「契約」、すなわち「教授契約」では、教授行為の期間と対象、教授行為への報酬、罰則の三点が、それぞれ教師と学生の立場から明確化されていることになる。

ゲラルド・ダ・クレモナの契約の場合には、このような「教授契約」に「賃貸借契約」が合併したものとなっている。それは、すでに見たように、しばしば教師の自宅などに学生が下宿していたため、その場合には「教授契約」が「賃貸借契約」と融合したものと理解される。ただ、研究者によっては、この点や教室の椅子などの使用料という観点から、「教授契約」そのものを「賃貸借契約」の一類型と解釈しているが、そのような解釈には無理があると思われる*(16)。純粹な「教授契約」には講義部屋や椅子の貸与に関する条項はほとんどないからである。おそらく、ゲラルドのような契約が正餐を共にし誠実義務を伴う身分契約と教授契約の合体したものであるのに対して、知識と金銭の授受のみの「教授契約」は純粹に合理的な目的契約と見なすべきである。ソキエタスの教授契約は前者の形を取ることが多かったのである。

教師と学生の契約の締結にあたっては、考慮しておくべき二つの事実がある。ひとつは、契約行為において学生たちは早くから団体化する傾向にあったことである。これまでの研究者によって様々に指摘されてきたように、学生たちは同国人の学生を頼りにポローニャにやってきた。そのことが、国民団の形成を促したのである。したがって、ソキエタスの段階においても、同国人の学生たちが契約締結にあたって協力したであろうことは正当に推測しうるのである。

今ひとつは、口頭での契約が容認されていたとしても、正式な「教授契約」は公証人の前で締結されねばならなかったことである。この事実が、契約に合法的性格と法的強制力を与えた点に特に留意しておく必要がある。基本的には、公証人の起草したインストゥルメントゥムの文書でない限り、法的強制力を持たなかったのである*(17)。

イタリアの公証人は、十一世紀末頃から活躍を始め、十三世紀頃になるとそれまでの商業上の売買契約などに代わって、賃貸借契約や遺言、財産契約などを中心とした業務をおこなうようになった*(18)。この公証人の出現は、世俗の教師たちの出現とほぼ時代を同じくしている。それは、いずれも世俗社会としてのコムーネの出現に平行した現象であった。いわば、コムーネという世俗都市組織の出現が、その法的必要性和社会的必要性から生んだものに他ならなかったのである。そのため、法律家組合よりも公証人組合のほうが

先に成立し、公証人組合から独立する形で法律家組合が成立した*(19)。このことは、中世都市の成立期において公証人が法律家に先立って合法的な実務行為を担った事実を端的に示している。

そのため、法的に公認された団体組織である法人には、その代表権者と並んで、公証人が必要不可欠であり、次に述べるように、大学団においても公証人が正規の職員として位置づけられたのである。

第3節 大学団の役職者と構造 —法人組織としての大学団

法人としての大学団では、その組織が法的行為をおこなう際の代表権者と、法的行為の検討や実務にあたる者、ならびに文書の法的効力を保証する公証人が設置されることが、規約に明文化されている。

ボローニャ法科大学団の最古の規約としては、マッフエイの発見した一二五二年の規約が残存しているが、グラツィアヌスの『教令集(decretum)』の教育に関するきわめて不完全なものにすぎない*(20)。

整った形では、マラゴーラの校訂した一三一七年から一三四七年の規約が残存する最古のものである*(21)。その構成は、福音文と序文に相当する第一章の後で、二書に分けられ、第一書が第二章から第三十九章までの三十八章、第二書が第四〇章から第四十五章までの六章の構成となっている。第一書は、「学頭、そのシンディクス、評議員、共通の職員について」*(22)と題されて、主に大学団組織の役職者に関する規定である。これに対して、第二書は「被給与ドクトル等、ドクトル取得バカラリウス、ドクトルのビデルスと宿舎について」*(23)の規定である。

この構成からも明らかのように、大学団組織の役職者に関する規定に大半がさかれ、組織の法的な機能を担う人たちの明確化とその職務規定が、規約の主目的のひとつであった。

ことに、第一書の三十八章のうちでもっとも詳細に規定されているのが、学生の学頭(rectores)についてである。第二章から第一二章まで、学頭の資格条件、選出時期、選出される国民団、選出方法、学頭の宣誓、裁判権などが定められている。これに続いて、評議員(consciliarius)、収入役(massarius)、指定分冊商(petarius)、規約監督官(statutarius)、弁護士と法律顧問(advocatis et syndicus)、公証人(notarius)、全学秘書官(bidellus generalis)などの役職者について規定される。そして、その後、扱われる書物や分冊(pecia)について詳細に規定されている。

この規定によると、学頭は、品行方正で誠実な人柄を持つ二十五歳以上の聖職者学生から選出された。聖職者であるという条件は、その後放棄された*(24)。学頭に与えられた諸権限は、おおむね対内的な職員や学生の統制に関するものと、教師に対する対外的な権限に分けられていた。前者の中で最も重要な権限が、学生に対する裁判権である。この学頭裁判権には、すべての学生が服従を強制され、違反者は学生特権を剥奪された*(25)。ラシュドールのように学頭裁判権から刑事裁判権を除外する説もあるが、一般には民事と刑事にわたる裁判権であったと解釈される*(26)。いずれにしても、大学団組織の代表権者としての学頭の統制権が裁判権として学生の服従の下に明確に規定されているのである。

それは、ローマ法の原理の一つであった「すべての人に関わることはすべての人によ

て承認されねばならない(Quod omnibus tangit ab omnibus approbari debet)」という原理の、中世的な法人組織への適応であった*(27)。法人組織としての大学団は、個々の成員とは別に法的な人格を持ち、その法人格を体現するのが学頭であったが故に、学頭の人柄や条件が厳密に規定された。そして、その団体の代表人格は個々の成員に対する絶対服従を裁判権の下に要求し得たのである。しかし、その代表人格は「すべての人に関わることを遂行するために、裁判権を主体とした法的権限を与えられる一方で、「すべての人によって承認されねばならぬ」であったために、厳密にその選出の手順が規約によって規定されることになった。大学団規約の第一書において、ほぼ四章にわたって学頭の選出手順が詳細に規定されているのはそのためである*(28)。

その選出が、まさに近代国家につながる法人組織の成立原理の一つである間接選挙の方式を採ったことは、とりわけ注目に値する。選出は、それぞれの大学団ごとに、前任の学頭と、新たに国民団より選出された評議員(*consiliarius*)、ならびに随時付加された選挙人による投票によっておこなわれた*(29)。投票の主導権を握ったのは、各大学団から選出された評議員である。評議員の総数は三十八名で、アルプス以北と以南の大学団それぞれに十九名ずつであった。前者ではドイツ国民団、後者ではローマ国民団がそれぞれ六名の評議員選出権を持っており*(30)、これらの国民団が多大な影響力を持った。

このような国民団の代表を主体とした間接選挙によって、いわば成員の総意の下に大学団の代表権者としての学頭が選出された。その学頭は、評議員の補佐を受けながら、団体の総意、すなわち法人格の意志を遂行した。ことに、団体の有する権利としての裁判権においては、前出の弁護士と法律顧問、さらには各国民団の法的代表者としてのプロクレーレ*(31)などの法の実行行為者によって補佐されながら具体的な法的執行をおこなった。そして、執行の結果は、公証人がこれを公正証書によって法的に批准した。財産権の保持に関しては、収入役による資産保全—とはいえ不動産を持たなかった当時の大学団には金庫と印璽しか財産はなかったが—をおこなったのである。

こうして、裁判権と財産権を有する大学団の法人組織としての構造化がはかられ、それが規約に明確に位置づけられた。しかしながら、問題はむしろこの大学団の構造がいかなる機能を持っていたかという点であろう。この点についての問いかけこそが、大学団組織の本質的な目的を明らかにすることになる。

第4節 規約における書物規定の意味

いかなる目的の下に学生大学団が法人として形成され、いかなる機能を果たしたのかという基本的問いかけには、すでに見たように、外国人学生自身による諸権利の擁護という一般的な答えが用意されてきた。外国人を主体とした学生の権利は、教師を含むボローニャ市民から、あるいはボローニャというコムーネから擁護されねばならなかった。たしかに、ボローニャ市民との訴訟などにおける権利の擁護も切実な問題として存在してはいたが、より基本的な問題は学ぶという行為における権利の擁護であったはずである。従来の研究者が見落としてきたのが、この教育行為における権利の擁護という視点に他ならない。

かりに、従来の解釈のように、大学団の形成がボローニャ市民との訴訟や抗争を主目的とした学生の組織化であったとするなら、大学団規約における書物や教育内容の規定、教

師に対する規定などは、不要であったはずである。にもかかわらず、これらの教育行為に関わる規定が規約に多く含まれている事実は、まさに大学団が教育行為における学生の権利擁護を主目的としたことを表している。

したがって、教育行為における権利擁護という視点から規約を分析すれば、規約の第一書の後半において、なぜ書物とその取り扱いに関する規定がなされているのか、また、第二書においてなぜ大学団の成員ではなかった教師に対する規定が定められているのか、十分に了解されることになる*(32)。そして同時に、なぜポローニャでは学生のみが大学団が形成されたのかという基本的問題へのひとつの答が用意されることになるのである。

第一書の後半では、まず、授業料の徴収や書物の監督などをおこなった全学秘書官 (*bidellus generalis*) について定められていた。各大学団ごとに三名任命された全学秘書官は、写本とその分冊を検査し監督する義務を担った*(33)。全学秘書官以外に、それぞれの教師も個別秘書官 (*bidellus specialis*) を持っていた。これは大学団の正規職員とする説もあるが、教師に対する規定である第二書で職務が定められている点からして、大学団の職員とするには問題がある*(34)。さらに、学位授与コレギウムの規約においては、全学秘書官は全く定められていないのに対して、個別秘書官については規定されており、後者はコレギウムの職員であったと理解するほうが正当である*(35)。

また、両秘書官の職務も大きく異なっていた。前述のように、全学秘書官が書物や分冊の検査・監督に当たるという教育内容の統制という教育機関にとってきわめて重要な機能を果たしたのに対して、個別秘書官は教場の開閉や教師個人の書物の運搬などの補助的機能を果たしていたにすぎない。したがって、学生大学団によって雇用された全学秘書官こそが、教師との団体化された契約によって遂行される教育内容の監督をおこなう役割を担っていたのである。

この規定の後の第二九章から第三八章が、全学秘書官によって監督された指定写本商 (*stationarius librorum*) と指定分冊商 (*peciarius*) に関する規定である。書籍商の中から選ばれた指定写本商は、必要な写本を常時保持して、学生の要請に応じて売却する義務を負った。彼らが所持すべき写本は、規約によって価格が定められている*(36)。指定分冊商は、写本ではなく写本を構成する分冊 (*pecia*) ないしは分冊の一部である冊子 (*quaternus*) を学生に売却ないしは貸与する役割を担った。保管されるべき分冊の種類と価格については、それぞれの書物ごとに詳細に規定されている*(37)。

講義で使用されたこれらの写本や分冊の取り扱いは、きわめて厳格であった。各大学団ごとに学頭と評議員が三名ずつ選出した学生が、指定写本商と指定分冊商を査察し、写本や分冊の検閲をおこない、正本 (*exemplaria*) を決定した*(38)。当時写本は高価であったから、学生たちは写本そのものよりも、分冊や冊子を購入したり、借出して自ら写し取ったりしていた。そのため、誤写による問題が生じ、大学は公式に承認した正本を明示する必要があったのである。

この正本の決定は、より重要な制度的意味を持っていた。すなわち、大学団による教育内容の批准を意味するものに他ならなかったのである。当時、大学において教授されるべき内容は、後述するように書物の形で示されていた。いわば、近代的カリキュラムと違って、個別的な書物によって教育課程が定められるという中世的形態をとっていた*(39)。したがって、当該書物の写本の正当性を認定することは、教育内容の正当性を認定するこ

とであった。さらにこの点に加えて、正本のみの売却・貸与を大学団が認定したのは、今日的な意味における著作権制度の大学制度化であったと捉える説もある*(40)。

そして、ここでとりわけ留意しておきたいことは、大学団の規約の中に書物の形で講義されるべき内容が規定され、その書物が大学団の統制の下に置かれていた点である。組織の法的性格を明示する規約によって、学生の側が教育内容を定め、それを統制したことは、学生による大学団が、教師との教育行為を円滑に進めるために法的に組織化されたものであったことを明確に示している。

この点に加えて、大学団が教育行為の法的組織化に他ならなかった事実、とりわけ教授契約の団体的組織化という法的意義を有する事実は、規約の第二書、すなわち大学団組織の構造と教育内容を示す第一書と区別された第二書において、大学団の成員でない教師に対する規定が含まれたことによっても、明確に示されているのである。

第5節 教師選出の法的意義 — 契約の法人団体化

法科大学団規約の第二書は、第四〇章から第四五章までのわずか六章にすぎず、第一書が第一章に相当する序文を除いて全三八章からなるのに比べて、きわめて簡略である。しかし、第一書が主として大学団の法的組織構造と教育内容を示すのに対して、第二書は大学団の法的機能を示すものとして、むしろここでは重要視しなければならない。

第二書の六章の内、最初の二章は教師の選出にあてられている。第四十章が「被給与教授の選出について」、第四一章が『教皇令集(Decretalium)』第六書の講義教授の選出についてである*(41)。被給与教授は、『教令集(Decretum)』の二つの正・副講義と、『学説彙纂補遺(Infortiatum)』か、あるいは『新学説彙纂(Digestum novum)』と『ヴォルメン(Volumen)』を担当する四名、第六書の教授一名の合計五名の教授の選出が規定されている*(42)。被給与講座以外の、いわゆる授業料(collecta)だけに依存した講座については教師の選出が規定されていないが、被給与教師に準じたものと考えられる*(43)。

教師選出の手順は、評議員の選出手順と同様に、まず、アルプス以北と以南の大学団ごととに一九名、合計三八名の学生を選出する。選出された三八名の学生と学頭以外はその場から退場し、残った三八名の学生は「適切かつ有能な人物」を公平に選出する旨を宣誓した後、投票をおこなう。選出される教授は、選出時点で「教授免許とドクトル学位(privatam et publicam)」を取得していなければならなかった。投票結果は、大学の公証人によって書き写され、すべての学生に知らしめるために、一覧表にして公表された*(44)。

このような選出の手順は、きわめて興味深い法的意義を有している。まず第一に注目すべきは、教師の選出が大学団の学生の総意によっておこなわれる形を取っている点である。そして、その総意の反映の仕方は、まさに間接選挙による法人としての意志決定の原理、すなわちここでも「すべての人に関わることはすべての人によって決定される」というローマ法の原理に従っている。そして第二に、学生の投票によって選出された教師が公証人によって公表されたという事実である。この事実は、公表された講座担当者一覧(rotulus)が法的な効力を持つ公正証書の意味を持ち、学生たちによって「公(publico)」のものとして承認される必要があったことを意味している*(45)。すなわち、選出が法的効力を持つことを公に批准したということを示している。したがって、このような教師選出手順の規定は、法人化した団体が交渉相手を組織的に選出し、その選出が公証人によって法的な

有効性を付与されるという、団体の意志決定の手順とその合法化を意味しているのである。

そして、選出された教授は、選出の日から十五日以内に、公証人文書によって、学頭に受諾の表明をしなければならなかった。十五日以内に受諾しない場合には、選出された教授はすべての権利を失った*(46)。被選出教授には学生大学団によって教授内容と教授期間が提示されており、それに対して諾否の表明を、これも公証人を介しておこなわねばならなかった。すなわち、学生の側から提示された契約内容を受諾して契約を締結するの可否かを、公証人によって法的に表明する必要があったのである。したがって、それが教師によって拒否された場合には、学生の側が一方的に契約の提示を無効とする旨が定められたわけである。

このような大学団規約における教師選出手順の詳細な規定の意味は、法人としての学生大学団が教授行為における契約の相手方の選定をおこない、それを合法的に公表したということに他ならない。このような解釈に立って、はじめて学生の大学団規約に教師に関する規定が含まれていることの意味が了解される。大学団が法的な教育行為の遂行組織としての性格を持つとすれば、教育行為という債務を負わせるべき相手を選出し、その選出を合法化する規定が含まれるのは当然だからである。

そして、そのような規定は、教師の側に提示された契約を受諾するかどうかの意思表示を要求する。そのために、選出された教師は、大学団から提示された教授契約を受諾する可否かを一定期日のうちに、大学団の代表権者たる学頭に、これも公証人証書という法的効力を有する文書によって提出しなければならなかったのである。その意味では、教師によって学頭に提出された教授職受諾の公証人文書は、法人化した学生集団との教授契約の受諾文書に他ならなかった。この文書によって、大学団と個々の教師との教授契約が成立したのである。

第6節 教師宣誓の意味と内容 —教授契約の法的手続き—

選出された教師による契約の受諾は、個々の教師と学生団体の代表権者との間での、いわばまだ大学団全体には公になっていないものにすぎなかったため、それを公的に告知する必要があった。そこで、被選出教師が大学団によって提示された教授職を受諾すると、すなわち教授契約の受諾を表明すると、教師は大学団の定める講義期間や教育の内容と方法を遵守することを公に宣誓しなければならなかった。

それが、大学団規約第二書の第四二章の規定、「教授の宣誓形態について」である。ここでは、「大学団によって承認され宣誓された、現存並びに将来のあらゆる規約を遵守し、適切かつ誠実に学頭に服従し、学頭の召還に応じて全学秘書官によって要求される所に出頭すること」について、被選出教授が大学団の代表権者である学頭に対して宣誓する旨が規定されている*(47)。この宣誓は、二十ポローニャ・ソルディの罰金の下に規定されており、罰金による法的拘束力が明確化されている。したがって、この宣誓は形式的な教授職の受諾宣言ではなく、教師が大学団に服従することの公的表明、すなわち大学団の提示する条件への絶対服従の法的表明であった。厳密に法的な有効性という観点からするならば、この宣誓によって初めて学生と教師の間の教授契約が公的に成立したことになるだろう*(48)。

もちろん、「規約の遵守」を宣誓するという場合、第一書の規定が大学団の成員である

役職者や教育内容に対するものであった以上、教師に対する規定が別に必要となる。そのため、次の第四三章以下において、教師の順守すべき具体的内容が定められることになる。

第四三章「教授による大学の開始と祭日」、第四四章「教授のおこなうべき講義の形態、論題(puncta)、その罰」などが、その規定である。

そこでは、大学は毎年十月十日に始められると定められ、開講期間中教授は、正講義担当であれ、副講義担当であれ、継続的に講義をし、勝手に休んではならないことになっていた*(49)。ただ、月ごとに詳細に定められた祭日は除外された。教会法と市民法の午前の講義は、聖ピエトロ教会の一時課(六時)の鐘の音が終わるとすぐに始めなければならず、違反すると九ボローニャ・ソルディの罰金が科せられた。講義は、三時課(九時)の鐘の音とともに、終了しなければならなかった*(50)。

開講講座は、すでに述べたように、教会法では『教令集』『教皇令集』、市民法では『学説彙纂(Digestum)』や『勅法彙纂(Codex)』など、講義すべきテキストに応じて規定されていた。したがって、講座の担当教師は規定のテキストを講読しなければならなかったが、特定の章が終わるとすぐに注釈(glossa)を加えることが義務づけられていた。さらに、テキストはプンクタ(puncta)と呼ばれた幾つかの論題に分けられ、必ず第一論題から順に展開することが、罰金とともに規定されていた。また、違反した者は、コレクタすなわち授業料が与えられないことになっていた*(51)。

要するに、講座に選出された教師が宣誓によって遵守すべき義務として定められていたのは、大学団の代表権者である学頭への絶対服従といった組織規律への服従だけでなく、教育期間や教育の内容と方法にまで至るものであったのである。

このような一連の法科大学団規約の規定が示すのは、法人組織としての大学団が果たすべき機能である。第一書においては、法的行為をおこなう法人組織の役職者に関する規定と、法的行為としての教育行為において授受される教育内容である書物の管理についての規定が含まれた。第二書においては、法的行為の対象者である教師の選出と、その対象者が履行すべき義務としての教育の内容や方法が、詳細な罰則の下に規定された。

このような諸規定は、ソキエタスの時代に教師と学生が個別に締結した教授契約において定められた条項に明確に一致している。教授契約においては、教授内容の売買をめぐる債権者と債務者である学生と教師の間で、債務者である教師の側が履行すべき義務としての教育期間や教育内容が明記され、学生の側はその債務が履行されたときに報酬の支払いを保証する形を採った。大学団の規約は、公的な契約行為を団体としておこなうに必要な組織を明確化した上で、契約の締結対象者を選んで、罰金の下に詳細に明記された教授期間と教授内容・方法に従わせるという一連の法的手順を示している。

これらの事実から明白なことは、学生による法人組織としての大学団が、教師と教授契約を締結するという法的機能を果たすことを主目的とする組織に他ならなかったことである*(52)。学生が大学団という法人を形成して団体化したのは、法制的に見るならば、私的自治の保証、すなわち近代的な法原理である契約自由の原則に基づく、契約関係の法人的制度化に他ならならず、大学団規約はそれを立法化したものであったのである。

この意味において、近代型の行政組織や国家組織が個と個の関係を全体としての法体系に制度化することによって成立したとするならば、イタリアのコムーネと並んで、中世の学生大学団こそ最初の近代型組織の一典型を示すものであるといえるだろう*(53)。

第7節 学位授与団体としてのコレギウムの性格

このような観点に立って学生大学団を捉えるときに、なぜ学生のみが団体化して教師を服従させたのか、なぜ学生大学団規約に教師に関する規定が含まれるのか、といった従来十分に解決されなかった問題への解答がはじめて用意されることになる。そして、教師の団体化の問題もまた、契約関係の団体化の観点から捉え直すときに、あらたなパースペクティブが開けてくるように思われる。

すでに述べたように、教授契約の基本原理は、教師の側が一定の知識を提供することに対して学生の側がその対価を支払うという、知識と金銭の授受の相互取り決めであった。学生の大学団規約においては、教授期間と教授の内容と方法が詳細に定められていた。学生が教師の果たすべき責務の内容を規定したのである。そして、教師が規定された責務を果たすことを前提条件として、学生の側はコレクタの支払いを保証したわけである。いわば、学生の側からの契約相手に対する責務と報酬に関する一方的な規定である。

教授契約の場合も、相互取り決めとはいえ、責務を負うのは主として教師の側であって、一般的には学生の責務は報酬の支払いだけに限定された。それは、教授契約が「成功報酬」の原理に基づいていたからである*(54)。知識が確実に伝達されない限り、契約は成就したとは見なされず、学生が報酬を支払う義務を負うとは見なされなかったのである。この原理は、学生が集団化して法人としての大学団を作ってから、教師が伝達すべき知識の内容と方法を詳細に規定するという形で、大学団の規約規定に生かされていた。大学団そのものが契約行為における学生の利益擁護を目的としたものであった以上、それは当然である。いやむしろ、大学団規約によって、より詳細に教師の服務規程と罰則が強化され、個人的な教授契約の場合よりも、さらに教師は学生に対して従属的な立場に立たされることになったのである。

しかし、教授契約は一方的性格の強い雇用契約などとは異なっていた。知識の内容そのものにおいては、教師の側が圧倒的に優位に立っていたからである。その点にこそ、報酬の支払い以外で、教師の側が学生に要求しうる債権が存在した。すなわち、授与した知識を学生が確実に修得するという債権と、その修得を検査するという条件を提示したのである*(55)。そして、この学生の責務履行に対する認定をおこなうシステムを、教師の側が確立しようとする。そこに学位制度とその試験制度の起源が存する。と同時に、学位を授与する団体組織としてのコレギウムの成立理由がある。

実際、コレギウムの規約は、これらのことを明確に示している。ボローニャ大学について、整ったものとして現存する最古のコレギウム規約は、マラゴーラの校訂した一三九七年の市民法コレギウム規約と一四六〇年の教会法コレギウム規約である*(56)。

これらの規約によると、コレギウムとしては、市民法コレギウムのほうが優勢でドクトル学位取得者十六名からなるのに対して、教会法コレギウムは十二名からなっていた*(57)。市民法コレギウムの場合、加入資格としていくつかの条件が要求されているが、主要な条件は、父祖にまでさかのぼるボローニャ市民で、このコレギウムで教授免許とドクトル学位を取得していることである*(58)。この条件は、コレギウムの重要な二つの性格を示している。ひとつは、コレギウムがボローニャ市民の組織であったこと、今ひとつは、学位授与の排他的特権を有する団体であったことである。他方で、実質的な教師任命権は

学生大学団が所有していたから、外国から招聘されたりした外国人教師たちのコレギウムにおける取り扱いが問題となった*(59)。

このようなコレギウムを構成するドクトルの数や加入の条件と方法などが、規約の第一章から第五章までで規定され、その後、コレギウムの代表者である団長(Priore)の選出と職務内容などが規定されている。団長の任期は、市民法コレギウムが一年、教会法コレギウムが半年と、この点でも二つのコレギウムで相違があった*(60)。

そしてその後、ほぼ五章にわたって、私的試験ないし公的試験(examen privatum vel publicum)、すなわち教授免許とドクトル学位に、学生を提示(presentatio)する方法や遵守事項などが規定されている*(61)。学位授与というコレギウムの本質的機能に関する規定である。この学位授与の方法や手順については、次章で普遍法の教育内容や試験制度を考察した後に、詳述することにする。学位授与に関する規定に続いて、法学校と都市との関係、コレギウムの集会などについて定められた後に、公証人と秘書官(Bidellus)について規定される規約構造となっている。既述のように、ここに規定された個別秘書官の職務が、学生大学団の任命した全学秘書官と全く異なっている。

すなわち、コレギウムの規約は基本的に、その組織の構成員や代表権者を規定し、学位授与の段階と方法を明示した上で、法人組織に不可欠の公証人などの役職者を規定するという規約構造を採っている。このような規約の構造は、前述の構成員の加入条件に関する規定内容に加えて、コレギウムの主たる機能が学生に対する学位授与にあったことを明確に示している。それは、学生大学団の規約において定められていたように、教育内容の決定権と教師の選出権が学生に属するものであった以上、唯一教師の側が学生に対して主張できる契約上の権限に他ならなかったのである。

教師による学業の認定は、すでに考察したように、ソキエタスの段階では教師が個別におこなっていた。個別の教授契約に基づいて教授行為をおこなった教師たちが、個人的に学生の学業認定をおこなうのは当然であったが、それゆえに何らの資格や権利を伴う認定とはならなかった。それが、認定の公平さと統一を図る必要から、次第に教師たちも集団で学業の認定をおこなうようになっていった。したがって、学位制度の形成とコレギウムの成立は緊密な平行関係にあったというより、コレギウムの成立によって、はじめて学位が組織化され法制化された。そして、そのコレギウムによる学位制度の成立こそが、まさに学生大学団の要求する諸条件に対して、契約関係における対抗条件としての学業の認定という武器を組織化したものに他ならなかったのである。

第8節 「教授契約」の組織化と契約当事者の団体化

このコレギウムがあくまでボローニャ人のドクトル、すなわち学位取得者による学位授与機関であって、現職教師のみによる学位授与機関ではないことに十分に留意しなければならない。すなわち、まず第一に学位授与のための学位取得者による組織という性格に、第二にボローニャ人によって構成された地方的あるいは都市的性格に、留意する必要があるのである。

第一の性格をめぐっては、既に述べたように、これまで多くの研究者がコレギウムを現職教師の組合と捉えたり、すべての学位取得者の同業者組合と誤解をしてきた。あるいは、学生大学団の組合的性格を強調するあまり、コレギウムを学生大学団と同様の性格を持つ

組織として類比的に捉えるか、法律家組合と混同するか、あるいはコレギウムの重要性を過小評価してきた。しかし、上述のように、コレギウムは言葉の十全な意味における教師組合などではなかったのである。

そもそも、このコレギウムの機能は学位授与であり、十四世紀にはその成員は学位取得者の中から選ばれた定員によって限定されていた。したがって、教師による利益保護のための組合団体とは異なるし、当初はともかくも後にはすべての学位取得者が参画したわけでもなかった。その意味では、コレギウムを本質的に学位授与のための委員会と位置づけたサヴィニーの見解は正当なものであった。そして、この見解からコレギウムの成立過程を論じたソルベリやチェンチェッティの解釈もまた、教師と学生の契約という基本的な関係性の視点を新たに導入するときにも、整合性を持つものであるといえる。

しかし、彼らも第二の性格、すなわちコレギウムの地方的性格をあまり強調することはなかった。それは、法学のコレギウムが法律家組合と同様の都市的組織であるとすれば、そこで授与される学位の国際的普遍性を説明するのが困難であるからである。学生の形成した大学団が皇帝権を背景とする法的な普遍性を持ち、多様な学生による国際性を有した事実は、広く認められてきた。しかし、学位授与をおこなったのは学生の大学団ではなくコレギウムであり、そのコレギウムは、少なくとも組織成立以後はボローニャ市民に限定された地方的組織に他ならなかったのである。実は、この矛盾にこそ、一二一九年のホノリウス三世による教授免許授与への介入がボローニャの教師たちに「さしたる抵抗を受けることなく受容された」理由があると考えられる*(62)。教皇権の認定を受ける形を取ることによって、はじめて地方的組織であるコレギウムの授与する学位に国際的な普遍性が付与されるのである。したがって、コレギウムの性格はそこで授与された学位の内包と有効性の問題と関係している。この学位の問題は、次章以下で詳述しなければならない。

都市的団体として学位授与をおこなうコレギウムは、基本的にボローニャ人の学位取得者による学位授与団体に他ならない。たとえ、そこに多くの現職の教師が含まれていたとしても、基本的にそれは教師のみによる学位授与団体ではなく、学位取得者による学位授与団体にすぎなかった。学生の側は自らの代表権者を選んで教授契約の主体とし、契約の内容と契約の対象者の選出などを規定した規約を持つ大学団を形成した。それは、契約自由の原則に基づいた契約関係の法人制度化による団体であった。教授契約は理論上この学生団体と個々の学位取得者との間で締結され、組織的契約によって選定された学位取得者が教師となった。コレギウムは選出された教師が団体化したものではなく、選出される学位取得者の一部が団体化したものである。そして、その契約関係における学業の成就、すなわち教師の側の契約成就の認定は学位授与団体がおこなった。そのため、その認定に当たっては、学位取得者である現職教師だけでなく、他の学位取得者もまた参画したのである。その意味における限りでは、教授契約を組織的に遂行するための法人団体であった大学団に対して、もう一方の側の契約当事者の対抗的団体がコレギウムに他ならなかったのである。

おそらく、この点において、ボローニャにおいても中世大学(studium generale)の概念の中にユニヴェルシタスとコレギウムを含めて捉えることが可能となるだろう。

ただ、契約当事者団体としてコレギウムを捉えると、なぜ現職教師によってではなく、学位取得者の一部によってコレギウムが形成されたのか、という疑問が生じうるかもしれ

ない。大学団との教授契約は個々の学位取得者との間で結ばれ、団体としてのコレギウムとの間で結ばれたものではないからである。換言すれば、なぜコレギウムは契約締結のための法人団体ではなく、契約成就としての学位の認定団体にすぎなかったのか、という疑問である。

それには、まず学生による教師選出権の問題が絡んでいる。教師の選出、すなわち具体的な教職の保証をしたのはあくまで学生大学団であって、彼らはその選出にあたっては学位取得者などの有資格者から教師を選出した。したがって、教師として選出される学位取得者の側は、教師の選出すなわち教授契約の締結にあたって大学団と対等な団体関係を結ぶことは不可能であった。

また、この学生の教師選出権は、授与された学位の内包にも深く関係している。この学位の内包と、上で指摘した普遍性の問題は、中世大学の本質に関わる重要な問題であり、後で詳述するが、初期の学位は教師資格を与えるものにすぎず、決して教職を保証するものではなかった。コレギウムは、その授与する学位によって、当該分野の十全な知識を保証し、教師としての適格性を与えたのであって、教職を保証することはできなかった。

そのために、教師の選出にあたっては学位取得者は大学団に従属するほかなく、コレギウムは契約締結のための団体ではなく、契約成就の認定団体としての形態を取らざるを得なかったのである。

もっとも、教師による知識の授与と学生によって支払われた対価としての授業料による契約関係が、知識が十分に授与されたことをコレギウムが認定することによって完結したとするならば、授業料以外の別の報酬、すなわち都市による給与制度の導入がなされたときには、当然学生による教師選出権やコレギウムの役割に影響を与えずにはおかないであろう。この点について、法律家組合の機能の問題に絡めて、次節で考察する。

.. (9) 給与制度の導入と法律家組合

ソキエタスの時代には、教師が一定の知識を授与することに対して学生が授業料(*collecta*)を支払うという明確な個別的契約関係が支配していたから、学生が教師を選択する自由が存在し、教師の受け取る報酬も学生の支払う授業料に限定されていた。しかし、一二二八年のヴェルチェッリを嚆矢として、都市が一定の講座に対して給与の支払いを始めるようになった。それは大学団そのものの誘致や優れた教師の引き抜き的手段として利用されたため、標的となった母胎大学ボローニャも対抗上、一二八〇年以降に都市給与の導入を始めた*(63)。ただ、ボローニャが給与付き講座を設置するのがヴェルチェッリに比べて半世紀近くも遅れたのは、後発大学への対抗策という側面だけでなく、コッパンも言うように学生大学団の強力さを無視すべきではない*(64)。それは、つまるところ、学生の教師選出権に関わるのである。

学生が教師を選択する自由は、彼らが大学団を形成してからも組織的に教師の選出をおこなったように、学生の教師選出権として大学団に認められていた。しかし、都市給与の開始は都市が教師選出をおこなう可能性を開くものであった。もちろん、すでに見た大学団規約の第二書に明記されていたように、基本的には給与付き講座への教師の選出権も大学団が保持していた。ただ、その特権を無視して、都市が教師を任命する事例が徐々に増えていったのである*(65)。

学位授与のためのコレギウムが成立するのは、このような教師選出権が一部学生大学団から都市の手中に移りつつあった時代である。学生が契約相手を自由に選出する権利を意味する教師選出権が多少なりとも脅かされつつあった時代には、教師たちが学生相手の契約当事者としての団体化を図る必要性もまた失われつつあった。

そして、何よりも重要な点は、都市による給与の供給方法である。給与付き講座への給与の支払いと管理は、前述の法律家組合がおこなっていた*(66)。この組合は、すでに述べたように、実体としては法律家の組合というよりも法学の学位取得者の組合となりつつあった。その十四世紀の規約によれば、組合長は毎年大学の講義初日にすべての組合メンバーと他のすべての教師を召集して、給与管理のための代理人を選出させた。代理人には、現職教師から七名が選出され、その内訳は法律家組合のメンバーである教会法と市民法の教師四名、医科・教養諸科のコレギウムから選ばれた二名、外国人教師が指定する一名であった。この現職教師七名が、給与支払いの監督だけでなく、講義の適切な受託や講座担当者の一覧であるロトゥールスの公刊なども統制しているのである*(67)。

法律家組合が講座給与の管理権限を都市から委託されたのは、この組合がコムーネの司法・行政官職の供給を通じて都市行政と緊密な連携関係にあったためである。そのために、本来は裁判官や法曹家の職業組合であったものが、法学教師だけでなく医学や教養諸学の教師の給与まで管轄する権限を持つに至ったと考えられる。つまり、この組合は都市と大学の仲介役を果たす役割を持っていたことになる。

とりわけ、われわれの推論にとって重要な事実は、この組合が学生による教師選出の受託の統制権と、ロトゥールスの監督をおこなう権限を持っていたことである。これは、教師—学生の契約関係から見れば、教師による契約受諾とその公表に関する権限を、職業組合としての法律家組合が所持していたことを示している。その意味では、学生大学団が教授契約における条件を提示する団体であったとするなら、この法律家組合こそが提示された条件を組織的に受諾する団体としても機能したと考えられる。おそらく、そうした組織的受託は本来被給与講座の教師職に限定されていたものであろうが、ロトゥールスの監督権はそれを被給与以外の講座にまで拡張する可能性を持っていた。

この事実からすれば、皇帝権という普遍権力の後ろ盾を得ていた学生大学団に対して、ようやく法学学位取得者は法曹家としての職業組合を通じて、対抗するだけの組織的団結を得たと捉えることが出来るだろう。

しかし、忘れてならないことは、この法律家組合は十三世紀の後半になってようやく出現したものに他ならず、学位授与コレギウムが先行していた事実である。

既に述べたように、学位授与コレギウムは、コレギウムとしては十三世紀半ばに成立したにすぎないが、それ以前の時代から試験をして学位を授与する組織として機能していた。その結果、多数の法学ドクトルが生み出された。彼等は公証人とは別個の法律家の職業ソキエタスに加わり、そのソキエタスは次第に法学学位取得者の団体の性格を強めていき、学位取得者が団体の実権を握ったときに、法律家組合となった。そして次第に、裁判官や弁護士などの法曹家職の条件として次第に学位が要求されるようになるとともに、組合への加入資格にも学位が要求されるようになった。すなわち、学位が専門的な職業資格を意味するようになったのである。学位本来の意義は教職の資格認定にあったが、それが専門職の職業資格へと変質していく過程に平行して、法律家組合の性格は一般の職業組合から

学位取得者によって構成される専門職業組合へと変容していったことになる。

法律家組合のソキエタスからコレギウムへの発展は、大きな役割を果たした法学の学位取得者の存在が不可欠であった以上、先行して形成されていた学位授与コレギウムなしにはあり得なかった。学生の大学団への組織化に伴って、最初に組織的に学位を授与する必要が生じ、そのために、まず学位授与コレギウムが形成された。そして、学位取得者が増加してくると、彼らは既存の法律家ソキエタスで勢力を増し、専門職組合としての法律家コレギウムを成立させた。その結果、学位授与を機能とするコレギウムと、法学教師も含まれた法律家の職業組合としてのコレギウムが共存することとなった。そして、十四世紀の段階では、後者の法律家組合が講座担当者の受託や統制をおこなう権限を持つようになったのである。

基本的には学位授与団の構成員は同時にまた法律家組合の構成員でもあったから、二つのコレギウムはきわめて緊密な関係を維持したものと考えられる。実際、大学団に対する他方の契約当事者という観点からすれば、この二つのコレギウムは大学団に対抗する包括的団体であって、そこでは機能的分業がおこなわれるようになったと見なすことも可能であろう。法学教師や法律家によって構成される、いわば法に関わる職業組合の諸機能の中で、法学学位の授与という機能だけが古くかつ傑出した権威を持つ学位授与コレギウムによって維持され続けたのである。

ただ、すでに見たように、この時代の学位授与コレギウムは厳密に定員によって制限され、十四世紀以降は実質的には現職教師の団体に等しいものになっていくという変化を伴っていた。それは、後述するように、近代的な「学部」というものへの変化の最初の段階であったと言ってもよい。そして、同時に法律家組合のような専門職業組合の成立が、その加入資格として学位取得を義務づけるようになると、「学部」と職業組合との間で学位授与をめぐる相克が起こるようになる。

このような十四世紀以降の変化は、中世大学の出現によって新しい学業認定としての学位が生まれ、新たに学位を取得した専門家集団を出現させたことが、社会的な職業構造、とりわけ旧来の職業組合の構造を変容せしめた過程を示している。そして、本来は大学の教授資格を意味した学位が、その分野の専門職の資格を意味するようになる、学位そのものの変容を伴った。かつてはどこでも通用する普遍性を持った教授資格としての学位は、地方の職業組合によって統制される職業資格としての学位に変容することによって、かつての普遍性を喪失する危険に直面することになる。

その学位の内実や普遍性の意義を、次章において法科大学団の教育内容の観点から、5章において教皇庁の教育政策の観点から考察する。そしてその後の章において、学位の変質による普遍性の喪失と、それに伴う専門家集団の誕生による職業構造の変容の問題などを、法科大学団よりも鮮明に把握できる教養諸科・医科大学団についてより深く考究してみよう。

第4章 教育内容としての法学の普遍性

第1節 大学団(universitas)と大学(studium generale)

現代の英仏独語 university, université, Universität などの語源となったユニヴェルシタス

は、前述のように、学生による契約のための法人組織として誕生したものである。当時、ユニヴェルシタスという言葉が、コレギウム、コングレガチオなどと共に組合などの団体組織を表す言葉として使用されていた事実は、比較的知られている。デニフレは、それを単に様々な団体を意味する一般的な法概念にすぎなかったと捉えた*(1)。この概念が、十二世紀末から十三世紀にかけて、教師や学生の団体にも使用され始めた。ボローニャでは、すでに見たように学生の団体 (*universitas scholarium*)、パリでは、教師と学生の団体 (*universitas magistrorum et scholarium*) というように使用されたとされる。したがって、ユニヴェルシタスという言葉はもっぱら人的団体を意味し、現代のように複数学部による「総合」大学という意味は持っていないかった。

この人的団体を指す大学団に対して、教育機関を示す言葉として使用されたのがストゥディウム (*studium*) である。ストゥディウムは一般の学校などに対して使用されていたが、やがてそうした学校とは区別して、より高度な教育機関を示すストゥディウム・ゲネラーレ (*studium generale*) という表現が出現した。ただ、教育機関としてのストゥディウム・ゲネラーレは人的団体としての大学団を伴っていたので、この二つの言葉は十五世紀以降には同義的に使用されることになった*(2)。

元来、ストゥディウムという言葉は教育機関を意味する言葉ではなかった。十二世紀の注釈学派のパピウスが理解していたと言われるように、「学問、知識」そのものを意味するか、ウグッチョなどが「学ぶこと (*studere*)」という意味で使ったように、学問をする行為を意味していた*(3)。ところが、十二世紀末頃から、スコラ (*scola*, 学校) ということばと並列的に使われるようになり、さらに *locus studii* (勉学の間) を意味する *gignasium* と同じ意味で使用されたために、十三世紀には教育機関を表す言葉としてストゥディウムが使われるようになったのである*(4)。

そしてこの時期に、大学に対してもストゥディウムの表現が使われるようになる。たとえば、フリードリッヒ二世はボローニャとナポリの大学をこの表現で言及しているし、一二二八年にパドヴァ大学とヴェルチェッリの町の契約においてもストゥディウムの表現がみられる*(5)。したがって、ストゥディウムという言葉は基礎教育、高等教育を問わず一般的にすべての教育機関に適用されたものと考えられる。

しかし、十三世紀の間にこの一般的概念は二つに分化して、ストゥディウムという言葉も、パルティクラーレ (*particulare*, 個別的) とゲネラーレ (*generale*, 普遍的) という二つの形容詞を伴って出現するようになる。それは、一般のストゥディウムからより高等な教育機関を区別するストゥディウム・ゲネラーレの表現が使用されるようになって、一般のストゥディウムがパルティクラーレとして弁別されたためである*(6)。

ストゥディウム・ゲネラーレという言葉の最初の使用例は、史料で確認される限り、一二三三～四年のフランチェスコ会の僧侶の文書にみられ、そこではヴェルチェッリの大学がストゥディウム・ゲネラーレであると述べられている*(7)。教皇文書では、インノケンティウス四世が一二四四～五年にローマ教皇庁のストゥディウム・ゲネラーレに言及したのが最初である*(8)。この表現が普及した結果、十三世紀後半には、同義的表現であった *studium commune*, *studium solempne*, *studium universale* と共に、大学に対して頻繁に使用されるようになったのである。

第2節 普遍性の概念

したがって、中世大学を他の教育機関から区別する最も重要な概念がストゥディウム・ゲネラーレであることになる。とすれば、一般のストゥディウムから中世大学を区別するゲネラーレという形容詞、すなわち普遍性の概念はいかなるものであるのかが問われねばならない。

ラシュドールは、曖昧な形ではあるが、ストゥディウム・ゲネラーレの特性として、以下の三点を挙げている。①あらゆる地域から学生を集めたこと、②高等諸学（法学、医学、神学）の最低一つが教えられたこと、③複数の教師がその学科を教えたこと。すなわち、学生出自の地理的普遍性、教育内容の高度化、教師の多数性の三点であるが、ラシュドール自身は学生の普遍性をより重要な特質と見なしている*(9)。

カウフマンもまた、学生が形成した大学団に教師が従属するようになり、大学団に従属する公的学校としてのストゥディウム・ゲネラーレと、個々の教師の保持したストゥディウム・パルティクラーレとが区別されたと捉える*(10)。すなわち、大学団に結集した学生の地理的出自の国際性によって大学団が認定する学校の普遍性がもたらされると考えるのである。このカウフマンの捉え方は、大学団の認定する学校を「公」として捉え、個別的学校を「私」と捉える考え方を前提としている。普遍性を持つ学校を「公」として位置づけるのであるが、この普遍性と「公」概念の問題は、学位の性格に絡めて後述しなければならない。

ともかくも、まず留意しなければならない点は、ストゥディウム・ゲネラーレの普遍性が今日の総合大学という概念のように教授学科目の総合性を意味するのではないことである。サヴィニーの言うように、この時代にはストゥディウムにおける学問の総合は重要なものとは見なされていなかったのである*(11)。

しかし、普遍的に学生が集まる複数の学校による高等教育機関という定義は、そういうものとしてストゥディウム・ゲネラーレが出現した、すなわち慣習的に(ex *consuetudine*)形成されたという現象形態による定義にすぎない。学生がヨーロッパのあらゆる地域から集まるようになって大学に普遍的性格がもたらされたという現象を示しているだけである。かりに、現象として大学の普遍性が主として学生出自の地理的普遍性からもたらされるようになったとしても、普遍性そのものが保証される法的内実は問われるべき問題として残される。

そこで、ストゥディウム・ゲネラーレを、一二二四年に神聖ローマ皇帝フリードリッヒ二世によって創設されたナポリ大学のように、皇帝や教皇によって特権が与えられ、すべての人々のための教育機関として設立された中心的学校として位置づける見方が出現した。このデニフレの見解は、皇帝や教皇の普遍権力によって設立されたところに学生の普遍性の根拠が存し、法的には特権の付与によってその普遍性が保証されると捉えるものである*(12)。すなわち、普遍性の根拠として普遍権力による諸特権の付与、とりわけ教区外で学ぶ僧侶が聖職禄を得る権利や、普遍的教授権(*ius ubique docendi*)の付与を考えるのである。

ただ、このような見解は、皇帝や教皇さらには領邦君主によって設立されたドイツ語圏などの中世大学には適合するとしても、ボローニャやパリなどの自生的な大学やこの両母胎大学から派生した大学には必ずしも該当しない。それらの大学は、少なくとも初期には、

普遍権力から明確な大学としての特権を得ることなく、慣習的にストゥディウム・ゲネラーレとなったからである。

そのため、イタリアのエルミーニは、イタリアの諸大学、とりわけボローニャにきわめて有効な見解を提示した。すなわち、十世紀以降に神聖ローマ帝国とローマ教会を統一するため出現した普遍的君主制(monarchia universale)の理念と、それに法的基盤を与えようとする普遍法(ius commune)による政治権力と法の普遍化の傾向が、文化特に学問分野においても普遍権力下における学問の統一的普遍性を追求させ、十三世紀に至って普遍的性格を持った学校(studium generale)を生む。この学校は、ストゥディウム・パルティクラレが地方的利益のための学問を提供するのに対して、普遍的利益のために学問—特に法学—を提供する。したがって、その普遍性は普遍的君主制の理念と普遍法の下に生じ、そこから諸特権がもたらされるという見解である*(13)。

確かに、ボローニャの場合、神聖ローマ皇帝による法源探求の刺激によってローマ法研究が隆盛して、普遍法としての市民法と教会法が成立し、その学習活動から中世大学が誕生した。いわば、普遍的な学問の成立とともに、ストゥディウム・ゲネラーレが誕生した。普遍権力を基盤とした学問の普遍的有用性が、その学問を教える教育機関に普遍性を付与したのである。したがって、普遍的性格を持つ学問の教授権は、ことさらに特権を与えられなくとも、あらゆる地域で有効な教授権となる。デニフレの見解のように普遍権力による諸特権によって普遍性がもたらされるのではなく、学的普遍性によって諸特権がもたらされたわけである。

その意味で、エルミーニの見解がボローニャ大学にはもっとも妥当な見解と考えられるが、いずれにしても、問題となるのは普遍性からもたらされる諸特権の内実であろう。それらの内で、教区外で学ぶ僧侶が聖職禄を得る権利については、ラシュドールは教会法ないしは慣習によってストゥディウム・ゲネラーレにのみ認められたと述べているが、一二〇七年にインノケンティウス三世がこの特権を授与したときにはストゥディウム・ゲネラーレに限定して認められたのではなかった*(14)。また、次代の教皇ホノリウス三世も、教区外で神学を学ぶか教える僧侶が聖職禄を五年間継続して享受できると規定したが、これもすべての神学を教える学校に適用され、ストゥディウム・ゲネラーレのみに認められたわけではない*(15)。この特権がストゥディウム・ゲネラーレにのみ適用されたと理解されるのは、十三世紀中葉に枢機卿ホスティエンシスがホノリウス三世の勅書を限定的に解釈したためであるが、後のインノケンティウス四世はローマ教皇庁のストゥディウムにこの特権を認める一方で、当時ストゥディウム・ゲネラーレと見なされていなかったナルボンヌの学校にもこの特権を認めている*(16)。したがって、この特権はかならずしもストゥディウム・ゲネラーレに固有の特権であったとは考えられないし、俗法を主体としたイタリアの大学の場合、それほど重要な特権であるとも考えられない。

むしろ、普遍性から派生する諸特権のうちで重要となるのが、普遍的教授権とその授与権である。エルミーニの言うように、普遍法による政治権力や法の普遍化の傾向が普遍的性格を持った学校、すなわち大学を生み、その普遍性から普遍的教授権やその授与権がもたらされたとするならば、まずは普遍法の学としての成立とその大学における教育制度化、そして普遍法の教授認可という側面から学位授与について考察しなければならない。

第3節 普遍法としての市民法と教会法 —学問化と教育制度化

イウス・コムーネ、すなわち普遍法(ないし、普通法)は中世後期に、『市民法大全(Corpus iuris civilis)』と『教会法大全(Corpus iuris canonici)』として成立した*(17)。

このうち、『市民法大全』は古代ローマの市民法、ことにユスティニアヌス法典を再編したものである*(18)。ユスティニアヌス法典のテキストを集大成して、普遍法としての『市民法大全』を完成させたのは、イルネリウスをはじめとする十一、二世紀のボローニャの注釈学派(glossatores)と呼ばれる法学者の功績である。ボローニャにおける法学の研究と教育は、すでに述べたようにペポなどの法学者の存在によって、イルネリウス以前に遡るとされる*(19)。さらに、一般にはイルネリウスが注釈の方法を導入したと言われていたが、それも彼以前に先例がある*(20)。にもかかわらず、イルネリウスが注目されてきたのは、おおむね次の点からである。まず第一に、神聖ローマ皇帝の代理人であったマティルダの後援を得て、市民法学の研究を推進したこと*(21)。すなわち、皇帝権という普遍権力との関係によって普遍法の構築に貢献したのであって、その弟子の四博士たちが後にフリードリヒ・バルバロッサのロンカリア立法に寄与したのも当然であった。第二に、彼が注釈の方法を導入したというよりも、注釈の方法を論理的に完成させたことである。そして、それによって、個別事例の取り扱いに限定されていたローマ市民法を、特殊事例から普遍的原理を導くような総合的法体系とする基盤を形成した。まさに、「論理学と推論の従前のモデルの限界を乗り越えて、大胆な新しいプログラムを進め、新しい法システムを建設しようとした」*(22)のである。

イルネリウスは、基本的にユスティニアヌスが編纂した法の秩序を回復させながらも、それを分割することによって再編成した。彼とその弟子によるローマ法の集成過程は、おおむね次のような段階をとった。まず第一に、『法学提要(institutiones)』に加えて、『学説彙纂(Digesta)』の第一書から第二四書二項までが、『勅法彙纂(Codex)』の最初の九書と合体させられた。これは、『旧学説彙纂(Digestum vetus)』と呼ばれる。その後、『学説彙纂』の第三五書第二項以降が加えられて、その部分を『新学説彙纂(Digestum novum)』と呼ぶようになる。そして最後に、第二四書三項から第三五書二項までの中間部分が、『学説彙纂補遺(Infortiatum)』として加えられた。後に、『新学説彙纂』の第三五書二項から第三八書一七項までは、『学説彙纂補遺』に移管される。そして、新たに発見された『勅法(Constitutiones)』が『新勅法彙纂(Novellae)』として集成され、『公撰書(Authenticum)』と呼ばれた。こうして、集大成されたローマ法は五巻にまとめられた。すなわち、第一巻『旧学説彙纂』、第二巻『学説彙纂補遺』、第三巻『新学説彙纂』、第四巻 第九書までの『勅法彙纂』、第五巻『ヴォルメン(Volmen)』と称され『勅法彙纂』の最後の三書と『公撰書』など、がそれである*(23)。

このような普遍法としての市民法の再編成は、教皇権との叙任権闘争の影響の下において、間接的にせよ直接的にせよ、皇帝権が推奨したものであった。これに対して、ローマ教会の側も普遍的な教会の法体系を整備するの必要を感じていた。それは、十一世紀から十二世紀にかけての教会改革の中で、叙任権を含む俗権の諸権利の制限という要請によるものであった。そして、その際にも当然のことながらローマ法が活用されることになった。市民法の体系を再編したイルネリウスの役割は、教会法においては、ボローニャのカマルドリ会修道僧であったグラティアヌスが果たすことになる。まさにボローニャで、市民法

と教会法による普遍法は誕生したのである。

彼は、約三千八百もの教会法規を過去の様々な時代から集積し、独自の区分と分類に応じて組織化した。対立する諸見解を明示して、それらが和解する基準を示すことによって、教会の多様な諸法規を全体として調和のとれた体系に編纂した。そして、教会法、自然法、慣習、国家や都市の制定法との調和を確立し、法源のヒエラルキーと理論体系を確立することをめざした。その意味で、教会法という新たな法システムの構築は、「最初の近代的な西洋法のシステム」であり、パラドキシカルではあるが教会は最初の近代国家であったと言われる*(24)。

グラティアヌスが編纂した『教令集(Decretum)』の中核には、彼自身が収集した教令写本のほかに、ルッカのアンセルムスの『カノン集成(Collectio canonum)』やサン・クリソゴノのグレゴリウスの『ポリカルプス(Polycarpus)』、シャルトルのイヴォの『パノルミア(Panormia)』などの著作の一部が使用され、さらには教父の著作なども参照された*(25)。その後、ユスティニアヌスの『学説彙纂』や『勅法彙纂』なども加えられ、全体としてきわめて複雑な構造を持ったが、十二世紀の中葉頃には、キリスト教会の組織的規範としてだけでなく、宗教的生活の規則としても、もっとも権威のあるテキストとなった。

グラティアヌス以後にも、教皇の勅令が集成され、まずパヴィアのベルナルドゥスによって『エクストラヴァガンティウム抄典(Breviarium extravagantium)』が編纂された。次いで、教皇権の強化を目指したインノケンティウス三世の、さらにはインノケンティウスに倣ったホノリウス三世の唱道による編纂がおこなわれている。これらの勅令編纂を進めたインノケンティウスもホノリウスも、まさに普遍権力が普遍法に法的基盤を求めため、ボローニャやパリへの大学政策を同時に進行させた。この同時進行的な全体政策を考慮すると教皇による個別の大学に対する政策の性格が明らかとなる。この観点からの研究はいまだ十分に考究されていないと言わねばならないが、本論では後の章でこの観点からも若干の考察を加えておきたい。

その後の教皇も、『教令集(Decretum)』の補完であったグレゴリウス九世の『リーベル・エクストラ(Liber Extra)』やクレメンス五世の『クレメンス勅令(Clementinae)』など、教皇勅令の集成をおこなった。ことに、『リーベル・エクストラ』は、実定法的な性格を持ち『教皇令集(Decretales)』と呼ばれた。こうして、これらの集成のうちで、『教令集』、『教皇令集』、『クレメンス勅令』、ボニファキウス八世の『第六書(Liber Sextus)』が、十六世紀以後に『教会法大全』としてキリスト教世界に多大な影響を与えたのである*(26)。

第4節 普遍法と局地法

以上のように、二つの普遍権力、すなわち神聖ローマ皇帝権と教皇権を背景として、市民法と教会法という二つの普遍法が成立した。それは、両権力の支配する地域において普遍的に適用されるべき法律として位置づけられた。他方で、地域的有効性に限定された法律、たとえばイタリアでは都市や職業組合の規約(statuti)などの諸法が、同じ十二、三世に形成された。大学の規約もそこに含まれるこれらの諸法は、普遍法に対して、局地法(ius proprium)と呼ばれる。

普遍法と局地法の法体系上の関係がいかなるものであったのかという問題が、これまで

議論されてきた。それは詰まるところ学としての普遍法の有用性に関わる問題である。本書ではこの問題を詳述する余裕はないが、中世大学における学問の有用性の問題として、若干付言しておかねばなるまい。

研究者によっては、普遍法を「学者の法律(Juristenrecht, droit savant, etc.)」、すなわち法の実践とはかけ離れた学理的理論として位置づけ、これとは別に裁判手続きやその法的助言であるコンシリア(consilia)の実際性を主張してきた*(27)。いわば、理論的な普遍法と実際の局地法との乖離を主張する立場である。しかし、ボローニャの法律家組合が都市裁判におけるコンシリアを組合員に義務づけ、その組合員のほとんどが法学学位の取得者であった事実からもわかるように、大学で学ばれた普遍法に基づいたコンシリアが都市規約などの運用を規定していた事実は否定できない*(28)。ことに、局地法において矛盾、あるいは対立の生じた問題の解決には市民法が適用されたし、キリスト教徒としての生活上の諸問題の合理的解決には教会法が適用された。その意味で、普遍法は非実用的な理論上の法学という性格を持ったというよりも、実践的な法体系を統合する中核的法律であったと捉えられる。前述のように、中世後期における普遍法と局地法の形成は、両法が相互に関係するひとつの新しい法体系の構築であり、近代的な法社会を先取りするものであったとされるのである。

そして、普遍法の形成は、局地法と実際性において深く関係しながらも、同時に普遍的に通用する学としての法学の成立でもあった。そのような学としての法学の成立を、ハップは一定の方法論的な条件を持つ独立したディシプリンと捉え、近代科学の原型を提供するものと考えている*(29)。方法論的な条件としては、1)知識の統合された体系、(2)その体系による現象の特殊な生起の組織的説明、(3)一般の原理ないし真理(法)の確立、(4)個別知識と一般原理の関係は観察、仮説、検証、そして実験の結合によって獲得される、などが挙げられている。法学の場合は、教皇や皇帝などによって発布された法令や諸規則などの個別の史料が、一定の概念類型に分類され一般化される。そして、それがさらに法の実践と研究を通じて検証されていく。その意味で、十二世紀の法学者は「一般原理の有効性の経験的な検証のみならず、その原理の経験的な利用も考慮して発達させた最初の学者であった」*(30)のである。十二世紀の注釈学派を近代の経験主義的学者の先駆者と捉えるようなベルマンの見解は再検討の余地があるにしても、普遍法が法知識に理論的体系を与えその検証の可能性を開いたことは、その成立が、局地法の補完的法律を供給するというよりも、むしろより現実に応じた局地法の基本原理を実際的な形で供給する学問の成立を意味していたことを、裏付けるものである。その実際性は、初期の注釈学派よりも、後期注釈学派ないし注解学派と呼ばれるボローニャの法学者によってさらに推進された。

もし、普遍法が実践性を持たない法理論としてのみ成立したとするならば、ボローニャをはじめとする中世諸大学の法学部が繁栄することはなかったであろう。実際、ボローニャで成立した『市民法大全』と『教令集』を中核とする『教会法大全』は、その後多少の付加がおこなわれたにしても、ヨーロッパのすべての法学部の基本的なテキストとして、王権や都市の地方権力、教会、地方の組織体に固有の法律を適正に解釈するために、十七、八世紀に至るまで使用され続けた*(31)。

こうした法学の普遍性が初期の中世大学に普遍性をもたらし、その後も大学の国際性に影響を与え続けたのである。

そしてまた、実際性と結びつきながらも固有の方法論的論理を有する法学学問の成立は、後述するように、当然、医学の学的形成にも影響を与えた。そして、医学の場合には、その性質上より実際的な医療を学的方法論理に組み込みながら、近代医学の基本的論理構造が成立し、それが中世大学に制度化されることになるのである。

第5節 法学の講義と教授

普遍的学問として成立した『市民法大全』と『教会法大全』は、実践のみならず教育においても法の絶対的権威となり、中世大学で教えられた。いや、すでに述べたように、そうした至高の普遍的権威を持つ法学を教授する学校が大学となったのである。

その意味で、市民法と教会法が学として成立する過程は、それが同時に中世大学に教育制度化される過程であったと言える。しかしながら、この法学の教育制度化の詳細な過程については十三世紀までの史料が極めて乏しく、十分に知りうるのは十四世紀以後の実態である。

ボローニャの法科大学団では、すでに一三四七年の規約で見たとおり、講義は毎年十月十日に始められ、通常は翌年の八月末まで続けられた。規約に規定された休日以外は、中断は許されなかった。ちなみに、一三一七～三七七年の規約では、祝祭日として一月が聖パオロの改宗の日など六日、二月が使徒聖マタイの日など五日が挙げられ、クリスマスから年末までの休みを含めて、年間で六十数日が祝祭日となっていた*(32)。

授業の形態は、大別して講義(*lectio* ないし *lectura*)と討論(*collatio* ないし *disputationes*)とに分かれていた。このうち、講義がもっとも基本的な授業で、後述するようにテキストごとに講座が定められていた。討論には、通常は春と夏に公開でおこなわれる自由な討論と、教師と学生との間でおこなわれる論題が定められたものがあり、後者はボローニャでは論法討論(*actus sillogicus*)などと呼ばれていた*(33)。

講義は、当時の時間慣行にならって聖ピエトロ教会の鐘の音に合わせておこなわれた。教会の鐘は、夏と冬で若干時間がずれていたが、一時課(*prima*、午前六時)、三時課(*terza*、午前九時)、六時課(*sesta*、真昼)、九時課(*nona*、午後三時)、晩課(*vespro*、午後六時)、終課(*compieta*、午後九時頃)などに鳴らされた*(34)。講義はおおむね、午前の講義が一時課と三時課、午後の講義が九時課に始められたが、重要でない講義は晩課におこなわれることもあった。したがって、一つの講義は三時間続いたことになる。既に規約で見たとおり、鐘の音で始まり終わる講義時間は厳密に守られたが、十五世紀以後は三時間が二時間となった*(35)。

講義の種類は、おおむね午前中におこなわれた正講義(*lectura ordinaria*)、午後におこなわれた副講義(*lectura extraordinaria*)、祭日のみにおこなわれる祭日講義(*lectura festibus*)、すでにおこなわれた講義の復習講義(*repetitiones*)、短期間で終了する速修講義(*cursoria* ないし *cursoria*)などがあった。言うまでもなく、重要な講義は正講義でおこなわれ、正教授(*professor ordinarius*)のみが担当するものとされた。ボローニャでは、正教授に当該科目の学位取得は義務づけられていなかったが、パドヴァのように学位取得を要求大学もあった*(36)。他の講義は、むしろ正教授は担当し得たが、正教授以外の教師も担当することができた。このうち、副講義を担当するものが副教授(*extraordinarius*)とされ、復習講義などは、一定期間の勉学を終えた学生でも担当することができた。

一応は以上のように理解されるが、講義の種類と教授職階との関係や正副教授の相違点などは、規約に明記されていないため不明な点や時期によって異なる面も多く、明確な一般化は不可能である。とくに、正講義と副講義の相違については、単に午前の講義を正講義とし午後の講義を副講義とする捉え方、正講義を被給与講義として他の授業料のみによる講義と区別する捉え方、さらには正講義を公的な講義、副講義などを私的な講義と考える捉え方などが存在してきたが、いずれも決定的な区別基準とはなりえない*(37)。午後の正講義もありえたし、正講義にも被給与講義でないものがあつたのである。正講義を公的なものとし他を私的な講義とする捉え方は、公と私の区別、すなわち公の基準が不明確である。初期には、大学は公の建物を持たず、講義は教師の自宅か教会を借りておこなわれた実態を考えると、公の場所という基準すらボローニャ大学がアルキジンナジオと呼ばれた建物を持つ十六世紀以前には存在しなかつた。また、公の基準を大学の公認に置くとしても、副講義もまた公に認定されたものである以上、それが正副講義の区別基準とはなりえないのである。ただ、中世大学における「公」と「私」の問題は、大学固有の機能としての学位授与に絡んで検討すべき問題であり、この点については後述したい。

正副講義の区別をめぐる曖昧さは、同時に教授職階の区別をめぐる曖昧さと共通している。正教授が必ずしも正講義のみを担当したわけではなく、副講義を担当することもあつた事実は、正副教授の区別が担当講義に必ずしも依存しないことを示している。とすれば、講義以外の区別基準を学位授与コレギウムの成員であるかどうかなどに求めることになるが、初期にはともかくもコレギウムに定員が定められてからは、すべての正教授がコレギウムの成員であつたとは考えられない。まして、ドクトル学位の取得が正副教授の恒常的な区別基準には到底なり得ないのである。この問題を考える上でも留意すべきことは、学位取得者(doctor)の中から教授(professor)を選んだのが学生の大学団であつたことである。そのため、教師の職階構造が大学団の規定した講義に依拠したとしても不思議はないし、誰を正教授にするかの選択権も基本的には学生たちの手中にあつたとみなすべきである。

したがって、正副講義の区別は、ソルベッリが提示した基準に基づいて、学生の学習段階に応じて学頭が毎年定めた講義を正講義、すなわち学の体系的構造に応じて段階的に(ordine)規定されたものが正講義(ordinaria)で、おおむね午前中におこなわれ、他の補足的講義が副講義で午後におこなわれたと捉え、一応、正講義の担当者が正教授で補足的講義を担当することもあるが、補足的講義を担当した副教授が正講義を担当することはあり得なかつたと捉えておくことになる*(38)。

これらの講義は、大学団の規約やロトゥールスでは、講座(cathedra)と表記されている。言うまでもなく、この言葉は肘掛け椅子を原義とすることから分かるように、講義(lectura)という言葉が主として授業の形態を表すのに対して、特定の人物が座るべき地位を意味していた。正講義にも副講義にも使用されているが、当然一つの講座は一人の教授によって占められ、複数の教授によって占められることはなかつた。もちろん、時代とともに同一の講義に複数の講座が開かれるようになったが、これら是对立講座と称された*(39)。ただ、一講座一教授が原則であつたが、著名な教授の場合には複数の講座を担当している例が見られ、一教授一講座ではなかつた。

第6節 講義の方法と内容

各時間の講義は、それぞれのテキストがいくつかの論題(puncta)に分けられ、その論題が終了するまでおこなわれることになっていた*(40)。個々の論題の進め方は、一定の細分化された次のような順序に従った。

まず、導入(introductiones)として、当該の法条やそれが含まれる章の要旨説明(casus)がおこなわれ、次いで、テキストの当該箇所の読み上げ(littera)と難解点の説明、他のテキストからの類似条文(similia)の提示、がおこなわれる。そして、対立する法条(contraria)の引用とその区別(distinctiones)による位置づけがなされ、そこから生じる問題(quaestiones)への解決が述べられる。最後に、当該条文に関連する最も重要な論証(argumenta)の指摘(notabilia)がおこなわれる*(41)。

このような区別と論証による対立命題の解決という方法的手順こそが、スコラ(学校)における教育の方法を特徴づけていた*(42)。この特徴は、講義においてだけでなく、討論における提案者と論駁者による論争の提示とその解決という規定の手順にも、明確に表れていた。そして、それはまた対立法文をも包括的に体系化した普遍法の目指した学的方法でもあったのである。そのことは、法学の研究において多数の注釈が書かれ、教育に利用されたことから確認される。注釈文献には、個別的語義の注釈を大量に編纂したアパラトウス(apparatus glossarum)、テキストの要約的かつ組織的な注釈集である集成(summae)、前出の導入において利用された概括的説明のためのケース(casus)、などがあるが、そこでも、序言(proemio)、題材(materiae)、導入(introductiones)、説明(expositione)、設問(quaestione)、区別(distinctione)、論証(argumenta)、など解釈の一連の手続きに則った学的方法が見られる*(43)。そして、実際の講義においてもこれらの注釈文献が利用され、前述のテキストに基づいた方法的手順を補完したのである。

このような講義において読まれたテキストは、すでに述べたように、グラティアヌスが編纂した『教会法大全』とイルネリウス以後の編纂による『市民法大全』が使用された。これらの両『大全』のどの書物がどの講義で読まれたのかについては、それを詳細に知りうる史料が初期には残されていない。一四世紀末以降については、様々な史料からその輪郭を知ることができる。表1と表2は、ソルベッリが不完全ながらまとめた一四四三年の『市民法大全』の講義、一四五二年の『教会法』の講義を表にしたものである*(44)。

<表1>

例、ボローニャにおける市民法の講義と書物(1443年)

	正講義				副講義	祭日	大学団講義
	1	3	9時課	不明			
『旧学説彙纂』	3	1	2			5	1
『新学説彙纂』		5	6			3	3
『法学提要』				3			
『公撰書』					2		
『封建慣習』					2		
『勅法彙纂』					2	1	
『学説彙纂補遺』							

『ヴォルマン』 1 1 1 1 1 2 1 1

* 副講義は、講義とのみ表記されたもの

* 三時課 (terza) とのみ指定された講義は、正講義とした

『旧学説彙纂』の六つの正講義は、三講義が一時課、一講義が三時課、二講義が午後の九時課に配置され、『新学説彙纂』の十一の正講義は三時課に五講義、午後の九時課に六講義が配置されている。『新学説彙纂』には一時課の講義はないが、正講義の数は『旧学説彙纂』より多い。そのため、祭日講義は逆に『旧学説彙纂』が多く、それも午前の講義が含まれている。『勅法彙纂』は、祭日講義を含む三講義しかおこなわれていない。『公撰書』などは講義 (lettura) とのみ表記されており、おそらく副講義と考えられる。大学団の講義と表記されたものは、一五世紀の半ば頃には多くの講座の教師選出権が学生の手を離れ、その代償として大学団に保証された講義であると考えられる。大学団講義として分類した五講座の中で、正講義は『新学説彙纂』の一講義のみである。

既に述べたように、『学説彙纂』の第二四書までに『勅法彙纂』の一部が加えられたものが『旧学説彙纂』であり、第二四書から第三八書までが『学説彙纂補遺』であって、第三八書以降が『新学説彙纂』として編纂されたものである。したがって、法科大学団の市民法の講義は圧倒的に『学説彙纂』の講義を中心としたものであり、そのため『市民法大全』の第一巻である『旧学説彙纂』と第三巻の『新学説彙纂』のみが正講義として多数位置づけられていたのである。

<表 2> ボローニャにおける教会法の講義と書物 (1452 年)

	正講義	祭日講義	連日	大学団講義
『教令集』	1	2		2
『教皇令集』	2	1		
『クレムス勅令』等		1	1	1

市民法における『新旧学説彙纂』にあたるのが、教会法では『教令集』と『教皇令集』である。正講義は『教令集』が三時課に、『教皇令集』が一時課と九時課におこなわれている。『教令集』の正講義は『教皇令集』より少ないが、正副それぞれ一つずつの大学団講義によって補われており、全体としてみるならば『教令集』の講義のほうが数が多くなっている。

ただ、以上の二つの事例は不完全なものであって、これらの事例からの詳細な論及は困難である。本来は修業年限に応じた学年ごとのカリキュラムが存在していたと考えられるが、初期の法科大学団については直接の史料が残存しない。そのため、ここでは以上の例からわかる重要な次の点を指摘しておくにとどめたい。

イルネリウスやグラティアヌスによって体系化された市民法や教会法は、学ぶべき書物の形でその体系的構造を反映しつつ大学のカリキュラムに制度化された。この年度ごとのカリキュラムは、担当教授名とともに公証人によってロトゥールスの形で大学団に公にさ

れたが、知識の体系化された分野によって提示されるのではなく、あくまで書物名によって提示された点に中世的特徴がうかがわれる。中世における学の体系的構造化は、抽象化された概念の体系化によるのではなく、権威づけられた具体的な書物に依拠し、それが中世大学のカリキュラムにおいても学ぶべき書物の形で制度化された。

そのため、講座は学の分野としてではなく、書物に応じて確立された。そしてそのことが、書物に現された区別と論証という学の体系化の方法そのものを、各講座の講義や討論の方法としても位置づけることになった。すなわち、新しい法学の学的構造と方法論は、そのまま大学の法学教育の内容と方法として制度化されていたのである。

近代的カリキュラムとのこのような違いは、一種の権威主義的な中世的知識のあり方と近代的な学の論理構造との違いを反映したものであると考えられる。この点については別の拙著で論述しておいたが、このような相違にもかかわらず、中世大学のカリキュラムには、近代以降のカリキュラムの原型を見いだすことが可能である*(45)。

第7節 法学の学位試験制度

上述のテキストによって提示されたカリキュラムを、通常、教会法で六年、市民法で七、八年学ぶと、試験を受けて学位を取得することが可能となった。

ボローニャにおける試験とその結果としての学位授与に関しても、その詳細を確実に知りうるのは十四世紀後半以後のことである。ただ、それ以前の時代について、適切に考究したソルベッリが言うように、ペポやイルネリウスの草創期から試験が行われていたことは否定できないように思われる*(46)。そして、教師たちが団体化する以前の時代のそうした試験が、個々の教師たちによる個別的な講義の後の最終試験であったことも確かであろう。

しかし、個別的な試験の客観性と価値は他の教師たちの承認によってのみ保証されるものである以上、前述のように有資格者すなわちドクトルの試験委員会組織が形成されるようになると、試験はこのコレギウムの原型組織によっておこなわれるようになった。いわば、公的な形でおこなわれる試験の形態を採ったのである。後に、この試験はまさしく公的試験(examen publica)と呼ばれるようになる。

この段階までの試験で留意すべきは、市民法なら市民法の個々の分野、それはすでに見たように編纂された書物によって現されたものだが、その個別分野ごとの試験ではなかった点である。全体としての『市民法大全』や『教会法大全』が試験されたのである。したがって、ペポやイルネリウスの時代には、教師たちが個人で『市民法大全』なら『市民法大全』のすべての分野を教えて試験をしていたとすれば、大学団の形成以後は前節で見たカリキュラムに応じて教師たちが『市民法大全』の個別の書物ごとに教えるという変化が生じたことになる。教師を選択した学生の団体化が、教師の教授内容の分業を促進したことになるのである。

そして、この教授内容の分業化は、逆に全教授内容に対する統一的な試験の必要性を増したものと考えられる。ただ、全体的かつ統一的な試験が行われるようになっても、そのこと自体が個々の教師がその講義に関しておこなったであろう個別的な試験の存在を必ずしも排除したとは考えられない。

いずれにしても、われわれが明確に捉えられる事実は、試験委員会組織の成立に伴って

統一的な試験が行われるようになったということであり、その試験はドクトルという「学位」を持った人々の集団によっておこなわれ、ドクトルという「学位」を与えるものであったということである。

この世俗の試験と学位授与を大きく変容させたのが、一二一九年のホノリウス教書に他ならない。この教書によって、ボローニャ大学にも司教座の助祭長が授与する教授免許が導入された。その結果、従来から存在した試験に先だって、教授免許授与のための試験が制度化され、ボローニャで授与された学位も教皇庁という普遍権力によってその普遍性が保証されることとなった。これが公的試験に対する私的試験(examen privata)と呼ばれるようになる。一二一九年以後は、私的試験による教授免許授与と公的試験によるドクトル学位授与の二段階の学位制度が形成されたとされるのである。

この二段階の学位試験制度形成の問題と、それによる学位の普遍性と内実の変化などの問題については、パリと比較しながら次章において詳しく検討することにして、ここでは二段階の試験制度の実態と、その意味を検討しておきたい。

私的試験と公的試験の実態については、ラシュドール、ソルベッリ、チェンチェッティ、グラッズィーニ、ヴェルジェなどの代表的研究者たちは、これまでほぼ同様な捉え方をしてきた。たとえば、ソルベッリは次のように述べている。

「試験の前に、志願者はブンティ、すなわち試験官のコレギウムの前で解説し論証しなければならない論題を受け取った。次いで、教授免許の試験に臨んだが、これは私的試験(privato)とも呼ばれた。というのも、サン・ピエトロ教会の聖器室(sacrestia)でごくわずかの人が参列して通常は開かれたからである。志願者が試験官の投票で賛成多数を獲得すると、教授免許獲得者(Licenziato)である旨が宣言された。そして、わずか二日後にもコンヴェントゥス、すなわちドクトル学位(dottorato)授与のための公的試験に進むことができた。これは、試験に参加できた公衆が参列してサン・ピエトロ教会で、荘厳な議論と、助祭長によるドクトルの諸権利の授与が盛大に行われるものであった。」*(47)

すなわちここに述べられているのは、助祭長とコレギウムの試験官のみによる私的試験と、それに合格することによる教授免許獲得を第一段階とし、市民を含む公衆の面前でおこなわれる公的試験と、その合格によるドクトル学位授与を第二段階とする学位試験制度である。

他の研究者もほぼこれと同様の記述をしているが、これらの記述は実際にはコレギウムの規約に記載されたものではない。ソルベッリが使用した主な史料は、神学部の規約であって、法学の規約ではない。チェンチェッティはソルベッリに従い、ラシュドールに至っては、ボローニャの記述をする際に、パドヴァ大学の規約に依拠している*(48)。さらに、彼らは法学学位授与の公証人文書を援用することで、試験の実態を再構成するに至ったのである。

このような研究状況が、一二一九年以後の二段階試験の実態に関する完全にして直接的な史料の欠如を示すものに他ならないことに留意しなければならない。いわば、前述の実態は史料の欠如を埋めようとする推論に過ぎないのである。その十三世紀に関する推論に対して、史料が残存する十四世紀後半以後のボローニャの市民法ないし教会法のコレギウムの規約には、興味深いことに、二つの試験の同一の基本的手順しか書かれていない。

一三九七年の市民法コレギウムの規約では、第十章と第十一章において、「私的試験、

ないしは公的試験に(ad privatum vel publicum examen)」志願学生を進める手順が定められているが、それによると、私的試験においても公的試験においても、次のような手順が規定されているのみである。

学生を公的試験ないしは私的試験に推薦しようとするドクトルは、市民法のコレギウムに所属する会員ないし特別会員(supranumerarius)でなければならなかった。このドクトルが紹介役となって、まず助祭長に次いでコレギウムの長(prior)に、以下の点について学生の適性を証言しなければならない。すなわち、その学生が二十歳以上で、法学を少なくとも八年間学校で学んでいること、その年にボローニャで公開討論をおこなっていること。外国人学生の場合には、コレギウムに抗わないこと、規約を遵守すること、私的試験の終了後にドクトル学位をボローニャ以外で得ないことなどを、コレギウムの長に宣誓しなければならなかった*(49)。

紹介された学生は、試験(prova)の二日前に、彼が試験される論題(puncta)を受け取るが、その論題は彼が復習講義や公開討論でおこなった論題であってはならなかった。試験の当日、コレギウムの長は至高の権威を持った助祭長のそばの高座に座り、志願学生はコレギウムの長の近くに立った。両側には、コレギウムのドクトルたちが古参順に居並んだ。志願学生は、これらの人の前で与えられた論題について講義し、それに対してすべてのドクトルが若い順に反論を加え、これに応答しなければならなかった。この間、紹介役のドクトルは志願学生を助けてはならなかった*(50)。

試験が終わると、紹介役のドクトルは部屋から退出し、ドクトルたちによる投票の結果が助祭長とコレギウムの長に提示されるまで入室できなかった。私的試験では、すべてのドクトルが「承認(approbo)」あるいは「拒否(reprobo)」の簡明な言葉で意見を表明しなければならなかった。投票の結果は、コレギウムの長がコレギウムに対して宣言し、コレギウムの記録簿に記載された*(51)。

以上のような規約規定では、私的試験と公的試験は「私的試験ないしは公的試験に」という表現で形式上は区別されているが、私的試験では助祭長とプリオーレの位置や可否の表明が一言で述べられるように規定されている点などをのぞいて、両試験における実質的な区別はなされていない。いずれの試験においても採られる同様な手順が規定されているにすぎないのである。

このことは、一二一九年以後十四世紀前半に至るまでの間に、私的試験と公的試験の位置づけや意義が変化したことを示しているように思われる。

両試験の基本的相違は、私的試験が助祭長とコレギウムの教師のみによって行われるのに対して、公的試験は学生や教師は無論のこと、市の役職者や一般市民をも招いて公開でおこなわれた点にあった。規約においては私的試験における助祭長の地位が強調されているものの、全体としては両試験の大きな相違はコレギウムの規約には明記されておらず、いずれの試験においてもほぼ同様の手順が採られることのみが明記されたのである。この事実は、少なくとも私的試験＝教授免許授与に対する公的試験＝ドクトル学位という段階区別が、助祭長権限の形骸化に伴って、十三世紀から十四世紀にかけてそれほど意味を持たなくなった事実を反映しているのではないかと、そのために本来は助祭長が統括した試験を「私的」試験と呼ぶようになったのではないかとと思われる。この点は後で詳細に検討するが、それに加えてまたこの事実は、ボローニャにおいては、私的試験と公的試験を区別

する「私」と「公」の相違が、試験制度そのものよりも、むしろコレギウム以外の外的な要因によって規定されたことを示唆してもいる。

これまでの研究者は、おおむね私的試験を教師主体の実質的試験、公的試験をその後の単なる儀式としての形式的試験と捉える傾向があった*(52)。たしかに、両試験の間に制度的に本質的な相違が存在しない事実からすれば、公的試験を単なる「お披露目」の性格を持った学位授与式と捉えることに異論はない。ただ、「お披露目」の儀式を必要とした「公」の内実、すなわちコレギウムが依拠せざるを得なかった外的な「公」の性格については依然として検討する余地が残されている。

この点は、二つの側面から考察する必要があると思われる。ひとつは教皇権を代表した助祭長の位置の問題、いまひとつはコレギウムが属した都市の公共性の問題である。そこで、次章において教皇庁の教育政策を踏まえた上で、学位の普遍性の問題に絡めつつ、これらの問題に言及することにしよう。

第5章 教皇庁の大学政策と学位の普遍性

第1節 教授認可権の出現

草創期の学位が当該学問の教授認可の性格を持っていたことは、コレギウムの成立に関連してすでに指摘した。しかし、この教授認可という概念は、元来ローマ教会の教育専管権に由来するものであった。その意味で、学位制度は、教会が行使した教授認可権の側面と、大学が独自におこなった学位授与権の側面という両面から考察しなければならない。後者については、ここまで主として学位授与権を有したコレギウム組織を中心に見てきたので、ここでは学位の制度的起源とその法的内実について教皇庁の政策の観点から考究しておきたい。

学位の制度的起源については、パリ大学が当初より司教座聖堂と密接な関係を保ち、司教座が授与した教授免許から無関係ではありえなかったのに対して、大学そのものが世俗学校起源を有したボローニャの場合には、当初は教会授与の教授免許は大学とは基本的に無関係であった。それが問題となるのは、一二一九年のホノリウス三世の教書以降のことである。したがって、ここでの論述はまず一般的なローマ教会の教授認可権という概念の成立を考察した上で、パリ大学と比較しつつボローニャ大学における教授認可と学位の問題に敷衍することにした。

最初に公的権力によって教授認可権を含む教育権の所在が意識されたのは、九世紀の教皇エウゲニウス二世による八二六年の公会議においてであったと考えられる。この公会議では、すべての司教区と小教区、並びに必要と認められる場所に、「読み書き、自由七科及び教義(studia litterarum, liberalium artium ac sancta dogmata)」を教える教師(magistri et doctores)を置くことが定められた*(1)。さらに、レオ四世による八五三年の公会議でも、司教座聖堂学校における教師職が司教座の聖職者に与えられ、教区教会は聖書と聖職の基礎教育をおこなうべきことが規定された*(2)。これらの公会議規定は、司教座に自由学芸を教える学校を、各小教区に基礎的宗教教育をおこなう学校を再建することを目的としたものであり、この規定によってボローニャやパルマに司教座聖堂学校が再建されたと考え

られている*(3)。いわば、ローマ教会によって、九世紀に組織的な教会学校制度の確立が計られ、一般的な教育管轄権を教会が保持することが暗黙のうちに確認されたと言ってよい。さらに、同世紀末のナントの公会議では、教職への聖職叙階志願者に対する司教の前での三日間の試験を規定し、教会における教師職任用へ試験制度が導入された*(4)。試験による教師任用の開始は、それが聖職叙階という概念の内部でおこなわれたものであったとしても、試験による教授認可という新しい概念、すなわち教授認可権が一般的な教育管轄権から分離する萌芽をそこに見ることができる。

しかし、続く十世紀には教会の教育規定は完全に沈黙し、十一世紀のグレゴリウス七世以降に再び活発化することになる。それはグレゴリウス改革による教皇権の強大化や、皇帝権との叙任権闘争、新興市民層への対応を背景として、教会が再び教育に目を向け始めたことの現れであった。グレゴリウスは一〇七九年のローマ公会議において、「あらゆる司教は、その教会において自由学芸(*artes litterarum*)を教えさせるように」*(5)と規定して、エウゲニウス二世の規定の再確認をおこない、司教座聖堂における教師職の制度化を推進した。彼は神聖ローマ皇帝権に対する教皇権の優越をそのユニヴァーサルリズムの下に確立しようとした教皇とされるが、その教育改革も皇帝権を意識したものであった*(6)。さらに十二世紀には、ナントの公会議の試験規定がグラティアヌスの『教令集』に含まれて一般化し、広く教会学校の教師職に適用されるに及んで、試験による聖職叙階としての教師職任用が定着することとなった*(7)。

このような九世紀以降における教職を聖職叙階として扱う教会の教育政策は、現実に教会内部に聖職禄を持った、アルプス以北ではスコラスティクス、イタリアではマギスコラと呼ばれる教師職を出現させた。これらの教師職は司教によって任命されることが多く、十一世紀以降にはとりわけアルプス以北で司教がスコラスティクスに教授権を授与するのが一般化した*(8)。それは、司教権による当該司教区内における教育権の確立を意味すると同時に、従来の聖職叙階としての教職任用のみならず、職階とは独立した教授資格の認定権の付与を意味するものとなった。

この傾向に拍車をかけたのが、スコラスティクスないしマギスコラの教会内部における地位の上昇である。これらの教師職は、シュペヒトの言うように、当初教会の品級が低かったが、次第に教会ヒエラルキーを上昇して助祭長などの地位に昇った*(9)。それに伴って、当該司教区におけるカンケラリウス(文教監督官, *Cancellarius*)のような権限を獲得し、司教に代わって教授資格の認定権を行使するようになった。こうして、一般的な教会の教育管轄権から教授認定権が分離して、司教座聖堂におけるカンケラリウスなどが教授免許(*Licentia docendi*)を認定するようになったのである*(10)。

この教会による教授免許制度を法的に定着させたのが、十二世紀の教皇アレクサンデル三世であった。グレゴリウス改革を引き継いだ彼は、一一七九年の第三回ラテラノ公会議において、司教座聖堂にその教会の聖職者と他の貧しい学生を無償で教授する聖職禄を持つ教師を置き、「教授免許のために金銭を要求してはならず、・・・また、能力あるものには誰にでも免許を願い出て教授することを禁じてはならない」と規定した*(11)。この規定は、特に前半部分がインノケンティウス三世によって第四回ラテラノ公会議でも繰り返され、さらには、ホノリウス三世によっても勅書「スーペル・スペクラム」で教師給与と学生聖職者への聖職禄の授与の政策として補完された*(12)。

これら十二世紀の一連の教皇による教育政策の意図は、聖職売買に相当する教授免許の売買を禁じて、無償の教会教育を一般にも普及し、教授免許を通じて教会による教育専管権を確立するものであったと言われる*(13)。実際、これらの教育政策がヴォルムスの協約で一応の解決を見るとはいえ、叙任権闘争の渦中でおこなわれたことは無視できない。この闘争は本来教会法の問題として争われるはずのものが、極めて政治的な闘争として展開したとされる。したがって、前述の公会議規定などは、都市市民層の台頭ならびに教権と俗権の対立という状況の下で、教皇権が皇帝権に先駆けて教会の教育専管権を、とりわけ無償の教授免許の制度化を通じて教授認可権を確立しようとしたものであったのである。

しかし、これらの規定が現実に効力を持ったのか否かについては、ことにイタリアについてポストのように疑問視する見解もあるし*(14)、すでに見たように俗人であった草創期のボローニャの法学教師たちには教会の教授認可権は及ばず、一二一九年のホノリウス教書によって始めて問題となったと捉えるのが定説である。これに対して、パリ大学ではカンケラリウスの授与する教授免許に象徴される教会の教授認可権と大学独自の学位授与権との抗争が顕著に現れており、ボローニャと比較する意味において、少しパリの場合についてこの問題を考察しておきたい。

第2節 教皇庁の大学政策・・・二重政策のアンビバレンス

パリ大学の出現は教会の教授免許と直裁に結びついている。それは、この大学がノートルダムのカンケラリウスから教授免許を得た教師たちを母体としたからである。

ただ、ここで十分に注意を要するのは、この時代の教会の教授免許が後に見るような「どこでも教えられる権利(ius ubique docendi)」、すなわち教授免許の普遍性を獲得してはいなかった点である。

教授免許の授与をおこなったノートルダムのカンケラリウスは、スコラスティクスが十二世紀中に単なる教師職から教師任命権を持つ校長、さらには司教区内の教育専管者の地位に昇ったものであった。したがって、彼らが教授免許授与権を行使したのも、その地位上昇に伴ってであって、そうした地位の上昇と教授免許の授与が上述の教皇権の教育改革を反映したものであったことは否めない。しかし、彼らの叙任権は当該司教区の司教ないし参事会がこれを有しており、教授免許の授与そのものも司教権の管轄下にあった。その意味で、教授免許の有効性は理論上は当該司教区に限定されていたのである*(15)。

したがって、この時期のパリの教師たちが獲得した教授免許が何らかの普遍的有効性を持ったとするならば、それは専ら教師自身の優秀性と名声によると共に、他にそうした教師たちがボローニャをのぞいて存在しなかったという希少性による。この意味においてのみ、「習慣によって(ex consuetudine)」大学が成立したという意味が存在する。当時のヨーロッパの司教区の実態を考えれば、スコラスティクスが教授免許を頻繁に授与して教師たちが無視できない力を持った司教区が、パリ以外にどれほど存在したか疑問なのである。

要するに、地方の教会権力によって授与された地域的限界を持つ教授免許が中世大学に制度として導入されたときに、どこでも通用する普遍性を獲得したとすれば、それはボローニャとパリ以外に匹敵する高等教育機関が存在しなかったという現実からもたらされたものであった。パリ以外に教授免許を得て高度な神学を教える教師たちはいなかったし、

ボローニャ以外に学位を取得して新たに成立した普遍法を教える教師たちはいなかったのである。ただ、パリでは教師たちが教授免許によって司教座と関連していた以上、現実上の普遍性は地方の司教権によって制限されるという必然的な宿命を担っていたのに対して、初期のボローニャでは教授免許による制約がなく、すでに見たような普遍法の学的普遍性が容易に他の土地でも受け入れられるという相違が存在した。その意味で、中世大学が「習慣によって」普遍性を獲得したというのはパリよりもボローニャに、より当てはまる事実なのである。

そうした事実上の普遍性が、法的に明確な形で裏付けられるようになるには、普遍権力であった教皇庁の介入を必要とした。そのことは、地方の教育専管者として教授免許を武器に大学団を服従させようとしたカンケラリウスと、教皇権を後ろ盾とする大学団との十三世紀を通じてのパリの抗争に明確に見られる。この抗争は、教授免許をめぐる地方の教会権力の意図と教皇の教育政策が真っ向から対立した点で興味深い。勿論、教皇権が「的をはずされぬ直感でもって」*(16)次代の勢力たる大学団に与し、その抗争において一貫して大学団の立場を擁護したのも、前述の教会教育の解放と無償性という教会の教育政策と矛盾しない限りにおいてであった。なぜなら、教皇権は大学団に実質的な教授免許の授与権を認めたが、それはカンケラリウスの教授免許授与権を決して否定するものではなかったからである。

一二一三年のインノケンティウスの教書は、この抗争において初めて教皇権が大学団を益する形で調停を図ったものであるが、そこではパリの教師たちが免許授与を承認した場合にはカンケラリウスはそれを拒否できないと定められている*(17)。すなわち、教授免許授与における教師たちの権限を大幅に認め、カンケラリウスの権限を縮小したのである。

ただ、この教書をめぐっても、従来の研究が注目しなかったのは、その規定が神学の教授免許 (*licentiam de theologia*)、教会法の教授免許 (*licentiam legendi de decretis vel legibus*)、医学の教授免許 (*licentiam de phisicis*) については各学科目ごとに明確に定められているのに対して、教養諸学については「教養諸学の免許」という表現を避けて曖昧なままにし、授与審査をおこなう教師の半数をカンケラリウスの選出としている点である*(18)。

この点はおそらく、カンケラリウス授与の教授免許が本来教養諸学を対象とした事実に関連する。既に述べた九世紀の公会議やグレゴリウス七世の下での公会議で規定されていたように、司教座には教養諸学を教える教師が置かれた。そして、後の発展においてこれらの教師が主として十二世紀にカンケラリウスに昇格したことを考えれば、アレクサンデル三世が一一七九年の公会議で教授免許授与の無償性を規定した際にも、その教授免許が教養諸学のそれであったことは了解されていたと見るべきである。したがって、十二世紀以降は教養諸学の教授免許授与はカンケラリウスの本来的特権とみなされていたのである。おそらくインノケンティウスは、このカンケラリウスの本来的特権を擁護するために教養諸学を別扱いとし、形式的には教師による授与審査をおこなわせながら、その教師の半数の任命権をカンケラリウスに与えることで、実質的な教養諸学の免許授与権をカンケラリウスに温存しようとしたものと考えられる。

すなわち、教皇は、上級学部で教授された学問の教授免許授与では大学団の実質的権限を認めながら、教養諸学に関してはカンケラリウスの本来的特権を温存させるという二重の政策を採ったのである。なぜなら、カンケラリウスの授与権をあからさまに否定するこ

とは、教授免許の無償性を通じて教会の教育権を確立するという従来からの教皇庁の教育政策に反するからである。

しかし、インノケンティウスが従来の教育政策に矛盾しない範囲内で中世大学という新たな勢力をその権力下に置こうとして採ったこの二重政策は、カンケラリウスと教養諸科の大学団との抗争を引き延ばすこととなる。そこで教皇庁は、大学におけるあらゆる学科目の免許授与権を形式的にカンケラリウスに認め、実質的な授与権は学部にも認めるという現実的な調停を、一二三一年の教書「諸学の父(Parens scientiarum)」においておこなった*(19)。この教書は、一二一三年のそれとは異なって、教授免許授与におけるカンケラリウスの権限を強化しながらも、多くの曖昧さを残したといわれる*(20)。

この曖昧さを生んだものこそ、前述の二重政策なのである。一方で大学団に免許授与権を認め、他方でそれと対立するカンケラリウスの授与権も温存させるという二重政策は、たとえ免許の対象科目を区別したとしても、本来アンビバレントな施策であって、それを明確に推進すると大学における免許授与権者の両立という矛盾が生じる。そこで、教皇権はこの点に関する限り、曖昧な姿勢を示したのである。

それは極めて巧妙な調停であったとも、言えるだろう。なぜならば、カンケラリウスの授与権を形式的にせよ大学に認めさせたことは、教会の教授免許授与による教育権の主張を損なうことなく、新勢力である大学に教皇権の楔を打ち込むことになったからである。さらにまた、大学にとっても、地方的有効性しか持たなかった教授免許を大学に取り込みそれが教皇権によって保証されたことは、教授免許が普遍的権力によって保証されることに他ならず、それを含む学位の普遍的有効性が公的に保証されることを意味したからである。

このようなインノケンティウス三世の大学政策は、ボローニャに介入した次代の教皇ホノリウス三世にも基本的に受け継がれたものであった。

第3節 ホノリウス三世の大学政策

十二世紀までの教皇庁の教育政策は、教授免許を通じてキリスト教教義と教養諸学を対象とした教職の確立をおこなうことに主眼を置いていたのに対して、十三世紀においては大学団を取り込むために積極的に上級諸学の教授免許授与権を承認しようとした。

このような高等教育政策を推進したのは、前述のように神学、法学、医学の教授免許をパリの大学団に認めたインノケンティウス三世以後の教皇である。ことに、次代のホノリウス三世は、ポストが教授免許との関係においてアレクサンデル三世を重要視した以上に、中世大学史にとって重要な政策を頻発した教皇であった。

インノケンティウスがパリを中心に対応したのに対して、ホノリウスは重要な高等教育の中心を広く視野に入れて、学問領域とその教授免許ごとに異なった施策をおこなった点において注目しなければならない。まず、彼は一二一九年の「スーペル・スペクトラム」において、神学の学習を推進するために、二つの禁令を発した*(21)。ひとつは、前任者のインノケンティウスがパリに認めたすべての上級科目のうち市民法の学習を禁じたもの。今ひとつは、トゥールの公会議規定を再確認して、聖職者に医学の学習を禁じたものである。医学学習の禁令にはパリ大学も含まれたから、彼はパリ大学における市民法と医学の学習をも禁じたことになる。この方針は、ノートルダムのカンケラリウスとは別にサント

・ジュヌヴィエーヴの修道院長と参事会に教授免許授与権を承認して大学団の庇護を図った一二二七年のグレゴリウス九世の教書においても受け継がれ、授与される教授免許の対象学科目は神学と教会法と教養諸学に限定され、市民法と医学は除外されている*(22)。グレゴリウス九世も「聖学」と俗学を区別するホノリウス三世の施策を受け継いだのである。

ただし、聖職者に対する医学の学習とその実践の禁令は、すでに十二世紀に多発されていたものである。ホノリウスの禁令も一一六三年にアレクサンデル三世の下で開かれたトゥールの公会議規定の再確認に他ならなかった。前述のようにアレクサンデルは教授免許の無償性を梃子に強力に教会の教育政策を推進した教皇であり、彼に代表される聖職者への医学学習の禁令は、医学学習そのものよりも医学の修得によって聖職者が収入を得るといふ弊害を除去することを目的とし、医学教育そのものを否定するものではなかったとされる*(23)。

市民法の禁令についても、ラシュドールが述べたように、俗法への敵意からではなく神学の学習を衰退させるという危惧からであった*(24)。すでにインノケンティウスが一一一五年の公会議において、司教座に文法教師を大司教座に神学教師を設置するように定めて、神学教育の整備を図っていた。ホノリウスもまた、ローマに教皇庁大学の前身となる神学校を設立して、このような神学教育の整備をおこなっているが、彼の場合には神学を学ぶ学生にたいして司教座以外の地でも聖職禄を受けうると定めて、大学における神学教育を意図した施策をもおこなった*(25)。

したがって、ホノリウスの俗学学習に対する禁令は、ローマ教会にとって必要不可欠の学問領域である「聖学」、すなわちパリ大学においては神学と教会法を興隆させることが目的であったのであって、教皇庁の教育政策全体から見ても決して俗学の排斥を主眼とするものではなかったのである。

実際、彼は、聖職者に対する医学学習の禁令を発布した翌年の一二二〇年に、枢機卿コンラッドをモンペリエに派遣して医科大学団の規約を作成させるとともに、教授免許における司教の授与権を強化した*(26)。パリに対しては医学学習の禁令を発布しながら、モンペリエの医科大学に対しては強力な介入をおこなったのである。この介入は、第一に、医学学習の禁令が神学教育の興隆のために聖職者にのみ向けられ、世俗勢力としての医科大学に向けられていないこと、第二に、司教権による教授免許授与を強化して、大学における地方教会の権限を擁護したことを示している。このいずれの点も、前述の教皇庁の二重政策がもたらしたものであったが、教授免許の観点からすると、第二の点にとりわけ注目させられる。

教皇庁は、パリに対しては、教養諸学に対するカンケラリウスの教授免許授与権を温存しながらも、「聖学」に限定した上級諸学の授与権は大学団に認めた。モンペリエに対しては、司教による教授免許授与権を拡張して医科大学団においてもその授与権を浸透させようとした。すなわち、パリに対しては教皇権は大学を擁護する立場をとったが、モンペリエに対しては司教権による大学での教授免許授与を推進するという、全く異なった施策をおこなったのである。

このようなホノリウスの大学政策は、インノケンティウスの二重政策を基本的に継承しながら、それをさらに個別的な形で具体化していったものと捉えられる。彼は、パリを神

学と教会法の大学として、モンペリエを医学の大学として、ボローニャを法学の大学として位置付けて、それらの大学を教皇権の支配下に置くことで、新勢力としての中世大学に対する教皇権による専管権を確立することをねらっていたといっても過言ではあるまい。

このような大学政策の下で、ホノリウスがボローニャの助祭長グラチアヌスに宛てた教書こそ、一二一九年の教書に他ならない。

第4節 ホノリウス教書の問題 ー学位制度の観点から

すでに一章七節で検討したホノリウス三世の一二一九年六月二八日付の教書を、ここでは学位制度の観点から、これまで述べてきた教皇庁の教育政策を背景として、従来ほとんど省みられなかった問題を中心に再検討しておきたい。

もちろん、この教書が大学への教授免許の新たな導入か否か、かりに否とすれば新たな試験制度の導入を意味するのか、といった問題が議論されてきた。この問題は、既に述べたようにボローニャ大学が司教座起源をもつのか、世俗起源なのかという問題にかかわっている。基本的にはボローニャ大学は世俗起源をもち、教会の教授免許とは無関係に成立したと考えられている。したがって、この教書はボローニャ大学にまったく新しい局面、すなわち大学における教会の教授免許制度の導入という局面をもたらしたと捉えられる。このような解釈に至る議論の過程においては、この教書が大学を対象としたものであると無前提に理解されてきた。しかし、すでに見たように、実は教書のどこにも大学における教授免許の授与であることは明記されていないのである。

それにもかかわらず、大学を対象とすることが暗黙の了解となってきたのには理由がある。ホノリウス三世は、一二一七年から矢継ぎ早にボローニャに対して教書を発した。一二一七年五月二七日付では、学生が自由に町を出られるようにボローニャのポデスタに対して学生の自由を制限する規約を廃止するように命じている*(27)。翌月の六月二六日には、今度は学生に対して、彼らの自由を制限するボローニャの都市規約を遵守しないように命じた*(28)。また、問題の教書を時期的に挟んで、一二二〇年四月六日にも、学生の自由に対立する規約を廃止するようにボローニャ市民宛に要請した*(29)。これら一連の教書がコムーネに対する学生の自由を一貫して擁護する立場を採っていることは、明白である。

さらに、これらの教書よりも重要なのは、問題の教書の前日六月二七日に発布された別の教書である。その教書では、聖職者に対して暴力問題を起こした学生と教師に対する赦免権をボローニャの助祭長に授与している*(30)。この教書は、大学の学生と教師に対する赦免という形を採りながらも、また聖職者に関わる場合に限定されながらも、大学に対する教会の裁判権を暗黙に確認するものである点と、その赦免権が助祭長に与えられた点に注目される。この点に加えて、翌日の問題の教書が教授免許授与権を助祭長に与えた点を考慮すると、助祭長に大学に関わる事項の裁判権と教授免許授与権を与えて、いわばボローニャの助祭長を教皇庁直属の大学監督官の位置に置こうとしたものと理解される。それによってホノリウスは、大学を世俗権力であるボローニャのコムーネから切り離して、教会勢力下に取り込もうとしたのである。

モンペリエと違って、ボローニャでは助祭長にそのような役割が与えられたことについては、ボローニャ司教権と教皇の対立があり、ホノリウスはボローニャ助祭長グラチアヌ

スに権限を与えて司教を大学から排除する意図があったとする説もあるが*(31)、形式上は助祭長が司教権に属するものである以上、直接助祭長に授与権を与えたとしても、教皇庁の政策上の齟齬は来さない。授与権は司教権に属すると考えられてきたからである。また、イタリアでは、パリのカンケラリウスとは違って、助祭長の地位などに昇ったマギスコラが教授免許を授与していたから、助祭長に免許授与権を与えること自体にも、不整合な点はない。むしろ、パリのカンケラリウスが地方の司教権を代表して大学の後ろ盾であった教皇庁と対立したのに対して、ボローニャの助祭長は教皇庁の意を直截に受けるに最適な人物であったのである。問題は、なぜ助祭長かではなく、教皇が司教を越えて直接助祭長に大学の裁判権と教授免許授与権を与えた事実そのものにあるだろう。すなわち、ボローニャ助祭長の授与する教授免許は、司教権を越えた教皇権が明確に保証したものとなったという事実である。

従来の教授免許は地方の司教権下において与えられるものであって、その限りでは免許の有効性は司教区内に限定されたものであった。しかし、普遍権力である教皇が直接認定したボローニャ助祭長の授与する教授免許は、司教区の地域的限界を乗り越える可能性を持った。事実、十三世紀には教皇が直接教授免許授与権を認定するようになり、教授免許は普遍的教授権(*ius ubique docendi*)を意味すると考えられるようになる。それがボローニャに対して法的に明記されるには、一二九一年のニコラウス四世の法令を待たなければならないが*(32)、ホノリウスの教書は、文書中に普遍的教授権が明記されたのではないにしても、教皇による個別的認定という点において、普遍的教授権への過渡的意義を有するものと考えられる。

いずれにしても、助祭長の試験による教授免許授与を定めた一二一九年六月二八日付けの教書が大学を対象とするものであったことは、たとえそれが明記されていなくても否定はできない*(33)。しかし、そのこととホノリウスが他の教書では対大学を明記しながらも、この教書においてのみ大学を対象とすることを明言しなかった意図は、別問題として検討に値する。おそらく、パリに対してもまたボローニャに対しても一貫して学生の自由を擁護する立場を採ったホノリウスは、助祭長授与の教授免許が大学の学位授与権を侵害することを理解していたはずである。その上で、パリに対する施策との政策上の矛盾を回避するために、全体としての大学政策に齟齬をきたさないために、またしてもかの二重政策に基づく曖昧さの利点を生かしたものと思われる。

そのことから、この教書が沈黙するもう一つの問題、すなわち教授免許の対象科目が明記されていないという問題が生じたものと考えられる。インノケンティウスがパリへの教書で神学と教会法と教養諸学の教授免許であることを明記し、ホノリウス自身もモンペリエに対しては医学の教授免許授与であることを明確に記載していたのに対して、すでに見たようにボローニャへの教書では教授免許の対象学科目は明記していないのである。パリを神学の、モンペリエを医学の、そしてボローニャを法学の大学として位置づけようとしていたホノリウスが、なぜボローニャに対してだけ教授免許授与の対象を法学であると明記しなかったのだろうか。

本来、教会の授与した教授免許は教養諸学を中心に授与されてきた。それが、パリに対するインノケンティウスの場合に明確に見られたように、新しい学としての神学や市民法・教会法や医学の勃興に伴って、これらの教授免許と教養諸学のそれについて異なった施

策を教皇はとらざるを得なくなっていた。そのためホノリウスもまた、パリやモンペリエなど大学ごとに異なった教書を発布した。したがってこの点でも、ホノリウス教書の対象科目への沈黙は意図的になされたものと考えられる。

ホノリウスは、「聖学」のパリでは司教権に対して大学を保護する立場をとったが、俗学のモンペリエに対しては司教権による大学での教授免許授与を推進するという、全く異なった施策をおこなった。このモンペリエと同様に、同じ俗学中心のボローニャに対して、教会の教授免許授与を強化するという意図があったことは否定できまい。しかし、その意図を前面に出せば、神学中心のパリと異なって世俗のボローニャ大学を教皇権下に置くことは困難である。そのため、ボローニャに対しては教授免許の対象に大学が含まれることを意図的に明言しなかった。同様に、ボローニャ助祭長の授与する教授免許が俗学である法学を対象とするものであることも、あえて明言しなかったのではないかと思量できる。

事実、ホノリウスはパリに対して市民法と医学の研究を禁止して、神学と教会法からそれを分離させようとしていた。そのパリへの禁令が発布された同じ一二一九年に問題の教書がボローニャに発布されたのである。俗学である市民法や医学を一方で禁じながら、他方でその教授免許授与を強化するというのは、明らかに教皇庁の大学政策の矛盾を露呈させる。ボローニャは、教会と密接に関係したパリと異なって、教会法よりも市民法が隆盛した世俗の大学なのである。「聖学」の大学と俗学の大学を、ともに教皇庁の傘下に取り込む政策を推進しようとするとき、政策上の矛盾を回避するには沈黙にすぐるものはない。教授免許の対象を明記しないというのは、逆に言えば、教養諸学から神学、市民法・教会法、医学のすべてを教授免許の対象にすると解釈する余地を残すことになる。すなわち、すべての学科目に対してボローニャ助祭長の授与する教授免許の有効性を保証することになるのである。

そして、それを受け入れるかどうかは、もっぱら学位授与をおこなってきたボローニャのコレギウムの教師や学位取得者に依存することになる。受け入れなければ、普遍権力である教皇庁の庇護は望めない。受け入れれば、大学で授与する学位に普遍権力のお墨付きを得られることになり、大学の授与する学位に普遍性が与えられることになる。

そこで、ボローニャの教師や学位取得者たちは、ホノリウスの教書が新たに定めた助祭長の教授免許授与を大学においても受け入れたのである。その動因には、授与学位の普遍性が保証されることに加えて、ホノリウスが諸教書によって繰り返し保証した大学の学生と教師の自由が考えられる。教師たちはボローニャを離れて教授する自由を、コムーネによって著しく制限されていたのである。しかし、これらの点に加えて、後述するような教皇庁の介入を受け入れざるを得ないボローニャの特殊な事情も存在していたことを見逃してはならない。学生と教師が組織的に一体化していたパリと異なって、ボローニャでは普遍的な性格を持った学生大学団と地方的な性格に制約されたコレギウムが分離していたという事情があったのである。

第5節 教授免許と学位の普遍性

ボローニャにおける法科大学団の組織は、出身地ごとに集まった法学生の集合体である国民団の複合体としての大学団によって特徴づけられ、これらの学生団体から排除された

教師は全く別個の組織を有した。この組織は初期には教師固有の団体ではなく、随時召集された教師や学位取得者による学位授与のための団体に他ならなかった。十三世紀後半にはこの団体が法的に認定された恒常的なコレギウムとなった。教師を雇用し教育内容を定めたのが学生の大学団であったのに対して、教育の認定としての学位を授与したのは団体としてのコレギウムであった。この点が、パリと大きく異なっていた。

パリ大学の場合は、教師と学生の大学団(*universitas magistrorum et scholarium*)と称されたように、教師と学生が当初より同一組織に団体化した。そして、司教座聖堂学校の教育の延長上に大学教育が展開したために、一方で司教座のチャンセラーとの教授免許授与権をめぐる抗争において大学団の団体的結束が強化されながらも、他方では、上級学部としての神学部と下級学部としての教養諸学部との「学部(*facultas*)」としての区別が十三世紀前半に生じることになった。そのため、学位授与権を有する団体として、教師と学生の団体である「学部」が成立したのである*(34)。

ボローニャの学位授与コレギウムにしても、パリの教師と学生のファクルタスにしても、そこで授与された学位は、本来教授職の資格を保証するものであった。そして、その普遍性は、これまでの研究者のいささか曖昧な言説を借りれば自然発生的な「慣習による」普遍性によるもの、より明確に言えばもっぱら他に高等教育機関が存在しないという希少性によってもたらされる普遍性であると考えられてきた。

しかし、これまで詳述してきたように、この草創期における学位の普遍性は、おそらくパリの場合は教皇庁を背景とする神学という学問の普遍性、ボローニャの場合は神聖ローマ皇帝権を背景とする市民法という俗法を主体とした学問の普遍性によるところが大きい。その意味では、ホノリウス教書以前の時代における中世大学とそこで授与された学位の普遍性は、中世大学で確立された学問の普遍的性格によってもたらされたと一般化できるように思われる。

ところが、教会がその授与権を主張した教授免許が大学に取り込まれる過程、すなわち、パリ大学においては大学団と司教座聖堂のチャンセラーとの一連の抗争、ボローニャ大学においては一二一九年のホノリウス教書による助祭長の授与権の確立によって、教皇庁の保証の下で教授免許授与が大学において行われるようになった。そのことは、教皇庁という普遍権力による直接的な介入によって、大学における教授免許の普遍性が保証されたことを意味した。

すなわち、十三世紀初期までに大学が授与してきた学位の普遍性と、それ以後に大学が授与した学位の普遍性とは、性格的に異なるものになった。ボローニャにおいては、初期における学位がもっぱら普遍法の学的性格から普遍性を持ったのに対して、ホノリウスの教書以後の学位は普遍権力である教皇庁の保証する普遍性を獲得したのである。

しかしながら、学位の普遍性の変容はこれに留まるものではなかった。

なによりもまず、ホノリウスの時代にはまだボローニャの学位取得者たちが形成した学位授与団体は、コムネという地方権力によって法的に認定された恒常的団体となっていなかった事実に着目しなければならない。それはまだ暫時に開かれた学位授与のための団体にすぎなかった。おそらく、この事実が教師たちに教皇庁肝いりの教授免許授与を受け入れることをより容易にさせたに違いない。ひとたびコレギウムを形成すると、その団体の法的認定が地方権力に依存する以上、コレギウムにおいて授与される資格は地方権力に

よる制約を受ける。コレギウムのドクトルによって授与される学位は、当該コムーネの支配領域をのぞいて、他の地域では有効性を持たないという限界に直面せざるを得なくなる。ひとたび都市の組織となると、そうした限界を乗り越えて普遍権力の保証する教授免許を受け入れるのは困難となったはずである。ホノリウスがコムーネに対して学生と教師の自由を繰り返し保証した事実は、このような背景からも捉えられなければならない。

ボローニャで学位授与コレギウムが法的団体として成立する十三世紀半ば頃から、このような権力基盤に由来する矛盾に加えて、さらに現実上の矛盾が生じた。教皇と神聖ローマ皇帝によって中世大学が設立されるのが慣行となったからである。その最初の事例は、グレゴリウス九世によるトゥールーズ大学と、フリードリッヒ二世によるナポリ大学の創設であった*(35)。とりわけ、トゥールーズの創設にあたって、教皇は普遍的教授権(ius ubique docendi)の授与権を明示してパリ大学と同等の権利を保証した*(36)。これらの後発大学が設立当初より普遍権力から明確に法的に普遍的な教授権を得たことは、自生的に出現した初期の中世大学がその出現の過程において獲得した既得権としての普遍的教授権を侵害することになり、中世大学の普遍性の根拠に重要な変化を引き起こすことになった。すなわち、普遍的権力によって特権を与えられた学校こそがストゥディウム・ゲネラレであり、自生的出現をした初期の中世大学ですら、これらの普遍的権力によって追認を得ざるをえなくなる。こうして、パリとボローニャの両母体大学も、他大学に遅れて教皇権から普遍的教授権の授与権のお墨付きを一二九一年と二年に得るのである*(37)。

ボローニャ大学が新興大学に遅れて普遍的教授権の法制化を図ろうとした理由を、これまでの研究者は、以上のようなお墨付きを得始めた他大学に対抗するためであるという外発的理由からのみ説明してきた。しかし、ボローニャに限定して言えば、前述のような教師コレギウムの形成に伴う地方性の表面化による矛盾、すなわち地方的団体が授与する学位に普遍性を持つ教授免許が含まれるという矛盾を回避するには、教皇権がその学位を普遍的教授権であると法的に明確化するしかなかったのである。ボローニャ大学が十三世紀末にあらためて普遍権力から法的な保証を受けざるを得なかったのは、一般に言われる外発的要因だけでなく、このような内発的要因があった事実も無視すべきではない。

それは、ボローニャ大学が抱えていた本質的矛盾、普遍権力による普遍性と地方権力による公共性との矛盾をいかに解決するかという問題に他ならなかったのである。

第6節 コレギウムの変容と学位の変容

おそらく、ヴェルジェが言うように、神学を主体としたパリ大学においては教授免許が先に存在し、後に大学による学位が制度化されたものと考えられる*(38)。しかし、ボローニャにおいては事情は逆転していた。教師たちによる何らかの資格認定、それを学位と呼ぶならば、学位授与が先行し、後に教皇指示による助祭長の教授免許授与が制度化されて、二段階の学位制度が形成された。その結果、学位授与団がおこなった公的試験の前段階として私的試験が位置づけられ、学生は私的試験による教授免許を得た上で、公的試験によるドクトル学位を取得することになったとされる。そして、私的試験が実質的な試験であるのに対して、公的試験は教師組合加入を意味する単なる儀式にすぎないとみなされてきたのである。

しかし、助祭長による教授免許授与のための試験が「私的」試験とされ、学位授与団に

よる試験を「公的」とするのは、いささか奇妙なことである。いわば、普遍権力による試験を「私的」とし、地方権力を背景とする試験を「公的」とするからである。

この「公」と「私」については次節で考察するが、公的試験を儀式にすぎないと捉えるのは、試験の結果としての学位授与式、すなわちコンヴェントゥスがアルプス以北の団体加入式(*inceptio*)に匹敵するとみなし、「その仕事の具体的かつ荘厳な実演によって、その職能の「実質的な」保有を認められる」というローマ法の原理をそこに見るからである*(39)。確かに、この原理が中世都市のあらゆる団体組織に共通のものであったことは否定できないにしても、コンヴェントゥスを団体加入式のように見なすのは、学位授与コレギウムを法律家コレギウムと同一視する誤解から生じている。公的試験はあくまで学位授与コレギウムがおこなった儀式であって、少なくとも本来は、法学の学位取得者によって形成された法律家組合への加入式ではない。

それに、そもそもホノリウス教書が發布された一二一九年頃には、まだ学位授与団体は法的に認定されたコレギウムとはなっておらず、法律家組合もコレギウムではなくソキエタスの段階にあったのである。ただ、この時期から一三世紀半ばにかけて、学位授与のための団体と法律家のソキエタスは、いずれもコレギウムとしての団体化を遂げようとしていた時代であった。それは、学位授与のための団体がコレギウムとして明確な法的団体へと発展するのに刺激されて、法律家の団体も徐々に法学学位取得者を主体とした組合の性格を強めていった変化の時代であった。そうした時代のコンヴェントゥスは学位授与団による学位授与式ではあり得ても、法律家団体の加入式ではあり得ない。しかし、ひとたび学位授与コレギウムが成立し、その影響によって法律家コレギウムが成立し、次第に法律家コレギウムがその加入資格に学位取得を要求するようになると、学位授与コレギウムによる公開で行われた試験とその結果としての学位授与式が、法律家コレギウムへの加入式のごとくに見なされるようになったとしても、不思議はない。

問題は、一二一九年頃以前と一三世紀半ば以降を区別して捉え、その間の時期を変化の時代として捉える必要があるということであろう。学位を授与する組織の変化と、学位そのものの相互に関係する二重の変化である。ホノリウス教書以前の時代の学位は、ボローニャの教師層が認定した教授資格に他ならず、その資格に何らかの普遍性が付与されたとすれば、それは前述の学的普遍性からもたらされたものに他ならなかった。そうした普遍性が、助祭長による免許授与の形式を取り込むことによって、ローマ教会によって公認された。その意味で、ホノリウスの教書は学位の教授資格としての法的普遍化への段階的意味を持った。

その事実が、逆に教師の側に教会権力に対する警戒心を強め、コレギウムへの法的団体化を促進したとみることもできよう。実際、学位授与団のほうが法律家団体よりも早く地方権力であるコムーネによって法的に認定されたコレギウムとなっていった。そして、学位授与コレギウムの授与する学位が法律家組合によって排他的に加入資格として要求されるようになると、学位はボローニャにおいて法曹職を営む専門職資格としての意義を強めていくこととなる。それは、学位授与団と法律家組合の変遷に伴う学位そのものの意義の変容に他ならないのである。

しかし、このような変容は、中世大学の学位制度が本来的に持った矛盾、地方の団体が授与する資格にいかん普遍的有効性を与えるかという矛盾を顕在化させる。ローマ教会と

いう普遍権力によって保証された普遍的有効性と、地方権力が都市領域内にのみその有効性を限定する地方的性格とが、学位そのものにアンビバレントに内包されることになった。

第7節 学位試験制度における「公」と「私」・・・その二段階構造

こうして、一二一九年以降に学位試験制度は「私」と「公」に分離し、私的試験が教授免許のための、公的試験がドクトル学位のための試験とされたのである。

この場合の「公」の性格は明確である。ラシドールが挙げたのとは別のローマ法の原理「すべての人に関わることはすべての人によって承認されねばならない」という原理によって規定される「公」である。それは、より正確にはこの原理が起源した古代ギリシャのポリス的公共性、すべてをエス・ト・メソン（中央に）置きロゴス（言語、論理）によって承認しようとした原則に繋がるものである*(40)

中世都市の法を担う人々は、公共の場で、すなわち公衆の面前で承認されねばならなかった。私的試験が助祭長と大学人のみでおこなわれたのに対して、公的試験に参加していたのは、大学の教師や学生だけでなく、助祭長を初めとする聖職者、都市の要人や一般市民であった。したがって、都市の要人を含む公衆(publici)の面前でおこなわれることによって、はじめてこの試験は公的(pubblica)となった*(41)。学位試験制度における「公」は、このような中世都市的公共性の表れに他ならなかったのである。

学位にこのような中世都市的公共性が要求されたのは、学位授与コレギウムにしても法律家組合にしても、それが都市規約によって定められた組織に他ならなかったからである。共に地方権力であったムーネの認可する組織であった以上、そこで授与される学位は中世都市的公共性によって保証されねばならなかった。まして、それが普遍的な教職の学位から専門職の学位へと実質的に変容するに至っては、学位の公共性は必要不可欠のものとなった。その意味で、公的試験によって学位取得者は大学の手から都市の手へ、「私」から「公」へと手渡されたのである。

しかしながら、他方で、学位は教皇権を体現する助祭長によってその普遍性が保証されていたはずである。にもかかわらず、なぜ、学位はこのような中世都市的公共性によって承認されねばならなかったのだろうか。この問題は、なぜ助祭長主宰の試験が「私的」と称されたのかなど、中世大学の普遍的性格と地方的性格という二重の性格に関わるきわめて重要な問題である。

もともと慣習的にその普遍性が認められたボローニャの学位が、教皇権という普遍権力の保証を獲得したのは、ホノリウス教書によって助祭長が学位授与のための試験に関わるようになってからである。それ以後、学位授与のための試験が私的試験と公的試験に分離し、前者を助祭長が主宰することになった。しかし、既に述べたように、私的試験においては助祭長は「至高の権威」を持って最高座に座ったが、実質的権限は限定されたものであったとされる*(42)。実質的に試験をしたのはコレギウムの教師たちであり、その結果に何らの影響も助祭長は与えることができなかった。グアラズィーニが言うように、中世においては「判決を布告する人はその起草を行った人とは全く別であり」*(43)、助祭長は形式的に、それも「ボローニャ司教と聖堂参事会の名において」教授認可を宣告することしかできなかった*(44)。いわば、一二一九年以降急速に助祭長の私的試験を統括する権限は形骸化していったのである。

これに伴って、おそらくホノリウス教書が渙発された直後は、私的試験に合格するとすぐに助祭長によって教授免許、すなわち教授することを認める宣告が与えられたのであろうが、十四世紀以後の規約や史料では著しく助祭長の役割は後退している。すでに見たように、私的試験や公的試験について定めたコレギウムの規約には、私的試験における教授免許授与についてはなんら記載されていない*(45)。十四世紀の法学学位授与の文書からする限り、助祭長が教授免許を宣告したのは公的試験の合格後と考えられる*(46)。したがって、助祭長は私的試験を主宰こそすれ、実質的には何ら役割を果たすことなく、公的試験後に教授免許を宣告することによって教皇庁の普遍性を体現したことになる。

その意味では、少なくとも一二一九年以後の一定期間、私的試験＝教授免許に対する公的試験＝ドクトル学位の位置づけが実質的に機能していたとしても、それはすぐに形式的意味しか持たなくなり、助祭長権限の形骸化に伴って、私的試験は実質的に教師たちが主導権を握る真の意味での「私的」試験となったと理解される。おそらく、私的試験は一二一九年当初には「私的」とは称されず、後に教師たちが実権を握ってから「私的」と称されたものと思われる。そのように解釈しない限り、普遍権力を体現した助祭長の主宰した試験が「私的」であるというのは矛盾以外の何者でもない。

パリ大学の場合には、ボローニャの助祭長の役割を果たしたのはカンケラリウスであったが、そこでもカンケラリウスによる試験主宰は実質的な権限を失って形式化し、学部教師による試験が実質的な教授認可を決定するようになった。しかし、ボローニャと決定的に異なるのは、組合加入式に先立って、カンケラリウスによる明確な教授免許授与式がおこなわれたこと、また、カンケラリウスによる試験も、学部教師による試験も、ともに「試験(*temptamen*)」と呼ばれ、前者が「共通の(*in communibus*)」、後者が「固有の(*in propriis*)」として区別されているが、そこではボローニャのように「公」と「私」の区別はなされていない点である*(47)。

このパリの試験区分は、きわめて興味深い。カンケラリウスの試験と学部教師の試験は、明確に普遍法(*ius commune*)と局地法(*ius proprium*)の区分に対応しているからである。すなわち、カンケラリウスの試験が普遍性を持ち、学部教師の試験が地域的性格を持つことが明確化され、都市的公共性は試験制度そのものには実体化されなかったのである。

なぜパリの試験制度ではボローニャほど公と私の区別が明確に意識されなかったのだろうか。おそらく、それは公私の区分観念が存在しなかったというよりも、公の観念そのものがボローニャと異なっていたということの現れであろう*(48)。カンケラリウスによる試験が「普遍的試験」とされ、学部による試験が「個別的試験」とされたことは、教会権力の普遍性が「公」の性格を持ち、教師による試験が「私」の性格を持ったことを意味する。教皇庁がカンケラリウスの権限を温存しながらも、大学団の擁護という姿勢をとったとしても、パリの司教権が普遍的な公共性を具現したことは否定できまい。そして、試験制度においては都市的公共性が具現されることはなく、あくまで教会の普遍性が具現されていたのである。

これに対してボローニャでは、助祭長は私的試験にも公的試験にも参列して教皇庁の普遍性を顕示していたが、それは形式化されて都市的公共性の優越の下に組み込まれていた。試験制度を見る限りにおいては、都市的公共性が教皇権の普遍性を凌駕して、パリとは逆に公共性が具現されていたのである。

このような相違は、パリが教師と学生の一体化した「教会的」組織であったのに対して、ボローニャは普遍性を持った学生大学団とは別に都市的組織であったコレギウムが形成されたことに由来すると考えられる。神学を主体としたパリでは、学生も教師も聖職者が多く、大学の組織そのものが教会権力に組み込まれて、彼らは一体化していたが、ボローニャでは普遍的組織であった学生大学団に対して、都市に依存した別組織であるコレギウムが併置され、試験制度においては後者の都市的公共性が前者の普遍性に優越するようになったのである。

換言すれば、ボローニャでは公共性に普遍性が取り込まれ、それが公的試験に一体化して表出した。そのため、私的試験と公的試験を明確に区別する意味はあまりなく、そのためにコレギウムの規約でも両者は明確に手順が区別されなかったものと考えられるのである。

このパリとボローニャにおける普遍性と公共性の逆転現象は、おそらく法人格の問題と無関係ではない。すなわち、普遍法に依拠して最初の法人格となったローマ教会と、第二の法人格となった中世都市とがどのように関わるのかという問題と無関係ではあるまい* (49)。ここでこの問題を詳述する余裕はないが、ボローニャに関する限り初期に学生による属人法主義と都市の主張する属地法主義の対立が表面化したように、いわば普遍的法人格(Universitas)と公共的法人格(Comune)の対立こそが、普遍性に依拠する学生大学団と公共性に依拠するコレギウムの対立として、大学組織に反映されたものと捉えることは可能であろう。

ボローニャ大学のこの特異な状況は、必然的に試験制度のみならず、学位そのものにも普遍権力による普遍的有効性と地方権力の公共的有効性との対立的な状況をもたらした。ボローニャで授与された法学の学位は、他ならぬ普遍法の学位であった。その学位が局地的有効性しか持たないとすれば、大きな矛盾を抱えることになる。その矛盾を解決する方策が、一二一九年のホノリウス教書に他ならなかった。この教書によって、助祭長による教授免許授与が学位制度に形式的に組み込まれることによって、都市権力下のコレギウムの授与する学位が少なくとも形式的には普遍性を得た。都市的公共性は教皇権の普遍性を取り込むことに成功したと言ってよい。しかし、それによって問題が解決したわけではなく、むしろボローニャの学位は、中世大学の数量的増加に伴う他大学学位の有効性の否定という新たな現実の中で、学位授与団体の変質と学位そのものの内実の変容に応じて、その普遍性を形骸化させ、逆に専門職資格としての公共性を顕在化させる。その結果、こうした流れに逆らって、時代遅れの一二九二年に教皇権から明文化した普遍的教授権を得ざるを得なくなったのである。

学位と大学の普遍性をめぐるそのような新しい状況は、次章以下で述べる医科大学団と医学学位により明確に表れることになる。

第6章 医学教育と医学学位の法制的基盤 —教育権と開業権—

医科大学団や医科コレギウムの組織的成立を考究する前に、中世の医学教育の状況の中からいかにして医学高等教育が出現し、その出現に対して当時の普遍権力がいかに対応し

たのかを見ておかねばならない。すなわち、医学高等教育が有するに至った法制的な基盤を明らかにしておかねばならない*(1)。

すでに見たように、中世大学は体系化された学としての知識を教育組織によって制度化し、その知識の習得を学位によって認定した。法学に次いで医学もまた、そのための組織を成立させ、医学を制度化し、学位を授与した。それが可能となったのは、学位へと結実する学業の認定と、認定する組織が、当時の諸権力によって法的に承認されたからである。

この法的基盤によって、医学学位は医学の教育権のみならず、医業の開業権を与えるものとなり、結果的に経験医とは区別された専門職医という新しい階層を社会に生み出すこととなる。

そのため、この問題は医学が大学に制度化され医学学位制度が具体的に成立する直前の時期から考察しなければならない。そして、それはボローニャ大学やパドヴァ大学より以前の時代に繁栄したサレルノ医学校をどのように位置づけるかという問題にも関わってくるのである。

また、医学高等教育の法制的基盤という観点からは、サレルノのみならず、モンペリエも重要な役割を担った。いうまでもなく、モンペリエ大学はイタリアの大学ではないが、南欧の大学としてボローニャ大学などと影響関係にあり、ここでは比較考察の対象としておきたい。

第1節 中世における医学教育と医学学位

中世大学の出現以前の時代における医学は、医学史において修道院医学時代と区分されているように、民族移動にともなう混乱からの文化的シェルターとしての修道院にその営みの中心があった。カッシオドールスがヴィヴァリウム修道院に医学を導入して以来、ベネディクト会のモンテカッシーノや、サン・ガレンなどの修道院では病室、瀉血室、薬草園などが設置され、修道士によって医療が営まれていた*(2)。

そうした医療活動は、修道士の自給自足の生活における必要性から出発しながらも、民間の人々が修道院に医療を求めてくるという当時の慣行に応じるものとして発達した。従って、医療は修道士の聖なる職務の一つであり、その職務を果たすための医学教育が行われたのである。

カッシオドールスは、「植物の特性とその混合処方を知るように学べ、しかしあらゆる希望は生命を永遠に守り給う主の御上におくべし」と述べて、このような聖務としての医療の位置づけを明確にしている。そして、修道士が学ぶべき書物として、ディオスコリデスの薬草書、次いでヒッポクラテスとガレノスのラテン語訳を読むように薦めている*(3)。これらの著作の中ではとりわけ、ガレノスの『治療法』等を推賞した。

彼によって修道院に医学教育が取り込まれ、その伝統が受け継がれて行くことを考えれば、彼の上述の考え方は、以後修道院で行われた医学の文献収集・翻訳といった研究、及びそれに基づく医学教育の性格を明確に示すものであるといえる。即ち、薬草に関する知識の蓄積と実践的な医療技術の修得という研究・教育の性格である。ガレノスなどの古典が学ばれたのも、古典的医学の集大成といった理論的体系的見地からではなく、古代以降の実践的な医療技術を利用するために他ならなかったのである。

確かに、タルボットの言うように、この時代を意味も分からずにテキストを筆写したブ

ッキッシュな時代であると捉えるならば、それらのテキストが前提とした教師と学生の教授・学習過程を無視したことになる*(4)。むしろ、そうした教育の存在を否定するのではなく、上述のような当時の医学教育の経験的かつ実践的な性格にこそ注目すべきであると思われる。

後に修道院学校が成立しそこで医学教育が行われたのも、医学が医療として実践的に営まれる限り、修道士の聖務に役立つからである。しかし、医学が体系的な理論としてあるいは経験的な科学として学ばれるならば、その後に見られるようにキリスト教教義と抵触し、科学と宗教の対立を生むことになる。そうした危険性は、文献としての知識が体系化され経験に生かされて両者が統合されるという状況が生まれず単に実践的な段階に留まっていた修道院医学においては、まだ認識されていなかったのである*(5)。

他方で、高度な学問になる可能性を秘めながらそれを実現することがなかった修道院医学とは別に、中世社会において民間の医療行為に従事した人々がいたことにも、留意しておかねばならない。

骨折の治療や切断を行なった外科医、瀉血などの簡単な手技を施した理髪外科医、医薬未分業の時代にあつて薬物治療を行なった調剤師などがそれである。このうち比較的身分の高い外科医については、アルプス以北と以南とで社会的位置が大きく異なっている*(6)。他の二者については、ほぼどの国においても類似した位置にあり、中世民衆の医療に日常的に深く関わっていた。そして、これらの医療従事者はいずれも徒弟制度によってその後継者を育成していた点において変わりはない*(7)。

これら民間の経験医と前述の修道士の営んだ医療との間には、実用性を重んじ実践による経験から知識を蓄積したという点において、共通性がある。しかし、医学教育という点においては、前者が徒弟制度という形態に留まっていたのに対して、後者は既に学校教育における制度化をある程度果たしていた。ただ、そうした医学教育の制度化も、医学そのものが学問的知識として集大成されていない以上、確固たるカリキュラムと時間的継続性を持つものとして確立されていたかどうか疑わしい。

このような状況の中でほぼ十二世紀頃から、ヒポクラテスやガレノスなどのギリシャ・ローマの古典文献の再評価とアラビア医学の刺激とによって、サレルノなどにおいて医学知識が再編されて、学問(*scientia*)としての医学が成立することになった。そして、それが中世大学に制度化されて、医学が高等教育の一角を形成する。それに伴って、従来存在してきた経験的医療技術は方技(*ars*)として分離され、学問としての医学に比べて低い威信に位置づけられた*(8)。

このことはまた、大学教育を受けて医学学位を得た内科医(*physicus*)と伝統的な徒弟教育によって養成された外科医(*chirurgus*)や更に一段低い位置づけに置かれた理髪外科医(*barbitonsor*)などとの階層分化をもたらすことになる。即ち、中世大学の出現に伴う学問としての医学の成立と高等教育における制度化が、医療従事者の社会的階層分化を生むことになる*(9)。

まさにこのような社会的変化をもたらしたものこそ、中世大学が授与した医学学位に他ならなかったのである。

第2節 皇帝権と教皇権による最初の政策

上述のような中世の医療状況の中で、はじめて医学教育に法的に介入した権力者はカール大帝である。彼は八〇六年に、「治療技術について (de medicinali arte)」の教育を子供に行なうべきであるとの勅令を發布している*(10)。

彼が学習を奨励した「治療技術」が、医学の初歩を示すものであれ、単純な方技を示すものであれ、その布告以外に彼は積極的な施策を行なわなかった。カロリング・ルネッサンスの中心の一つとなったアルクインの学校においても、医学との関連で教養諸科が教えられた事実はないし、カールの周辺に集まった文人達が医学を積極的に学んだ事実もない*(11)。

カールの法令は、一連の学芸奨励策の一環として發布され、修道院などにおける医学学習の興隆に一石を投じるものではあったにしても、それは何等具体的な教育制度も生み出さなかったし、既存の学習を具体的に促進するものでもなかった。ただ、学芸復興の先駆的兆しの中で、ようやく普遍的権力を担う人物が医学教育に目を向け始めた事実を示すものであった。

カール以後の神聖ローマ皇帝は、その後フリードリッヒ二世に至るまで医療・医学教育に対して何等の施策も行なっていない。その間に、むしろ積極的に施策を行なうのは教皇権である。

ローマ教皇も、カール大帝と同時代の九世紀から、医業に関する規定を發布した。最も古くはライムの公会議の規定であるが、明確な意図を持ってそれを換発するのは十一世紀以降のことである*(12)。それらの規定では聖職者に対する医業の実践が禁じられ、教皇権は医療の実践に否定的に対応している。

更に十二世紀以降においては、アレクサンデル三世が、一一六三年のトゥールの公会議において、医業実践のみならず、「いかなる者も宗教の場で聖職についた後は、医学と俗法の学習のために出立してはならない」と定め、医学の学習に赴くことを聖職者に禁止した*(13)。また、ホノリウス三世も一二一九年の勅書「スーペル・スペクトラム」によって、医学学習の禁止を在俗僧にまで拡大して、一連の禁令を強化しているのである*(14)。

このような医業実践と医学学習に対する禁令は、アムンゼンによれば、医学の学習そのものを禁じたというよりも、俗事のための聖務放棄を禁じることにその目的があった。従って、これらの禁令は従来の医学史家が解釈したように医業の実践と教育を禁じるものではなかった、とされる*(15)。

この新しい解釈は、以下の点から支持し得る。まず第一に、一連の規定における禁止の文脈は、確かに医学学習そのものに向けられているのではなく、聖職者の所属する地位と職務を放棄することに向けられている*(16)。

第二に、医学と並んで俗法即ち市民法も学習禁止の対象に挙げられている。市民法に関しては、すでに述べたように、パリ大学の神学部保護を目的にしたものであり、市民法自体に対する敵意を示すものではなかった*(17)。同様のことは医学についても言える。

第三に、以上のことを裏付ける事実として、教皇権は、市民法が発展したボローニャ大学に保護する形で介入しているし、モンペリエ大学では医学部を支持している。

従って、教皇権はこれらの医学実践の禁令によって聖職者が医業を営むことで収入を得るといった一種の聖職売買を禁じるとともに、医学教育の禁令によって医学や市民法という新しい学問が教会や修道団の秩序を乱すのを防ごうとしたのである。

十一世紀までの規定が医業の禁止を主眼としたのに対して、十二世紀以後の規定が医学教育の禁止を目的としたことは、十二世紀以後に医学が学問として成立した事実を反映するものにほかならない。また俗法である市民法も十二世紀に復活しており、これらの新興の俗学を聖職者が学ぶことは、神学の衰退をもたらし教会の基盤を不安定なものにするという危険が生じた。そこで、教皇権はこれら俗学の学習を少なくとも聖職者に禁止するかのごとき政策を採ったが、決して新興の学問を教皇権の管轄下から排除しようとしたのではなかった。むしろその禁令は、教会の「教育権」を主張して、新興の俗学を教皇の権限の下に、教会の秩序を乱さない範囲内で、取り込もうとした政策と表裏一体の関係にあった。

すでに法学をめぐって考察したこの一見矛盾する政策の基盤を据えたのが、医学学習の禁令を発布した他ならぬアレクサンデル三世である。彼は、第三回ラテラン公会議（1179年）において、司教座の教師が授与する教授免許（*Licentia docendi*）の無償性を保証して、教授免許制度を確立し、この制度によってローマ教会の教育専管権を確立しようとした*（18）。

そして十三世紀になって、ホノリウス三世が新たに起こった中世大学にこの教授免許制度を導入して、高等教育に対する教会の教育権を確立しようとする。彼は、市民法が繁栄したボローニャ大学に対して、上述の「スーパー・スペクトラム」を発布した年と同じ一二一九年に司教座の助祭長が教授免許を授与するように定めて、大学に対する介入を行なったし、後述する医学のモンペリエに対しても教授免許授与制度を導入して大学に介入したのである*（19）。

こうして、教皇権は聖職者に対する医業とその学習の禁止を行いながら、医学高等教育をその傘下に加えて行く政策を採った。

教皇権がこのような矛盾する政策を採らざるを得なかったのは、もう一方の普遍的権力である皇帝権への対抗上、教会が教育権を拡大して強大な新興勢力である中世大学をその権力下に取り込む必要があったからである。

医学が修道院において実践的に営まれている間は、聖務放棄や聖職売買を危惧してその実践と教育を禁じればよかった。しかし、それが中世大学において体系として構築される場合には教義に抵触する危険性を持つことになる。その危険を犯してまで、教皇権は中世大学をその権力下に取り込もうとしたのであり、そのために前述のように矛盾しながらも巧みな政策で対応したといえるのである。

第3節 サレルノ「医科大学」の成立と世俗権力

医学史などが盛んに強調するように、医学高等教育の制度化に向けて最も早期に動き出したのは、たしかに南イタリアのサレルノであった。それはまず医学カリキュラムの成立という形で起こった。十二世紀以前に既に群生していたサレルノの医学教師達の手によって、ガレノスなどの著作を中心にアルティケッラ（*Articella*）と呼ばれたカリキュラムの体系が形成され、それがパリなど医学に関しては後発の大学に伝播したといわれる*（20）。従って、医学の高等教育への制度化の基本要件の一つである体系的カリキュラムの整備という点において、サレルノはいち早く対応した。

ただ、すぐにそのカリキュラムが大学制度に位置づけられることはなかった。何となれ

ば、サレルノで中世大学の制度が成立するのは後になってからであり、それまではアルティケッラも個々の教師が任意で使用したものに他ならなかったからである。その意味では、サレルノは最初に医学高等教育を出現させはしたが、制度としての中世大学の形態を採るのはボローニャやパリなどに遅れたため、そこで出現した医学カリキュラムが大学教育に制度化されるのにも後れをとったのである。

この医学カリキュラムの成立に加えて、サレルノが注目されるのは、世俗権力が早期に医療や医学教育に対応して、医学学位制度に繋がる法制的基盤を確立したことである。

サレルノにおける最初の医療統制は、シチリア王国のルッジェーロ王が一一四〇年に、「今後医業を営むことを望むものは誰であれ、我が官吏と裁判官の下に出頭して、その採決に従わなければならない」と定めた法令である*(21)。これは、医業の認可権、より広く捉えれば医業全般にわたる裁治権が王権に存することを確認し、その認可を国王直属の官吏が執行する制度を確立したものであると考えられる。

デ・レンツィは、この法令に教育の認可権と医業の認可権とを区別したローマ法の影響を認め、前者を医学校に与え、後者を王権に保持する意図があったと解釈した。換言すれば、それ以前においては医学校が教育の認定のみならず医業の認定をも行なっていたが、この法令によって王権がローマ法を根拠として医業認可権を確立したと捉える*(22)。この見解の前提には、十二世紀中葉以前に既に、試験制度に支えられた学位授与とそれを行なうコレギウムが存在し、それによって教育の認定が行なわれていたという主張がある。その根拠は、一一二八年のルッジェーロと市の契約、並びにコレギウムの長(*praepositus*)の存在である*(23)。

一一二八年の契約では、医学の教師(*magister*)と自然学(*phिसica*)のドクトルのコレギウムないし公的なコンヴェントゥスが前もって試験を行なった後に、ドクター学位志願者の承認を行なうべきことが述べられ、学位を取得した者(*doctorati*)は何者による妨害もなく医業を(*pro exercitio medicinali*)認められる、と規定されている*(24)。また、一一三〇年にニコラウスという人物がプラエポジトゥスの肩書を有していたとする史料があり、これらによって教師組合が既に存在し学位授与を行なっていたとデ・レンツィは主張した。

そして、著名な医学史家であるズドホッフは、自ら発見した史料によってこのデ・レンツィの見解を支持した。彼の発見した史料には、バルトロメウスというアルプス以北人(*ultra montaneus*)が十二世紀にサレルノで医学を(*in phisicali scientia*)を学び、慣習に従って試験を受けたと記されており、これが医学学位授与の証拠であるとズドホッフも捉えたのである*(25)。

しかしこれらの主張は、近年に至ってクリステッラーによって正当に反駁された。彼は、ルッジェーロと市の契約文書は十五世紀の偽造であり、プラエポジトゥスもコレギウムの長という役職を示すものでなく、ニコラウス・プラエポジトゥスという人名を示すにすぎないと反論した。更に、ズドホッフの史料に対しても十四世紀の偽造であるとしてその信憑性を疑った。その結果、彼自身は、サレルノにおける医師組合(*collegium doctorum*)を十五世紀の成立とする見解に立った*(26)。

このような学説史の展開が示す結論は、十二世紀のサレルノにおいては、まだ医師組合も医学教師組合も成立しておらず、学位授与団体も存在せず、医学学位授与も行なわれてはいなかったということである。

従って、ルッジェーロの法令を、医師の側の医学教育認可権に対する王権による医業認可権の確立と捉えるには無理が生じることになる。王権が医業認可権を確立したことは否めないにしても、医師側が教育認可権を保持していなかったとしたら誰がその権限を保持し行使したのであろうか。

考え得る可能性は以下の三点である。

まず第一に、教会がその教育権の範疇に医学教育の認可権を所持したのではないかという可能性である。しかし、サレルノの医学教師達が教授免許を司教座で得ていたという明証はないし、彼らが関係を有した修道院の認可を得たという証拠もない。むしろ、ギリシャやアラブの影響を受け当初より世俗的雰囲気があったサレルノでは、その後の大学の歴史にみられるように教会や教皇権が教育に介入したとは考えられない*(27)。

とすれば、残る可能性は、王権が教育の認可権をも保持したか、試験制度と学位制度は確立していなかったとしても、徒弟教育の下でサレルノの医師達自身が個人的に教育を認可していたか、のいずれかである。

王権が教育権を保持したか否かについては、いま一度ルッジェーロの法令を吟味する必要がある。法令では、治療行為を示す言葉として *medeor* が使用されているが、これは漠然とした意味を持つ単語であり、当時の他の文書や法令にみられる医学の教授行為を示す *legger* や *docere* に対して、医療行為そのものを示す *practicare* という言葉が使用されているのではない。更に、官吏等の裁決に(*giudicio*)従うという文脈は、医療を行なう者の能力など何を対象に裁決するのかを明らかにしてはいない。

即ち、この法令は、医学教育権に対する狭義の開業認定権を確立するというよりも、医療全般にわたる王権の認可統制権を漠然と確立しようとしたものに他ならないのである。ここには、王権が医学教育権を問題にするような意識はみじんも見られない。それゆえ、この時期のサレルノでは、医学教師達が、何等の権威にも依存することなく徒弟制度的慣習に従って、個人的に弟子達の教育認定を行なっていたにすぎないと捉えるべきなのである。

換言すれば、デ・レンツィが述べたようなローマ法の医学教育権と開業権の区別は、まだこの時期のサレルノでは明確に意識されていなかった。おそらくその様な法意識の覚醒は、イルネリウス等による十二世紀前半のローマ法の復興を契機として、まずはポローニャに現われたものと考えられるが、一一四〇年の段階でルッジェーロには伝わっていなかったと捉えるべきであろう。

しかし、それから一世紀近く後にサレルノに対して強力な介入を行なったフリードリヒ二世は、当然のことながら、ローマ法を熟知し明確に医学の教育権と医業の開業権を区別している。

彼は、一二三一年にメルフィで発布した法典の中で、開業認定に関して「前もってサレルノの教師達の公的コンヴェントゥスにおいて(*in conventu*)裁決されて承認され(*comprobatus*)、教師と我々の任命したものがその忠誠と学問的充足について書いた証明書によって、我々もしくは我々の代表の前で……医療の認可を得たのではない限り、何人も医師(*medicus*)の称号を名乗ったり、医療を行なったり(*practicare*)、治療をしたり(*mederi*)してはならない。」と定めた*(28)。そして、その開業認可を得るためには、三年間の論理学の学習と五年間の医学学習が必要である旨を規定した*(29)。即ち、この法典

によって、開業承認のための諸条件と手続き、更にはその認可権の所在が定められた。その意味で、王権による医業認可制度の骨格がこの法典によって確立されたのである。

クリステッラーは、既に中世大学として成立していたパリやボローニャに倣って医学校の試験を認めながらも、医業認可権はこれを王権が保持し、忠誠心の証明を必要とするほどに強力な政治的干渉が行なわれた、と解釈した。そしてこの法令からもまだ医学のドクターの組合は成立していないと結論を下した*(30)。確かにこの法典が、医業に対する王権による統制の確立ということを目指したことは否定できない。

ただ、上記の条文とは別個に、教育の認定に関しては「我々の官吏と医学教師とによって注意深く試験されたのではない限り、……医学あるいは外科学を講義してはならないし、マギステルを名乗ってもならない。」と定めている*(31)。これは、この法典が教育認定権と開業認定権を明確に区別して、そのいずれについても王権の介入を行ない、両権限に対する王権の認定と統制を強化するものであったことすら示している。

このような王権による認定と統制は、これらの権限のみならず大学の内的制度そのものに対しても向けられるほど、強力であった。彼は、この法典の第三書四六章において医学教師が教えるべき書物についても規定して、大学のカリキュラムなどのいわば内的事項にまで干渉した*(32)。内的事項は、ボローニャでは学生大学団ないしはコレギウムの規約に定められたもので、それをサレルノでは王権が定めようとした。このことは、サレルノがナポリと同様に王権によって大学制度として設立させられたことを示している。フリードリッヒ二世は既に一二二四年にナポリ大学を創設しており、教皇権が介入したパリ大学やボローニャ大学を十分に意識していたのである*(33)。

大学制度の確立整備という観点からこの法典を見るとき注目されるのは、「教師達の公的コンヴェントゥスにおいて」という表現である。この時期のボローニャ大学における試験制度は、私的試験と公的試験の二つの段階からなり、後者がコンヴェントゥスと呼ばれてドクトルの学位を授与するものであった。従ってこの表現は、ボローニャと同様にサレルノにも学位試験制度と学位授与があったか、この法典によってその制度が確立されたか、いずれかを意味している。いずれにしても、十三世紀前半のサレルノにおいて、医学の学位試験制度の原型が存在し、学位授与が行なわれたことは否定できない。

この事実から、以下の三点が結論として導き出される。

まず第一に、学位制度という大学にとって最も基本的な制度の成立という観点からする限り、十三世紀前半のサレルノは既に中世大学の形態を整備しつつあったという事実である。そして、一二三一年にフリードリッヒによってシチリア王国の医科大学として法的に位置づけられ、ナポリと同様に皇帝立ないしは王立の大学としての性格を持ったと考えられる。もっとも、中世大学(Studium generale)としての最初の公認はほぼ半世紀後の一二八〇年に、アンジュー家のカルロー一世によって行われることになる*(34)。サレルノもまた、自生的大学が持つ宿命、即ち最初の繁栄と出現の時期を過ぎてから公的に承認されるという、ボローニャやパリがたどった宿命を明確に表わしている。

第二の点は、学位制度の原型が確立し学位授与が行われていた以上、この時期において医学学位を授与する何らかの団体の存在を否定することはできないことである。

クリステッラーは、既に述べたフリードリッヒの法典における「マギステルの公的コンヴェントゥスにおいて」の表現を医師組合の存在を示すものではないと捉え、この時期に

おける医師や教師の団体の存在を否定した*(35)。しかし、コンヴェントゥスにおいて承認される(*comprobatus*)という表現は、当時のボローニャの学位授与においても使用された表現であって、コンヴェントゥスにおいて学位を授与することを承認する(*comprobo*)ことを意味していることは疑い得ない。すなわち、少なくとも学位を授与する会議が開かれるという意味での学位授与団体は存在していたと考えざるを得ない。既述のようにボローニャでは十三世紀半ばに学位授与コレギウムが成立している事実からすれば、十三世紀前半のサレルノですでに医学の学位授与コレギウムが成立していたと考えるには無理がある。むしろボローニャと同様に、コレギウムの前段階の試験委員会的な組織が存在したと捉えるほうが自然である。

クリステッラーもこのような団体の存在そのものは否定せずに、含みのある表現をしているが、それは彼が医師組合(*collegium doctorum*)のみを問題にするからである。確かに、大学で学位を取得した医師の組合としての団体はまだ成立してはいなかったとしても、学位授与をおこなうマギステルの団体は恒常的なものではないにせよ成立していたと捉えるべきなのである。

おそらく問題は、このマギステルが何を意味したかに関わる。教養諸学や医学の場合は、当初その学位はマギステル学位(*magistratus*)と呼ばれ、法学のドクトル学位(*doctratus*)とは区別されていた。それが、医学の威信が高まって法学と同様の学問とみなされるようになってから、ドクトル学位の名称を採るようになった。この事実からして、アマルフィの法典における「マギステルの公的コンヴェントゥス」の表現は、マギステル学位取得者のコンヴェントゥスを意味すると理解される。

すなわち、十三世紀前半のボローニャでは法学のドクトルによるコンヴェントゥスがドクトル学位を授与したが、サレルノでは医学のマギステルによるコンヴェントゥスがマギステル学位を授与していたのである*(36)。

換言すれば、クリステッラーのように医学史の観点からすれば医師組合の存在が問題となるが、大学史の観点からするならば、マギステルのコンヴェントゥスは医学学位取得者による学位授与団体の存在を示すものにほかならないのである。

第三に注目されるのは、ここに示された学位の性格である。元来、学位はそれを取得した教師の仲間であることの認定の意味を持っていた。従って医学学位取得者の仲間に加わるということは、彼らが行使した特権、すなわち教授権に参画するということを意味した。その特権は、正しく初期の学位の持つ特権に他ならない。

サレルノの場合、十二世紀のルッジェーロの法令にみられた如く、王権が開業認定権を保持した。ただ、まだ教育認定権が開業認定権と明確に区分されなかったこの時代においては、教育権は個々の教師の恣意に委ねられていた。しかし、十三世紀にフリードリッヒ二世が両者を明確に分けて、教育の認定においても王の官吏の介入を認めて、教育認定権をも王権の手中に納めた。即ち、フリードリッヒの法典によって、開業認定権も教育認定権もいずれも王権が保持することとなった。ただ、フリードリッヒはルッジェーロとは異なって、開業するための資格として学位を要求した。そして、医学教師達が開業認定に参画する道を開いた。その結果、学位は単に医学の教授権を意味するのではなく開業資格をも意味することになったのである。

即ち、王権の学位授与権下において、サレルノの医学教師達は教授権と開業資格を意味

する学位を授与した。このことは、法令にも明記されている如く、サレルノで授与された学位が法的にその有効性をシチリア王国に限定されたものであることを示している。

しかし、法制的にはサレルノで授与された医学学位が地方的な有効性しか持たなかったとしても、別の角度からすれば普遍的有効性を持ったとも考えられる。それは、一つにはフリードリッヒが神聖ローマ皇帝を兼務していたという事情による。即ち、王権が認めた学位は神聖ローマ皇帝という普遍権力の認める学位であったという事実である。そして、その普遍性はサレルノ医学の名声によってより受け入れ易いものになったことも見逃してはなるまい。

第4節 モンペリエ医科大学における教皇権

サレルノは十二世紀に最初の医学高等教育におけるカリキュラムの成立が起こって著名になったが、そこで医学の学位が制度化されたのは十三世紀という、既に、ボローニャやパリなどで大学の制度化が起きていた時代であった。その意味で、サレルノは医学の教育制度化の先陣を担ったが、大学制度の完成においては遅れをとり、むしろボローニャなどの影響を受けたのである。

これに対して、医学分野における大学制度が最も早く整備されたのが、南仏のモンペリエであったと考えられる。神学と教会法を主体としたパリと法学を主体としたボローニャでは、医学の大学団の出現が神学や法学の大学団に遅れをとり、少なくとも成立初期においては医学は固有の大学団を有しなかった。しかし、モンペリエでは最初に医学の大学団が成立したのである。その意味で、また当時の汎ヨーロッパ的な文化状況からして、モンペリエはイタリアの大学ではないが、ここで少し検討しておかねばならない。

モンペリエで医学高等教育が早期に制度化された一つの理由は、モンペリエの地方君主が医学教育に対して理解を示したからである。一一八一年に市の領主であったギッラム八世は、誰であれモンペリエにおいて医学の学校を開くことを (*regere scholas de fisica*) 望む者が妨害なく教授できるように完全な資格と認可と権限を (*plenam facultatem, licentiam, et potestatem*) 与えている* (37)。

この布告は、直接の目的がレコンキスタによってスペインを追われたユダヤ人医師とサレルノの医師を吸引するという政治的な意図にあったといわれるが* (38)、地方君主が医学と医学教育の繁栄に積極的な姿勢を示したものとしても注目される。

ことに、世俗の地方権力が医学教育に対して法的権限を行使したという事実は、第一に医学教育の認可権がモンペリエでは世俗の地方君主に存在したこと、第二にこの時期まだモンペリエで医科の大学団が形成されていないこと、を示している。何となれば大学団が形成されていれば君主も少なくとも単独では医学教育の認可権を行使できなかった筈だからである。そして更に、この法令に示された学校が医科大学の母胎になったとするならば、モンペリエ大学は世俗の起源を有することになるのである。

その意味では、モンペリエもその初期においてはサレルノときわめて類似した状況にあった。いずれも地方の世俗権力が医療や医学教育にその認可権や統制権を行使しているからである。ただ、モンペリエ君主の施策がサレルノのルッジェーロの施策と異なる点は、それが明確に医学教育の認可権を行使している点である。皇帝権の支配下にあったサレルノと異なって、教皇の権威が及んだモンペリエにおいて、世俗君主が医学教育の認可を行

った事実は、教会権力が医学教育に対して教授免許授与などの積極的な施策を講じなかったことを示している。

既に述べた如くこの時代の教皇は、アレクサンデル三世に代表されるように、教会が授与する無償の教授免許制度を確立して教育に対するその専管制度を打ち立てる政策を推進していた*(39)。にもかかわらず、モンペリエの医学教育に対してはそうした施策が行われていないのである。それは、既に述べた聖職者に対する医業と医学学習の禁令に示されている教皇権の対応、即ち医学の学習と医療が聖職者と教会の秩序にもたらす弊害を意識した対応の結果であったと考えられる。従って、少なくとも十二世紀の教皇権は医学を教会が授与する教授免許の対象とは考えていなかったのである。そこに、世俗のそれも地方君主が教授認可権を行使し得る余地があった。

しかし、十三世紀になると教皇権はそれまでの対大学政策を変化させた。モンペリエに対しては、そこがアラゴン王家の支配下に入りアルビ派異端弾圧の拠点となってから、教皇権は介入を強化したといわれるが*(40)、モンペリエ大学そのものに介入するのは、教皇権の大学政策の変化によるものに他ならない。

教皇ホノリウス三世によって、アルビジョワ十字軍のためにモンペリエに派遣された枢機卿コンラッドは、一二二〇年にモンペリエ大学に教会権力の導入を図る規約を作成した。この施策は前述のように、その前年の一二一九年にボローニャ大学に介入したホノリウスの大学政策の一環をなすものであった。

この規約では、何人もマグロヌの司教によって試験され承認されない限り公に教授し得ないと定められ、司教による教授資格認定権が明確に主張されている*(41)。この試験には教師の参加が定められてはいるが、それらの教師の選出は司教によって行われることになっており、教授資格授与のための試験はほぼ完全に司教権が掌握したと考えられる。即ち、この試験は当時教皇権が大学介入の手段として使用した教授免許(Licentia docendi)授与のための試験制度の導入に他ならないのである。

このことは、従来医学に対する教授免許授与を行わなかった教皇権が方針を変化させて、積極的に医学の教授免許授与を承認したことを示している。それも、従来聖職者に医療と医学学習を禁じてきた政策を根底から覆す変化であった。モンペリエの教師や学生にその団体化権を認めた条項において、聖職者でない限りその組織に受け入れてはならないとの条件を付けることにも、躊躇しなかった。いわば、医療と医学教育を教会に取り込む危険よりも、新勢力である中世大学を教会の勢力下に取り込むメリットの方が遥かに大きいとの判断が働いたのである。

こうして、モンペリエ医科大学に対して教皇権は、教師と学生の団体化権とそれへの加入認定権を認める一方で、教会の教授免許授与権の行使を認めさせるという形で介入を行った。その結果、おそらく最も早くモンペリエで医学学位制度の中に教授免許が取り込まれるという事態が生じた。

それは、大学制度からするならば、パリにおいて既に教養諸学と神学の学位制度が、ボローニャにおいてこの前年の一二一九年に法学や教養諸学の学位制度が、教皇権の権威下で司教などの授与した教授免許授与と、学位取得者の団体が認定した加入認定との、二段階からなる学位制度として成立させられた状況に、モンペリエも教皇権によって組み込まれたということに他ならない。

しかし、医学学位の制度からするならば、初めて教会権力がその授与に關与した点において重要な意義を持つ。サレルノではフリードリッヒ二世の定めた法典が、明確に医学の教授権と医業の開業権を区分しながらも、学位制度における二段階区分とその権限関係は必ずしも明確に区分しなかった。それは、皇帝権下において、元来教会が授与してきた教授免許制度を制定することに抵抗があったからである。これに対して、モンペリエでは医学の教授免許制度が導入されて、ボローニャなどと同様の学位制度が形成される基盤が成立したのである。

しかし、確かにこの時期のモンペリエにおいて、教授免許(Licentia docendi)と学位取得者の組合加入(doctoratus)の二段階の学位制度は形成されたが、その二つの段階が少なくとも理論的に考えられる医学教育の認可と開業認可という機能に明確に呼応していたのであろうか。

コンラッドの規約には、学生が医業の実習をした場所からモンペリエに帰ったときには希望する教師に付くことができる、といういささか変わった条文が付加されている*(42)。医学史家は、この条文を臨床実習の最初の形態を示すものであると捉える。例えば、ジェルマンは、教授免許取得以前のモンペリエにおける開業は禁止され教育上の配慮からモンペリエ以外の地における実習のみが認められ、それが教授免許取得の条件となっていた、と理解している*(43)。

この解釈を前提にすれば、教授免許取得以前のモンペリエにおける開業が禁止されたことは、教授免許を取得すればモンペリエで開業可能であったことを意味する。しかし条文は、実習終了後も教師の下で勉学を必要とし、その場合に希望する教師に付けると定めているのである。従って、教授免許取得後にモンペリエで医業を営むことは認められたが、単独での開業は認められなかったと捉えるべきである。即ち、教授免許が原理的には開業資格を与えるものであったとしても、実際の開業にあたっては医師組合の認可を必要とした。そして、後述するようにモンペリエにおいては医学部が医師組合の機能を有していたが故に、十全な意味での開業認定は次の段階のドクター学位において与えられたと捉えるべきなのである。

ただ、この十三世紀初期の時代においてすでに、教授免許が少なくともモンペリエ以外においては開業資格を与える可能性があったことは注目に値する。それは、後述するように医師組合の存在の問題と不可分の関係にあり、学位制度の実質的一元化をもたらす要因ともなったからである。

ともかく、一二二〇年の段階のモンペリエでは、教授免許とドクター学位の二段階の学位制度が成立し、ほぼそれぞれの段階が医学の教授認可と開業認可に対応していたと考えられる。しかし、コンラッドの規約は簡略なものであって、学位制度の詳細を定めていたわけではない。その結果、解釈に混乱が生じたといわれる。そこで、この規約に基づいて、学位制度の詳細が一二四〇年に制定されることになるのである*(44)。

第5節 医学学位の法的基盤と権限

以上の先行事例から分かるように、医学高等教育と医学学位が制度として形成されるにあたって、その基盤となる医療と医学教育の法的概念を確立したのは、当時の諸権力であった。とりわけ、俗学である医学という領域の性格上、教会権力が当初は否定的に対応し

たのに対して、世俗権力は比較的早期に対応した。

十二世紀に既に、サレルノでは医業に対して、モンペリエでは医学教育に対して、地方の世俗権力がその認可権を行使した。しかし、この時期にはまだローマ法にみられたような医療の認可と医学教育の認可を明確に区別する観念は見られず、医療と教育への全体的な統制権を世俗権力が確立したと捉えるべきである。

ボローニャやパリなどに中世大学組織が成立する十三世紀になると、サレルノでは皇帝権が、モンペリエでは教皇権が相次いで医療と医学教育に介入を行い、医療の開業権と医学高等教育の教授権を明確に区分する観念が、ローマ法の復活を土台として出現した。そしてそれは、モンペリエに典型的に現れたように、元来地方世俗権力が掌握していた医学教育を含む医業に対する統制権に、教会権力が介入することによってより鮮明となった。アレクサンデル三世以後の教皇権は教会の教育権を確立する過程において、地方権力が有する包括的な医業の監督権を奪うのではなく、医業の統制権は世俗権力に認めながらも、医学の教育権についてはこれを教会の教育権の範疇に組み込もうとした。そのためには、医業の統制権と医学の教育権が区分されねばならなかったのである。

医学学位の側面から見れば、このような医業統制権と医学教育権という法的観念の分化に基づいて、教皇権は、世俗権力が保証した包括的権限を与える学位授与の前に、司教権が授与する教授免許の段階を認めさせることによって、大学における教育権を確立しようとした。その結果、学位試験制度は私的試験と公的試験に分化し、前者が教授権を後者が開業権を保証するものとなった。そして、教授免許を含むものとしてのドクトル学位そのものは、医学教育を行う権利と医療に従事する権利の二つの権限を有することとなった。

換言すれば、教皇権が学位制度に教会授与の教授免許を位置づけたことによって、学位制度が教授免許とドクター学位の二段階に分かれ、それぞれに医学の教授権と医業開業権が対応する制度的な構造の基盤が確立されたのである。

教皇権による大学への教授免許授与の導入が、私的試験による教授権と公的試験による開業権を区分させたことは、サレルノでフリードリッヒ二世がこの二つの法的権限を明確に区分して、両者を共に学位に含ませ、皇帝権の授与する権限に位置づけたことと、対照的である。皇帝権下にあつては、教皇権は教授免許を大学に位置づけることは困難であつたのである。

他方で、ホノリウス三世は、いずれも都市権力下にあつたモンペリエとボローニャに対しては、司教か司教権に属する助祭長に大学における教授免許授与を認めさせた。それは、すでに述べたように、法学のボローニャと医学のモンペリエを教会権力下に取り込む巧妙な施策であつた。この施策によって、ボローニャでも法学の学位授与は二段階の試験制度を採ることとなった。そして、モンペリエの医学と同様に、ボローニャで授与された法学学位もまた、教授資格と法曹職の開業資格を与えるものとなっていったのである。

サレルノにしてもモンペリエにしても、そこで医学高等教育や学位の法的基盤が先駆的に形成された。その法的基盤の上に大学組織を形成するにあたっては、先行するボローニャの法科大学団と法科コレギウムを範として、医学の大学組織を形成した。その意味では、サレルノやモンペリエの医学教師や医学生は幸運な状況に置かれていた。法学や神学の学生や教師よりも優位に立ったからである。

これに対してボローニャやパドヴァでは、先行して団体化し圧倒的な優勢を誇った法科大学団に医学教師や医学生は従属と服従を余儀なくされ、独自の大学団の形成が遅れることになったのである。

第7章 ボローニャにおける教養諸科・医科の形成

医科大学団の母体となった教養諸科大学団、すなわち二つの法科大学団に続く第三の大学団である教養諸科大学団の形成過程は、法科大学団との関係に規定されながらも、当該都市の文化的・政治的状況に影響された。その意味で、ボローニャ大学のみならず、ボローニャから派生したパドヴァ大学についても考察したい。それは単に比較の対象というよりも、パドヴァ大学が、教養諸学に含まれた医学が発展して近代医学の揺籃の地となったことから、教養諸科大学団から医科大学団、さらには実質的な「医学部」への展開に注目されるからであり、またきわめて明確な制度的展開の典型的事例を示しているからでもある。以下、まずボローニャの事例を検討し、次いでボローニャと比較しながら、パドヴァについて考究する。

第1節 教養諸学と法学の関係

すでに見たように、ボローニャでは法学校が誕生する以前に、教養諸学の学校が存在していた。その中心的学校は、他のヨーロッパの多くの都市と同様に、八二六年のローマ公会議による規定によって存在、もしくは刺激を受けた司教座聖堂学校であった*(1)。そこで法学が教授されたのかどうか、その法学がイルネリウスの法学校などに繋がるのかどうか、などの問題がボローニャ大学の起源にかかわって議論されてきたのである。

司教座聖堂学校の傍らには、司教座の参事会が維持した学校や、サント・ステファノやボルゴ・パニガレなどの修道院学校といった教会学校以外にも、私的な文法や修辞学の学校などが繁栄していたこともまた、確かである*(2)。

これらの教養諸学の学校は、直接に大学の起源となる法学校に繋がるものとはならなかった。すなわち、教養諸学の学校と大学組織との連続性は否定されてきた。しかし、それは組織的制度的側面からの見解であって、文化的側面から見たボローニャの教養諸学の伝統を否定するものではない。ことに修辞学の伝統は、ディルセーの言うように、長い間ボローニャで法学教育と医学教育の基礎となっていたことは否定できない*(3)。文法や修辞学と法学は、公証人文書の作成などによって、密接な関係を持っていたのである。

さらにまた、医学の学校も法学校に遙かに先行して出現している。ボローニャで史料上最初に確認される医師は九八一年の公証人文書に出現するペトルスという人物であるが、この人物が医学教師であったかどうかの確証はない*(4)。しかしまた逆に、そうした医師の下で何らかの教育行為が行われなかったという確証もない。

したがって、大学が成立する以前から、少なくとも文法や修辞学などの教養諸学が実務的な法学や医学と結びついて教授されていたことは、十分に推測できるのである。ただ、教養諸学の学校が大学に繋がらなかったのと同様に、そうした知的な基盤が直接に大学に継承されることはなかった。大学は、皇帝都市であったラヴェンナの法学校との関係が問

題となるほどに、ローマの文化的伝統を保持しようとしたボローニャに、まさにローマ法が流入して復興し、新しい学としての普遍法が成立するという潮流から誕生したものに他ならなかった。

この新しい潮流は、既存の文化的伝統に大きな知的変容をもたらすことになった。まず、普遍法としてのローマ法の導入が、従来の実際的で日常的な法慣習を主体とする法学教育のあり方そのものに影響を与えた。いわば、実際的な局地法を越える効力を持つ普遍法の新たな成立が、旧来の実務的な法の威信を低下させたと言えるだろう。そして、その実務的内容と結びついていた修辞学や公証術などは、学としての新しい法学から切り離されることとなったのである*(5)。

それは教養諸学の側からすれば、基礎的諸学が目的とすべき知的対象の喪失もしくは変容を意味する。この喪失ないし変容は、イタリアにおいて顕著である。パリでは、司教座聖堂学校などの教会学校における教養諸学と神学の結びつきがそのまま大学に継承された。しかし、世俗性が相対的に強いイタリア都市において、文法や修辞学の学習を俗法としての法学に結びつける可能性が具体的に喪失されたとしたら、教養諸学がその知的目的対象を法学以外に求めざるを得なかったのは必然であったといえるだろう*(6)。その新たな目的対象に選定されたのが、当時学問として成立しつつあった医学であった。

このような法学と教養諸学の学的な分離は、両者の組織的な分離と不可分の関係にあった。大学団を形成した法学生達は、自らの権威と独立を徹底して維持しようとした。そのため、法学生だけで組織化を図り、他の学科の学生を排除した。いや、排除しただけでなく、法科大学団に対して従属的な地位においた。教養諸学の学生は、法科大学団に登録料を払うことが義務づけられながら、大学団の法学生に認められた諸特権を得ることもなく、大学団の学頭や評議員にもなれなかった*(7)。

そして、この教養諸学の組織的排除は、ただ単に排除された学生達が別の大学団を形成しようとする組織的なダイナミズムとして働いただけでなく、法学から分離した教養諸学の新たな位置づけ、すなわち伝統的な教養諸学概念の再編をもたらすこととなった。法科大学団から排除された学生たちは、教養諸学の名の下に組織化を図り、その組織に従来の概念では教養諸学に含まれない知的分野を取り込むことになったからである。

こうして、法科大学団から排除された法学以外の学生達が、法科大学団の専横に対して教養諸学の名の下に独立した大学団を形成するためには、その組織構造に合致した教養諸学の知的配列を確立した上で、法学に対抗するだけの中核的学問を形成することが必須の条件となった。そのような教養諸学の変容と中核学問としての医学の形成の問題は、それと不可分の関係にあった組織的排除、すなわち教養諸科のコレギウムと大学団の形成過程を明らかにした後で考究する。

第2節 教養諸科のコレギウムと大学団

ボローニャの法学以外の学生や教師が、何らかの団体的兆候を示すのは十三世紀の後半からである。

その最初の史料は、サルティによって校訂された学生の一覧とされてきた*(8)。一二六八年の一覧に、「マギステルのドミニクス、自然学のドクトルにしてレクトル(Mag. Dominicus, doctor et rector in fisica)」の記述があり、マラゴーラがこのレクトルを学生学

頭と解釈して、既に「医学の学頭」を持つ大学団が成立していたと考えた*(9)。カヴァッツァもこの解釈を受け入れたが、エーレはこのレクトルを講座すなわちカテドラの保持者と解してマラゴーラなどの解釈を否定した*(10)。ソルベッリもエーレの見解を支持し、大学団の学頭は学生の種類によるのであって「自然学の(in fisica)」のような科目名によって示されるのではないとの考えから、この時期の大学団の存在を否定したのである*(11)。

確かに、当時はレクトルの称号は教師に対しても使われており、レクトルの表記がそのまま大学団の学頭を意味すると捉えることはできない*(12)。この点に加えて、同じ学生一覧に「医学のマグィステルにしてドクトル(magister et doctor in medicina)」などの表記が見られることからしても、教師としての「自然学のレクトル(rector in fisica)」と捉えるべきであると思われる。この点で、ソルベッリなどの見解は正当であり、まだこの時代には教養諸科大学団は成立していなかった。

しかし、サルティの校訂史料をめぐっては、ただ単に教養諸科の学生大学団の成立のみが問題になるのではなく、コレギウムの成立という別の問題をも提示していることに留意しなければならない。

つまり、この学生一覧に「医学のドクトル(doctor in medicina)」がいたことや、「文法のドクトル(doctor grammaticae)」が記載されている事実は、医学や教養諸学の学位授与が既に行われていたことを窺わせる。また、同年の別の史料でも、ドミヌスのパルメリウスが「医学の公的試験(publicam in medicina)」を受けるときに、教師に外套を与えると述べたと記されており*(13)、この時期すでに医学学位授与が行われていたことは否定できない。そして、その学位は、法科コレギウムの下で教養諸科に授与されていたマグィステルの学位ではなく、すでに法科と対等なドクトルの学位となっていたのである。これらの事実からして、教養諸学の学位授与を行う団体、すなわちコレギウムが一二六〇年代に成立していたことは、ほぼ確実なのである。

コレギウムをめぐると他の問題については次節で詳しく考察することにして、ここではまだ成立していなかった教養諸科の学生大学団の成立時期について考えてみよう。一般に、大学団の成立を示す史料として注目されてきたのは、一二八八年にボローニャのコムーネがタッデオ・アルデロッチィとその学生に認めた諸特権である。

ボローニャのコムーネは、一二八六年の六百人・民衆評議会の改革案を受け入れて、一二八八年の都市規約の「フィジカのドクトルであるマグィステル・タッデオとその学生の特権について」と題されたX章において、次のように規定した。「故アルデグロッチィ・デ・フロレンティアの(息子)、マグィステル・タッデオとその相続人は、ボローニャの町のあらゆる課税、徴税、公役から免除され除外される。また、……彼自身は傷病者の治療に行くことや、傷病者についての報告を強制されるものではない。また、法学の教師と学生のようにボローニャの町と民衆の保護の下に置かれ、彼らと同じように処遇され考慮されるが、彼が医療を行うと決めたところではどこでも自由に医療をおこなうものとする」*(14)。すなわち、コムーネによってタッデオ・アルデロッチィに対して税の免除と法的な保護と医療の自由が与えられ、彼と学生に法学の教師や学生と同等の処遇が保証された。

そしてさらに、次章のXI「マグィステル・タッデオと他の医学ドクトルの学生の特権に

ついて」においては、「マギステル・タッデオないし他の医学(fixica<sic>)のドクトルから医学を学んでいる、あるいは将来学ぶであろう外国人学生は、ボローニャの町で市民法ないし教会法を学んでいる、あるいは将来学ぶであろう学生たちが享受しているあらゆる特権を享受すべきものとする」と規定され、明確に医学を学ぶ外国人学生に対して法学の学生と同等の権利が認められたのである*(15)。

こうして、医学生を中心とした教養諸学の学生による、「十三世紀の最後の二十年間に、……教養諸学の一つの大学団が事実上存在していた」*(16)と捉えられることになった。

しかし厳密に言うなら、このタッデオをめぐる史料も、教養諸科の大学団の存在を直接に示すものではない。医学の外国人学生に法学生と同等の団体化の権限が与えられたことを示すものにすぎない。そうした特権の付与が、既存の大学団の追認であるのか、この特権の付与によって新たに大学団が形成されたのか、それとも特権の付与が現実の大学団の形成に結びつかなかったのか、などの点について明らかにするものではない。それらの点は、コムーネと密接な関係を持って形成された教養諸科コレギウムとの関係を考慮に入れて、解明すべき問題として残されている。

実際、従来の研究者は、これらの史料を主として学生大学団の成立の観点から検討し、コレギウムの成立の観点から見るものが少なかった。それは、学生主体の法科大学団の形成過程の延長上に教養諸科のそれを捉えようとする傾向があったからである。

おそらく、教養諸科の大学団とコレギウムの形成を法学のそれとのアナロジーで考えるべきではない。確かに、教養諸科の大学団もコレギウムも法学をモデルとして形成されたことは否定できない。ただ、そのことが教養諸学の教師の団体化に先んじてか、あるいは同じ時期に、学生も団体化したと捉える根拠にはならない。彼らは法科大学団の絶大な権威から解放されるためにこそ、法科大学団とコレギウムをモデルとして組織化を図らざるを得なかったというアンビバレントな団体力学の下に置かれていた。その力学の下で、教養諸学の教師と学生が独立するには、法科大学団から何の権限も与えられなかった学生の力だけでは不十分で、むしろコムーネから諸特権を与えられた教養諸学の教師たちの先導によるしかなかったものと考えられる。タッデオの例がそのことを明確に示している。その意味で、初期の法科大学団が教師に対して圧倒的優位に立っていた状況とは異なり、共に法科大学団に従属させられていた教養諸学の教師と学生は、教師主導の下により緊密な協同関係を保持しつつ、団体化を図っていったと捉えられるのである。おそらく、この点に法科と教養諸科の団体化における最大の相違点がある。

第3節 教養諸科コレギウムの成立

タッデオの時代以前における教養諸科のコレギウムに関しては、前節で述べた間接的史料以外に、その存在を示す直接の証拠は何ら残存していない。ただ、マギステルの称号を持つ教師は、十二世紀には相当数確認できる*(17)。これらの教師たちは、一一九六年にサン・ジョヴァンニ・イン・モンテの参事会員であった医師(medicus-fisicus)ヤコポ・ダ・ベルティノーロが史料上は医学教師として初めてそうしたように、教会当局から教授免許を得てマギステルと称していたものと考えられる*(18)。すでに述べたように、一一七九年のアレクサンデル三世の免許規定と一一一九年のボローニャ助祭長に宛てたホノリウ

ス三世の書簡は、法学のみならず医学や教養諸学すべてを含むものと理解されるからである。

問題は、これらの医学や教養諸学の教師は法科大学団と無関係に教え得たのかどうか、という点にある。法制的には、聖職者なら教会の授与した教授免許を得て教え得たし、俗人なら自由かつ私的に教授し得たはずである。しかしながら、現実には法科大学団が教養諸学の教授に対しても統制を加えようとしたところから、教養諸学の教師たちが大学団と無関係に教授し得たのかどうかという問題が生じる。

実際、ガウデンツィが校訂し、十三世紀末に編纂された大学に関するボローニャの都市規約では、文法教師は法科大学団によって承認される必要があることを規定している*(19)。

ザッカニーニは、「故コムパーニョの息子、チッタデッロなる者が、この文書に関係するすべての人の法定代理人である自然学(fisica)の教授……文法の教授……に、秘書官の職務に関わる規約の遵守を誓約している」ことから、この人物が「ボローニャの教養諸学のすべての教師と教養諸学を学ぶすべての学生の(omnium magistrorum et scolarium bononiensium studentium in artibus)」秘書官に任命されたことを重視した。すなわち、教師に大学の承認を受けるか否かの自由を留保しながらも、基本的にボローニャのすべての教養諸学の教師と学生は法科大学団の統制下にあったと考えている*(20)。

すべての教養諸学の教師や学生に関わったかどうかは問題のあるところであるが、少なくとも大学団と契約を結んで教授する、すなわち大学の規定する講座として教養諸学の学校が認定されるには、当然法科大学団の承認を得なければならなかったことは否定できない。したがって、前述のタッデオが法学の教師や学生と同等の権利を獲得するまでは、大学団が認定した医学を含む教養諸学の教師と学生は法科大学団に従属させられていたことは確かである。

ただ、そうした従属関係と教養諸学の教師たちの組織化とは切り離して考察しなければならないだろう。タッデオに法科と同等の権利が認められる以前の十三世紀半ばにすでに医学の学位授与が行われていたことは前節ですで見とおいた。それは、医学を含む教養諸科の学位授与団体としてのコレギウムの成立を示すものであった。彼らがコレギウムを形成しながらも、法科大学団の統制の下におかれ、その監督下において医学・教養諸学の学位授与を行ったことは、後述するパドヴァ大学の例からも、十分に推測されうることである。

このように考えると、厳密な意味での法科コレギウムの成立は十三世紀半ばであったが、医学を含む教養諸科のコレギウムも法科に触発される形で同時期に成立したものと十分に捉えられる。ただ、その法科よりの独立性は一二八八年にタッデオが法科と同等の権利を獲得するまで確立されなかったのである。

その四年後の一二九二年には、タッデオの弟子であったバルトロメオ・ダ・ヴァリニャーナが、学生を引き抜こうとしたためにダッデオから告訴された。助祭長と「マギステルのコレギウム(Collegium magistrorum)」への批判を起こすことなく、この係争を解決し、バルトロメオが世俗的にも宗教的にも罰せられるべきであるかどうかを決定するために、ボローニャの助祭長によって、その代理ウゴリーノが派遣されている*(21)。この背景には、ボローニャに支配的であった急進的グエルフィに支持されたタッデオと、白党と呼ば

れた穏健派グエルフィの一員であったバルトロメオの政治的対立があったとされる*(22)。しかし、より重要な問題は、この史料に教養諸科の「マギステルのコレギウム」が明記されていることである。これが史料上最初の教養諸科コレギウムの出現である*(23)。

そしてさらに、六年後の一二九八年にはこの教養諸科コレギウムへの加入申請が行われている。シチリアで医学と天文学と他の学芸のドクトルにしてマギステル(*doctor et magister in arte fisice et astrologie et aliis artibus*)となっていたマギステルのボニンセーニャが、医師とドクトルとマギステルのコレギウム(*Collegium medicorum, doctorum et magistrorum*)へ加入申請を行ったという史料がそれである*(24)。この史料では、教養諸科のコレギウムは、「医師とドクトルとマギステルのコレギウム」との表現が使われている。六年前の表現「マギステルのコレギウム」に比べて変化している。

基本的にマギステルの称号は、組合の親方などと並んで教師一般に使用されていた。この称号が、教養諸学教師においては、十分な教授資格を有する者に使用された。すなわち、資格付与の意味を有するマギステルの学位となっていた。したがって、ここに言う「マギステルのコレギウム」も「教養諸科のマギステル学位取得者のコレギウム」と理解してよい。

ところが、「マギステルのコレギウム」とのみ表記されていたものが、十三世紀末には「医師とドクトルとマギステルのコレギウム」と表記されるようになった。この表現の変化の意義は四点あるように思われる。まず第一に、ドクトルの表現が教養諸学の学位取得者に対しても使われるようになってきていることである。それは、マギステル学位しか授与できなかった教養諸科のコレギウムが法学教師のコレギウムと同等の権利を得たことの反映に他ならない。初期においては、ドクトルの称号は法学学位にのみ使用され、教養諸学の学位はマギステルの称号しか使用できなかったからである*(25)。

第二に、この変化が教養諸科のコレギウムが医学を中心にドクトルの学位を授与し始めたことの証左となることである。コレギウム組織自体が、法学の場合に明確であったように本来的に学位授与を目的とする団体であったために、ドクトルという学位の授与をおこなう最大の組織的特権を得たことは、明確に教養諸科コレギウムの法科よりの独立を意味することになる。その中核を担うようになったのが、医学のドクトルであった。

この点から第三の意義が生じる。すなわち、タッデオなどによる医学の学問化と隆盛に伴って、教養諸科のコレギウムが次第に医学ドクトルのコレギウムとなっていく最初の変化を示していることである。教養諸科コレギウムが医科・教養諸科コレギウムとなり、やがては実質的な医科のコレギウムとなっていく過程については、後でパドヴァを例により詳細に考察する。

そして第四に、十三世紀末のコレギウムが医師のコレギウムでもあることが明示されている点である。このことは、医学学位を得た内科医たちがこのコレギウムに加入している事実、すなわち教養諸科コレギウムが医師組合の性格を持つに至ったことを示している。この点が、法科のコレギウムやパドヴァの教養諸科コレギウムとの違いである。

これらの点については、教養諸科コレギウムの性格なども含めて後述するが、ともかくも以上の考察から、ポーニャでは一二八八年以降に教養諸科の大学団とコレギウムが、法科大学団から一応の独立を果たしたものと捉えられるのである。

第4節 教養諸科と法科の抗争

ボローニャにおける教養諸科の大学団とコレギウムの成立や独立に、ボローニャのムーネが深く関与していたことは、これらの団体の設立認可権を中世都市が行使するようになったことを示している。本来、ユニヴェルシタスの設立認可権は普遍権力であった教皇権ないし皇帝権に属するものと考えられてきた。そのため、同時代の十三世紀後半から一四世紀にかけても、都市が大学を設立するときにはこれらの普遍権力の認可を得るのが通常であった。にもかかわらず、ボローニャのムーネは大学団の諸特権を教養諸科の学生に付与したのである。むしろ、これは教皇庁の許可を得てのことではあったが、都市が大学団の設立認可を行ったのと同義である*(26)。いや、ボローニャだけではない。後述するパドヴァの事例も同様である。

おそらく、問題はストゥディウム・ゲネラーレとユニヴェルシタスとコレギウムの概念を明確に区別するところから始めなければならない。第四章で述べたように、ストゥディウム・ゲネラーレは学校の普遍性を核とする概念であって、その普遍性は慣習的にかあるいは普遍的権力によって与えられるものとされた。ユニヴェルシタスも、それが学生の地域的普遍性を土台とする点において、同様の性格を持った。しかし他方で、コレギウムは基本的に地方権力が認可する組織であったのである。そのため、教養諸学の学生と教師が法科より独立するとき、ムーネが彼等に法科と同等の権利を与えた事実は、コレギウムの設立認可をめぐっても、また、ユニヴェルシタスの設立認可をめぐっても問題をばらばらにしていた。コレギウムの授与する学位は、本来その都市における地方的有効性しか持たないものであるが、普遍的権力によって承認されることによって普遍的効力を有したため、教皇権や皇帝権の承認を必要とした。都市が大学を設立する際にこれらの普遍権力の認可を得たのはそのためである。したがって、ボローニャのムーネがタッデオとその学生に与えた特権の中には、普遍性を持つドクトル学位を授与する権限は明記されていなかった。学位授与権を明記しないことで、この問題を避けたのである。他方で、都市によるユニヴェルシタスの設立認可もまた、その認可権は本来地方権力に属するものではなく普遍権力に属したため、法科の学生にとっては地方権力による既得権の侵害となったのである。

まさにこの点にこそ、教養諸科の学生と教師が長期にわたって法学のそれらと抗争を繰り広げねばならない理由があった。法学の学生も教師も教養諸学のドクトル学位をなかなか認めようとはせず、その組織自体の存立を否定した。

教養諸学や医学の学位授与に関する公証人証書には、確かにザッカニーニが言うように、「そして、彼は『しるし』を得なかった。(Et non habuit insignia)」と付記されている*(27)。いわば、ドクトル学位の象徴である「しるし(insignia)」が教養諸学の場合には授与されなかったと述べているのである。この事実をめぐって、ザッカニーニは「すでに大学のもっとも古い時代から始まり、十三世紀を通じてかなり活発に持続していた法学生と教養諸学生との反感が、たえももっとも凄惨な形をほとんど採らなくなったとはいえ、十四世紀を通じてなお残り続けており、法学生達は自分達に認められたのと同じ特権を教養諸学生が享受するのを認めることはできず、学位授与式に至るまでその幾ばくかの痕跡を残している」と説明している*(28)。

しかし、法科によるこのような反発は、従来法科の監督下ではあったが、すでに教養諸学の学位授与が行われていた既成事実によって、学位授与そのものよりも、法科から独立

して授与される学位の差別化に向けられざるを得ず、公式な抗議の対象とはなりにくかった。そのため、法科の学生たちがボローニャのムーネへの抗議で問題としたのは、教養諸科のユニヴェルシタスの存在とならざるを得なかった。

実際に、タッデオとその学生に法科と同様の特権が認められてから、法科の学生と教師がムーネに対して要求したのは、教養諸科の学頭選出権の無効性であった*(29)。学頭選出権の無効性を主張するということは、すなわち、法科大学団から独立した教養諸科大学団の無効性を主張したことを意味する。こうして、一二九五年にはボローニャのムーネは、法科の学生と教師の抗議を受け入れて、いったんは認めた教養諸科大学団の承認を覆さざるを得なくなった*(30)。

これに対して、教養諸科の教師と学生は教皇権を後ろ盾に持つ助祭長の権威を活用した。一二九八年のムーネの史料では、医学教師たちは助祭長の権威に反抗する学生を学校に受け入れない旨を約束して、助祭長への服従を宣誓している*(31)。この史料の医学教師たちがコレギウムの教師全体なのか、一部の枢要な教師のみであったのかは、たしかにシライシの言うように不明である*(32)。しかし、その教師が全体であれ一部の代表であれ、コレギウムの教師たちが大学団の専管事項たるべき学生の処遇にまで及ぶ助祭長の権限を認めたことの意味は無視すべきではない。そこには、教師と学生の対立よりも、助祭長と学生の対立を調停する医科の教師の主導性が読み取れる。おそらく、法科大学団に対抗するために、教養諸科の教師と学生は一団となって助祭長の権威を利用したものと考えられるのである。

そしてまた、そこには対外的には教養諸科の教師主導の下での連携が窺えると同時に、組織内的には教養諸科のコレギウムの実権が医学教師によって掌握されていた事実が窺える。これらの一二九〇年代の史料に出現するコレギウムは、法学以外の教師すべてを含む教養諸科のコレギウムが成立した後に、そのコレギウム内部に一種の分化が起こってじょじょに医学教師が実権を握るに至り、十三世紀後半には形式的には教養諸科・医科コレギウムという連合形態、実質的には医科コレギウムの形態を採るに至った段階を示すものである。

このような法科と教養諸科との抗争が一応を決着を見るのは、ムーネによって教養諸科が完全に法科と平等化される一三一六年のことである*(33)。この年、教養諸科大学団は法的に明確な承認を得たが、しかしそれも法制上のことであって、現実には以後も両者の抗争が消滅することはなかった。十四世紀末の一三九五年にも、外科学の試験が司教座聖堂ではなくサン・サルバトーレ教会において行なわれることが定められたが、これは法学生と教養諸科学生との間の抗争を避けるためであったと言われている*(34)。

法科大学団に従属していた教養諸科の学生と教師は、十三世紀半ば以降に法科より独立して自らの大学団とコレギウムを形成したが、十四世紀を通じてなお両大学団の抗争は継続していたのである。そして、この多年にわたる抗争において、ボローニャのムーネは基本的に教養諸科大学団とコレギウムの立場に立った。なぜなら、教養諸学に医学が含まれていたからである。このコレギウムは「医師とドクトルとマギステルのコレギウム」と称されたように、医学や教養諸学の学位取得者の団体に他ならなかったが、法学の場合と異なって医師組合的な機能も果たしていた。法学では学位授与コレギウムと法律家組合は緊密な関係を有しながらも、別組織として機能していた。しかし、教養諸学においては両

者は一体化していたと言って良い。ボローニャには純粋な医師組合は存在せず、「医師とドクトルとマギステルのコレギウム」が医師組合の機能を果たしたのである*(35)。そのため、ボローニャのコムーネはこのコレギウムを重用した。ポデスタは都市の医療における彼らの権威を活用して、ボローニャにおける薬剤の販売・管理のみならず、内科医や外科医に対する監督体制を確立した。事実、このコレギウムは一三七八年、一三九五年、一四一〇年に、コレギウムの許可なく医学と外科を営むのを禁じている*(36)。

さらに、「いかなるボローニャ市民も外国人も、またどんな条件にある人であれ、ボローニャのストゥディウムないし他のストゥディウム・ゲネラーレがあるところで、正講座で公式に医学を教えているマギステルの下で三年間医学ないしその一部を既に学んでいるのでない限り、ボローニャの町、あるいはそのコンタードで、医業を営んだり、医療助言を与えたり、医業に関わることを行ったり、しようとしてはならない」*(37)と規定して、大学での医学学習を開業の義務とした。ボローニャのポデスタはコレギウムと共同でこれらの規則の強化と処罰の監督にあたったのである*(38)。

ここに見られるコレギウムとコムーネの関係は、まさにパリ大学の医学部がパリの医業を統制したのと同様の関係である。ボローニャはその医療を大学のコレギウムによって統制させるために、医学と教養諸学のコレギウムを優遇したのである。

そこには、都市との対立的局面が多く見られた法科大学団の場合と異なって、都市と協調的な医学と教養諸学の組織的性格を読みとれると同時に、タッデオの場合に象徴的であったように、対法科との関係においてより緊密な協調をおこなった学生と教師の関係もまた読みとることができる。

都市との協調的な関係の基に学生と教師が組織的な協同関係を持って法科より独立するという教養諸科の新しい状況は、かつての法科大学団と都市やコレギウムとの関係とはかなり異なったものであった。そうした状況は、ボローニャ大学の場合よりもパドヴァ大学のほうが詳細かつ明瞭に解明できる。そこで次に、やがて医学の大学として全欧的名声を博するに至るパドヴァ大学の場合について検討してみよう。

第8章 パドヴァにおける教養諸科・医科の形成

中世のパドヴァ大学は、概ねその発展を三期に分けて考えることができる。

第一期は、一二二二年の成立からコムーネ体制が崩壊した一三一八年までの時期である。この時期は、イタリア全体から見れば、主として優勢を誇った法科大学団と都市との抗争によって生じた中世大学の分散と派生をその特徴とする。通常、パドヴァ大学もボローニャ大学からのそうした派生によって成立したとされる。そして、この時期に教養諸科・医科大学団が出現した。

第二期は、一三一八年以降のシニョリア制という一種の僭主制の下に大学が置かれていた時期である。この時期のパドヴァ大学では、医科学生大学団の分離や「医学部」の独立さらには「神学部」の創設などによって、大学が分化し「学部」も多様化した。それに伴って、大学団ごとのあるいは「学部」間の抗争が激化し、そこに地方権力が介入した。

第三期は、一四〇五年以後のヴェネツィアによるパドヴァ支配の時期である。この時期、大学は医学を中心に最大の発展を遂げるが、その一方でヴェネツィアの都市権力下に組み

込まれていった。言わば、その名声の国際化と制度の地方化によって特徴づけられる時代であった*(1)。

第1節 一三世紀初期における教養諸科の組織的状況

母胎大学であったボローニャ大学の移動によって大学が成立したとされる以前から、もちろんパドヴァにも様々な学校が存在していた。司教座聖堂学校、教養諸学の私塾、法学校などが存在し、哲学と関連づけられた医学の私的学校すらあった*(2)。しかし、ボローニャの法学校で起こった展開がパドヴァでは起こることはなく、ボローニャの大学とコムーネとの対立の結果、大量の学生と教師がパドヴァに移住したことによって、一二二二年九月二九日にパドヴァ大学が成立したとされる*(3)。

後述するようすで存在していた教養諸学の伝統の基に、ボローニャで育成された法学主体の大学組織が一二二二年に流入したわけである*(4)。したがって、ボローニャ大学の移住は、文化的側面におけるよりも大学の制度的側面において、より重要であった。

ボローニャ大学は、一二〇四年にヴィチエンツァ、一二一五年にアレツォへも移動していた。そして、移動によって成立したヴィチエンツァ大学が一二〇九年に消滅するに至った事実は、すでに一二世紀にボローニャの法学者がパドヴァで教授していた伝統に加えて、パドヴァをより積極的に大学の誘致へと向かわせた。こうして、パドヴァのコムーネと当時ボローニャに滞在していたパドヴァ司教の尽力によって、一二二二年に初めてパドヴァは大学組織を持つことになったのである*(5)。

移住段階におけるボローニャ大学の組織は、法学生による大学団のみがようやく組織化の段階に到達していたにすぎない。法学の教師たちも、すでに見たように学位授与の試験委員会組織は形成していたものの、明確な形でのコレギウムを形成してはいなかった。他方で、法学以外の学生は、法科大学団に従属させられ、大学団への登録は認められていたが、学頭の選出権などを与えられてはいなかった。

このような教養諸学の学生や教師の位置は、ボローニャから移動して来た修辞学教師ブオンコムパーニョ (Buoncompagno) が、一二二六年に「教皇庁使節とパドヴァ司教と助祭長と、教会法並びに市民法の教師 (professorum) とパドヴァに居住するすべてのドクトルと学生の前で」、自著『旧修辞学 (Rhetorica antiqua)』を公開したという史料に見られる*(6)。これと同じ公開講義を、彼は既に一二一五年にボローニャで行なっていた。既述のように、ラシュドールはその際の史料をボローニャにおける法学教師組合存在の最初の明証として挙げる誤りを犯したが*(7)、史料には、「教会法並びに市民法の教師、及び他のドクトルと学生の団体 (universitate) の前で」、行なわれたと記されている*(8)。このパドヴァとボローニャの二つの史料に述べられた法学以外のドクトルは、主として医学・教養諸学のドクトルであり、従って、法科大学団がボローニャからパドヴァに移動した際に医学や教養の教師達も追随して移動してきたことを示している。

ただ、パドヴァでの公開講義の場には、市民法と教会法の教師たちがもっとも威信の高い場所を占めて、彼の著作を承認する役目を果たしていたのに対して、彼の同僚である教養諸学の教師たちは学生と一緒に混在していたとされる*(9)。教師たちのおかれているこの状況は、一二一五年のボローニャでの公開の時点と全く変わっていない。すなわち、ボローニャにおいてもパドヴァにおいても、教養諸学の教師と学生の地位はきわめて低く、

法科大学団に従属させられ、彼らは全く団体化の兆候を示していなかったのである*(10)。

移住から六年後の一二二八年には、ロンバルディア同盟に加わったパドヴァの政治的状況と、ヴェルチェッリの町の誘致策によって、パドヴァ大学は全大学団を移動させる旨をヴェルチェッリの町と契約することとなった。この契約書は、政治的背景や大学の移動のあり方を示すだけでなく、当時の大学の実態を示唆する資料としても貴重である。ことに、ヴェルチェッリのコムーネが誘致の条件とした教師への給与支給は、次のような文面で定められているが、いくつかの点で興味深い。

「ヴェルチェッリのコムーネは、さらに、給与を約定するものである。その給与は、二人の学生と二人の市民によって公平に決定され、これらの人々が同意しない場合は司教の決定に基づいて万聖節の前に定められ、使徒聖トーマスの祭日の前に、一人の神学教師、三人の法学教授、二人の教令集教師(*decretisti*)、二人の教皇令集教師(*decretalisti*)、二人の医学教師、二人の弁証法教師、二人の文法教師に支払われる。それによって、ヴェルチェッリの町と周辺地域の学生は教師にいかなる贈与もなす必要がないものとする。ヴェルチェッリのコムーネの給与が支払われるべき前述の教師(*dottori e maestri*)は、四人の学頭、すなわちフランス人の学頭、イタリア人の学頭、ドイツ人の学頭、プロヴァンス人の学頭によって選出されるものとする。」*(11)

まず、ヴェルチェッリの市民とおそらくコンタードの住民ために、コレクタなどの支払いに加えて給与制度が導入された点に注目される。このことは、給与制の導入が単に大学誘致の有力条件として提示されたという解釈だけでなく、市民のための無償勉学の機会を開く意味を持っていたことを示している。次に、十四名の被給与教師が四名の学頭によって選出された事実は、給与制導入以後も学生が教師選出権を保持したこと、と同時に、給与制下における学生の教師選出権を容認することで大学を厚遇するコムーネの政策をも示している。また、契約書文中には明記されていないものの、四国民団がそれぞれに学頭を選出していることから、学頭の数が増加した事実を推定させる*(12)。

しかし、教養諸科の大学団やコレギウムの形成という観点からすれば、この契約文書にも教養諸科の組織化の兆候は全く現れていない。ただ、被給与教師十四名中四名が教養諸学の教師であり、二名の医学教師と一名の神学教師を加えると、半数の七名が法学以外の教師である。この被給与教師数の増加という事実は、まだ組織化に至っていないにしても、教養諸学の教師たちの大学内部における地位が相対的に増大したことを示しているのは明らかである。

第2節 教養諸学・自然学の知的風土と大学

このような教養諸学教師たちの地位の上昇は、彼らとパドヴァのコムーネとの密接な関係が影響していたものと考えられる。

一部のイタリアの他都市と同様に、パドヴァでも文学的な知的伝統が存在し、都市の年代記に具現された。十三世紀におけるその典型は、ローランディーノの年代記に見られる。市の公証人であり、大学の文法教師でもあった彼は、前述のブオンコムパーニョと同様に、『トレヴィーゾ辺境地年代記(*Cronica in factis et circa facta Marchie Trivixane*)』を教養諸学の教師と学生に公開し、熱狂的に支持され承認された*(13)。この年代記には僭主から解放されたパドヴァのコムーネの歴史を共有の文化遺産として継承する強烈な市民意識が著

されている。

コムーネの過去を歴史として認識し、伝統として定着させる試みは、その後ラテン語史研究が導入されつつ、ロヴァート・ロヴァーティなどのいわゆるプレ・ウマニスタと呼ばれる初期人文主義者によって継承される。ロヴァーティは、四期に分けられるヴェネト人文主義が始まる以前に活動を始め、一二六七年にはパドヴァの法律家組合(Collegium)に加入し、一二九〇年代にはコムーネの要職に就いた。この頃から、彼は以前からおこなっていたポンポーザ修道院で発掘した写本の研究よりも、より現実的方向にその関心を変化させている。すなわち、政治的社会的主題を文学的に表現するローランディーノの方向に接近したのである*(14)。

この方向は、彼の弟子にも受け継がれ、ペトラルカにも影響を与えたアルベルティーノ・ムッサートによって発展させられる。ムッサートもまた、パドヴァ大学での勉学を終えた後に公証人となり、やがてコムーネの代表議会の一員としてフィレンツェ大使の要職に就くとともに、『歴史(Historica)』を著した。この著作は、ローランディーノに典型的な年代記の伝統の上に、人文主義的文体を結実させたものとして認められ、彼もまた一三一四年に教養諸科の学生・教師によって桂冠されている*(15)。

これらの人物は、伝統文化と密接に結びついたコムーネの政治機構の中に確固たる地位を占めるとともに、大学の教養諸学の教師や学生たちと密接に関係しており、いわば都市の知的伝統と大学の教養諸学の文化が不可分の関係にあったことを示している。

このような文学的伝統に加えて、一三世紀のパドヴァには別の知的動向が存在していた。自然科学研究と医学研究が結合した知的動向がそれで、後にいわゆるパドヴァ・アヴェロイズムと呼ばれるものに発展する。この動向の創始者とされるのは一二五七年に生まれたピエトロ・ダバノで、十四世紀のパオロ・ヴェネトを経て、十五世紀のニコレット・ヴェルニア、ピエトロ・ポムポナッツィへと間断なく発展したとされた*(16)。しかし、このアヴェロイズムの存在と継続性には、後に疑義が呈されて論議を呼んだ。この問題については別の拙著でも触れておいたが、ここではピエトロ・ダバノはアヴェロイズムの創始者というよりも、「ボローニャを凌いでパドヴァ学派を特徴づけることになる自然科学的研究の典型的な代表者」*(17)であるという見解を引用するにとどめる。要するに、パドヴァのこの知的動向をアヴェロイズムとして位置づけようと、位置づけまいと、アラビア文化に影響された自然学・医学研究の伝統が存在したことは否定できない。

したがって、ボローニャからパドヴァに大学が移動してきた十三世紀から、パドヴァには教養諸学と自然学・医学の二つの知的動向が存在し、その担い手たちがおおむねコムーネの要職を占めるとともに、パドヴァ大学の教養諸学・医学の教師たちであったが故に、彼らのコムーネ内部における社会的地位の向上と、同時にまた後述するような教養諸学・医学の学的発展とによって、大学の教養諸学・医学の組織的発展が促されたと考えることができる。

それは、いわばボローニャからの「外来文化」を担った法科大学団と、パドヴァに固有の知的伝統を担う教養諸学・自然学との文化的葛藤を暗示してもいる*(18)。元々、中世大学に存在した「学問の争い」は、パドヴァにおいては伝統文化と外来文化の葛藤によってより先鋭化され、より鮮明な形で法科と教養諸科・医科の対立、後者の法科大学団よりの分離・独立を引き起こす文化的要因となったのである。

第3節 政治的要因と教養諸科コレギウムの形成

一二二八年のパドヴァからヴェルチェッリへの大学移動契約をめぐることは、それが実行されたのか否か、実行されたとしても全大学団が移動したのかどうかについて、デニフレとパドヴァ大学史家グローリアとの間で論争がなされた*(19)。それは、パドヴァ大学の側からするならば、大学がその年をもって中断したのかどうか、特に一二三七年以降のエッツェリーノ・ダ・ロマーノ僭主時代にも引き続き中断したのかどうか、という問題に関わるからである。

フリードリッヒ二世の臣下、エッツェリーノ・ダ・ロマーノとその甥アンセディジオによるパドヴァ支配は、この町が教皇党すなわちゲルフィの主要な拠点であったために、パドヴァ市民に深刻な打撃を与えた。そして、パドヴァ大学もまた政争の渦中に巻き込まれ、衰退を余儀なくされたことは事実である。それは、一二五三年に公証人にして学生であったミケーレ・ダ・クレモナが反エッツェリーノ陰謀の廉でとらえられ、その証言によって多くの学生と教師が逮捕されるに至った事件に象徴的に現れている。この事件は、パドヴァ市民を反エッツェリーノ勢力に結集させ、やがてエッツェリーノ一族を追放する勝利を導くことになる。いわば、エッツェリーノ体制下における大学への弾圧の一端を示すとともに、衰退しつつも反体制勢力の拠点となるほどには大学が存続していた事実をこの事件が示している*(20)。

確かに、一二二二年に大学が成立してから一二五六年のエッツェリーノ体制の崩壊に至るまで、組織としての大学が不安定な状態におかれていたことは否定できない。しかし、この事件に加えて、ローランディーノの活動などが、フリードリッヒ二世の推奨による教養諸学や自然学の研究の推進を示しており、この時期衰退していたとはいえ決して大学が中断していたとは考えられない*(21)。

そして、より重要なことは、反エッツェリーノ運動が大学とコムーネを緊密に連携させたことである。ことに教養諸学の分野では、すでに見たように伝統的に大学の教師と都市の高官との交流があったこともあり、コムーネは教養諸学の教師に好意的であった。このような政治的、文化的要因が、後の教養諸科大学団の形成に影響することになる。

事実、エッツェリーノ体制崩壊後の一二五九年には、パドヴァのコムーネが大学の学生に学頭の選出権と大学規約の作成を認め、翌年、学頭ゴサルドゥスの下に規約が作成されている。また、この年、コムーネは大学教師に給与の支出を決定するとともに、六二年にかけて学生に諸特権を授与した*(22)。いわば、僭主時代を通じての大学の衰退からの復興が、コムーネ主導の下におこなわれたのである。

さらに、コムーネはパドヴァから大学の離散を企てる者に対して罰金を科す旨を命じて、かつてボローニャが大学に対して採った政策を踏襲しつつ、大学の安定化を図った*(23)。一二七四年と一三〇六年に新たにボローニャから学生・教師が移住してきた際にも、コムーネはボローニャをモデルとした大学整備を条件に彼らを誘致し、積極的に大学の安定化と発展を推進した*(24)。

このエッツェリーノ体制崩壊後におけるコムーネによる大学再建策の下で、教養諸学と医学の学生・教師が団体化を図ることになる。一二六二年に前述のローランディーノの年代記が聖ウルバーノ修道院で公表された際には、大学の自然学、論理学、文法、修辞学の

教師と学生が参集しており、法学の学生と教師は除外されていた。参集した教師には、三名の医学教師(*doctores in phisica et sciencia naturalis*)と一名の論理学教師(*in loica<sic> providus indagator et doctor*)、およびローランディーノ自身を含む六名の文法・レトリックの教師(*in gramatica et rethorica vigiles et utiles professores*)が、含まれていた*(25)。この事実は、法科大学団に從属していた教養諸学の教師や学生が、この儀式を通じてその社会的影響力と地位の向上を公的に確認したものと考えられる*(26)。その証拠に、参加した教師は法学の教師を完全に排除して団体を形成しているかのように一団となり、学生は学生でバカラリウスと共にソキエタス(*societate laudabili bazallariorum et scollarium*)を形成していたと述べられている。この状況を、一二二七年にブオンコムパーニョが著作を公表した際の状況と比べると、三五年の間に教養諸学と医学の教師たちの権威が飛躍的に増大したことは明らかである。

この点に加えて、一二五三年にはある人物が学位(*laurea philosophico sic medica*)を取得したと述べているのを信頼するとすれば、またさらに、一二五九年の都市規約に文法の学位授与に関する記述が見られることを考慮すると*(27)、この頃に教養諸学の学生はソキエタスの段階にあったとしても、教養諸学や医学の教師たちがコレギウムを形成していたことは確かである。

第4節 教養諸科学生の法科大学団への從属

こうして、ボローニャから大学が移動してきた時点では、パドヴァには法学の大学団とコレギウムが存在していたにすぎなかったが、十三世紀の後半には教養諸科のコレギウムも存在することになった。

当時、法科のコレギウムは、パドヴァ人と外国人の二つのドクトルのグループから成り、そこから選出されたコレギウムの長であるプリオーレ(*priore*)によって管理運営されていた。このプリオーレは、コレギウムの召集や秩序の維持など実質的権限の他に、公式行事において大学団の学頭に次ぐ位置を占める名誉が与えられていた。教養諸学、医学、哲学、公証術のドクトルが加わっていた教養諸科のコレギウムも、この法科のコレギウムと同様の組織を採っていたと考えられるが、組織的内実を示す資料の欠如のために、詳細は分かっていない*(28)。

他方で、法学の教師だけでなく、教養諸学の教師や学生を從属させていた法科大学団は、パドヴァでは十九の国民団がアルプス以北大学団とアルプス以南大学団に分かれ、それぞれ一名の学頭を選出していた*(29)。この二名の学頭は、教師選出の際に指導的役割を果たし、学生・教師などすべての大学構成員をその裁判権の下に置き、司教やポデスタに対してさえ優越的態度をとるほどに、絶大な権限を有した。それは、基本的に学生を都市裁判権から保護する性格を持っており、学生と家主の訴訟などの民事訴訟に関しては、完全な裁判権を行使し得た。刑事訴訟においては、一応都市司法権に服することになってはいたが、学生の刑罰の執行を学頭が拒否することができたし、学生間の傷害事件などで和解が成立した場合には、コムーネの刑事裁判官は介入できなかった*(30)。

本来は教授契約を主体とする権益保護に由来するこのような強大な学頭裁判権は、確かに学生を保護するものではあったが、学生や教師の側からすれば学頭への絶対服従を強制されることでもあった。教養諸学の学生や教師は、法学の学生・教師との訴訟において法

科大学団の学頭に服従するという不利に耐えねばならなかった。とりわけ、契約対象である教養諸学の教師の選出が法科の学頭の権限下に置かれていたことは、自主的に自らの教師を選べないということの意味した。そのため、法科大学団と教養諸学の学生との間にはしばしば抗争が起こった。

従って、教養諸学の学生たちが独自の大学団を形成するためには、法科大学団の学頭裁判権から逃れて、独自の学頭と裁判権を持つことが当面の課題となる。独自の学頭と法的権限を獲得しない限り、教師を選出して団体としての契約を結ぶことができないからである。教養諸科のコレギウムが成立途上にあつたと見られる一二六二年には、教養諸科の学生たちはソキエタスを形成していたにすぎなかった。既に述べたように、このソキエタスは十分な法的権限を持たない過渡的団体であり、法人格団体であるユニヴェルシタスへの前段階的団体にすぎない。彼らがこのソキエタスを発展させ、独自の学頭を持つ大学団を形成するには、教養諸学やそこに含まれた医学の学問的発展と、パドヴァのシニョリーアとなるカッララ家の大学育成策が必要不可欠であつた。

このような教養諸科の初期の団体化について注目すべき重要なことは、それが法科を組織モデルとしながらも、その過程は法科とかなり異なっていた点である。なによりもまず、法科においては学生大学団が早期に団体化し、コレギウムはこれに遅れたのに対して、教養諸科においては学生大学団の形成に先んじてコレギウムが形成された事実に着目すべきである。それは強大な法科大学団の下で、完全に服従させられていた教養諸学の学生たちよりも、都市権力と結びついた教養諸学や医学の教師たちが団体化するほうが容易であつたからである。それに、法科大学団の監督下で学位授与をおこなっていた教養諸学の教師たちが、法科の監督権を侵さない範囲で学位授与とコレギウムを形成するのも、教養諸学の学生が独自の大学団を形成するよりは、はるかに容易であつたろう。

上述の史料に述べられた、教養諸学のバカラリウスや学生のソキエタスも、初期ボローニャの法科において教師と学生が形成したソキエタスとは状況を異にしている。詳細な史料の跡付けは困難であるが、おそらく、法科のユニヴェルシタスに従属させられた教養諸学の学生は、みずからユニヴェルシタスはもとよりその下部組織である国民団すら形成することができず、学生やバカラリウスでソキエタスを形成したものと考えられる。そのため、法科においては国民団の形成に伴って学生と教師のソキエタスは消滅したが、教養諸科においてはこのソキエタスが教養諸科独自の国民団、さらにはユニヴェルシタスへと直接的につながっていったものとも考えられる。そして、その発展過程においては、学生たちはすでにコレギウムを形成していた教師たちの力を利用し、教養諸学の学生と教師の結びつきは初期の法科よりは遙かに強固なものとなつたのである。

この状況を反映して、一二六四年のウルバヌス四世の教書などでは、「学生と教師の大学団(universitas magistrorum scollarium<sic, etなし>)」の表現がみられる*(31)。シライシは、パドヴァもボローニャと同様に学生の大学団であるとの理解からすると、これは驚くべきことだと述べているが*(32)、それは従来の研究者が教養諸科大学団を法科大学団とのアナロジーで捉えてきたからであつて、変化の要因を考えるときには決して驚くべきことではない。むしろ、大学団規約などからして教師と学生が組織的に一体化していたと捉えることは無理であるが、上述のローランディーノをめぐる史料などには、学生と教師の行動と意識における一体感は十分に表れている。さらに、後述するように、一三九九年の

パドヴァのシニョリーアの史料には、「教師と学生の大学団」のみならず「教養諸学・医学・自然学の学部」という表現すら見られ、十三世紀から十四世紀にかけての団体関係の変化を想定すれば、十三世紀においても教皇などがパリ大学からの類推によるのみならず、イタリアの特殊性の下での学生や教師の団体を全体としてのユニヴェルシタスと認識することがあったとしても、何ら不思議はない。

第5節 教養諸科大学団の成立と独立

教養諸科の学頭裁判権をめぐる法科学士との対立は、パドヴァ司教ピレオ・ダ・ブラータの仲介によって一三六〇年に一応の解決を見る。この年、初めて教養諸科の学生が独自の学頭をもって大学団を形成することが、公式に認められたのである*(33)。彼らが団体化の兆候を示してから、また教養諸科のコレギウムが成立してから、一世紀近く経って大学団が公式に成立したことになる。その一世紀の間、教養諸科の学生たちはコレギウムの主導の下に、教皇教書に見られたように実質的に学生と教師のユニヴェルシタスと見なされるような団体を形成していたと考えられる。

しかし、この公式に大学団が認定された司教仲介の段階になっても、依然として教養諸科の学頭は法科大学団規約に宣誓する義務が課され、法学生には法科学頭への控訴権が認められていたから、その裁判権は法科の下級裁判権として位置づけられていた*(34)。さらに、教養諸科大学団は法科大学団へ登録料などを貢納する義務も課されていた。したがって、教養諸科大学団が団体化したとはいえ、その学頭は完全に独立した裁判権を持たず、法的にもまた財政的にも法科大学団に従属させられていたのである。

そのため、当然、両者の対立は再燃する。

すでに一三〇六年に教養諸科の学生と教師はそのコレギウムの長に服従するように司教が命じていたが、一三六八年には、教養諸科のコレギウムが法科の学生と教師をいかなる場合にも賞賛してはならぬ旨を教養諸科の教師と学生に命じている*(35)。この法令は、法科との対立が継続していた事実を示すだけでなく、教養諸科の学生と教師が団結して法科の学生・教師に対抗している事実が示されている。そしてその際に、教養諸科のコレギウムが指導的な役割を果たした。そこには、かつて法科の学生と教師が対立したような状況は見られない。むしろ、学生と教師の対立ではなく、コレギウム主導の下に教師と学生が一体となった「学部」間の争いが見られる。教養諸科のコレギウムは学生大学団と一体となって、法科大学団とコレギウムに対抗したのである。

年々激化した対立に最終的な解決をもたらすべく、パドヴァのシニョリーアであったカッラ家は一三九九年に大学に介入している。すでに、一三八八年に教養諸科の文法教師に対する税と兵役の義務を免除して、教養諸科への配慮を示していたカッラ家のフランチェスコ二世が、一三六〇年のパドヴァ司教の調停路線を進めて、以下のような裁定を下した*(36)。

①教養諸科の学生は自ら学頭と教師を選出する。

②教養諸科大学団は法科大学団と区別される。

③その学頭は教養諸科の大学団に裁判権を有する。ただし、法科大学団への控訴は残存される。

④教養諸科大学団の登録料などの法科大学団への貢納金は廃止される。その代償に、フランチェスコは五〇〇ドゥカート相当の家屋を法科大学団に寄贈する。

⑤教養諸科の学頭は、法科の学頭からその職務の頭巾(*capucium*)を受けねばならない。法科の学頭が不在の折りには、司教から受けるものとする。

この裁定は、一三六〇年の司教仲裁の方向を受け継ぎながらも、それとは決定的に異なっている。まず初めに、教養諸科大学団の学頭と教師の選出権が認められ、法科とは別個に大学団を形成することが明言された。これは明らかに、教養諸科大学団の分離・独立が公認されたことを意味する。そして、その保証に法科への貢納金が廃止されて、教養諸科大学団の財政的独立が確保された。

しかし、他方で、法科大学団の優越性を保証する処置も講じられた。それを象徴するのが法科大学団の学頭から学頭職の象徴である頭巾を教養諸科の学頭が受け取るという儀式である。さらに、一三六〇年に引き続いて、法科学学生は教養諸科の学生と教師との訴訟において、教養諸科学頭の判決を不服として法科学頭へ控訴し得たが、教養諸科の学生は司教にしか控訴できないことが確認されている*(37)。この法科学学生の控訴権こそ、法科大学団が教養諸科大学団に対して優越性を主張する最後の法的砦であった。そのため、以後もこの点をめぐる対立は残される。その意味では、この君主による裁定も両大学団の妥協の産物に他ならなかったが、教養諸科大学団が法科よりも法的に低い地位に位置づけられたとしても、組織的に完全な分離・独立を公的に承認されたことの意義は大きいといわねばならない。

第6節 都市による大学政策

教養諸科大学団の独立は、後述するような医学の社会的・学問的地位の向上を背景とするだけでなく、パドヴァのコムーネとカッララ家の大学政策に依るところも大であった。パドヴァのコムーネは、大学担当官(*tractatores*)を設置して大学と都市との仲介役としての役割を担わせていた*(38)。このような官職は大学と都市が対立する傾向にあったボローニャには見られなかったもので、パドヴァのコムーネの大学政策の積極性を示すとともに、反面で都市による大学介入を想定させる。

しかし、一二六一年の都市規約によれば、給与支給教師の選出時期が定められ、学生によって選出された教師の招聘を学頭と大学担当官がポデスタに請求する旨が定められている*(39)。この規約では、大学担当官が給与支給の代償に学生の教師選出に介入しようとする意図は窺えず、むしろ大学の側に立った調整役としての機能が期待されていたように思われる。実際、パドヴァのコムーネは、学生が選出した教師が招聘を受諾しなかった一二七三年などに自ら他の教師を選んだ例があるものの*(40)、この時期には露骨に大学自治に介入することはなかった。それよりも、むしろ新たな学生・教師の流入に積極的で、一二七六年には給与付き講座の教師職をパドヴァ人に禁じるなど*(41)、大学が対外的に平等に開かれている印象を内外に与えることに腐心していたのである。

一三一八年以降パドヴァのシニョリーアとなったカッララ家は、このようなコムーネの大学政策をさらに推進していく。ことにヤコポ・ダ・カッララはシニョリーアとなるや、すぐさま大学の保護者をもって自認し、大学復興を宣言する。この宣言は即座に実行に移され、一三二一年にイーモラへ移動していたボローニャ大学の学生・教師をパドヴァに移

動させるべく、給与付き講座の提供とともに密使を派遣した*(42)。このように、カッラ家の採った第一の大学興隆策は、給与支給によって著名教師を招聘することにあつた。

しかし、大学政策が積極的であればあるほど、それだけ大学自治への介入も強化される。給与付き講座への教師選出権は依然として学生に認められてはいたが、時折カッラ家は独断で教師を任命した。一三四四年には市民法の教師がシニョリーアによって招聘されたし、一三七〇年、一三九八年にも同様の大学介入をおこなっている。さらに、教師任命だけでなく、コレギウムへのドクトルの加入に対して圧力を加えることもあつた*(43)。それは、学生による自治権を持った中世大学が、地方権力の下に次第に組み込まれていく過程の一段階を示している。

後述するように、一般には給与制度の導入などによって学生の教師選出権が形骸化し、大学が地方権力に組み込まれることによって、中世大学の国際性が喪失されて近代的な地方型の大学が始まると考えられている。確かに、一般的に言えばそうした考え方は否定できない。ただ、地方権力の中世大学への介入の仕方いかんでは、大学が中世的な国際性を温存して、発展を遂げることもあり得る。まさに、そのような例がパドヴァ大学に他ならない。

パドヴァにおける地方権力の大学への介入は、大学興隆策の一環としておこなわれ、それによって大学の国際的威信を高めることを目的としていた。すでに述べたように、カッラ家は一三八八年に文法教師の納税義務等の免除を確認し、さらに学生の諸特権を再確認していた。また、一三四六年には司教を仲介として、形式的にせよ、教皇クレメンス四世からストゥディウム・ゲネラーレとしての諸特権を得て、一三六三年には神学の大学(Studium generale)設立認可を得るために尽力した*(44)。シニョリーアの配慮は学生の生活にも向けられ、カッラ家のフランチェスコ二世は一三六四年に貧困学生のための学寮(collegium)を設立したほどであつた*(45)。これらの事実、一四世紀のカッラ家支配時代を通じてコレギウムとりわけ法科コレギウムの定員数が増加され続けた事実を考え合わせれば*(46)、カッラ家の大学政策が大学組織の安定化と拡充を主眼としていたことは明白である。

そのようなパドヴァ大学の国際的な繁栄を目的とする政策は、当時のパドヴァを取り巻く政治状況と密接に関わっていた。エツェリーノによるマルカ・トレヴィジャーナー一帯の支配が終焉すると、ヴェローナのスカラ家が台頭するとともに、ミラノのヴィスコンティ家とヴェネツィアという大国の脅威が急速に増大する時代であつた。こうした政治状況下において、大国の狭間にあつた小国パドヴァのカッラ家はパドヴァの国際的都市としての地位を確立し、大国間の文化的緩衝国家としての道を歩もうとしたのであつた*(47)。

パドヴァ大学は、一三世紀前半が大学組織の不安定と教養諸学の文化的発展、一三世紀後半がボローニャをモデルとした大学組織の再整備として、特徴づけられるが、一四世紀は単にボローニャをモデルとするだけでなく、その後の発展を特徴づけるパドヴァの伝統文化と結びついた教養諸科にも法科と同様な地位を与えて組織的拡充が図られた時代であつた。教養諸科大学団の法科よりの独立も、このような大学組織の拡充策の中で進められた。そしてそれは、この時期も発展を続けたパドヴァの文化的伝統である教養諸科や医科の、とりわけ医学の学問的発展による大学内部における組織的安定化をも意味していたの

である。

第7節 教養諸科成立の団体的意義

ボローニャにおいても、パドヴァにおいても、十三世紀の半ば過ぎに教養諸科のコレギウムが成立した。そして、コレギウムの成立にかなり遅れて教養諸科大学団が組織化された。しかし、教養諸科のコレギウムと大学団が法科のそれより完全に独立するには、十四世紀末を待たねばならなかった。その間、教養諸科の学生と教師はあたかもユニヴェルシタスを形成しているかのごとくに緊密な団体的性格を維持した。このような法科とは異なる性格の団体が、法科から独立するには、ボローニャとパドヴァで動機は異なるものの、都市による一貫した教養諸科への支援策があった。

このような教養諸科大学団とコレギウムの成立過程から明確となることは、まず、教養諸科大学団が法科大学団をモデルとしながらも法科よりの独立を果たさねばならないというアンビバレントな状況に置かれていたことである。学位授与団としてのコレギウムにしても、大学団にしても、法科と同等の権限を有する組織を形成するためには、教養諸科も同様の組織を形成して法科の組織からの分離・独立を果たさざるを得なかった。

そして、この状況こそが二重の緊密な関係を生んだ。第一に、コムーネと教養諸科組織との密接な関係である。ボローニャのタッデオに見られるような医学の学問化に伴う威信の向上がコムーネによる組織的承認を促進し、パドヴァに象徴的に見られるように、都市の文化的風土を支えた教養諸学に対するコムーネの支持と援助なしには、教養諸科が団体組織化を達成し、法科より独立することは出来なかったのである。

第二に、強大な法科大学団に対抗するために、教養諸科のコレギウムと大学団とが緊密に結びついたという事実である。ことに、ボローニャでもパドヴァでも教養諸科においてはコレギウムが大学団に先行して成立した点に注目しなければならない。大学団が先行して強大な権限を行使した法科と異なって、教養諸科ではコレギウムが先行して、学生の大学団形成を促進した。その際の牽引力になったのが、医学教師であった。威信が向上した彼等の権威こそが、教養諸科の学生が法科と同等の諸特権を獲得するにあたって、教師の学生に対する優越性を与えた。

その結果、法科における教師の学生への従属という初期の基本的関係は崩壊し、教養諸科においてはコレギウムが大学団に優越するという新しい組織的關係が生まれた。それは、まさに、初期中世大学の組織的關係構造の転換を意味した。

この転換は、おそらくコレギウムと大学団という組織そのものの性格的変容を伴っていたと考えられる。コレギウムという組織は、本来学位取得者による学位授与のための団体として成立したが、既に法科の場合に述べたように、次第に教師の団体としての性格を強めていった。大学団もまた、教師との契約締結を主目的とする団体として成立したが、教養諸科においては教師対学生の対抗関係よりも、従属を余儀なくされていた法科学生への対抗関係における権益擁護が主目的となっていた。それは、教養諸科の学生たちが法科の承認なしには自らの教師を選び得ないという現実から生まれたものである。教養諸科大学団の形成と独立は、独自の学頭裁判権を獲得することによる独立した教師選出権の保証を意味していたのである。それ故にこそ、その形成と独立にあたっては、教養諸科の教師と学生は連携して法科大学団に対抗したのであった。

その意味では、教授契約の団体的締結権を行使できる学頭裁判権の完全な獲得が、教養諸科大学団の独立において重要視されたと言えるのであるが、かつて法科において成立していたユニヴェルシタスが教師と契約を結んで教えさせ、コレギウムが契約の成就を意味する学位を授与するという相互的關係は、むしろ薄らいでいた。おそらく、教養諸科においては、ユニヴェルシタスが成立してからも、形式的にはなお契約關係を反映させるコレギウムとの關係が維持されながらも、都市による教師選出権の侵害によって契約關係の実効性は失われつつあった。この変化に合わせて、コレギウムそのものも実質的には学生と教師のより緊密な關係に基づいた組織、すなわち近代的な「学部」と言い過ぎであるにしても、少なくとも当時のパリ大学に見られたような「学部 (facultas)」に近い組織に変容しつつあった。この問題は次章で詳述する。

そして、このような組織的性格の変容は、学位の内包そのものの変質を伴っていた。学位が組織的論理においては契約の成就を意味した以上、契約締結団体としてのユニヴェルシタスと学位授与団体としてのコレギウムの変容は、その組織の目的や機能である学位の変容を伴うのは当然であった。当初、学位は教職の認定、学生が教授契約によって勉学をして、その成果が教授するに足ると認定されることを意味した。しかし、この時代の学位は、もはや教職の認定よりも、その学位によって示される専門分野の職業資格を意味するようになっていた。学位が教職の認定を意味する限りでは、それは教師と学生の問題の範囲にとどまるか、主として教育権を主張したローマ教会との問題に関わるが、ひとたび専門職業資格を意味するようになると、職業を統制した中世都市の影響を受けざるを得なくなる。都市がこの時代に頻繁に大学に介入したのも一つにはそのためであるし、学位が都市的「公」の性格を強く持ち始めるのもそのためである。この結果、学位授与コレギウムは都市において職業を統制した職業組合との關係によって、ボローニャの医科・教養諸科コレギウムのように職業組合の機能の一部を分担する組織となるか、あるいはボローニャの法科コレギウムやパドヴァの医科・教養諸科コレギウムのように「学部」のような純粋な教育組織として位置づけられることになるのである。それは、初期中世大学における団体的契約關係の喪失によってもたらされた結果に他ならなかった。

時代は、学生と教師の対立の時代から、法科と教養諸科の「学部」間の抗争の時代へと変化していた。加えて、教養諸科の形成と独立にあたって都市権力の援助を得たことは、両刃の剣として機能した。教師に対する給与制度の導入に象徴的に見られるように、都市権力はコレギウムと大学団を援助しつつも、それらの組織に積極的な介入を始めたからである。このコムーネによる大学への介入は、教養諸科のみならず法科に対してもおこなわれ、中世大学は次第に地方的、あるいは都市的組織構造に組み込まれていくことになる。

いわば、一二、三世紀の法科大学団を中心とするイタリア中世大学の構造と性格は、一四、五世紀には大きく変容したと言わねばならない。それは、契約關係に基づく学生主体の大学から都市給与を背景とした教師主導の大学へ、国際的な性格から都市化ないし地方化した性格への組織的変容であった。

第9章 教養諸科コレギウムから医科コレギウムへの変容 — 「医学部」の成立 —

第1節 「学部」組織への基本的視座

一九世紀末のラシュドールやデニフレ、さらにディルセイなどを経てヴェルジェやコッパンなど現代に至るまでの研究者が、パリ大学においては教養諸学部と神学部を、ボローニャにおいては学生の法科大学団を中心に扱ってきたのも、そこにこそ中世大学独特の性格を見だし得たからに他ならない。そして、パリでは教養諸学部と神学部以外は、ボローニャでは法科大学団以外は、重要性を持たなかったとして切り捨てるか、あるいは付随的な記述にとどめてきたのである。勿論、パリを神学や教養諸科の教師主体の大学団、ボローニャを法学の学生大学団として対比的に特徴づけるパラダイムの中では、これらの見解は正鵠を射たものであると言わねばならぬし、そうした範囲内での研究の重要性もまた決して否定し得ないものであった。

しかしながら、そのような研究は近代以降の大学に比べた中世大学の特殊性のみをともしれば問題にしすぎ、その相違点を強調しすぎる傾向があったことも否定できない。より長い歴史的スパンで中世大学を捉えるときには、むしろ中世大学の諸特徴の近代大学への継続と変容の視点もまた必要となる。中世大学の異質性がいかに変容して近代大学に繋がっていくのかの視点が是非とも必要となるのである。

このように考えるとき、まず制度的に問題になるのが現代にまで繋がる学問分野ごとのセクションである「学部」というものである。パリでは比較的早期に使用された「学部 (facultas)」という概念は、ボローニャでは初期には使用されなかった。強いて該当するものはコレギウムであり、これを従来の多くの研究者は教師組合などと捉えてきたが、実体は学位授与団に他ならなかった。それが教養諸科コレギウムに象徴的に見られるように、「学部」に近い組織に変化したと考えられる。そこで、本章以降においては、この変化したコレギウムを「学部」と訳すことにしたいが、そのためにはまずコレギウムを現代的な「学部」概念との比較においてどう捉えうるのかについて検討しておかねばならない*(1)。

さらに、「学部」概念から必然的に派生する問題である当該分野の専門職化の問題を検討する必要にも迫られる。なぜなら、本来はコレギウムという言葉は同業者組合などを意味し、専門職集団としての組織的性格を表したからである。すでに述べたように、学位授与団だけでなく、法律家組合もコレギウムと称した。このようなコレギウムは、専門職集団としての知的かつ人的再生産組織の性格も持っていた。そのために、専門職資格を意味するようになった学位とその授与権などをめぐって、この二つのコレギウムの間で相克が起ることになる。この問題は、コレギウムの授与した学位が教授資格から専門職資格へと変容する過程とも絡む、最も重要な問題の一つであるにもかかわらず、これまで比較的看過されてきた問題である。

「専門職」という概念は、必ずしも厳密な定義を得ているとは言えないにしても、ブローウが医学について明確に述べたように、多くの研究者がほぼ共通して挙げているその特性は以下のようなものである。まず第一に、明確な知識体系の確立。第二に、長期間の教育の必要。第三に、その職業グループの自治と独立の保証。第四に、職業の倫理的規範の確立がそれである*(2)。

中世大学によって、このような特性を持つ専門職の成立が促進されたのは、法学や神学の領域もさることながら、医学においてより顕著であった。なぜなら、中世都市の社会的要請を背景として、医学はまず古典的医学を核とした知識体系を確立するとともに、その

体系を中世大学において制度化し、その制度を通して獲得された知識の認定を行なったからであり、こうして、その知識を認定された者達が排他的権利を有する医師組合を形成し、ヒポクラテスの誓いに象徴される倫理的規範の下で自治的職業活動を営むこととなったからである*(3)。したがって、中世大学が医業の専門職化に貢献したと言うとき、一義的には中世大学における医学知識と資格認定の制度化を意味し、二義的には、「医学部」と医師組合との権限の整合化を意味することになる。

以上の視座から、まずは「学部」概念を再検討し、次いで教養諸科コレギウムが医科・教養諸科コレギウムとなり、やがて実質的に「医学部」となっていく過程をパドヴァを中心に解明し、そうした実質的医学部化に医学の学問化が果たした役割を考究し、大学に制度化された医学学問の象徴としての学位の内実と、その内実をめぐる専門職業組合である医師組合と「医学部」の関係について、大学制度史の観点から考究することとしたい。

第2節 「学部」概念の問題

「学部」概念は、大学をめぐる諸概念の最も基本的な概念の一つであるにもかかわらず、現在の大学史研究においても、必ずしも明確に定義されて使用されているとは言い難い。

国際高等教育百科事典では、「ファカルティ (faculty)」の定義として、アメリカ合衆国とヨーロッパを分けて、アメリカでは「通常高等教育の一つの組織の教授メンバー」を指すとし、ヨーロッパでは、「総合科学や政治科学、健康科学などのような関連する学科目の一つのグループ」を意味するとしている*(4)。アメリカ合衆国で使用される教授メンバーとしてのファカルティの意味は、国際的に見ると特殊であり、むしろヨーロッパ的な意味で使用される場合が多い。その場合、この事典の「関連学科目のひとつのグループ」という定義も曖昧であり、学科目の集合体なのか、その人的集合体なのか、研究組織なのか教育組織なのか、学生を含むのか否か、などが明確に定義されていない。

イタリアの百科事典では、大学組織としての「学部」を三つに分けて定義している*(5)。基本的に「学部 (facoltà)」は「大学組織において、その内部に特定の学問分野に属するすべての教育が集められている教育上の単位 (unità didattica)」であると定義づけて、特定分野のグループという曖昧な形ではなく、「教育上の単位」であると明確化している。その上で、付随的定義として、「教育上の単位」の「場」と「教師たちの団体」という人的構成内容の意味とを付加している。

したがって、イタリアなどヨーロッパの大学における「学部」は、大学組織において特定学問分野の教育上の区分を意味すると共に、そこに属する教師の団体とその教育が行われる場を意味することになる。このような定義は、一応中世から現代に至るまでのイタリアの大学に妥当性を持つ定義であると言える。事実、現代のイタリアでも、「学部」は教育組織であり、「学科 (dipartimento)」は研究組織であると区別している。

しかし、ラテン語の「ファクルタス (facultas)」という言葉は、元来このような意味で使用された言葉ではない。この言葉は、古典的には「能力」、「自由」、「所有」などの意味で使用された。それが、「学問」や「学科目」といった意味で使用されるようになるのは、中世大学が出現した十二世紀以降のことである。たとえば、初期の事例ではモンペリエの「モンペリエでは彼は自然学の科目を教えている」*(6)という例や、ボローニャの「文法の科目を私は教えないだろう」*(7)という例が見られるが、いずれも「ファクルタス」

が「学問」ないし「学科目」を意味する言葉として使用されたと考えられている*(8)。これらの文脈では、特定の学問ないし教育的区分としての学科目を意味するようになっていても、その根底には特定の学問を教える能力という、それ以前の時代の「能力」という意味とその後の「分野」という意味の二重の意味をもって使用されているように考えられる。いわば、過渡的な用法である。

それが、十三世紀になると、より明確に「大学組織の行政的な下位区分」として使用されるようになって、パリ大学などでは「カリキュラムや学習段階の認定などの教育権と教師の任命の人事権を有する現職教師の会議」を明確に意味するようになったとされる*(9)。確かに、パリ大学の場合、「教師と学生のユニヴェルシタス(universitas magistrorum et scolarium)」という表現に明示されるように、大学団が教師と学生によって成立し、大学団の管理・運営権は、教養諸学の教師によって構成された国民団の長(rector)と、法学、神学、医学の上級学部との合議によって行使された*(10)。その意味で、いわゆる四学部は正しく「ストゥディウムの行政的下位区分であり、教育組織に結び付いたものであった」*(11)、と言える。

パリ大学の場合、公的な形で「ファクルタス」が「現職教師の会議」ないしは団体を意味するものとして初めて使用されたのは、一二五五年の医科・教養諸科コレギウムの規約とされている*(12)。しかし、それ以前の事例である一二三一年のグレゴリウス九世の勅書でも、「ファクルタス」が「学部」の意味で使用されていると考えることは可能である。その勅書では「教養諸学および医学の教師たちの学部に」という表現が見られるからである*(13)。他方で、一二一五年の枢機卿ロベール・ド・クールソンの規約においては、まだこのような用例は見られないことから*(14)、一三世紀の三〇年代頃から「学部」を表す言葉として「ファクルタス」が定着したと考えられる。

これに対して、ボローニャ大学は、少なくとも史料によって確認される時代には、法学生のみによるユニヴェルシタスとして出現し、完全に教師を除外していた。そして、この学生のユニヴェルシタスとは別個に学位取得者達は独自の組織であるコレギウムを形成した。そのため、「ファクルタス」という言葉も概念も初期には使用されなかった。すでに見たように、コレギウムは初期にあつては学位授与をおこなうための組織にすぎなかったが、形式的にはそうした性格を維持しながらも、十三世紀中葉以降に実質的には現職教師を中心とした組織化が図られるようになる。おそらくこの頃から、「ファクルタス」の用語が使用されるようになったと考えられるが、ボローニャにおいて「ファクルタス」が恒常的に「学部」を意味するようになるのは、一三六二年にパリ型の「神学部(theologica facultas)」が創設されて以後のことである*(15)。

すなわち、初期の法科においては学位授与委員会的組織が形成され、これが後に学位授与コレギウムとなった。そして、次第に現職教師のコレギウムの性格を強めていった。と同時に、教養諸科のコレギウムがその学生の団体と協調する形で形成されてから、はじめて「ファクルタス」の用語が使用され始めたことになる。したがって、イタリアにおいてはまさに現代に繋がる「学部」という概念は、医科を含んだ教養諸科コレギウムの成立の時代から使用されはじめ、「神学部」の創設以降に一般的となったと考えねばならない。

そのため、当然のことながら、初期の法科のコレギウムは大学団に対する管理・運営権を全く持たなかった。パリでは教師が大学団を管理・運営したが、イタリアでは、その権

限は学生大学団の学頭(rector)とその国民団(natio)から選出された評議員が掌握し、教師選出権すら学生が行使していた。すなわち、初期には、コレギウムは大学における管理・運営権を持たず、唯一保持していたのは学業の認定としての学位授与権だけであった。

この事実こそが、コレギウムが本質的に学位取得者による学位授与のための団体であったことを示している。この性格は十四、五世紀にも基本的には変化していない。厳密に言うならば、教授しない学位取得者をも含んだという点で、現代の「学部」とは異なっていたのである*(16)。ただ、十三世紀後半以降に定員が限定されるようになり、実質的には現職教師の団体に等しいものに変容したことは事実である。その変容の契機となったのが、教養諸科コレギウムの成立であった。そこでは、従来の法科コレギウムとは異なって、学生をも含んだ管理・運営権を保持するようになったからである。その意味で、この組織は学位授与権以外の諸権限をある程度まで獲得し、近代以降の「学部」に近いものとなったと考えられるのである。

以下、教養諸科コレギウムの「医学部」への変容と内実を明らかにしつつ、上述の点を検討することになるが、その前に「学部」概念を権限や機能の点から簡単に再検討しておく。前述の「学部」概念は、学問分野、人的構成員、場といった要素によって定義されたものであるが、その組織的権限や機能を含むものではないからである。唯一、パリの場合の定義には「カリキュラムや学習段階の認定などの教育権と教師の任命の人事権」が含まれているが、組織的な権限や機能としては十分とは言えない。

そもそも、すでに考察したように、ユニヴェルシタスにしてもコレギウムにしても、それが団体として公認されるということは、一定の法的権限を持つ法人格が認定されるということに他ならなかった。したがって、コレギウムを「学部」として捉える場合、それがいかなる法的権限を持ち、どのような法的機能を果たしたのかを明確化しなければならない。

「学部」なるものが成立しうる最も基本的な条件は、それを独立した組織として運営しうる諸権利、すなわち自治権の獲得である。パリ大学のコレギウムは、組織運営のための役職者とその役職者による統制権を得ることによって成立した。そして、その目的は学生の教育内容の決定と教育段階の認定にあった。これに対して初期のボローニャ大学にあっては、学生大学団が講座の決定権を持ち、教師は教育段階の認定をおこなったにすぎなかった。学生のユニヴェルシタスが教師と契約を結んで教えさせ、その成果の認定を、すなわち学位を学位取得者のコレギウムが授与したのである。ところが、コレギウムが学位取得者ではなく現職教師を主体とした組織に変容し、講座の決定権をも有するようになれば、はじめて教師組織としての「学部」が成立したことになる。いわば、大学内部においてどのような講座を開いて教育をおこなうかを決定する権限、これを大学の内的教育権と呼ぶなら、それを当初は学生大学団が保持していたところにイタリア中世大学の特色の一つがある。これに対して、社会的に認知される教育の段階的修了認定、すなわち大学の外的教育権は、教皇権などの普遍権力や後には都市などの地方権力から大学の教師に付与されたものであった。学位授与権はこの外的教育権に含まれる最高の権限であったと言えるであろう*(17)。

こうして、すでに獲得していた学位授与権を代表とする外的教育権としての教育段階の認定権に加えて、内的教育権としての教育内容の決定権と組織の人事権を含む自治権を、

イタリアの中世大学のコレギウムがじょじょに獲得することによって、近代に繋がる「学部」へと変容することになった。そして、それは学生の教師選出権の喪失を必然的に伴っていたが故に、初期の中世大学における学生と教師の契約関係という組織的構造の消滅を意味したのである。

第3節 「教養諸科コレギウム」から「医学部」への変容

すでに述べた歴史的展開から、十四世紀後半に設立された「神学部」を別にすれば、十四世紀中葉以降においては、以前から存在した法学生によるアルプス以北と以南の二つの大学団と法科コレギウム、すなわちこれ以降は「学部」と訳すとすれば、「法学部」に加えて、医学・教養諸科の学生による大学団とそのコレギウムすなわち「医学部」の計五つの「団体」が、ボローニャやパドヴァの中世大学(Studium generale)には存在した*(18)。そして、これらの「団体」が、イタリア特有の都市的状况の下で相互の関係を変化させていくのが大学内部史の重要な一側面となっていく。

そのような「団体」の相互関係は、「医学部」がまずは教養諸学と医学の教師による「教養諸科コレギウム」として成立した際の要因ともなっていた。パドヴァの場合、既に見たブオンコムパーニョとローランディーノをめぐる状況から明らかなように、強大な法科大学団の権威に服従した医学と教養の教師が組織的団結を図ったのは、法学に対抗するためであった。そうした対抗もしくは抗争は「学部」の形成後十四世紀に至って顕著となったが、そこでも医学と教養の教師は常に強固な団結と学生大学団との緊密な連繫を示している。ボローニャの場合も、アルデロッティの場合に見るように、医学と教養の独立のための組織的一体化や連繫が特徴的であった*(19)。

しかし、組織的一体化という場合、医学教師と教養諸学の教師が単一のコレギウムを形成したのか、それとも別個のコレギウムを形成して連合したのかについては、大学によって異なっていたと考えられる。ボローニャの場合、少なくとも初期には別個のコレギウムが形成され連合したとの説があるが、パドヴァの場合は単一のコレギウムを形成したようである*(20)。

いずれにしても、医学教師と教養諸学教師が組織的に一体化したのは、イタリアに見られる特徴的な現象であった。ただ、それは独立のための一体化という団体の力学のみを原因としたのではない。当然そこには、医学という学問の性格や体系をもその要因として認め得るのである。

医学教育は、修道院医学を別にすれば、元来医者と弟子との徒弟関係の下で伝えられる知識と技術とが一体となったものであった。しかし、中世大学の成立に伴って、医学は教養諸学を統合する学問(scientia)として体系化される。そして、瀉血などの医療の技術(ars)は卑賤なものとして大学教育を受けない下級医療従事者にまかされる。即ち、医学が学問と技術とに分化したのである*(21)。学問化した医学は、教養諸学や自然学を包含する学的体系を獲得し、その体系が大学のカリキュラムに制度化された。そのことが医学教師と教養諸学教師が組織的に一体化したもう一つの要因であった。この点については、医学が学問としていかに確立され、カリキュラムとしていかに大学に制度化されたかを後の章で詳細に検討しなければならない。

いわば、独立のための連帯という側面に加えて、教養諸学を含んで学問化された医学の

獲得した威信が、まずは教養諸科コレギウムを成立させ、次いでこの組織を医科・教養諸科コレギウムに変容させ、さらには実質的に「医学部」に等しいものにしたのである。この過程は、当時使用された組織の名称そのものに明確に反映している。

バドヴァ大学において教養諸科コレギウムに関する名称が、残存する史料に出現するのは十四世紀以降であるが、その初期には明らかに医学教師を含むにもかかわらず「教養諸科コレギウム」(*collegium artistarum*)とのみ表記されていた*(22)。それが、一三三〇年頃には「教養諸科・医科コレギウム」(*collegium artistarum et medicorum*)と表現されるようになる*(23)。そして、十四世紀中葉以降になると、前出の一三六〇年の司教調停文書に明記されているように「医科・教養諸科コレギウム」(*collegium doctorum artistarum scientie medicine et aliarum artium*)という表現が見られるようになる*(24)。この名称においては、医学教師は医学という学問(*scientia*)のドクトルであると明記され、他の学芸(*ars*)のドクトルとは明確に区別されている。

さらに、一三九九年のカッララ家による調停文書では、一三六〇年の司教裁定を再確認して、教養諸科・医科大学団がその学頭を選びうることを述べた箇所、「教養諸学・医学・自然学の教師と学生のユニヴェルシタスないし分野(*universitas seu professio magistrorum et scolarium artistarum, medicine physice et nature*)」という表現が見られ、あたかも教師と学生が大学団を形成しているかのように記されている。また、その後の箇所では、「教会法と市民法のドクトルと学生の大学団(*universitatis doctorum et scolarium juris canonici et civilis*)」の表現が見られ、法科においても「教師と学生の大学団」と表記されている*(25)。したがって、この段階では法科も教養諸科・医科も学生と教師がひとつの大学団を形成していたように捉えられているのである。もちろん、実態としては大学団とコレギウムは別組織であったことは否定できないが、すでに述べた十三世紀後半の教皇教書でも教養諸科の「学生と教師の大学団」の表現が見られ、かなり早期からの教養諸科における学生と教師の一体性が十四世紀を通じて強まった事実が窺える。この点に加えてさらに重要な点は、教養諸科・医科の学生と教師の大学団を「教養諸学・医学・自然学の学部における(*in facultatibus artium medicine, physice et nature*)」とも表現している点である。すなわち、この文書では、実態としてはコレギウムとユニヴェルシタスは別個の存在であったが、あたかもひとつの大学団のように捉えられ、さらにはそれを明確に「学部(*facultas*)」と表記しているのである。

この十四世紀を通じての呼称の変化は、十四世紀初期には教養諸科コレギウムにすぎなかったものが、医学教師の重要性の増大に伴って教養諸科・医科となり、さらには医科・教養諸科となって、十四世紀末には学生をも包含するほどの一つの「学部」、実質的には「医学部」となったことを明確に反映している。

このような名称の変化は、ピエトロ・ダバノ以降パオロ・ヴェネトなどによってバドヴァ医学が大学に制度化され発展させられる時期に起こっており*(26)、まさしく、当初学芸(*ars*)の一つと見なされて教養諸学(*artes*)の中に含まれていた医学が、やがて教養諸学とは区別されるようになり、さらには学問(*scientia*)として教養諸学よりも優位に位置付けられていく過程を反映したものに他ならない。

また、一部研究者にこの「学部」を医科と教養諸科の複合学部と捉える見方があるが、これらの史料から見る限り、コレギウムは一貫して単数形で使用されており、医学と教養

諸学の連合学部というよりも、一体化した学部であることは明白である*(27)。その意味では、従来、中世大学は法学、神学、医学、教養諸学の四学部構成をとったとの通説が存在してきたが、それは次第に四学部構成をとるようになったということであって、当初からその学部構成を持っていたわけではないし、パリではともかくも、イタリアでは医学と教養諸学が一体化していた以上、このような通念が該当するかどうか再検討を要する。

それはともかくも、以上の二つのイタリア共通の要因、即ち法学よりの独立のための連携と、教養諸学を統合する医学という学問上・カリキュラム上の性格の確立という要因によって、まずは「教養諸科コレギウム」が成立し、それがやがて「医学・教養諸科コレギウム」に変容し、さらに実質的な一体学部としての「医学部」となったのである。

第4節 「医学部」の組織と構造

十三世紀に医学と教養諸学とが結合して成立したこの「学部」は、学位授与という組織の本来的目的に従って、医学と教養諸学の学位取得者(doctor)たちによって構成されることとなった。

十三世紀のパドヴァで授与された学位は、市民法、教会法、医学、哲学、論理学、文法、公証術の七種類であった。十四世紀にはこれに、神学と外科学の学位が加わり計九種類となった*(28)。これらのうち、「医学部」で授与されたのは医学、外科学、哲学、論理学、文法の学位であった。従って、十三世紀には四種、十四世紀には五種の医学・教養諸学関係の学位が存在した。

しかし、これらの学位の取得者がすべて「学部」に加入し得たのではない。後述する学位制度などからして、医学の学位取得者と、哲学・論理学・文法の三教養学すべての学位取得者(いわゆるフル・ドクター)とが「学部」に加入し得たのである*(29)。さらに、十四世紀に知られるその成員を見る限り、殆どすべての者が教養諸学と医学の両学問分野の学位取得者(doctor in art.et med.)であることがわかる*(30)。また、十五世紀の学位取得の状況から見ると、数多くの者が両分野の学位を同時にかあるいは時間を置いて取得している*(31)。さらに、十五世紀以降の講座担当者名簿(rotulus)によれば、哲学の講座ですら両分野の学位取得者で占有されている*(32)。従って、実際上は「学部」成員の大多数の者が医学と教養の両分野の学位取得者であり、教養学位のみ取得した成員も最終的には医学学位取得を目指していたのである。その意味でも、この「医科・教養諸科コレギウム」は実質的に「医学部」に他ならなかった。

ただ、当初よりこの「学部」が医学の学位取得を目指す者によって構成される傾向にあったと考えるのは誤りであろう。少なくとも十三世紀においては、既に述べたように教養諸科コレギウム(collegium artistarum)とのみ呼ばれており、むしろ教養諸学の学位取得者主体の組織で、医学の学位取得者もそれに加わっていたにすぎなかった。十三、四世紀の講座担当者名簿が残存せず正確な当時の講座数は不明であるが、既に述べた一二六二年のローランディーノの『年代記』には医学三名、論理学一名、文法・レトリック六名が現職教師として記されていた。このうち、文法・レトリックの教師六名については医学の学位取得者であった証拠がなく教養のみの学位取得者と考えられ、十三世紀における教養諸学のみの学位取得者の数量的優位をこの史料からも確認できる。すなわち、十三世紀におけるこの「学部」が実質的には医学教師を含む「教養諸学部」であったことがこの点からも

証明しうるのである。それが前述のごとく十四世紀に実質的な「医学部」となっていくのは、明らかに教養諸学に予備的位置を与えた医学の学問体系の確立とそのカリキュラム化に伴う威信の向上によって、教養の学位取得者が医学の学位取得を目指し始めたためであろう。

そしてさらに、興味深い事実は、この学部の定員が当初十二名に限定されていた事実に関係する*(33)。ローランディエーノの史料に現職教師(regens)が十名存在したことは、哲学の教師が記載されていない点を考慮に入れると、この「学部」の定員十二名の殆どすべてが現職教師であったことを示している。即ち、法制上は「学部」が学位取得者の集団にすぎなかったとしても実質上は現職教師の集団、換言すれば真の教師集団としての「学部」であった事実を示している。

しかし、十四世紀にこの「学部」の定員は二十名に増員されている。一四三四年などの講座担当者名簿では講座担当者数十八ないし十九名のうち学位取得者は十六名程度であるから*(34)、もし「学部」定員が守られていたと仮定するなら、四名程度の教鞭をとらない単なる学位取得者(doctor non regens)が含まれていたことになる。すなわち、定員の増加に伴って、非現職教師の割合が増加しているのである。この傾向は、「法学部」の場合により顕著であった。「法学部」では、十四世紀にその定員が十二名から二十名さらには二五名へと段階的に増員され、一三八二年にはついに制限されなくなった*(35)。この間、講座数は殆ど増加していないので、この増員は教鞭を執らない学位取得者の成員の増加を意味している。

この事実からも、繰り返しになるが、コレギウムというものは、同業者組合というよりも、同資格の所有者の集団であって、大学においては基本的に学位取得者による学位授与のための集団であったという事実を忘れるべきではない。この点は、近代以降の大学の学部と中世大学の学部が相違する重要な点である。

さて、それでは医学あるいは教養の学位取得者であれば誰でも「医学部」に加入できたかという点、決してそうではなかった。かなり厳しい条件が課せられていた。整ったものとしては最古の十五世紀パドヴァ大学の「医学部」規約によれば、加入の資格や条件として以下の諸点が挙げられている*(36)。すなわち、第一に原則として父親も本人も共にヴェネト地方の出身であること、第二に、正嫡の子であること、第三に、手職(mechanicarum artium)を営んだ経験がないこと、第四に、パドヴァで学位を得ていること、などがそれである。

このうち第一の資格は、婚姻あるいはパドヴァへの貢献などによってヴェネト出身と同等に扱われる例外規定を含んでおり、この資格はかなり寛大に適用されたと考えられる。第三の条件に言う手職は、明らかに教養諸学(artes liberales)に対置されるものとして、とりわけ理髪外科など卑賤と考えられた手技医療を指すものと解される。この条件は、医学が学問として確立し大学に制度化された時に、学問としての医学と技術としての医学が分化し、前者が後者を排除した事実の反映と捉えられる。第四の条件は、コレギウムそのものが持った地方性に起因する、「医学部」をパドヴァ大学出身者で占めようとする「学部」自身の意志の表出である。

これらの点からすると、「医学部」はヴェネト出身者でパドヴァ大学の学位取得者によって構成されたことになる。しかし、現実には外国人の学位取得者も「医学部」成員に見

出だせる。従って、「法学部」と同様に「医学部」もまたヴェネト出身の学位取得者と外国人学位取得者との二つのグループによって成立していたと考えるべきである*(37)。ただ、外国人グループは完全な現職教師の集団であったから、学生によって講座に選出された外国人学位取得者によってのみ構成された言わば随時の形成集団であって、ヴェネト人グループが恒久的な集団として多少なりとも教師選出の母集団的性格を持ったのと異なっていた。さらに、外国人は当然規約に定められた学位授与などの権能から完全に排除されており、その意味でも彼等は臨時の準構成員にすぎなかった。

従って、厳密な意味では、上記の資格や条件を充足し得た学位取得者のみが正規の成員として「医学部」に加入し得たのであるが、彼等は彼等自身の中から選出した役職者によって内的に統制されていた。そうした役職者の筆頭が学部長(*praepositus*)であった。まさしくこの *prae-positus* という名称は「対等者の中の筆頭者(*primus inter pares*)」を意味している。不完全な形ではあるが現存する最古の一三三〇年の規約によれば、この学部長は二人の選挙人(*electores*)によって選出され、規約を遵守しない者に対して罰金を科しうる権限が与えられていた*(38)。一五、六世紀の規約では、*praepositus* の名称の代わりに *praesidentus* が使用され、その補佐役であるシンディクス(*syndicus*)が実質的に内的な統制権を行使した*(39)。十五世紀以降の規約に出現する役職者の中で注目すべきは、プロクラートル(*procurator*)であろう。この職務は教師達が講義を放棄していないかなど実質的な規律保持を行なう一方で*(40)、十五世紀以降のヴェネツィアによる大学統制において、ヴェネツィア自身が任命した大学改善委員(*reformatores*)とともに大学とヴェネツィアのパイプ役として重要な役割を担ったものと理解される*(41)。これらの役職以外では、収入役(*massarius*)の存在が知られる*(42)。

このような役職組織は、その組織的類似性からして、先行の「法学部」や法科大学団を模倣したものであると思われる。しかし、形態の模倣が必ずしも機能の模倣を産むとは限らない。事実、重要な点で、「医学部」は「法学部」と異なっていたと考えられる。それは、「医学部」の学部長がその成員である学位取得者のみならず医学と教養諸学の学生に対しても統制権を行使し、服従しない学生を罰し得た点である*(43)。

「法学部」においても学生に対する「学部」の統制権が主張されていたが、それは学生の優越の下に置かれた教師達の空虚な理論的優越の主張にすぎなかったと一般には捉えられている*(44)。しかし、「医学部」においては時代と事情が異なっていた。このような統制権は、優勢を誇った学生の側にそれを受け入れる必要性がない場合は確かに実質的な効力を持たない。けれども、医学と教養の学生にとってはその必要があったのである。

第5節 「学部」統制権

学部長によって代表される「医学部」の学生に対する統制権が、法的裏付けを持たない空虚な主張ではなかったことは、次の点から明らかである。即ち、既に述べた一三〇六年の教書で「医学部」の規約を承認したバドヴァ司教は、医学と教養諸学の教師及び学生は学部長に服従しなければならぬとの命令を、破門を罰に発している*(45)。これは、たとえ実権を伴わない象徴的職権に過ぎなかったとしても大学のカンケラリウスと称された司教が、教師と学生に対する「医学部」の統制権を保証したものに他ならない。

従って、学部長の統制権が法的根拠を有したことは否定しえないのであるが、問題はそ

れが実質的に効力を有していたか否かである。

「学部」が成立する以前の時代に、既にかのフリードリッヒ一世の「ハビタ」が、学生に対して教師あるいは司教による裁判のいずれかを選択する権利を付与して都市裁判権に対抗させた事実はすでに見た*(46)。この「ハビタ」において言及された教師並びに司教の裁判権が学生大学団の成立に伴ってその学生学頭の裁判権に凌駕された、というのが法学の学生大学団の場合と考えられて来た。この学頭裁判権は、従って、学生を市当局や司教の裁判権から保護する性格のものであったのである。

ところが、当初法科大学団に所属しその学頭裁判権の下に置かれていた医学と教養諸学の学生にとっては、法学の学生や教師との訴訟において避けがたい不利が存在した。そこで、すでに見たように、十四世紀中葉以降に医科を含む教養諸科の学生大学団による学頭の選出とその裁判権の獲得をめぐって法科大学団との間で対立が顕在化したのである。そうした対立の調停過程を、「学部」の統制権の観点から再考してみることによって、その統制権が実質的な効力を有したか否かについて考究する。

法科との対立の仲裁を行なったのは、「医学部」の統制権を保証したバドヴァの司教であった。一三六〇年にバドヴァ司教ピレオ・ダ・プラータは、医科を含む教養諸科の学生が独自の学頭を選出して大学団を形成しうることを公式に承認し、両者の和解を命じた*(47)。おそらく、教養諸科の学生大学団が既に成立し学頭を選出していたであろうことは否定できない。その意味で、この司教の仲裁は既得権の追認にすぎないと考えられる。この仲裁をめぐって重要な点は、まず第一に、「医学部」が招集されその面前で和解が命じられた点、第二に、他ならぬ司教が仲裁した点、第三に、学頭裁判権については言及されなかった点である。第一の点から、学生の問題の和解において「医学部」が学生と教師を代表したことが明らかである。未だ独自の学頭裁判権が承認されない医科と教養諸科の学生にとって、法学学頭の裁判権に服するよりも「学部」教師の裁判権か司教のそれに服するほうが有利であった。そのため、彼等は「学部」に服従して法科大学団と「法学部」に対決したのである。従って、この点にこそ「医学部」の学生に対する統制権が実効性を有する余地があったと考えるのである。

依然として抗争が続いた一三六八年に、「医学部」が法科の教師と学生を賞賛してはならないと医科と教養諸科の教師と学生に命じている事実は、両者の対立を示すと共に、「医学部」による学生・教師に対する統制権が行使された例であろう*(48)。実際、教養諸科の学頭裁判権について司教の調停書が言及していない以上、法科との抗争は決して終結することなく世紀末まで再燃した。その間、医科と教養諸科の学生は「医学部」の権威と統制に服したのである。

あるいは、場合によっては、古来認められて来た司教の裁判権にも服することがあったと思われる。それは、学生の側にとってはたとえ象徴的にせよ、大学の統括者たる司教の権威を利用する必要があったからであり、司教が仲裁などの役割を積極的に果たしたのはそれによって大学における実権を掌握しようとしたためであった。当時、バドヴァでは「神学部」創設の動きが存在し、一三六三年には教皇ウルバヌス五世によってその創設と学位授与権の承認が行なわれるに至っている*(49)。この「学部」は司教に直属し司教の権限は学部長のそれを上まわっていた*(50)。

このような状況の下で、従来から大学に食指を動かし続けてきた司教権が、実質的に大

学の統括者たることをのぞんで強大な法科大学団に対抗する医学・教養の学生と教師に負担するような形で介入したとしても何等不思議はなかったのである。

大学に介入しようとしたのは教会ではなかった。とりわけ十四世紀以降には既に述べたようにパドヴァの政治体制がシニョリーア制へと変化しており、シニョリーアもまた大学に対して干渉した。それは、教師の給与や大学の財政を負担した君主の側からすれば当然であった。

法科と医科・教養諸科の抗争に最終的決着をつけたのは、パドヴァのシニョリーア、フランチェスコ二世・ダ・カッララであった。その一三九九年の裁定書では、一三六〇年の司教仲裁にもとづいて、医科を含む教養諸科の大学団の学頭選出権と学頭の学生・教師に対する裁判権、並びに教師選出権などが大学団と「学部」の独立性とともに承認されている*(51)。さらに、学生登録料などからの法科大学団への貢納金が廃止された。ただ、学頭裁判権に関しては、法学生による法科学頭への控訴権が温存され、法科学頭の優越性が保持された。

この裁定においてもまた「医学部」が医科・教養諸科の学生と教師を代表して、その学生学頭裁判権を一貫して支持しており、その限りにおいて学生たちも「医学部」の権威に従った事実を示している。即ち、十四世紀後半に医科を含む教養諸科の学生大学団も教師たちも共に「医学部」の権威の下に結集して団結し、法科大学団と「法学部」に対する従属的地位から解放されたのである。

それは、十四世紀に医学の学問的地位の確立に伴ってその学生と教師の大学内における地位が向上したことに加えて、同一学問分野内の学生と教師との間に対抗よりは協調が支配的となり、代わって他の学問分野との抗争が頻発するようになったことの結果であった。そして、ここにおいて、初期の法科に見られたような圧倒的な学生の優位は覆され、教師優位の構造が確立されたと見るができる。

この初期イタリア中世大学の最大の特徴であった学生大学団の教師に対する優越性の崩壊は、学生大学団が教師を選出して契約を結び教授させるという基本的な学生－教師関係の喪失を意味し、学生による教師選出権の漸次的失権となって表れた。それは大学が次第に都市権力下に組み込まれていく趨勢の下で起こった。一三九九年の裁定を行ったフランチェスコ自身、学生の教師選出権を形式的には承認しながらも、頻繁にその権利を侵して自ら教師を選出したし、学位授与にすら介入した*(52)。

こうして学生がじょじょに教師選出権を喪失していったのも、学生の教師に対する優越性の喪失と、さらにはその優越を規定していた契約による団体関係性の喪失の結果であった。

第6節 学位授与権の問題

中世大学から現代の大学に至るまで、度重なる侵害の歴史にもかかわらず少なくとも理論上は一貫して、学部が保持してきた最も重要な権能が学位授与権であろう。

すでに見たイタリアの初期中世大学で形成された法学学位制度の成立過程は、いわば乏しい史料による理論上の推論にすぎず、我々が史料に忠実に基づいて正確に知り得る実態は二段階の学位制度成立以後についてである。その推論上の問題点はすでに指摘したとおりであるが、留意すべきは、学位授与コレギウムの成立時点において、すでに学生大学団

が成立しており、大学団が教師選出権を掌握していたことである。

このことは、学生大学団が教師を選出して契約を結び教授させること、すなわち学生による教職の営業認可を意味していた。そのため、コレギウム自体は教職の営業認可権を持たず、契約の成就としての学位によって教授資格を認定することしかできなかった。まさにこの点において、学位授与コレギウムは他の職業コレギウムと異なっていた。同職組合などの場合には、その職業の営業認可権を組合が保持していたからである。そのため学位授与コレギウムが授与した学位も、少なくとも当初は営業権を伴わない純粋な教授資格しか意味しなかった。

しかしながら、医学の学問化、都市の教師選出への介入、学位取得者の増加に伴う同職組合の専門職業組合化などの動向は、学位を教職資格から専門職資格へと変容させたため、学位授与権をめぐる「学部」と同職組合の確執を生むことになる。このような意味において、学位授与権と教師選出権、学位の内実、コレギウムの変質は相互に深く関係していたのである。

医科・教養諸科コレギウム、すなわち「医学部」の学位授与権については、法科大学団や「法学部」との関係というさらに複雑な問題が加わる。

パドヴァの場合、既に述べたように少なくとも一三六〇年以前は医科・教養諸科の学生大学団が公的に承認されておらず、その教師選出権は法制上は法科大学団がこれを掌握していたものと思われる。そして、その学位授与権すら「医学部」は独自に行使できなかったようである。例えば、一三五一年に行なわれた医学の私的試験には法学教師の介入が見られる*(53)。この法学教師の果たした役割は明らかではないが、医学の試験に法学教師が参列することは「法学部」による「医学部」の学位授与に対する監督が行なわれたことを示すものと考えられている*(54)。

「医学部」のそのような従属的な学位授与が自律的かつ独立のものとなるのは、以後の学位授与に法学教師の参加が見られないことから、その学生大学団の独立性が承認された一三六〇年以降のことであると考えられる*(55)。しかし、「医学部」がこの年以降独立した学位授与権を獲得したとしても、学位そのものの意義に変化はなかった。「医学部」の教師選出権を医科・教養諸科の学生大学団が保持することになったからである。従って、医学学位も医学の教授資格は意味したが、教授職を保証するものとはならなかったのである。

ところが、医学学位は他の法学や神学のそれよりも明確な新しい意義を持つことになった。学問としての医学の大学における制度化は、大学で医学教育をうけた医師を従来の下級医療技術者と区別したから、医学学位は正しく新たに生まれた大学出の医師(physicus)の資格を意味するものともなった。即ち、医学学位は医学の教授資格に加えて医師資格をも付加するものとなったのである。この点は、前述の「医学部」と医師組合との関係などの問題に絡めながら、後の章で詳細に検討する。

第7節 学位授与過程

「医学部」における学位授与の際の手順や、「学部」自体の果たした役割は、すでに述べたパドヴァで整ったものとして現存する最古の「医学部」規約の写本によれば、以下の如くである。

学位取得を望むものは、あらかじめ「学部」の成員の中から自ら選んだ「推進役 (promotor)」に付き添われて、まず「学部長 (praesidente)」に、ついで司教ないしその代理に紹介され、規定期間の学費や学位取得に必要な費用の支払いなどを証明する*(56)。ちなみに、「試験 (examen)」には最低五年間の論理学と哲学の学習が要求された。医学の学位を得るには、教養諸学の学位の取得に加えて、三年間の医学学習と一年間の臨床経験が必要とされ、二〇才以上でなければならなかった*(57)。この段階は「請願 (gratia)」と呼ばれ、志願者は諸費用の免除を要求し得たが、それには全額免除と一部免除があり、一部免除の額は明確に定められていた*(58)。以上の諸点についての審査は、「学部」の投票で決定されたとされる*(59)。

「請願」の当日、「学部」はその成員から二名の「出題者 (punctor)」を選び、まえて試験の「論題 (puncta)」を選定する*(60)。その選定の仕方は興味深い。まず、アリストテレスの『分析論後書』や『靈魂論』など教養諸学の書物四冊の封入された袋と、ガレヌスの『医術』やアヴィケンナの『医学典範』第一巻など医学書四冊の封入された袋とが用意され、教養諸学の試験では第一の、医学の試験では第二の袋の書物が選定の候補となる。そして、「座長 (praeses)」が籤を引いて一冊を選び、出題者が袋から該当書を取り出す。その書物にあらかじめ指定されていた論題が試験されることになるのである。論題の選定は、次の段階の「試問 (tentativo)」とその後の「試験」のために、それぞれの二四時間前に済まされた*(61)。

こうして試験準備が完了され、志願者は最初の段階の「試問」に臨むことになる。彼は、選定された書物の論題について講義をし、「学部」のドクトル達から反論を受けてそれに応答しなければならない。その可否については、推進役を除く「学部」の総ての成員によって決定され、「優 (nemine penitus approbatus discrepante)」、「良 (nemine approbatus dissentiente)」、「可 (a maiori parte approbatus)」、「不可 (reprobatus)」という表現で成績が告知された*(62)。

「可」以上の成績を収めると、本格的な「試験」に進むことができた。この試験は「試問」と同様に進められたが、司教ないしその代理の面前で行なわれた点などが、「試問」と異なっていた。まず、志願者は司教や「学部」成員の面前で「講義 (lectiones)」を行い、それに対して「若手成員 (iuniores)」から反論が加えられる。この間、推進役は無論のこと他のドクトルも口をはさむことは禁じられた。討論がすむと、「座長」は推進役に志願者を伴って退場するように命じ、彼等の不在の所で投票が行なわれた。志願者が医学と教養諸学の二分野で試験を同時に受けるときは、それぞれの分野ごとに投票が行なわれた。開票は司教と「学部長」の面前で行なわれ、合格であれば志願者の入場が許されて、司教によって学位の象徴である「しるし (insignia)」の授与が決定された*(63)。

合格者で学位を公に得ようと望む者は、後日バドヴァの司教座聖堂でそれを得ることになる。その前日に町中に学位取得が告知され、当日推進役に付き添われた志願者は、司教、「市長 (urbis rectores)」、貴族、教師、そして学生の参列する聖堂で形式的な講義をし、承認されると、司教から「しるし」が授与されることになったのである*(64)。

ただし、公的な学位授与の前に志願者は推進役を始めとする「学部」のドクトルに謝礼金、革手袋、金の指輪、ベレッタ帽を贈らねばならず、それらの費用は膨大なものとなった*(65)。

こうして一連の試験が終わると、新人ドクトルはもし望むならば、おそらく定員の許す限り、「学部」への加入が認められた。加入の際の条件は既に述べた通りであるが、それらの条件が充足されれば、マトリケルに登録されて「学部」の一員となった。その際も、「学部」のドクトルとピデルに謝礼を支払い、ブドウ酒と菓子で彼等をもてなさなければならなかったのである*(66)。

このような十五世紀の医学学位試験制度の構造は、十四世紀のボローニャなどの法学試験制度に比べて、制度上は基本的に大きく変化してはいない。この規約では、「誓願」、「試問」、「試験」、「コンヴェントゥス」の段階が記載されているが、唯一の注目すべき変化として新たに制度化された「試問」を除いて、「試験」は私的試験に、コンヴェントゥスは公的試験に相当する。事実、十五世紀の学位取得文書には、「医学の私的試験の教授免許と公的試験のドクトル学位(Licentia privati examinis et publica doctoratus in scientia medicina)」の授与といった表現が定式化しており*(67)、私的試験と公的試験の二段階が維持され、それが依然として教授免許とドクトル学位に対応するものとなっていたのである。その意味では、十三世紀に成立した学位制度の試験構造、すなわち教授免許授与に相当する私的試験と学位授与に相当する公的試験の二段階構造は、基本的に維持されていると考えられる。

しかし、他方で、「試問」という新しい試験段階が制度化されている。この「試問」は、パリ大学にその先例が見られパリの影響とも考えられるが、司教権を排除した「学部」独自の試験の制度化である。言わば卒業試験制度の導入とも言える新しい試験の導入は、形式的な法制上の二段階構造が実質的には変容していた事実を示しているように考えられる*(68)。

学位授与の実態を見ると、十五世紀に二段階構造を踏まえない学位授与が見られるようになり、十六世紀には公的試験は殆ど消滅して、私的試験のみで学位授与が行なわれるようになっていく*(69)。これは、すでに見たように、一般には公的試験の費用の高額化に伴う学位試験制度の実質的一元化と捉えられている。制度上は二段階の試験制度が維持されながらも、高額な費用のために公的試験を受けるものが減少し、実質的には私的試験だけで済みます者が増加したわけである。そうすると、いかに形骸化していたとはいえ、元来教会の権威下にあった私的試験のみで学位授与が行なわれるようになったことになり、必然的に司教権に比した「学部」権威の相対的な低下をもたらしたと考えられる。そのため、権威低下の補償として「学部」が独自におこなう「試問」が制度化されたと捉えられるのである。

しかし、ただ単に試験費用の高額化に伴って公的試験を受けるものが減少したことによって、試験制度の実質的一元化が起こり、新たに「学部」独自の試験が導入されたわけではないことにも留意しておかねばならない。むしろ、医学学位が有した社会的意義の変化を背景に読み取ることこそ重要である。

すでに述べたように、次第に「学部」に加わらない学位取得者が増大したことは、教授資格よりも専門職資格を学位に求める者が増加したことを意味した。それは、十四世紀以降に、法学学位が教授資格よりも法曹家資格を、医学学位が教授資格よりも医師資格を与える意義を社会的に持ち始めたことを示している。すなわち、学位はその主たる内包を教授資格から専門職資格へと変容させたのである。

このような内科医の資格認定という社会的機能を「医学部」が果たすようになると、当然のことながら、既存もしくは新設の医師組合との権限の相克が起こるようになる。医師組合は当該都市の医療を統制したからである。この問題は、次節と後の十二章において敷衍するが、医師組合そのものは十五世紀には医学の教授免許のみで加入を認めるようになる。必ずしも学位を要求しなくなるのである。この事実は、十三世紀に確立した私的試験に教授免許が公的試験に学位が対応し、それぞれに教授資格と医師資格が内包されるという学位の法制的な基盤が崩れ始めたことを意味する。学位の内実からしても教授免許と学位の区分が意味を持たなくなるのである。この点にこそ、制度上は二段階の試験制度を維持しながらも、実質的には一元化していった真の意味があるのである。

第8節 医業の開業認可権と統制権 —医学部と医師組合

医学学位というものが医学の教授資格という本来的性格に加えて、医師資格を意味するようになったのは、「医学部」が本質的に医師組合と同等の組織であった事実に依っている。「医学部」は、教育機関として医学教師や医師の資格を認定しただけでなく、医師組合として彼等の営業を認めると同時に医業の統制をも行ないえた。自ら授与した学位を取得した者のみに高度な医療を承認し、それに違反する者を処罰して、その職業の独占と自律を確保する可能性を有していたのである。

そもそも、医学学位を取得した内科医(physicus)の組合は、大学で医学学位の授与が始まった後にしか、形成されえない。したがって、ボローニャのような大学都市の場合には、医学学位取得者が集まって形成したコレギウムは、「学部」となると同時に医師組合の機能をも兼ねることになった。この点は、法学と医学の場合とで異なっていた。ボローニャでは法学学位授与のコレギウムと法律家組合の二つのコレギウムが形成されたが、医師組合は形成されることはなかった。他方で、大学を持たない都市に増加した内科医層がコレギウムを形成すると、純粋に医師組合としてのみ機能することになる。ただ、大学出現以前から経験医を主体とした組合が存在した中世都市もあり、そうした既存の経験医の組合と内科医組合の関係などについては後述し、ここでは開業認可権や都市医療の統制権の問題に限定して概括的に述べておきたい。

一般に、「医学部」の開業認可権と医業統制権も、医学の学位授与がおこなわれるようになった十三世紀のみに行使されたにすぎず、主として十四世紀以降に新たに出現した大学以外の医師組合によって奪取されていったと考えられる。イタリアの場合、十四世紀以降大学の所在地にもまた大学を持たない都市にも大学で学位を取得した医師の組合が成立し、その組合が当該地域の開業認可と医業統制を行なうようになるからである*(70)。これらの医師組合の規約によれば、入会時に与えられる開業認可は大学の学位取得か医師組合自身による試験の合格を条件としていた*(71)。学位取得者であればそのまま入会する場合もあったが、通常は学位取得者でも組合の審査を受けるか新たに試験された。その意味で、医学学位は最早開業認可を意味せず、単に医師資格を意味するものでしかなくなり、「医学部」は開業認可権とそれに由来する医業統制権とを行使し得なくなっていた。換言すれば、「医学部」は医師資格の認定を、医師組合は開業認可と医業統制を行う機能分化が起こった。その意味では、十四世紀以降の医師組合の出現と増加によって、「医学部」は医師組合としての機能を失い、純粋な教育機関となったのである。

しかしながら、このような状況はあくまで一般的なもので、実態は都市によって大きく異なっていた。ことに、ボローニャのように医師組合が成立しなかった都市では、「医学部」が一貫して医師組合的機能を果たし、都市の医療を統制した*(72)。この点では、二大母胎大学のもう一方の雄であるパリ大学と状況は類似している。パリの「医学部」は、当初より強力に開業認可と医業統制を行ない、十四世紀以降も教皇権などを後ろ盾にその権能を行使していったのである*(73)。

パドヴァ大学の場合はボローニャと異なり、十四世紀以降に「医学部」とは別個に内科医と外科医の統一医師組合が存在して、パドヴァにおける開業認定と医業統制を行なった*(74)。この組合がいつ成立し、「医学部」とどのような関係を持ったかについては、未だ十分に解明されているとは言えないが、ほぼ十四世紀中葉以前においては「医学部」が、それ以降においては医師組合が開業認可と医業統制とを行なったものと考えられる。そして、「医学部」の教師達も医師として組合に参画し、その限りにおいてのみ医業統制に加わり得たにすぎなかった*(75)。そして、パドヴァ大学がヴェネツィア共和国の唯一の大学としての地位を確立した十五世紀以後の時代においても、ヴェネツィア支配下の主要都市には医師組合が既に成立しており、それら地方の医師組合が開業認定と医業統制を行ない、共和国の統一的医業統制が、共和国唯一の大学と認定されたパドヴァ大学の「医学部」を通じて行なわれることはなかったのである*(76)。

第9節 教師選出権と講座編成

前述のように、「医学部」は役職者を持つ法的組織としての「学部」統制権を獲得し、その本来的な権能である学位授与権を行使した。そして、ボローニャのように医師組合の存在しない町では、その町の開業認定と医業統制をもおこなう組織であった。しかし、近代以降の「学部」と決定的に異なる点は、教師の選出権を持たなかったという点である。すでに述べたように、「学部」への加入認定はおこないえたが、それがそのまま講座を担当する教師の選出を意味しなかったのである。

パドヴァ大学「医学部」が出現してから十五世紀に至るまで教師選出権を保持したのは、既に触れたように初期にあつては法科学生大学団であり、一三六〇年以降は医科・教養諸科学生大学団であった。しかし、この学生の教師選出権は、十四世紀にはすでにパドヴァの君主によって侵害されつつあった。ヴェネツィアの支配下に入った十五世紀以降は支配都市ヴェネツィアの大学介入によってさらに侵害された。そして、一四四五年には一時期ヴェネツィアの元老院が教師選出を行なったため、ヴェネツィアと学生大学団との抗争が続き、結局一五六〇年にはヴェネツィアが永久に学生から選出権を奪取してしまった*(77)。以後、支配都市ヴェネツィアが教師を選出することになる。

したがって、中世から近世にかけてのパドヴァ大学の「医学部」は一貫して教師選出権を持たなかった。いや、イタリアの中世大学のコレギウムはすべてそうであった。彼らが有したのは学位授与権と学部統制権までであり、それは「学部」が本質的には教師の団体というよりも、学位取得者の団体であったためである。その意味では、教師団体としての「学部の自治」は中世には存在せず、「学生の自治」があり得たのみである。ただ、初期の法科コレギウムと異なって、医科・教養諸科コレギウムすなわち「医学部」においては、教師が学生の統制権を獲得しており、かつての学位授与団とは著しく性格を異にしていっ

たのである。

学生の権利がじょじょに侵されたとはいえ、学生が教師を選出した時代における選出の手順は、パドヴァの場合、以下の如くであった*(78)。

まず学生大学団の学頭が大学団を招集して選出委員を選ばせ、その選出委員が大学団の提案による候補者の中から選出した。候補者はボローニャもしくはパドヴァで学位を取得した者に限定されたから、「医学部」も少なくとも初期には教師選出の母集団たりえたであろう。しかしかなり早い時代から、パドヴァに居住しないドクトルが教師として招聘され始め、選出の母集団と言うより被選出者の形成集団としての性格を併せ持ったものものと思われる*(79)。ただ、すでに述べたように、外国人教師は組織内の権限を持たないグループを形成していたにすぎなかった。

選出の条件としては、上述の点に加えて正講義であれ副講義であれ、すべての講座担当者にドクトル学位が表向きには要求されたことに注目される。ボローニャなどでは「法学部」においてすら市民法の正講義講座のみにドクトル学位が要求されており、この点にパドヴァの特殊性を看取し得る*(80)。この条件を充足して選出された教師は、大学が始まる万聖節の翌日に学生、教師、司教、市の要人などの列席する聖堂において、大学の公証人によって公表された。

講座担当者が公表された名簿がロトゥールスであるが、それによって開講講座の種類や担当者名等を知り得る。ただ、ロトゥールスが残存するのは十五世紀以後であって、それ以前の時代については講座制度の全体像を示す史料は殆ど残存していない*(81)。「医学部」成立の時代である十三世紀では、既述のローランディーノをめぐる史料によってその大まかな輪郭を知りうるのみである。それによれば、医学・自然学 (*phisica et scientia naturali*) と論理学 (*loica*)、そして文法とレトリック (*gramatica et rethorica*) の講座担当者名とその数が記されていた。また、哲学の講座の存在は古くから知られており、ローランディーノが記載しなかったとすれば、当時これらの少なくとも五ないし六種類の講座が存在していたことになる*(82)。

十四世紀には、学位授与の実態やピエトロ・ダバノが医学と哲学と占星術の講座を兼任した事実などから*(83)、外科学と占星術の講座がこれらの講座に加えられたと考えられる。さらに、この時期に医学・自然学が十五世紀に見られるような理論医学と臨床医学の講座に分化したと思われるのであるが、その分化の歴史はいまだ跡付けられていないし、史料上解明はきわめて困難である。

ボローニャとパドヴァの「医学部」の十五、六世紀における講座組織と講座数については、残存するロトゥールスの写本から作成した表3 (巻末添付) の通りである。講座数そのものは同時代のボローニャが三五前後であったのに比べてパドヴァは少ないが*(84)、その担当者にはヴェサリウスを始めとして著名かつ優秀な教師名が散見される。各講座は、原則としてプリモ・ロコ (*primo loco*) と呼ばれた第一講座とその対立講座である第二講座 (*secondo loco*) の二つからなり、後者の担当者は対立講座担当者 (*concorrentes*) と呼ばれて少なくとも年二回第一講座の担当者と討論する義務が課せられていた。

この二つの講座に、十五世紀以降部分的にはあるが第三講座 (*tertio loco*) が加えられた。これは、パドヴァを支配したヴェネツィアがパドヴァ市民など地元出身者を大学の講座から排除して大学の国際的繁栄を築こうとしたために「学部」のパドヴァ市民ドクトル

を中心に反発を招き、一四三九年に妥協策としてバドヴァ市民のみによって担当される講座を設置したものである*(85)。

第三講座の設置が「学部」に与えた影響は大きい。なぜならば、従来「学部」の権能を掌握してきたバドヴァ市民を中心とするヴェネト出身のドクトル達が教職から排除されることは、彼等が一貫して保持してきた学位授与権すら実質的にヴェネツィアに奪われ、「学部」が何の権能をも行使し得ないお雇い外国人教師集団と化してしまうことを意味するからである。

正しくヴェネツィアの狙いはそこにあり、前述の教師選出権をめぐる大学との確執にもそれは窺える。あくまでヴェネツィアが教師選出権の獲得に固執したのも、選出権を獲得することによって自由に著名な外国人教師を招聘して大学を支配する地方の勢力を弱体化することが目的であったからである*(86)。このようなヴェネツィアの大学政策にバドヴァ市民を中心としたドクトル達が反抗を試みたのは当然であった。その反抗は、学生の教師選出権についてはその喪失を遅らせたにすぎなかったが、教職からの完全な排除にはこれを拒否して第三講座の獲得となって実を結んだ。言わば、彼等はその第三講座によって辛うじて従来通り学位授与権を行使し続ける実質的足掛かりを得たのであった。

しかし、この変遷を「学部」という観点から見ると、一五、六世紀のヴェネツィア支配下の「学部」は、最早十三世紀あるいは十四世紀に見られたようなヴェネト人ドクトルが権能を行使した集団ではなく、僅かに学位授与権を除いてあらゆる権能をヴェネツィアが掌握した、外国人教師主体の傀儡集団としての性格を強めていくのである。

そして、「医学部」に関して言えば、一五六五年のバウルス四世による大学教師職に対するカトリック信仰宣言の義務化の教勅への反動として、ヴェネツィアが共和国の名の下に一六一六年に純粋な教師集団としての医学部を創設するまで、上記の状態が続いていく*(87)。換言すれば、一六一六年以降「医学部」は近代的な狭義の学部となったのである。

そして、法学部も一六三五年に同様な形で新たに創設され、バドヴァ大学は十七世紀以降近代大学への新たな歩みを進めることとなるのである。

第10節 十四、五世紀における団体関係の変化

以上のような「医学部」の成立と変容に象徴的に表れているのは、それ以前の時代、すなわち十二、三世紀の法科主体の時代における団体関係とその団体の機能の変容である。法科のユニヴェルシタスは、教師を選出して契約を結んで教授させる法人格団体として成立した。これに対して、長期にわたって学位を授与する委員会的組織であった学位取得者の団体は、法科大学団にかなり遅れて法人格を得てコレギウムとなった。大学団が個別の教師との契約締結団体的組織であったのに対して、教師の側は契約締結のための対抗組織を持たなかった。代わりに形成されたのが、いわば教師の側から契約の成就を認定する組織である学位授与コレギウムであった。授与された学位は、大学団と結ばれた教授契約において学生が十分に知識の習得をおこなったことを証明し、その知識を教授する資格を付与するものであった。

しかし、十三世紀の後半に形成された教養諸科のコレギウムは、法科大学団との対抗関係のために、教養諸科の学生を服従させて、それまでの大学団優位の学生－教師関係を転換させた。他方で、医学の学問化とその実際的重要性によって、積極的に医科を含む教養

諸科大学団の独立を推進した中世都市は、大学団にとっては両刃の剣となった。大学団からじょじょに教師選出権を奪ったからである。こうして教養諸科大学団は、コレギウムの統制下に置かれ、都市によって教師選出権も弱体化させられ、最早かつての法科大学団のような完全に独立した契約締結団体としての性格を失っていった。それは、ユニヴェルシタスが教師と契約を締結し、コレギウムがその成就を学位によって証明するという、学生と教師の契約的団体関係の消滅であった。この関係の消滅は法科にも影響を与えた。

それとともに、コレギウムそのものの性格とそこで授与される学位もまた変質を遂げるを得なかった。学生への統制権を確立した教養諸科コレギウムは、学生大学団を従えてあたかも一体化したような「教師と学生の団体(universitas magistrorum et scholarium)」として行動した。パリ大学における「学部(facultas)」に近い組織となったのである。そして、そこで授与される学位もまた、かつての教授資格よりも、内科医としての専門職資格を意味するものとなっていった。

むしろ、この変化の時代においては、かつての普遍権力下における学生や教師の団体的関係よりも、「法学部」と「医学部」との学部間の争いや、専門職資格を与える団体である「学部」と専門職を統制する職業組合との抗争など、それも都市権力という地方権力下における団体関係こそが、大学の「外的歴史」にとってより重要な側面となるだろう。

次章以下においては、大学の「内的歴史」の重要な側面として、医学の学問化と大学制度化、そしてその学位の意義について考察し、次いで「外的歴史」の側面として、医学学位を授与した「医学部」と医師組合の関係について敷衍することにした。

第10章 教養諸学と医学の基本的構造

第1節 「学部」の成立と医学の成立

中世大学の「医学部」は、教養諸科コレギウムから教養諸科・医科コレギウムとなり、やがて実質的な「医学部」となる医科・教養諸科コレギウムへと変化していく過程をたどって成立した。その過程は、組織内の変化からするならば、法学以外の教師の組織化による教養諸科コレギウム、これをすでに「学部」と呼びうるなら、すなわち「教養諸学部」の成立以後、この「学部」内部に医学教師によるグループが形成されて実権を握って「教養諸学・医学部」となり、それが医学教師主導の「医学・教養諸学部」となる過程であった。しかし、このような組織的発展は同時に、医学の学的体系化とその体系化における基礎学としての教養諸学の位置付けという、学問としての医学の成立過程、ならびに医学の成立に伴う教養諸学の再編と不可分の関係にあった。教養諸学のひとつにすぎなかった医学が学的自立性を得て他の諸学から分離独立し、さらには他の諸学を包含する学問体系を持った上級学問として完成する過程に平行して、「医学部」は成立したのである。

一つの知識分野が、古典的な学問を基盤としながらも新たな学問として成立するには、その知識の内容が体系化されるとともに、その方法が新たに確立される必要がある。そして、その内容と方法が探求と伝達のために制度化されないかぎり、その学問は普遍的なものとはならない。いわば、一定の「知」というものが学問という枠組みを持って成立するためには、その内容や方法が理論的かつ体系的なものとなるだけでなく、そのようなものとして社会的に認知されるための制度を持たねばならない。

その意味で、学問としての医学の成立と組織としての「医学部」の形成は不可分の関係にあったのである。前章までに「医学部」の制度的成立とその組織的構造について考察したが、本章以下では、そのような組織的変容に平行して、教養諸学として位置付けられた医学がいかにして学問としての医学となったのか、医学以外の教養諸学はいかに再編されたのか、学としての医学の内容と方法は教育組織としての「医学部」においてどのように制度化されたのか、について考究する。

第2節 教養諸学（自由学芸）の伝統と医学

ボローニャにおいてもパドヴァにおいても教養諸科大学団が形成された時代においては、医学も哲学も教養諸学の中に組み込まれていた。しかし、従来の通史的理解では、教養諸学、すなわち自由学芸は医学や哲学を含まなかったというのが、一般的である*(1)。

なぜ、中世大学では教養諸学に医学や哲学が含まれたのだろうか。無論、すでに見たように、法学の大学団やコレギウムから他の分野の学生・教師が排除され、彼らが別の団体を作って一体化したという組織化の団体原理によるところが大きい。しかし、そうした組織化の側面に加えて、医学と哲学と自由学芸が知的に結びついたという学的側面にも本質的理由を見いだすべきである。それは、いわば諸学の知的枠組みの構造的変化を意味したのである。

そもそも、アルテス・リベラーレス、すなわち自由学芸というものは古典古代のギリシャからヘレニズム時代にかけて、エンキュクリオス・パイディア（円環的教養）と位置づけられた諸学芸に由来する。この「円環的」についても、それが「一般的」という意味を含んだがゆえに、「基礎的」教養との関係をめぐってマルーの言うように捉え方が多様になったにしても*(2)、そこに多少なりとも調和的世界観としての「環」の観念をみることが可能であり、その意味ではこの「円環的教養」は、自由人が当然持っていなければならない調和的な教養であった。そして、それはプラトンやアリストテレスが萌芽的な形で位置づけたように、基礎的教養の上位に位置するものであった*(3)。

このような特殊ギリシャ的な観念とその観念が具体化された知的体系としてのエンキュクリオス・パイディアが、古代ローマに受け継がれて自由学芸となった。その際、エンキュクリオスがリベラーレス、すなわち「円環的」が「自由な」という概念に置換された。ギリシャ的な観念がローマの実地的な風土の中で「自由人が持つべき調和的教養」という意味に統合されたのである*(4)。そして、古代末期から中世にかけて、これら不定の自由学芸はほぼ七科目を中心としたものに限定されていく。

アウグスティヌスは『秩序論』の中で、文法、修辞学、弁証術、算術、幾何学、天文学、音楽について順に論じ、アルテス・リベラーレスを理性(ratio)を鍛錬することによって、世界の内的秩序や宇宙の秩序を理解するためのものとして、明確に神へと導く道具、すなわち神学の基礎に位置づけた*(5)。古代においては、「基礎的教養」や「円環的教養」は究極の学としての哲学を学ぶための前段階として位置づけられていたが、以後、自由学芸は神学を学ぶための基礎知識として位置づけられ、哲学すら神学の婢とされたのである。

また、ポエティウスは数と形による学問でありそれを学ぶことによって世界の秩序を理解する科目として、四科(quadrivium)を区別していたが、言語の三学(trivium)と数の四科からなる自由七科の成立に決定的な影響を与えたのは、マルチアヌス・カペッラの『メル

クリウスと文献学の結婚』であった*(6)。以後、自由学芸は基本的に文法、修辞学、弁証術の三学と算術、幾何学、天文学、音楽の四科の七科目とされるようになり、医学は自由学芸の基本から排除されることになった。まさに、医学は「花婿の招きに寝過ごして遅刻した愚かな処女の一人」となったのである*(7)。

自由学芸の史的展開はこのような理解が一般的であって、中世において自由学芸という自由七科を指し、哲学や神学はその上位に位置付けられる学問として除外されるとされてきた。医学の場合は、後で詳細に検討するが、学問として認識されるというより、むしろ単なる技術としてしか認識されておらず、学芸の一員に加えられなかったのである。

ただ、古代においてそうであったように、中世にも医学を自由学芸に含めようとする考え方がなかったわけではない。

南イタリアのヴァヴァリウム修道院で学問研究を定着させようとしたカッシオドールスは、聖書の学習を重んじ基本的にアウグスティヌス的な自由七科を奨励したが、彼自身は哲学を自然学と医学を主体とした自然哲学と捉えていたと言われ、医学そのものを無視していたわけではない*(8)。また、七世紀イギリスのマームズベリー修道院長のアルドヘルムは、占星術、機械術、医学を四科に加えていた。さらに、シャルルマーニュによって招聘された著名なアルクインもまた、算術、幾何学、天文学と並んで医学を自然学の一つと考えていたのである*(9)。

自由七科のうちの四科が世界の秩序を知るためのものであるとするならば、人間もまた世界の秩序のうちに組み込まれているものである以上、医学を自由学芸に含めて考える方がむしろ当然であったと言えるかもしれない。しかし同時に、医学がミクロコスモスである人間を扱うものであるという考え方からするならば、より積極的に医学はすべてを含むものだという考え方も成り立ちうる。

このような考え方を明快に表明していたのが、セヴィリアのイシドルスである。一種の博物誌で、中世には大量の写本が作成された『語源(Etimologiae)』の第4巻では、医学が取りあげられている。そこで彼は次のように述べる。「なぜ医術(medicinae ars)が他の自由学芸(ceteras liberales disciplinas)に含まれないのかと、問われている。それはまさに、自由学芸が個別の問題(causas)を含むのに対して、医学は全体を含んでいるからである。確かに、医師(medicus)は読んだものを理解したり説明できるように、文法を知らねばならない。また同様に、修辞学も、治療している病気を正しい論証によって明示することができるように、さらに論理学も、理性を利用して病気の原因を探求して、治療すること(curandas)のために、そして算術も、発作の際の時間数と期日のために、知っておかねばならないのである」。そして、幾何学も、音楽も、同様に必要であるとされ、「最後に天体の運行や季節の変化を見るために天文学も知らなければならない」*(10)。

つまり、自由七科はそれぞれ医学にとって必要不可欠の学科であって、医学はそれらをすべて含むものだというのである。従って、「医学は『第二の哲学(secunda philosophia)』と呼ばれる」ことになる。哲学が人間の魂を癒すものであるのに対して、医学は人間の肉体を癒すものであるからである。

ここでは、医学は自由学芸と同列に論じられる学問ではない。より包括的なものとして他の自由学芸の上位、すなわち哲学に次ぐものとして位置づけられている。

このイシドルスの論理に、われわれは包括的学芸としての医学という考え方を見るこ

とが出来た。この考え方を組織的に実現したのが、イタリアの「教養諸学部」であったのだが、そのような組織的実現は当然教養諸学内部における知の体系的構造に変化をもたらさずにはおれなかった。中世大学の「医学部」の成立に伴って、古代ギリシャ以来の自由学芸の知的構造が再編されることとなったのである。

第3節 自由学芸と手技的学芸

自由学芸から医学が排除されてきたのは、元来医学が手技であるとされたからである。古代以来の学芸の区分として、人間の精神に関わる知的学芸としての自由学芸 (*artes liberales*) に対比する形で、単なる手の技術にすぎない技芸 (*artes mecanicae*) が位置づけられてきた。

医師と患者の関係を歴史的に考察したエントラルゴは、古代ギリシャの医学では技術に対する愛 (*filo tecnia*) と人間愛 (*filantholopia*) が融合していたが、中世に至って人間愛がキリスト教的なものに変容したのに対して、技術に対する愛は学問としての医学の成立まで復活しなかったと捉えている*(11)。確かに、単なる手技としての医療は古代以来一貫しておこなわれてきた。しかし、中世の修道院における医療はキリスト教的な人間愛と同様に、究極的には神の癒しの技術と結びつく技術的な愛として存在していたことも否定できない。

したがって、エントラルゴの考察を全面的には受け入れられないにしても、中世の後期に至ってもなお、医学は基本的に手技にすぎない技芸として捉えられ、自由学芸と区別されるのが一般的であった。この一般的見解を組織的にも明確に受容したのが、パリ大学である。パリでは、従来の手技的医療を外科として大学から完全に排除し、大学では学問化した医学のみを教授した。医師組合としても、外科医は大学出の内科医とは別個の組合を作って活動せざるを得なかった*(12)。

イタリアでも、外科は技芸とされて、大学の新しい医学とは基本的に区別されてはいた。しかし、技芸である医療とは別に、古典に基づいた医学が知的な学芸と見なされ、大学の教養諸学に組み込まれた。そして、その医学が学としての体系を整える過程において、外科を医学の体系的な構造の中に取り込むこととなった。その論拠は、イシドールスが明快に述べていた論理であった。それは、医学が単なる技芸 (*ars*) から自由学芸を経て学問 (*scientia*) となっていく医学の学問化の第一歩に他ならなかった*(13)。

それを最も明確に言明したのが、プラトンの理想国家をイタリア的な思想風土の中で新たな政治思想として再現したと言われるカンパネッラの『太陽の都』である。そこでは、技芸にも高い位置が与えられて、「技術的学芸」として学問と統一的に扱おうとする姿勢が見られる*(14)。カンパネッラがパドヴァで学んだ医学は、後述するように、まさに外科を主体とした実践的医療が排除されることなく、体系的な医学の中に位置づけられたものに他ならなかったのである。

第4節 「教養諸学部」の教授科目

教養諸学の中に医学と哲学が導入され、教養諸学の学的構造が変化したとしたら、その変化はいかなるものであったのだろうか。

「教養諸学部」の教授科目を考察することによって、その変化の実態を把握し、イタリ

ア的な特徴を考究してみよう。ただ、この問題を明らかにする史料は、初期については直接的なものは皆無と言ってよく、間接的なものも著しく少ない。

間接的史料として引用されるものに、すでに述べたパドヴァ大学の修辞学教師ローランディーノの記述がある。彼は、一二六二年に自著『パドヴァ年代記』を教養諸学の学生の団体と教師たちの前で公表した*(15)。そこでは学生団体はソキエタスと記され、教養諸学の学生がユニヴェルシタスを形成する前段階の組織に達していたことを示す史料としてすでに引用しておいたが、そこに記された教師たちには、一名の論理学教師、ローランディーノ自身を含む六名の「文法と修辞学の教師」、そして三名の「フィジカとスキエンティア・ナトゥラーリスの教師(doctores in physica et scientia naturali)」が含まれていた。

この記述を信頼すれば、一三世紀中葉のパドヴァ大学では、少なくとも自由学芸の内の三学である文法、修辞学、論理学が教授されていたことは確かである。また、一二五九年の都市規約には哲学の学位授与に関する記述が見られるため、哲学が教授されていたことも否定できない*(16)。

問題はフィジカとスキエンティア・ナトゥラーリスが何を意味していたかである。伝統的な用語に従えば、両者ともに自然に関する学問、すなわち自然学を意味していた。ところが、この十三世紀にはすでに、一般的な呼称としての医療(ars medicinae など)と区別された専門的な医学を意味するフィジカが使用されていた。単なる医療ではない医学は、言葉に関する学芸も数に関する学芸もすべての学芸を含むべきであると考えられたように、ミクロコスモスとしての人間を扱う総合的な自然学と位置づけられたからである。

そのため、研究者によってはローランディーノの記述の「フィジカとスキエンティア・ナトゥラーリス」を総体としての医学を意味するものと捉えている*(17)。確かに、学的性格からすれば、そのような捉え方は正当であるが、教授科目としてはこの二つは別個のものとする方が妥当である。当時のパドヴァで、フィジカで教えられたのはアリストテレスの『自然学』であるが、スキエンティア・ナトゥラーリスとして教授されていたのは、『靈魂論』などのアリストテレスの自然学書であることに加えて、先のローランディーノが哲学が教えられていたにも関わらず哲学教師を明示しなかった点を考慮すれば、スキエンティア・ナトゥラーリスは、一四世紀には フィロソフィア・ナトゥラーリス(philosophia naturalis)と表記された自然哲学を意味していたと考えられる。すなわち、ローランディーノは「文法と修辞学」をまとめて記したように、「自然学と自然哲学」をもまとめて記したのである。それは、両者の間に密接な学的関係が存在していたからである。

したがって、一三世紀中葉のパドヴァ大学の「教養諸学部」では、文法、修辞学、論理学の三学に加えて、自然哲学と自然学が教授されていたことになる。

四科に関しては、ローランディーノ自身何も語っていなかったように、この時期それが大学の講座として開講されていたとする直接の証拠はない。おそらくパドヴァ大学でも四科の教授がおこなわれていたのではないかと推測されてはいるが、確証はない。ボローニャ大学でも、十三世紀の初期にすでに、文法、修辞学、論理学はもとより、哲学、占星術、詩学、公証術、算術などの学校が存在したことは確認されている*(18)。しかし、それらの学校が組織的に大学に組み込まれていたかどうかについては、判断としない。

おそらく、この点については、中世大学とそれ以外の学校との関係を考慮に入れなければならぬ。中世大学において自由七科の枠組みが厳密に維持されていなかったとすれば、

大学で教授されなかった学芸を教えた学校と大学との関係が問題となる。ザッカニーニなどは教養諸学の学校が大学の監督下に置かれていたと推定しているが*(19)、この推定が正当であるとすれば、確証のない音楽は除外するとして、少なくとも四科のうちで算術(ars metrica、つまり arithmetica)と幾何学と天文学が大学の学校、すなわち講座として開かれていたことになる。ことに、天文学 —この時期のアストロロギア(astrologia)はまだアストロノミア(astronomia)にはなっておらず実体は占星術— に関しては、その後のボローニャやパドヴァの史料において、明確に講座として位置づけられている事実や、一四世紀初期にピエトロ・ダバノなどが教授していた事実があり*(20)、一三世紀においても「教養諸学部」において医学の基礎として教授されていたことは十分に推測できる。

第5節 自由学芸のイタリア的変容

十三世紀の「教養諸学部」における教授科目すなわち講座は、概ね以上のようなものであった。すなわち、文法、修辞学、論理学の三学に加えて、自然学(fisica)と自然哲学と公証術が教えられ、四科では少なくとも算術、幾何、天文学が教授されていたのである。

元来、自由学芸そのものは、人間や世界を学ぶための基礎知識としての位置づけを与えられたのみで、その基礎知識の上に、古代においては哲学が、中世においては神学が全体的な学の統一性を与えるものとして位置づけられていた。とりわけ、中世においては上級学としての神学なしに、自由学芸そのものに学的統一性はなかった。

ところが、中世大学の「教養諸学部」に哲学が導入されたことによって、基礎学としての自由七科に変化が生じた。それは古代に哲学の基礎学として有していた「円環的教養」の関係とも異なったものであった。この変化は、中世末期のヨーロッパに全般的に見られた現象であったと言ってよい。パリ大学では、自由学芸の教師は「理性的、自然的、道徳的な哲学の学部」に移されたし*(21)、また後のドイツ大学で「教養諸学部」が「哲学部」となるように、教養諸学は哲学を主体とした再編が図られたのである*(22)。

イタリアの場合も全体的趨勢としては同様であったが、内実においてはアルプス以北とかなり異なっていた。当時の哲学は、すでに述べたように形而上学、自然哲学、道徳哲学の三分野に別れており、パリやオックスフォードではこの三分野とも教養諸学部制度化された。しかし、イタリアの大学では道徳哲学と形而上学は無視ないし軽視され、自然哲学のみが「教養諸学部」に講座として制度化されたと言っても過言ではない。むしろ、これは後述するように、講座として制度化されたかどうかであって、自然哲学の講座においてアリストテレスの『形而上学』が講義されることはあった。講座への制度化という観点からすれば、十五世紀以後の講座編成を見ても、道徳哲学が正講義として開講されることはほとんどなく、形而上学に至っては十六世紀に至るまで開講されていないのである*(23)。いわば、哲学の三分野では自然哲学が圧倒的な優勢を誇り、いわば、そのみが学ぶべき哲学とされたのである。人文主義者ペトラルカの医学批判は、まさにこの道徳哲学の欠如を批判したものであった。

そして、イタリア中世大学におけるこの自然哲学の優勢という事実は、哲学もまた他の自由学芸と同様に医学の基礎学としての位置を「教養諸学部」において与えられようとしたことを示している。

十三世紀半ばの「教養諸学部」においては、医学はまだ「自然学(fisica)」の呼称を採

り、他の教養諸学よりは権威を持ちはじめはいたが、自然哲学とならぶ学芸のひとつとしての位置に甘んじていた。上述のローランディーノの記述がそれを示している。むしろ、自由七科に比べればより高い威信を享受していたが、所詮「第二の哲学」の位置を脱していなかった。

それが十四世紀の史料的に闇の時代をくぐって十五世紀に姿を現したときには、明確な「医学(*scientia medicinae*)」などの名称を採って、理論医学と実践医学に分化し、自然哲学や論理学などを基礎学に位置づけることになる*(24)。医学が「自然学」から「医学」へと明確な学的方法と体系的内容を伴った学問化を果たすには、後述するように、一方で方法論的基盤としてのアリストテレス論理学と、他方でアラビア医学の体系を必要とした。その意味では、一般に言われているようなアルプス以北における文法と論理学の発達に対する南における修辞学の発達という対比的特徴は、必ずしも妥当性を持たない*(25)。

ともかく、十四世紀以降の「自然学」から「医学」への明確な転換を経て、イシドールスが「第二の哲学」と位置づけた医学は「第一の哲学」となり、哲学は「第二の医学」に位置づけられて、立場が逆転し、他の教養諸学はこれらの基礎学として構成される。文法、修辞学、論理学、算術などを包括する学問としての医学という位置づけは、制度的に「教養諸学部」に位置づけられたが故に、他の教養諸学を包含し、哲学とりわけ自然哲学をも取り込んで実現可能となった。本来「自由学芸ではない」とされた医学が、「教養諸学部」に位置づけられたが故に、それを実質的な「医学部」に変えたのである。

この教養諸学を土台とする医学の学問化は、すでに見た十三世紀の教授科目が、「教養諸学部」が実質的な「医学部」に変容する十四世紀の間に次第に分化して、後述する十五世紀以後の「医学部」としての講座編成に見られる教授科目に明確に反映されている。

第6節 伝統的医学と革新的医学

十三世紀頃のボローニャの医学には、二つの潮流が存在していた。ひとつは、サレルノの医学校でおこなわれていたようなヒポクラテスやガレノスのテキストを使った伝統的医学で、これはテキストを重視した思弁的方法と考えられていた。これに対して、クレモナのジェラルドなどが翻訳したアラビア医学のテキストを使い、占星術を基にした病気のより実際的な診断がおこなわれる流儀が、いわばアラビア的自然主義の方法であった*(26)。

この二つの潮流をボローニャに定着させたのが、「医学部」成立に大きな影響を与えたタッデオ・アルデロッチィである*(27)。ダンテが『神曲』の天国篇で高名な医者象徴としてその名を挙げたアルデロッチィは*(28)、サレルノで形成されたアルティケッラをボローニャに導入し、それに含まれる小論のうち、ヨハンニティウスの『イサゴーグ』、ヒポクラテスの『箴言』、『診断』、『養生法(*regimen*)』、ガレノスの『医術(*ars parva*)』などに注釈をおこなった。そして、後述するように、以後の中世大学医学部において最も頻繁に使用され、最も重要なテキストとなるアヴィケンナの『医学典範(*Canon*)』を導入するとともに、その注釈を書いた。さらに、アヴェロエスの著作の研究を通じて弟子たちに影響を与え、次の世代の急進的アリストテレス主義と言われるボローニャ・アヴェロイズムを準備したのである*(29)。

こうして新しいアラビア的自然主義の医学が導入されたが、アルデロッチィ自身がアヴェロイストであったかどうかはともかくも、彼と彼の弟子たちがアリストテレスの自然哲

学を医学の基盤に据え、その哲学的概念によって医学を理論化しようとしたことは、時代の流れからして当然であった。

それまでヨーロッパにまったく知られていなかったアリストテレスの著作は、十二世紀の後半頃からアラビア語を媒介として翻訳され、イタリアのみならずパリやオックスフォードでも影響を与え始めた。ことに、自由学芸としてだけでなく、神学や法学などの高度に学問的な論理と内容の源泉となっていき、医学においても権威ある原典としての役割を果たすようになった。サレルノの医師たちはすでにアリストテレスが問題にした医学上の諸議論を知っていたと言われる*(30)。しかし、医学が大学に制度化されるにあたっては、アリストテレスの自然学は自然哲学として医学の基礎に位置づけられた。他方で、彼の論理学などが医学の基礎的論理構造を規定するものとなって、アラビア医学を内容とする医学を理論的に構造化することとなった。その結果、医学は自然学すらも基礎学に位置づけるに至り、理論と実践の学的構造を確立したのである。

いわば、大学に制度化された医学が学問となったのは、内容においてはアラビア医学に、方法論理においてはアリストテレスに依拠することによってであったと言えるだろう。このことは後述するように、アラビアの医学著作に対する当時の医学教授たちの注釈がアリストテレスの論理によって貫かれていることに明確に示される。

そのような学問としての医学の構造と論理は、医学教育において使用されたアラビアのテキスト、とりわけ『医学典範』に現れている。そこで、まず「教養諸学部」が実質的に「医学部」となった時代の開講講座と使用されたテキストを考察し、次いで『医学典範』の構造を分析することによって、学としての医学の構造とその制度化である教育内容の構造について論究しよう。

第11章 医学の大学制度化

第1節 「医学部」の講座

すでに見たように、十三世紀の「教養諸学部」の段階においては、医学は他の自由学芸と密接な関係を持ちながらも、学芸のひとつとして教授されていた。しかし、「教養諸学部」が実質的な「医学部」となる十四世紀以降においては、医学は他の自由学芸を基礎科目とする学問として明確に制度化されている。

表3（巻末添付）は、十五、六世紀におけるボローニャ大学「医学部」のロトゥールスから、開講講座数を表にしたものである*(1)。ロトゥールスというのは、すでに述べたように、パリ大学などでは教皇庁に聖職禄を誓願するための志願者一覧であったが、イタリアの大学では年度ごとの開講前に公表された講座担当者の一覧を指していた。十四世紀以前の「医学部」のロトゥールスについては残念ながら史料が残存していない。なお、このロトゥールスにおいては、より権威のある講座から順に記載されるのが常であった*(2)。

「医学部」においても、一般に主要な講座の講義は正講義と副講義が開講された。副講義の他に、補足的な講義として祭日だけに開講された祭日講義や速修講義(*cursoria*)も開かれていた。各講座は、原則として *primo loco* と呼ばれた筆頭講座とその対立講座である第二講座(*socondo loco*) の二つからなり、後者の担当者は競争教授(*concurrentes*) と呼ばれ

て、少なくとも年二回筆頭講座の担当者と討論する義務が課せられていた。この二つの講座に、一五世紀以降その都市市民のみに割り当てられた第三講座(*tertio loco*)が加えられたため、同一講座が多数開講されることもあった*(3)。また、正講義が午前におこなわれたのに対して、副講義は原則として九時課すなわち午後三時からおこなわれた。

まず、医学は基本的に三種類、すなわち理論医学講義、臨床医学講義、外科学に分けられている。そして、それぞれに正講義と副講義が開講され、補足的な講義、たとえば骨解体学やアヴィケンナ第三書など、が開かれる場合も、これらの基本三種に合わせたものであった。言うまでもなく、理論医学講義が最も権威が高く、臨床医学講義、外科学がこれに次ぐ。臨床医学は、十五世紀には正副両講義開かれることが多かったが、十六世紀になると祭日講義だけとなり、逆に理論医学の講義数が増加している。このことは十六世紀に理論医学の比重が増大したことを示している。他方で、外科学は正副の区別はされないまま、一貫して開講され続けている。

そして、医学との密接な関係という点から、天文学が医学に次ぐものとして位置づけられる。しかし、この講座は正講義か副講義のいずれかしか有していない。ちなみに、占星術(*astrologia*)と称されていたこの分野は、ロトゥールスにおいても十五世紀後半頃から天文学(*astronomia*)と表記されるようになり、学問としての形態を整えていったようである*(4)。

天文学と同様に医学の基礎となった哲学については、当然、自然哲学が筆頭にあげられ、道徳哲学よりも高い威信を得ている。また、一四三〇年代以降は自然哲学が正副両講義を持つものに対して、道徳哲学はわずかに祭日講義が開かれているにすぎない。形而上学は一五一〇年以降によりやく講座が開かれるようになる。道徳哲学が軽視され、形而上学が十五世紀まで無視されたのに対して、弁証法であった論理学は自然哲学に匹敵するほどに重要視され、正副両講義が開講されることが多かった。

自由七科の中では論理学が破格の扱いを受けているのに対して、他の修辞学、文法、算術なども開講されてはいるし、また講義数も多いものの、「学部」における権威は著しく低かった。

したがって、最も権威ある講義とされた正講義を持つ科目は、理論医学、臨床医学、自然哲学、論理学の四科目のみであり、これらの分野が基幹科目とされ、すでに「教養諸学部」から実質的に「医学部」となっていたこの「学部」の主要な教育内容となっていた。まさしく、そこには内容における自然哲学と方法における論理学を基盤とした学的医学の構造が明確に反映しているのである。

十三世紀の「教養諸学部」においては、医学はまだ自然学として教えられ、明確に医学の呼称を採ってはいなかった。それが、少なくとも十五世紀以降には理論医学と臨床医学と外科という分野に別れて、はっきりと医学(*medicina*)の名称を採る学科目として位置づけられるようになった。それは、ロトゥールス史料が欠落している十四世紀の間に起こった変化である。新たに流入したアラビア医学によって、その間に、医学は理論と臨床に区別される新たな学問として再編されたのである。

第2節 外科の位置

そのような医学の学問化の内実について次節以降で考察するが、それに先だって新たに

位置づけられた医学の三分野の内、イタリア的な特徴を表す外科学について、イタリア以外の諸国との相違を含めて付言しておきたい。

イタリアでは、ボローニャにおいてもパドヴァにおいても、外科学が大学に制度化されていた。学問となった医学が技芸(*ars mechanica*)にすぎなかった外科を排除しなかったのである。

これに対して、フランスやイギリスでは事情が異なっていた。パリ大学で外科が排除された理由の一つは、第四ラテラン公会議(1215)が、司祭以下の聖職者に外科臨床を禁じたことが挙げられる*(5)。教師も学生も聖職者が多かったパリ大学では、公会議の禁令を犯すことはできず、結果的に大学における外科教育は除外され、外科医が大学で学ぶことも外科を営むのでない限り認められなかった。大学から排除された外科医たちは、医学部とは別個に医聖のコスマスとダミアヌスの名を冠した外科医組合を形成した*(6)。イギリスの場合も、ほぼパリと同様で、ロンドンには理髪外科医の組合が存在し、後に外科医組合が成立して、独自に養成教育をおこなった*(7)。オックスフォードもケンブリッジも外科教育は完全に無視していた。そのため、外科を専門的に学びたい者は、ちょうどアンリ・ド・モンドヴィルがそうしたように、イタリアに赴いて学ばざるを得なかったのである*(8)。

このような状況が、内科と外科の分離、大学出の内科医と市井の外科医との対立というステロタイプな図式を生み出し誇張されてきたことは、指摘しておかねばならない。そして、この図式に当てはまらないイタリアの外科教育こそが、近代初期に至るまでイタリアが西洋医学の揺籃の座を占めることになる理由の一つであったのである。

しかしながら、イタリアで外科教育が大学教育の一分野を占めたとはいえ、その位置は決して大きくはなかった。すでに見たように、ボローニャでも外科は正講義として開かれることはなく、午後の講義として二ないし三講座開かれたにすぎない。パドヴァでも、外科は正講義を与えられず、午後の講義として一講座開かれただけである。内科に相当する理論医学と臨床医学の講義が多様であったのに対して、外科の講義内容は限られたものであった。

そうした医学各分野の教育内容がいかなるものであったのか、各講義において使用されたテキストを検討することによって、考究してみよう。そこには当然、学としての医学の論理と内容が表れているはずである。そして、おそらくは外科学が大学に制度化された理由もまたその論理と内容に隠されていると考えられる。

第3節 「医学部」のテキスト —十五世紀の教育内容

すでに明らかにした講座編成に従って何が教授されたのかについては、幸い一四〇五年の学生大学団規約に記載されている。マラゴーラによって校訂されたこの「医学部」規約は「医科・教養諸科学生大学団新規約(*Statuta nova universitatis scholarium scientie medicine et artium*)」と明記されている*(9)。この名称にも、医学が学問(*scientia*)として他の学芸(*artes*)とは区別されて中心的な位置づけが与えられ、教養諸科・医科コレギウムが「医学部」となったのと同様に、学生大学団もまた医学生を中心とした組織となっていたのである。

この規約の第七八章が「講義と読まれる書物の順序について」と題されて、哲学、医学、天文学の講義で使用されるべきテキストについて定めている*(10)。この記述を表にした

のが、表4と表5である。

まず、哲学の講義は、正講義と副講義に分けられ、三年間で終了した。規約の文章では、後に見られるような哲学の分野ごとの講座ではなく、哲学第一講座との表記がなされており、対立講座であった第二講座については記載されていない。したがって、一五世紀初期の段階では、哲学の講座として第一と第二の二つの講座があったことになる。

哲学第一講座の正講義で読まれたテキストは、一年次が『自然学』全巻と『生成消滅論』第一巻、二年次が『天体論』『気象論』『感覚と感覚されるもの』、三年次が『靈魂論』『形而上学』で、副講義にはわずかにアヴェロエスの著作が含まれているものの、ほとんどすべてアリストテレスの自然学的著作となっている。きわめて特徴的な点は、道徳哲学が無視されていることである。表3の講座一覧表における一四三一年のロトゥールスが示すようにその後も道徳哲学は開講されないこともあったから、一四〇五年の段階でも道徳哲学は講義されなかったものと考えられる。一四二六年の段階でも、「自然哲学と道徳哲学」として四講座開かれているが、これもほとんど自然哲学に当てられたものと考えられる。いずれにしても、自然哲学に比べて道徳哲学は極端に軽視されていたのである。また、『形而上学』も三年次の正副講義で読まれたに過ぎず、ほとんどすべての講義が自然哲学のテキストに基づいておこなわれた事実は、哲学が医学の基礎として位置づけられていたことを明確に示している*(11)。

この哲学を含む教養諸学を三年間学んだ上で医学を四年間学ぶことになっていたから、医学学位を取るには最低七年間かかったことになる。

<表4>

	正講義	副講義
一年次	『自然学』全巻*1 『生成消滅論』第一巻	『生成消滅論』第二巻 『眠りと歩行』 『人相学』
二年次	『天体論』 『気象論』 『感覚と感覚されるもの』	『天球論』*3 『記憶と追想』 『氣息論』 『死生論』
三年次	『靈魂論』 『形而上学』*2	『形而上学』第四書 『人生の長さと言さ』 『動物運動論』

*1 ただし、原文は *Physica* ではなく、*Liber physicorum* である。

*2 第三、四書を除く。

*3 アリストテレスないしはアヴェロエスの書物。

医学については、講義とそのテキストは四年間に分けられ、基本的に前述の三つの分野、すなわち理論医学、臨床医学、外科学ごとに記載されている(表5)。理論医学講義だけが午前の正講義の第一講座と第二講座、さらに午後の副講義も二年次以降は第一・第二講義に区分されている。外科学は、表には記していないが、毎年午後の第一講座と第二講座

の副講義で、ガレノス、アヴィケンナ、ロンゴブルゴのブルーノなどの『外科学』が講読された。*(12)

<表5 医学講座テキスト表、巻末添付>

医学各分野の講義数は、理論医学講義が基本的に午前の正講義二講座と午後の二つの副講義の計四講義、四年間で十五講義であるのに対して、臨床医学講義はわずかに四講義、それもいずれも午後の講義に充てられている。外科学が午後の二講義しかなかったことを考慮に入れると、パリなどに比べて臨床面が重視されたイタリアといえども、圧倒的に理論的な側面が講義においては優勢であった。

講義の内容については、使用されたテキストがヒポクラテス、ガレノス、アヴィケンナ、アヴェロエスに限定されており、すでに述べたようなギリシャ医学とアラビア医学の融合というきわめて明確な傾向を示している。サレルノで成立したアルティケッラがヨハンニティウスの『イサゴーグ』を除いてギリシャ医学を主体としたものであったのに対して、十五世紀初期の「医学部」の教育内容は、よりいっそうアラビア医学の影響を鮮明にして、両者の融合が図られていると言えるだろう。さらに、アヴェロエスの『医学原論』が三年次の第二講座だけとはいえ、読まれたことは、哲学の講義でアリストテレスが主流を占めていたことに加えて、医学分野のアラビア主義の流れを示すものである。ただ、わずかに一講座、それも第二講座でアヴェロエスは読まれたにすぎず、従来からの議論に見られるようにボローニャ・アヴェロイズムが存在したのか否か、再検討の必要があると思われる。

授業の形態から見れば、復習講義がきわめて多いこともその特徴のひとつである。ことに、二年次以降の午後の副講義はすべて復習講義に充てられ、前年度の正講義の復習となっている。この復習講義においては、しばしば討論形式が採られ、それがスコラ的教育の方法を顕著に示していた。そのような教育方法的意義については別に論じる必要があるが、ここでは復習された内容に注目してみると、一年次の第一講座のアヴィケンナが二年次の午後の第一講義と四年次の第一講座で繰り返されており、『医学典範』がいかに重要視されたかを物語っている。そのことは、臨床医学講義が一年次から四年次まで『医学典範』だけを講義した事実からも、明らかである。

実際、理論医学講義と臨床医学講義の合計十九講義の中で、アヴィケンナの『医学典範』と『心臓の活力』が実に十一講義で読まれたことになる。残りの八講義の内容のほとんどはガレノスで、他にはヒポクラテスの『箴言』などとアヴェロエス『医学原論』があるにすぎない。

すでに述べた古典的医学と新しい医学の共存が、カリキュラムにおいても見られることになるが、その共存関係は決して対等なものではあり得なかった。講義数においても、圧倒的に新しいアラビア医学が優勢であったし、また内容においても、後で分析するように、古典的医学はアラビア医学の基礎として利用されたにすぎなかったのである。

第4節 アヴィケンナ『医学典範』の構成

一四、五世紀のボローニャで使用された医学テキストがアヴィケンナを中心とするものであったことは、大学に制度化された学としての医学がアヴィケンナ医学の内容と方法に

よるものであったことを示している。したがって、アヴィケンナの『医学典範』に表れた医学体系を検討することによって、学的医学の内容と方法を明らかにすることができる。さらに、これらのテキストに応じて当時の医学教師たちが書き残した注釈書を見ることによって、医学がいかに関えられたのかを知ることが可能である。

医学カリキュラムの骨格となっていた『医学典範』は、五書から成り立っていた*(13)。第一書は、いわば「医学総論」であって、四部(fen)に分かれている。第一部が「医学の定義と目的」、第二部が「病気の一般的原因と症状」、第三部が「健康の保持と養生法」、第四部が「一般的治療法」となっている。ただし、このような各部のタイトルは付されていなかった。第二書は「薬剤学」である。第三書は一種の「病理学」に基づいた診断や治療に充てられており、人体のそれぞれの器官ごとの病気、症状、診断、治療、予後などについて述べられている。第四書は、「熱について」と「小外科」と「美容法」が述べられる。最後の第五書は「処方集」である*(14)。

したがって、「医学総論」に当たる第一書が、アヴィケンナ医学の大系を明示する基本として、繰り返し教えられたことになる。その第一書の四部構成をより細かく見てみよう。次にその内容を示すように、第一書は全体で二六三節からなり、第二部が最も浩瀚である。

<第一部> (医学の目的と定義)

第一章 医学の定義

第二章 諸要素

第三章 気質

第四章 体液

第五章 諸器官

第六章 身体機能

<第二部> (病気の一般的原因と症状)

第一章 健康の不調

第一節 原因、病気、症状

第二節 人体の状態、病気のタイプ

第三節 器官の奇形

第四節 継続性の分解

第五節 複合病

第六節 減色や損傷

第七節 病気の段階

第八節 疾患の諸特徴

第二章 病気の諸原因

(多数の節に分けられているが、主要なものを整理すると以下の通り。)

(A) 不可避的原因

(1) 身体外の原因

空気、季節、風、土地柄、住居など

(2) 身体的原因

活動と休息、心の乱れ、飲食物、

(B) 偶発的原因

(1) 毛穴などから身体への侵入による

入浴、日光浴

(2) 身体の質的变化

熱や寒さを与えるもの、形態変化、異常な動きを起こすもの、
苦痛をもたらすもの、継続性の喪失の原因、弱さの原因
など

(3) その両方

第三章 病気の証拠

(この章も多数の節からなるが、まず、症状と徴候の特徴が論じられた後、
脈、尿、顔つきなどの症状と徴候が記述されている。)

<第三部> (健康の保持と養生法)

第一章 誕生から子供までの養生法

第二章 子供から大人までの養生法

第三章 老人の養生法

第四章 身体の状態に応じた養生法

第五章 季節などの変化

<第四部> (一般的治療法)

(この部は章ごとに分かれておらず、三一の節からなる。主要な節は次の通り。)

(1) 病気治療の概論

(2) 気質の不調の治療

(3) 排便、瀉下など

(4) 塗布剤、瀉血、吸角など

(5) 閉塞の治療、苦痛の除去など

このような『医学典範』の第一書の内容は、第一部で医学理論の基礎を論じ、第二部で一般的な病理学を詳細に明らかにし、第三部で養生法を述べた上で、第四部の一般治療法の論述で終わる、医学の総論をなしていた。第二書以降は、この第一書をうけて、いわばより実地的な各論を構成するものとして位置づけられ、全体として医学の体系をなすものであったと考えられる。

第一書の内では、前節で述べたように、一年次の理論医学講義第一講座以降二年次と四年次に繰り返して教えられたのは、第一部のすべての章と、第二、第三部の一部であった。ことに、第一書の第一部は全体的な医学理論体系の基盤として重要視され、次節で述べるように大量の注釈が書かれたほどである。

そのため、第一書だけが第一講座で繰り返して教えられ、第二書と第四書は第二講座と副講義で教えられたにすぎなかった。そして、第三書は、医学の臨床的な側面の叙述であったために、もっぱら午後の臨床医学講義で教授されたわけである。

第5節 『医学典範』の特徴 一 学的医学の構造

「医学総論」であった『医学典範』の第一書の内容を細かく検討してみると、医学が学

問として位置づけられる際のいくつかの特徴をそこに見いだすことができる。それらの特徴の中でも、新しい医学の構造的特徴を示すと思われる点を以下に挙げる。

まず第一に、ガレノス、ヒポクラテスなど古代医学の体液論などが医学理論の基盤となっている点が挙げられる。第一部第四章ではガレノス流の四体液説が論じられ、第三章の記述である気質との関係が敷衍されている。これらの液体病理学説は、第二部で論じられる気候や風土などの外的病因と結びつけられる。この古典医学を基盤とする新しい医学の構造は、「医学部」のカリキュラムでガレノスの『分利』—すなわち、悪しき体液が対外に放出されること—などのテキストが平行して利用された事実を説明している。すなわち、ガレノスやヒポクラテスのテキストが利用されたのも、あくまでアヴィケンナ医学の補完的役割として位置づけられたにすぎず、古典的医学と革新的医学の共存は、前者の後者への従属関係によって成立していたのである。

そして第二に、熱・寒・乾・湿に支配される気質論がガレノスの言説を引き合いに出して論じられているように、随所にガレノス自身に組み込まれたアリストテレス概念が反映しているにしても、アヴィケンナ自身がより積極的な形でアリストテレス概念を利用している点である。それが最も鮮明な形で表出しているのが第一部第一章第二節であって、ここでは質料因、起動因、形相因、目的因のアリストテレス原因論が論じられる。

現代から見ると、唐突にこの原因論が出てくる印象を与えるが、アリストテレスはすべての学問は原因を発見することにあるにもかかわらず、それまでの自然学は原因を不完全にしか分析しなかったと考えた。そこで、「原因はこのように四つあるから、これらすべてについて知ることが自然学者のなすべきこと」*(15)だと主張する。そのため、自然の基本的要素である質料と形相、つまり物質を構成する材料と物質をそれたらしめている本質以外に、変化の原因としての起動因と変化のプロセスが到達すべき目的因を考えるに至ったわけである。アリストテレスにおいては、古代ギリシャに特有の円環的な因果律の枠内でしばしば起動因と目的因と形相因が同一視される傾向があるが、原因と結果の間における変化のプロセスが強調され、それが自然学研究の基礎と考えられたのである。このような概念をアヴィケンナは医学研究に適用したことになる。

そのために、第三に挙げられる特徴として、アリストテレス的な因果律を土台とする医学観、とりわけ病気の因果論的段階の継続性の強調が見られることになる。

まず、アヴィケンナは「病因」を「人体の一定の状態を始め、その状態を固定するもの」と定義し、「病気は人体の異常で不自然な状態であり、そのために有害な結果をもたらされる。その有害な結果が病気の始まりである」と述べる*(16)。いわば、「病因」によって引き起こされる「異常で不自然な状態」があり、そこから引き起こされる「有害な結果」が病気だと捉えている。通常われわれは、「病因」によって引き起こされるのが「病気」であると考えて、その中間に一定の「異常な状態」というものを想定しない。おそらく、これはガレノスなどの古典的な医学に共通の観点であって、人体を「諸要素」や「気質」の配列と捉え、病気を体液の異常なバランスや複合と関連づける見方から生じる見解である。

しかし、アヴィケンナはそこにアリストテレス的な原因論を持ち込んで、そのような「異常な状態」として、「質料に関連する、気質の不秩序」、「形相の悪化」、「不健康な形態」、「継続性の喪失」を挙げる*(17)。前二者が、第一部第二、三章で論じられた気質論への

アリストテレス的病因論の適用である。第三の「不健康な形態」は人体器官の大きさの変化や配置の不正を意味する。興味深いのは、第四の「継続性の喪失」である。「継続性の分断」は、皮膚、骨、神経、筋肉等に起こる、裂傷や骨折、潰瘍などの組織的損傷を意味する。これは本来は外科的な技術治療の対象とされてきたものであるが、アヴィケンナはそれを人体を構成する質料である組織の継続性の喪失としても捉え、理論的見地から、すなわち内科的な見地から位置づけようとするのである。それゆえにこそ、皮膚の潰瘍に生じる膿について、外科的な処置を記すだけでなく、「皮膚の組織はそれにもたらされるすべての栄養を消化できない。過度の栄養は膿に変化する」と主張して、「栄養と消化」の機能的見地から論じている。組織的継続性は、生理学的因果論によって補完される。この観点からすれば、外科はもはや単なる手技ではなく、因果論的医学理論に基礎づけられた医学大系の中に位置づけられることになる。

そして第四に、「異常な状態」からもたらされる病気と症状と症候を区別して、その関係を論じる。症状は「人体の不自然な状態から結果するひとつの現象である。症状には、腹痛のように完全に異常な現象もあれば、頬の過度の紅潮のように自然な現象である場合もある」ここでは、症状は病的なものに限定されていない。症状(symptom)は「症状に特有の特徴に関わるもの」だが、症候(sign)は「病気の真に本質的性格についての知識へ内科医を導くもの」である*(18)。その意味では、症状よりも症候のほうが現代的な意味の症状に近いとも言えよう。いずれにしても、内科医は症候を手がかりに病気の本質に迫ることが可能となる。ただ、アヴィケンナは「病因」と病気と病的なものに関わる症状との対応関係を例示する。たとえば、「病因」としての腐敗に対応する病気は発熱であり、それに対応する症状は喉の渇きであり頭痛なのである。

このような見解には、病気を病因-病気-症候の全体的因果関係で認識し、医学を症候から病因へと至る可逆的な論理で捉えようとする認識が見られる。

しかし、無論まだ人体の器質的・機能的病変と症状等の対応的因果関係が論じられているわけではない。「病因」としての腐敗は古典的要素論や気質論を土台とするいわば「観念的」概念であって、身体の具象的な因子を意味するものではない。そのような意味での病因論が成立するのは数世紀後である。それゆえ、アヴィケンナにおいても「病因」と病気と症状はしばしば同一視される。「現在との関係で考えるなら、それは病気であり、過去との関係で考えるなら、それは病因である。そして、未来との関係で考えるなら、それは症状である」ここでは、時系列の変化からのみ、病因-病気-症状を区別しようとしている。そのため、症状は「異常な状態」の原因にもなりうるし、同時にひとつの病気にもなりうる。「頭痛は発熱のひとつの結果であるが、それが長く続けば結果的に病気ともなりうる」のである*(19)。

近代的な病気の具象的因果律がまだ成立していないのは当然であるとしても、前述の理論的「継続性」の観点に加えて、病気の段階的経過とそれに応じた治療の可逆的適用は明快に論じられる。人体が健康な状態から病気に至る段階は、「完全な健康」、「不完全な健康」、「健康でも病気でもない状態」、「潜在的病気」、「軽い不健康」、「明らかな病気」の六段階をとる。そして、「明らかな病気」は四つの段階をとって進行する。「発現期」、「進行期」、「盛期」、「衰退期」がそれである*(20)。医師は、この病気の四つの段階に応じて治療を加えなければならない。とりわけ、薬剤の処置はそうである。「もし炎症病巣

(inflammatory focus)が病気の発現期であるなら、そのみに働くような薬(remedy)を施すだろう。もし病気が最終段階に近いなら、それを散らすような薬を施すかもしれない。もし病気がこれらの間の段階であるなら、われわれはさまざまな薬を結合して使うべきである」*(21)。

このような医学理論は、病因から病気となって症状をもたらすに至る段階的病理論と、それに逆行する因果律を土台とする継続的な治療法論という、二重の構造的特徴を示すものである。

第6節 思弁的学問と実際の学問 —可逆的論理の両面性

ひとつの知識が学問となるには、その内容に加えて方法が問題にされる。いやむしろ、内容よりも知識としての性格や方法こそが学問を規定すると言っても過言ではない。その意味で「学」としての医学は、何よりもまずその性格や方法が問題にされた。当時の医学書でも、まず最初に医学は学問(scientia)であるのかどうか、学問であるとしたら、それは思弁的学問か実践的学問かが論じられた。まさに、学問の性格を論じたのである。

『医学典範』も例外ではなかった。アヴィケンナは『医学典範』第一書の第一部第一章で医学を明確に定義することから始めたのである。「医学は、健康であれ健康でないときであれ、人体のさまざまな状態を学ぶ学問(scientia)である」しからば、それはいかなる性格の学問なのか。「医学を思弁的部分と実際的部分に分ける人がいるが、君は、医学は全体として思弁的である、なぜなら純粋な学問だからだと主張した。しかし本当は、すべての学問は思弁的側面と実際的側面を持つ。哲学は思弁的な面と実際的な面を持っている。医学も同じである」*(22)。

この医学の「思弁的側面と実際的側面」は、すでに見た医学を理論と臨床にわけたアラビア医学の方法的区分の主張に他ならない。そして、この二つの方法的区分は、決して独立した二つの分野を意味するものではない。アヴィケンナは次のように述べる。

「医学に関して、実践が理論から発するというのは、医学を知るためのひとつの区分と、活動をするための別の区分があるということの意味するのではない。一方は知識の基本的原理を扱い、他方はその原理の応用の仕方を扱う、相互補完的な二つの側面のことを意味しているのである」*(23)。

このことは、『医学典範』の体系そのものにも示されている。第一書が医学原論であったのに対して、薬剤学の第二書と外科学などの第四書は実践的な分野を扱っている。そしてさらに、第三書では、理論的な「診断」に基づく実践的「治療」を詳細に論じて、理論と実践が「相互補完的な二つの側面」であることを具体的に示しているのである。いわば医学というものは、病気がどのような原因から生じてどのような症状を生むのかを理論的に明らかにする。と同時に、実際的には、個々の症状から病気を判断して病因を除去することによって治癒に至らしめる。前者は「知識の基本的原理」であり、後者はその「応用の仕方」である。

アヴィケンナは医学の思弁的側面を「知識の基本的原理」と位置づけ、実際的側面を「応用の仕方」として位置づけた。そして、この二つの分野は、病気というものを病因—病気—症状の段階的・継続的展開として捉える論理の二つの側面を表している。医学理論は病因から病気が発症するメカニズムを理論化するのに対して、臨床はその理論に基づいて症

状から病因を除去するプロセスに他ならない。「医学部」の正講義でおこなわれた理論的医学と臨床的医学の二つの方法的区分は、前節で明らかにしたような医学の内容的論理、すなわち病因－病気－症状の可逆的構造論理によって結合されるものに他ならないのである。

第7節 学的医学の方法的構造化 －アルデロッティなどの注釈の意義

学問としての基本的性格を、思弁的学問か実際の学問かという観点から論じるのは、何も医学に限ったことではなかった。

初期の人文主義者たちも、「学」と「学」に基づいた生活は観想的であるべきか、それとも実際的であるべきかを、キケロの政治参加などをめぐって論争した。政治的活動生活の賛否が論じられた。そして、観想的生活に軍配をあげる人文主義者、とりわけペトラルカは医学の実際的側面をことさらに批判したのである*(24)。

しかし、何よりもスコラ学の方法を確立したトマス・アクイナス自身が『神学大全』の冒頭の「第一問題(quaestio)」－この quaestio の学的方法の意味については次節で述べねばならないが－において、「聖教(sacra doctrina)について－それはどのような性質のものであるか、またその及ぶところは如何」と問題を立て、神学は学であるのか、学であるとしたら実践の学であるか否かと、かの定位されたスコラ学的方法論に従って検討し、「それは実際的(practica)である以上に、思弁的(speculativa)である」と結論を下しているのである*(25)。

したがって、当時の学問ないし知識が「学」たりうるか、またいかなる性質の「学」であるかは、まずもって問われねばならない一般的な問題であった。しかし、この問題を多くの人文主義者がおこなったように、学としての性格の観点から取りあげるだけであるなら、そこに含まれる方法の問題を看過することになる。前節で述べたように、医学においては思弁的性格と実際的性格とは理論と臨床という可逆的な方法区分によって分かちがたく結びついていたのである。

そのような学としての医学の方法をめぐる議論を明確に示しているのが、テキストに対して書かれた一群の注釈書である。大学の講義は前述のようなテキストをベースに使用しながら、そこに記述されている問題を教師が細かく注釈を加えていくという方法を使った。そのため、著名な教師によるテキストへの注釈が大量に生まれたのである。そのような注釈の医学分野における典型的な例は、前述のボローニャ大学「医学部」の創設者ともいえるタッデオ・アルデロッティによる『医学典範』やガレノスの『テグニ』などへの注釈である*(26)。

これらの注釈は、トマスが「問題」を立てて論述したように、通常まず、『医学典範』などのテキストについての諸問題を開示(expositio)することから始められた。アクセスウス(Accessus)と呼ばれたこの導入部では、著者の意図やテキストの順序、主題、哲学との関連などが議論されている*(27)。上述の医学が思弁的学問か実際の学問かという問題もここで扱われた。

タッデオ・アルデロッティは、ヨハンニティウスの『イサゴージェ』への注釈の導入部で、上述の思弁的学問か実際の学問かという問題とともに、医学と自然学との関係を次のように議論している*(28)。まず、彼は『倫理学』と『分析論後書』を引用して医学という学

問を定義することから始める。学問(*scientia*)は前提から厳密に示される知識である。医学の対象は人体である。このため医学は、天体の配置や調和を扱う天文学や音楽などの学問から区別される。医学はまた、動的物体としての人体の研究を含むが、人体の健康や病気を含まない「自然の知識(*scientia naturalis*)」とも区別される。こうして、医学は自然学とは明確に弁別される。

そして、自然学と区別された医学はさらに理論と実践に区分されるが、理論の目的は実践とされる。ただ、実践はそれに先立つ理論を例証しその定められた目的に向けるが、理論を証明するとは言えない。というのも、後にくるものは先に来るものを証明しないからである。そのような実践は、それ自体「知的な学問(*scientia intellectualis*)」であって、単なる手技(*operatio*)とは異なる。その意味で、実践(*practica*)は理論に裏付けられた「技術的学問(*scientia operativa*)」であることになる。

さらに、この医学の理論と臨床は、可逆的構造の両側面を示すものとして明確に捉えられる。タッデオは、この両面の現実的応用を次のように述べている。内科医は理論(*teorica*)によって熱が暑さから起こることを知る。臨床は内科医に逆のことをやって治療することを教える。そこで、内科医は患者に冷たい水を与えるように処方するのだ、と。

つまり、自然学が「事物に関する知識」であるのに対して、医学はそのような知識を前提とする理論に裏付けられた「技術的学問」として位置づけられる。そして、病因から症状への過程に沿った理論的知識と、それを逆行する実践的処置としての臨床によって成立する、可逆的方法論理を持つ学問とされたのである。

こうして、十三世紀には「自然学」と同一視されていた医学は、十五世紀には明確に理論と実践の方法論理を持つ学問となっていた。

第8節 アリストテレス因果律の影響

タッデオなどの医学教師が医学の学的基盤として利用したアリストテレスの著作は、『分析論後書』などのいわゆるオルガノンと呼ばれた一連の論理学著作である。そのうち、まず十二世紀の前半に三段論法を扱った『分析論前書』が導入され、次いで弁証法的議論についての『論題(*Topica*)』が、そして十二世紀半ばには『分析論後書』が普及して、いわゆる新論理学(*logica nova*)が構成された*(29)。なかでも、医学の学的定義においても頻りに利用されたのが、『分析論後書』である。これは、最初に学問の論証方法を論じ、次いで著名な四原因論、定義論、そして原因の探求方法を論じたものである*(30)。

『医学典範』の第一書でアヴィケンナは様々な病因論を論述しているが、その前提として、火、水、土といった諸要素、気質、体液などを取り上げていた。これは、アリストテレスの質料と形相を対象として問題するものに他ならない。これに対して、質料と形相との関係をいかに論理的に探求するかという方法論は、アリストテレスの論理学が提供した。前節で見たように、タッデオは質料を主体とした対象を問題にする自然学と医学を区別し、「実践はそれに先立つ理論を例証しその定められた目的に向けるが、理論を証明するとは言えない。というのも、後にくるものは先に来るものを証明しないからである」と述べていた。これは、完全に『分析論後書』の第二巻第十二章の記述に基づいた見解で、対象としての自然を含む医学の方法論をアリストテレスから援用したものに他ならない。

アリストテレス自身は、『分析論前書』において三段論法を論じ、その応用としての論

証の問題を『分析論後書』で扱った。彼は、タッデオがそれに従ったように、「事実の知識」と「根拠の知識」を区別する*(31)。そして、学的知識の基本は「事物の原因」に関する知識であるとして*(32)、原因を求める推論を問題とする。それこそが事物の本質を明らかにすることだからである。その推論においては、「原因と原因づけられたものとは相付き合い、互いに一方は他方によって証明されうる」という「原因と結果の相互随伴関係」が前提とされる。彼が挙げる例は明快である。「何故、樹々は落葉するか—これが樹液の凝結によるものであるとする時、もしも、樹木が落葉するなら、樹液の凝結が実在しなければならないし、樹液の凝結が実在するなら、落葉しなければならないのである」*(33)。

すなわち、個々の事物は質料と形相の結合によって成立するとした彼は、個々の事物を観察することによって事物の本質にかかわる形相の一般原理が導き出され、さらに、その一般原理から個々の事物の説明を逆に遡行することで、学的論証が完成すると考えたわけである。そして、観察から一般原理を導き出すのが帰納であり、導き出された一般原理から個別の事象を説明するのが演繹とした因果律を適用したのである。

このアリストテレスの因果律を前提とした可逆的論理こそが、中世大学の医師たちによって、医学を学たらしめる構造論理として導入された。もちろん、古典医学においても、ヒポクラテスが「医術は現在も、またこれから先も常に、原因を求める場合や結果を予測する場合に明らかにそれにふさわしい内容を持っている」と述べるなど*(34)、医学の因果論が考えられてはいた。しかし、それはまだ学としての論理構造を持たなかった。アラビアでアリストテレスの因果律の論理が適用されてようやく医学は学的構造を持ち、それが西洋の中世大学に導入された。

さらに、アラビア医学において医学の二つの側面として区分された理論と臨床は、もはや単に相関的な二つの領域ではなく、医学理論は帰納的観察によって病因から症状に至る因果関係を明らかにして病気の一般的原理を打ち立て、臨床はその一般原理を逆に演繹的に適用することによって治療するものとして、いわば明確な方法的区分となった。こうして、帰納による理論と演繹による臨床が病因—病気—症状の継続的過程に適用されることによって、はじめて医学は実際の学問としての可逆的論理構造を獲得することができたのである。

第9節 学問の論理と教育の論理

このような学問としての医学の可逆的論理を、パドヴァ・アヴェロイズムの創始者とされるピエトロ・ダバノは、一三一〇年の『哲学者と医者との相違の調停者』で次のように述べている。

「最も固有の意味における学問は、最も近くかつ直接である諸原因を通じて結論を推論する学問である。……そして、この種の学問は『理由の開示によって(ex demonstratione propter quid)』、あるいはガレノスが『構成的教授(doctrina compositiva)』と呼んだものによって獲得される。学問には固有の、実際われわれには最も固有と言われうる第二の意味もある。というのも、われわれにとって自然な道は、より知られうるものからより知られうるものへ自然の秩序において確実に進むことなのであるから。『自然学』— 84a を見よ。本質的な優先順位にしたがって原因から結果がもたらされる場合、われわれは近接かつ論理的に直接の中間名辞を通じて逆の順序によって求めている原因に到達する。あるいは、

確実に中間的な原因を除外して、より一般的な原因から結果における結論を導くときには、『結果の開示によって(per demonstrationem quia)』か、あるいは『分解的教授(doctrina resolutiva)』と呼ばれるものによって知識を得るのである」*(35)。

前述のタッデオの記述と同様に、ピエトロもまたアリストテレスの『自然学』と『分析論後書』に依拠して、医学の学的構造を論述している。ただ、その視点はタッデオと少し異なり、医学の知識をいかに獲得するか、という観点から述べられている。それは、いかに医学知識を獲得させるかという教育的観点を含んでいると言ってもよいだろう。

ピエトロが「われわれには最も固有」の学問の第二の意味があると言うとき、それは医学に固有の意味を指している。その固有の意味とは、結果から「逆の順序によって求めている原因に到達する」論証である。これは、医学の治療としての臨床的知識に対応する。そして、第一の学問の側面である「原因を通じて結論を推論する」論証は、診断としての理論的知識に対応する。さらに、この医学の二つの側面は、「知識を得る」という観点、すなわち教育の観点からするときには、「構成的教授」と「分解的教授」として位置づけられている。

タッデオにしてもピエトロにしても、アリストテレスの言うような、学としての理論的知識、すなわち動かし難い原理から派生する知識体系としての医学が、まず前提とされている。そして、それは当時の医学教師が同意していたと言われるように*(36)、原因から結果へ動くような方法によって教授されるべきであった。医学が学問、すなわち基本的な原理から派生する知識であるとするれば、医学の諸知識が普遍的な原理から派生することを示さねばならなかったからである。しかし、医学は同時に「実践的学問」でもあった。それゆえ、「逆のことをやる」こと、すなわち論理を遡って明らかな結果から原因を推測する技術を身につけなければならなかった。この基本的論理の因果とそれを逆行する実践を身につけたときに、はじめて適切な治療が可能となる。

そのために、「医学部」においては逆行的な二つの論理、すなわち、原因から結果を推論するピエトロの言う「構成的教授」による医学理論と、結果から原因を推測する「分解的教授」とされた臨床的知識が、正講義として制度化され教えられねばならなかった。そのため、医学のカリキュラムでは理論医学講義と臨床医学講義が重要な位置を占めることとなった。医学の学的論理は、同時に中世大学「医学部」における教育内容の論理として制度化され、教育の論理ともなっていたのである。

そして、このような学的論理の教育制度化は、実際の授業においてもいわゆるスコラ的方法によって補強されていた。最も頻繁におこなわれた講読が注釈を主体としたのも、注釈によって論証の段階を追うためであり、医学の場合は、アラビア医学を中心としたテキストの内容を、アリストテレスの論理学に則って医学教師たちが書いた注釈によって学問的に構造化するという意味を持っていた。つまり、医学の内容と学問の論理がテキストと注釈を併用することによって教育されたのである。また、授業でおこなわれた討論も、あらかじめ定められた役割分担を通じて、論証を弁証法的に展開するものに他ならず、まさに学的内容が教育内容として制度化されるにあたっての傑出した教育方法を与えるものであった。

こうして、新しい医学、すなわち病気の段階的過程を前提とした医学の可逆的論理構造は、中世大学において教育の内容と方法としても制度化されたのである。

第12章 医学学位の社会的意義

第1節 医学学位制度の変容

九章までに明らかにした教養諸科コレギウムがやがて実質的な「医学部」となった経過が、前々章と前章で述べた学としての医学の内容と方法の大学制度化に伴って起こったことを忘れるべきではない。学としての医学の大学制度化によってはじめて、教養諸科と医科は法科よりの独立を果たしたのである。

そして、前述のような学として制度化された医学を学んだ学生が取得したのが、医学学位に他ならなかった。この医学学位もまた、法学学位と同様に、本来は大学における医学の教授資格を与えるものであった。しかし、法学学位が専門的な法曹職の資格を意味するようになったのと同様に、医学学位は学としての医学を学んだ専門的な内科医の資格を与えるものともなった。そして、後の章で考察するように、この資格には開業権ないし営業権が付帯したが、専門職組合の成立に伴ってその権限が剥奪されていったと捉えることができる。

このような学位の内包の変容は、おそらく従来から主張されてきた教授免許とドクトル学位の一元化という制度的な変化の一因となっていた。九章七節でも述べたように、この制度的変化は一五世紀の後半から起こり、一六世紀に顕著となっている。既に述べたような学位試験制度の階梯をじょじょに登って学位を取得するには、多大の年月と莫大な費用がかかった。そのため、学位取得する者が著しく減少して、教授免許取得だけですませてしまう者が増大した。その結果、ドクトル学位と教授免許の制度上の区別が実質的に消滅するという事態が出現したと、一般に捉えられている。

しかし、学位取得費用の高騰化という従来から主張されてきた経済的要因だけが、学位取得者を減少させた要因とは考えられない。対費用効果という側面からするならば、学位の実際的な有用性の減少が伴わない限り、経済的要因は機能しない。その意味ではむしろ、学位から専門職組合によって実質的な開業・営業権が剥奪されたことが、ドクトル学位の取得者を減少させ、それが学位制度の実質的な一元化の要因となったと見る事が出来る。すなわち、学位の内容の変容が学位試験制度の変化を生んだのである。

もちろん、一四世紀における中世大学そのものの増加が、学位制度の変化にもたらした影響も無視できない。ボローニャとパリ以外に中世大学が存在しなかった時代には、学位は万国教授資格を与えるものとしてどこでもその権利が保障されるという普遍性を備えていた。しかし、普遍権力の認可による大学の乱立は、古い母体大学の学位の普遍性すら教皇権による法的保証を必要とさせるようになっていた。その保証がない限り、母体大学といえども授与する学位の普遍性が、新たに出現した大学の排他性によって地域化されてしまったからである。普遍的教授権としての学位も、しだいに地方化される危険性が増大していた。

これと同様に、開業権を含んだ医師資格としての学位もまた、地方化の危機にさらされた。「医学部」が医師組合の機能を果たしていた初期の時代には、「医学部」がその都市の医業を完全に統制していた。その典型をパリやモンペリエに見ることができる。「医学部」が成立するのが比較的遅れたボローニャの場合も、事情はほぼ同様である。ところが、

前述のパドヴァや後述のフィレンツェのように、大学出の医師が増えて、既存の医師組合が内科医組合として「医学部」に匹敵する機能を果たすようになると、当然、学位の持つ医師資格と医師組合の開業認可権の相克が生じる可能性がある。実際には、医学学位を持つ者であれば医師組合は簡単な試験で加入を認めたのであるが、「医学部」と医師組合の権限関係が分化し複雑化せざるを得なかったと考えられる。さらにまた、大学で学位を得た医師たちが増加して、大学のない都市に医師組合を成立させた場合には、この問題は医学学位の内包である普遍的な開業権が、地域的な性格を持つ組合によって制約を受けるという問題として、明確化してくることになる。おそらく、このような問題は、医師組合が成立しなかったドイツや内科医と外科医が組織的に分離したフランスとも異なって、内科医主導の下に統一的な医師組合を成立させたイタリアに特徴的な現象であったと考えられる。

その意味で、医学学位もまた、教授資格として学位が持った普遍性の変化をこうむりながら、同時に、「医学部」と医師組合という二つの組織の狭間で、開業権を伴った医師資格を変質させていかざるを得なくなったのである。

本章において、このような十五世紀頃からの医学学位の変化を「医学部」と医師組合との関係を探りながら、医学学位の持つ社会的な意義を考究する。

第2節 医業専門職化と学位

これまでの論考から明らかとなったように、医学学位は単に教育制度上の意味を有しただけでなく、医師資格と開業資格というきわめて社会的な意味を有するようになった。学位は、もはや単に教育の段階を認定しただけでなく、専門職としての医師階層という社会階層を誕生させたのである。その意味で、医学学位の持つ意義は当時の社会的医療システム全体の中で考察されねばならない。

それはすでに述べた医療の専門職化の視点であるが、この視点に立つときにも、まず最初に問題となるのが医師組合である。医師組合は都市権力の下で、医療を統制し成員を保護する同業組合であった。初期の教養諸科コレギウムや後の「医学部」も、この同業組合と同質的性格を有した。前者が医学教師を中心とした団体組織であったのに対して、後者は医療家としての職業組合であったが、コレギウム成立以前には学位を持った医師はほとんど存在せず、必然的にコレギウムが医師組合的機能を果たすことになった。そのために、医学学位取得者が増加しその医師組合が成立してくると、「医学部」との間に学位授与や開業権認定をめぐる権限の混同が起こることになる。

この問題はこれまで十分に検討されてこなかった問題である。フランスやイギリスの場合は、大学出の医師と外科医以下が厳然と区別されて別組織を有したために、さほどこの問題は重要視されなかった。しかし、イタリアにおいては、大学で外科医が養成されたことに加えて、内科医と外科医以下が組織的にも密接な関係を有したため、この問題を看過することは出来ない。

にもかかわらず、古典的名著とされるデ・レンツィの『イタリア医学史』*(1)ですら、大学と医師組合の関係の問題を取りあげていない。一九世紀の末から二十世紀初頭にかけて、医師組合に関する研究は急速に進展したが、それらの研究も主として組合の実態の解明に重点が置かれた。これらの研究を踏まえて、アメリカのインテレクチュアル・ヒストリ

一の流れから、ようやく大学と医師組合の関係を探る研究が生まれた。とりわけ、ブローヤカイバー、さらにはシライシなどの研究に注目される。しかし、これらの研究にも、大学の本質的な機能である学位授与権に絡めて専門職組合を問題にする視点はきわめて弱い。ただ、シライシの流れを汲むパークや、現在のイタリアの中世史家にはトロンベッティなどに、大学との関係において専門職組合の問題を解明する動きが見られ、成果が期待される現状である*(2)。

本章では、このような現状を踏まえて、学位授与権を有する「医学部」と医師組合との関係を解明して、中世大学の医学学位の社会的意味を検討したい。そのためには、まず、医師組合の組織的な成立と機能を明らかにすることから始めなければならない。

第3節 医師組合の成立

医療に従事する者が組織化した理由はいくつか考えられるが、地方権力が医業の管理と市民への医療奉仕をおこない始めた事実とも関係する。第六章で述べたように、もっとも早期に地方権力が医業の認可権を行使した事例は、一一四〇年のシチリア王ルッジェーロである*(3)。南イタリアでは、このように王権が医業認可権を行使したが、北イタリアでは都市権力がそれを行使し、都市域内の医療をコントロールしようとした。

トリノでは、一三六〇年の都市規約で、医業を営むために町に来たすべての外国人に町の医師と聖職者によって試験が課されることを規定したし、同様にマントヴァでも都市の承認を得ない限り医業を開業できない旨を定めていた*(4)。これらの都市規約に見られる医業認可権の直接的行使が、都市内部の医療と医師を保護することを目的としたことはその条文から明らかである。他方で、当時の同業者組合設立の動向の中で、医師たちもまた自らの権益の保護のために団体化しようとしたために、都市による積極的な医療統制の方向と医師たちによる組合化の利害が一致した。こうして、都市権力に依存する形で医師の組合が形成されることになる。

このような医師組合形成の動きは、残存するもっとも古い医師組合の規約等が一四世紀初期のものであることから、十三世紀に起こったと考えられるが、その形成の過程を詳細に明らかにするような史料はあまり残存していない。

形成の過程が比較的解明されている数少ない事例として、ここではフィレンツェの例を取りあげる。フィレンツェにおいて最初に職業組合が形成されるのは、十二世紀初期のカリマーラ組合に遡る。この組合は遠隔地貿易商が中心となって形成した組合であるが、比較的貧困な職人層なども加わっており、後の同業者組合とはやや性格を異にしている。同業者組合として優勢を誇ることになる毛織物業組合は、カリマーラ組合と同時期の成立とする見解と、十三世紀の成立とする見解に分かれるが*(5)、いずれにしても、一二一〇年代にはその存在が確認される。そして、一二〇二年までに両替商組合、一二一二年までに裁判官・公証人組合、などの大組合が成立していた。その中のひとつが、ポルタ・サンタ・マリア組合である。これは元来服地商の組合であったが、十三世紀中に様々な職人や小間物屋などが加わって、複合組合的性格を持つに至った。この組合に医師、薬種商なども加わった。こうしてまずは、医師たちは優勢を誇った大組合の一員となったのである。

ところが、一二六六年の史料には医師・薬種商組合が独立した七大組合のひとつとして出現しており、十三世紀の半ばまでに、医師と薬種商がポルタ・サンタ・マリア組合から

独立したことがわかる。そして、この医師・薬種商組合には、すでに独立していた小間物屋の組合が加わって、十四世紀の初期には医師・薬種商・小間物屋組合(Ars et collegium medicorum, spetiariorum et merciariorum)となった*(6)。

この三種の職業人が独立した過程と別個の組合として合体した経緯の詳細については不明であるが、医師たちが当初複合的な大組合に加入し、後に関連する職業人と合体して組合を形成したことは、初期の医師組合の複合的で非均質的な性格を端的に示している。初期のカリマラ組合に典型的に見られるように、組合そのものが、均質な同業者組合というよりも複合的な職業組合として成立し、次第に関連職業ごとの組合に分化していったのである。従って、医師の組合もまた、薬種商のみならず薬剤としての乾物を取り扱った小間物屋をも包含する複合的な職業組合として成立したのである。そして、十四世紀中に小間物屋などのグループが医師・薬種商グループからの独立性を高めていくことになり、実質的にこの組合は医師組合の優越性の下に、医師・薬種商・小間物屋の三つの下位組合を持つ複合組合としての形態を明確にした。この事実は、後に述べる医師組合の分化を検討する際にも、注目すべき前史として留意しておきたい。

このフィレンツェの事例が示すように、十三世紀の後半頃の早期に医師組合が成立した場合は、複合組合から医業関連職業人が独立して組合を形成したと考えられる。というのも、ピサでも、一二八二年の史料では商人組合の組合長としてある医師の名前が記載されているのに対して、一三一八年の都市規定(Ordinamenta)には医師組合の長についての記載があることから、フィレンツェ同様、当初商人組合に属していた医師たちが独立して組合を形成したものと捉えられているからである*(7)。

こうして出現した医師組合もまた、医師組合を持たない都市で都市権力が直接に医業認可権を行使したように、都市権力に従属させられていた。ピサでは、上述の一三一八年の都市規約の増補が一三七五年におこなわれているが、それによると内科医のみならず、一般の医師も「新たに組合を作らねばならない」と規定された*(8)。さらに、この規定では、組合によって営業を認められた医師に対して、組合への登録料のみならず、都市の書記官長への開業保証金の支払いを義務づけた。このピサの事例は、都市権力によって医師組合の存在が規定されると同時に、個々の医師たちも直接に都市権力の監督下に置かれていた事実を明白に示している。

フィレンツェやピサなどトスカナ地方では比較的早期に医師組合が成立したのに対して、西北部イタリアのピエモンテ地方ではその成立はやや遅れた。一三一〇年に組合の存在が確認されるアスティを除いて、おおむねトリノをはじめとする諸都市では十五世紀以後の成立である*(9)。これらの諸都市では、組合が成立するまでは、もっぱら都市が医業を直接に統制している。たとえば、すでに述べた一三六〇年のトリノの都市規約では、外来の医師がトリノで開業するためには町の医師と聖職者によって試験される旨が定められていた*(10)。また、中北部のマントヴァの場合も、ピエモンテ地方と同じような状況で、十五世紀に医師組合が成立するまでは、開業を望む医師は都市の試験を受けねばならなかった*(11)。

こうして、中部のトスカナ地方では複合職業組合に加入していた医師たちが、十三世紀後半以後医療関連職業人の組合を成立させて独立して、十四世紀に至ってその組合内部で純粋な医師組合が優越を誇るようになった。これに対して、北部のピエモンテやロンバル

ディアでは、十四世紀までは都市が直接医療を統制して、十五世紀になってようやく医師組合を設立させたのである。ただ、医師組合に権限が付与されていたとはいえ、医業の統制権はあくまで都市に存在したから、しばしば都市は医師組合による開業認定に介入したり、直接統制したりした。

恒常的に都市が直接介入した例としては、ヴェローナが挙げられる。その一四五〇年の都市規約では、開業にあたってはポデスタ（行政長官）と市評議会によって選出された人々と医師・外科医組合の委員によって構成される委員会の試験を受けねばならぬと定められ、市当局の監督下で、あるいは市当局と協同で、医師組合が開業認可権を行使した事実が示されている*(12)。また、東北部の世俗的性格の強い共和制都市国家ヴェネツィアでは、十四世紀初期にすでに医師組合が存在していたにも関わらず、その後も医業は医師組合のみならず都市の「古裁判局」(Giustizia vecchia)による強力な監督下におかれ、医師は当局の規定(Capitolare)の遵守を宣誓し、違反した場合には二五小リラを「古裁判局」に支払う義務があったのである*(13)。

第4節 組織としての医師組合

医師組合の成立時期が多様であったのと同様に、その組織の成員もまた都市によって多様であった。

もっとも多くに関連職業を内包していたのが、フィレンツェの場合である。フィレンツェの医師組合が正確には医師・薬種商・小間物屋組合の名称を採っていたことに象徴的に表れているように、この組合は三つの主要な職業グループに分かれていた。そして、一四世紀中にそのグループは多少なりとも独立的な下位組合の性格を強めていくことになった。とはいえ、この主要グループ以外にも多様な職業人が加わっていたことを忘れるべきではない。たとえば、鞍職人、手文庫職人から文具商や食料品商までが従属的な職業グループを形成していた。

そのみならず、個々のグループもまた多様であった。主導権を握る医師・薬種商グループに属していた職業人は、医師だけでも内科医、外科医、歯科医、傷病医、眼科医、骨折医、調剤医、理髪外科医、薬草医が含まれている。そして、医師と呼べるこれらの職業人と薬種商以外に、魔術師、占星術師、錬金術師など、いわば疑似医療行為をおこなう者たちも加入していたのである。この医師組合の構成員数は、一四世紀中に一千人にも達したと言われる*(14)。フィレンツェの医師組合の例に比較的近いのが、ピサやピストイアの例で、ピサでも医師組合に薬種商や医療関連職業人が加わっていたし、ピストイアでも医師・薬種商組合の存在と、多様な成員が推定されている*(15)。

これに対して、ミラノ、トリノ、ヴェローナといった北イタリアの諸都市では、医師組合は内科医・外科医組合(Collegio ないし Arte dei medici e dei chirurghi)と称され、医療をおこなうものという意味での医師の比較的均質な組合が形成されている*(16)。

このようにイタリアでは、大学出の内科医だけで独自の組合を形成したフランスやイギリスと異なって、初期においては医療家の包括的な組合が形成され、一五世紀になっても大学出の内科医と外科医が共同で医師組合を構成する場合が多かった*(17)。ただ、イタリアでも内科医が外科医と別個の組合を形成した例も見られる。後述するヴェネツィアでは、一四世紀初期から内科医の組合と外科医の組合が別個に存在し、それぞれきわめて均

質な成員構成をとっていたのである*(18)。

しかし、イタリアにおいては、このような相違は、確かに医師組合構成員の地域的な相違を示すものであると同時に、時代の変遷によって構成員が変化したことを示すものでも捉えなければならない。

比較的均質な医師組合を形成した北イタリアの諸都市の場合は、組合の成立が遅れた地域である。すでに述べたように、おおむね一四世紀後半から一五世紀の成立であって、十三世紀後半の成立であるフィレンツェの場合などは、一世紀もの開きがある。そして、この一世紀の間に、中世大学の医学部が各地に成立している。従って、このような時代による医師組合の成員の変化は、後述するように、医学部の成立との関係においても考慮されねばならない問題なのである。

同業組合の組織は、都市権力によって法的に認定されたものであるから、当然のことながら、団体組織として法的に認定されるに足る規約や印爾などの物的条件と、役職者という人的条件を満たさなければならなかった。

ピサの一三七五年の医師組合規約によると、組合員の選挙によって組合長(priore)が毎年選ばれることになっていた。従って、任期は一年間である。この組合長を補佐する二人の相談役(consiglieri)と収入役(camerario)も、同様に選出された。組合長は、組合の書記の職を遂行させるために一人の公証人(notaio)を選出したが、この公証人はピサの公証人登録簿に登録しているピサ人でなければならなかった。また、公証人と同様に、一人の広報官(nunzio)も組合長によって選出されることになっていた*(19)。

組合長はヴェルチェッリやミラノのようにレットーレ(rettore)と称されることもあったし、その選出は全組合員によるのではなく、古参の組合員だけによって選出される場合もあった*(20)。また、フィレンツェではコンソリ(consoli)と称され、一三四九年以後は籤で選出された。いずれにしても、組合長の職務は組合員が組合の規約を遵守しているかどうかを監督し統制することに置かれていた。相談役は組合長が自ら選出する場合もあり、常に組合長につき従って補佐することになっていた。フィレンツェのように組合長が相談役の数を補強するために、臨時の相談役(arroti)を選出する場合もあった。カマルリング(Camarlingo)などとも呼ばれた収入役は組合長の監督の下で組合の財務を司った。また、広報官にかわって一人の秘書官(bidello)が組合会議の開催の布告といった雑務をおこなうために任命されることもあった*(21)。

これらの職務以外に、ノヴァラやヴェルチェッリなどのピエモンテの諸都市では、二人の監督官(sindaci)が置かれ、実質的に組合員の行動の監視にあたった*(22)。フィレンツェでも監督官は、組合長と市の評議会によって三人選出され、すべての組合員が監督官に服従することになっていた。このことから、監督官は都市権力を代弁して、直接に組合を統制する地位にあったと考えられる*(23)。

第5節 医師組合の目的と機能

十三世紀の後半頃から前述のような組織形態をとって成立した医師組合は、都市の医療を統制管理した都市権力から、権限を付与されて医療をその監督下においた。その意味では、医学教師のコレギウムと同等の組織であった。ただ、医師組合の場合は、組合としての完全な自治は認められたものの、付与された権限は十全なものであったとはいえない。

たとえば、ヴェネツィアでは医師組合に加入しなくとも大評議会の許可があれば開業し得たし、ピエモンテでも直接サヴォイア侯の許可を得て開業した例が見られる*(24)。その意味では、医療統制権とその統制権に含まれる開業認可権はあくまで都市が所持し、都市の承認した医師組合規約に従って組合が行使したものと捉えなければならない。前述の監督官の存在はその象徴であった。

イタリア諸都市の医師組合規約には、その内容における共通性がある。一般的に言えば、組合組織そのものの管理統制をおこなう規定と、組合員の守るべき医業遂行上の義務規定に分けられる。前者の具体的内容は、組合の加入、組合規約遵守の宣誓、登録料の支払い、役職者とその選出手順、規約違反者への罰則などであり、後者は、貧困市民への医療の提供、医師相互の医療上の関係、都市の法的あるいは政治的必要性への対応などであった。

組合員による医業遂行上の義務規定で興味深いのは、医師相互の間における倫理が規定されていることである。たとえば、他の医師を誹謗中傷してはならないことや、他の医師が支払いを受ける前にその医師の患者を治療してはならないと定められている*(25)。この規定の文言は、当時諸都市に存在していた教師組合の規約の文言とまったく同じである*(26)。おそらく、医師と教師の組合の場合だけに相互の間での倫理規定が強調されたものと考えられる。

ともかく、このような医業遂行上の義務規定は、医師組合が都市内部の医師の対立や医療の荒廃を防ぎ、安定した医療の供給を確保する目的を果たすものであったことを示している。そして、そのためにこそ、一定の基準を医師に課して、その基準を充足した医師にのみ組合加入を認めて、開業を許可したのである。

しかし、医師組合のこうした役割は、都市内の医療と医師を保護し管理するという意味を持っていただけではない。社会の階層構造的な意義をも持っていたのである。それは、都市によっては医師組合の規約で組合員資格としてその町の市民であることを要求した事実に由来する。たとえばマントヴァでは、マントヴァ生まれであるか、十年間以上町に居住したことが、トリノでは市民権を有する者か貴族であることが条件となっていた*(27)。このような施策は、都市内部の市民社会に重要な位置を占める医師層に団体としての特権を与えて、外来の医師の流入によってもたらされる既得権の侵害を防衛する意味を持っていた。その意味において、医師組合は、単に都市の医療を管理統制するという機能を果たしただけでなく、都市市民の階層構造における医師層の安定化をはかるという社会的な機能をも果たしていたと言えるのである*(28)。

第6節 組合加入の資格と条件

当該都市における医師組合への加入が開業の必要条件であったから、開業認可は組合への加入認定によっておこなわれた。従って、組合への加入資格や条件が開業のための資格条件を意味していた。

組合への加入の資格と条件を考える上でも、注意しなければならないことは時代によって資格条件が微妙に異なることである。時代と地域を無視すれば、医学学位を取得しているか、組合の試験を受ければ加入が認められたと一般化できることは確かである。実際、これまでの医学史家はおおむね一五世紀を基にこのような一般化をすることが多かった。そして、十三世紀から十四世紀を経て十五世紀へと時代が進むにつれて、組合加入の資格

条件には微妙な変化が起こっている事実に注目してこなかった*(29)。実は、その変化にこそ重要な意味が存在しているのである。

十三世紀の状況については、すでに述べたように史料の欠如によって十分なことはわからない。チャスカによると、フィレンツェの場合には一二九三年以前には医業を営んでいることが組合加入の必要不可欠の条件とされたと述べているが、十分条件であったとは述べていない*(30)。ただ、十三世紀の後半に医師・薬剤師組合が複合組合であったポルタ・サンタ・マリア組合から独立する以前には、医師層だけが組合加入に試験などの特別な条件を課していたとは考えにくい。職人組合がマスター・ピースの提出を義務づけたことが試験に相当するとしても、具体的な試験と呼ぶにふさわしい行為を商人組合などが課すことはなかったからである。また、ミラノやモデナのように、内科医・外科医組合によって町で開業するためには試験を受けて組合に加入することがはじめて義務づけられたときに、その時点ですでに十二年間医業を営んでいる者に対してはこの義務が免除された事例もある*(31)。これはあきらかに、一定の年数医業を営んでいる者の既得権を保証しているのであって、医師組合が成立し始めた十三世紀においては、すでに医業を営んでいることが組合加入の必要条件であるだけでなく、十分条件でもあったと推定させるものである。

ところが、組合の規約史料が残存する十四世紀には、多くの医師組合規約が加入の条件として試験を課している。無論、試験を受ける資格として、前述のようにすでに医業を営んでいることが必要であり、その意味では医業の営業は十三世紀には組合加入の十分条件であったが、十四世紀には必要条件にすぎないものとなったと言えるであろう。

一三一四年のフィレンツェの組合規約では、「フィレンツェで開業を望む医師、内科医、外科医は、組合のコンソリと二人のフランチェスコ会士と二人のドメニコ会士と、コンソリが自由に選出した人物とによって、試験される」と述べている*(32)。これまで挙げた他都市の規定もおおむね同様の内容である。ただ、試験されることを明記していないピサのような例もある。ピサの一三一八年の組合規約では、「医業を営み医師組合に加入を望む者は、二人のドメニコ会士、ないしフランチェスコ会士、ないしはアウグスティヌス会士と一人の公証人によって、その公的ないしは私的な証拠による(per sua instrumenta publica vel privata)能力を認められなければならない」と定めているが、試験されるとは明記していない*(33)。もっとも、試験そのものの内容が未だ解明されておらず、パークの言うように試験を受けて拒否された者がいないことを考慮すれば*(34)、フィレンツェのように試験を受けるのもピサのように能力を認めさせるのも、実態としてはさしたる違いのない形式的なものであったとも考えられる。

ともかくも、十四世紀においては組合の試験さえ受ければ、まずは合格して組合に加入できて、医業を営み得たのである。それが、一四世紀の後半頃から加入資格と条件に大きな変化が起こりはじめ、一五世紀になるとその変化は決定的なものになる。

第7節 加入資格としての学位

ピサでは前述の一三一八年の規約でかなり曖昧な加入資格規定をしていたが、それが一三七五年の規約になると、全ての医師は「公的な証拠と特権(publica instrumenta et privilegia)」によって学位取得者(doctoratus)であることを証明しなければならないのみならず、一カ月以内に公的な場で医学の討論(disputa)を持ち、「箴言の講義(unam lectionem

anforismorum)」をしなければならなかった*(35)。この規定では、明確に大学で医学学位を取得していることが、組合加入の条件として挙げられている。ただ、この一三七五年の規約には、加入志願者が学位取得者でない場合には、組合長が試験をして合格すれば加入が認められることになっていた。したがって、学位取得は必ずしも必須の条件ではなかったが、学位取得をしていれば試験を受ける必要がなく、一三一八年の規約で定められた試験から除外されたことになる。

フィレンツェの場合も、ピサの場合とまったく同様である。フィレンツェでも一三一四年の医師組合規約では試験のみを規定していたのが、一三四九年の規約では「内科医であれ外科医であれ、新しい医師で学位を取得していないものは、医師であるコンソリによってこのために選ばれた四人の医師を伴った医師コンソリによって試験され、組合の公証人によっておこなわれる秘密の投票で選ばれた別の四人の医師と医師コンソリによって承認されない限り、フィレンツェの町と近郊で内科であれ外科であれ医業を営むことはできないし、営んではならないし、営もうとしてはならない」と定めて、学位取得を条件にし、学位取得していない場合にのみ試験すると明記している*(36)。

十五世紀になると、組合の加入に大学の医学学位 (doctoratus) ないし教授免許 (licetia docendi) を要求する規定は、ほとんどすべての医師組合規約に見られるようになる。

これまでに挙げた組合規約以外では、ローマでシスト四世が十五世紀に、「いかなる男性であれ女性であれ、またキリスト教徒であれユダヤ人であれ医学のマジステルないしはリケンチアートゥスでないならば、内科のもしくは外科の治療を人体に施してはならない。」と述べて、医師組合によって作成された法令を承認し、組合加入と医業の開業に大学で教授免許や学位を取得する必要性を主張している*(37)。

また、明確に学位取得を要求しない場合でも、一四八一年のノヴァラの組合規約のように、加入に四年間の大学のコース修得を義務づけて、実質的にバチラーか教授免許の段階を要求する場合もあった。

これらの事例は、きわめて重要な事実を示している。すなわち、十五世紀には教授免許ですら学位と同等の開業資格を与えるものと見なされるようになったことを示している。本来教授免許はその専門分野の教授資格を与えるものとして学位に組み込まれていたが、学位が専門職の開業資格を与えるものとなっていくにしたがって、教授免許もまた専門職資格と見なされるようになっていった。この事実は、十三世紀に形成された教授免許が医学の教授資格を与え、学位が医業の開業資格を与えるという法制的な基盤が崩壊し、それにつれて形式的な二段階の学位試験制度が、実際には教授免許のみで済まされるという実質的な一元化の最大の原因となっていた。それは、学位の社会的側面からすれば、教授免許と学位の一体化を意味したのである。

また、一五世紀では内科医のみならず外科医もまた学位取得が要求された。ヴェネツィアでは、一五世紀初期に内科医の組合と外科医の組合が分離して、それぞれが独立した組合を維持していた。その外科医組合の規約では、もし外科医が開業を望むなら、大学において教授免許ないし学位をえずして開業し得ないと規定された。ただ、学位や教授免許を得ていない場合、外科医の組合長は内科医の組合長と共にその者に試験を課して、知識十分と判断された時に組合加入と医業の営業が認められている*(38)。

組合の加入資格条件のこのような変遷、すなわち、十三世紀においては単にすでに医業

を営んでいることだけで組合に加入できたものが、やがて加入のための試験が課せられるようになり、一四世紀後半以降は大学での学位取得が義務づけられて、一五世紀には学位取得ないし教授免許取得がより広範囲に一般化するという変遷は、前章で述べた医師組合の成立と変遷の過程に並行するものである。すなわち、十三世紀の複合組合においては医業の営業が、十三世紀後半以後の医療人の組合では試験が、十五世紀の均質な医師組合では学位か教授免許が、要求されたと言えるのである。

そして、この変遷は大学の医学部と医師組合の権能の相互関係を考えるというわれわれの問題にとってきわめて重要である。なぜならば、すでに明らかにしたように、イタリアの中世大学における「医学部」の成立は十三世紀の半ば以降であり、以後十四世紀にかけて大学出の内科医が増加する。それに伴って、医師組合の加入資格として医学学位が要求されるようになるという、一種の医学部と医師組合の並行的発展関係を示しているからである。そしてそれは、旧来の医師組合において大学出の内科医が実権を掌握していく組合自体の変容過程を示すと同時に、医学学位がもはや医学の教授資格よりも医師資格を示すものとなり、その医師資格を含んだ学位と医師組合の開業認定権の相克を暗示する変化でもあったのである。

第8節 内科医層の増加

やや逆説的であるが、フィジクスと称された大学で医学学位を取得した内科医は、まだ大学の「医学部」が成立する以前の時代から存在していた。というのは、「医学部」が成立する以前にも、医学教師たちはおそらく「法学部」に従属する形で医学の学位授与をおこなっていたからである*(39)。従って、十三世紀前半以前にも、フィレンツェの医師組合のように内科医が組合に加入していた。ただ、このころの医師組合が複合職業組合であったことに加えて、すでに多数の外科医や調剤医などの民間医療従事者が加入していたから、組合員に占める内科医の割合は微少なものであった。

それが、一四世紀から一五世紀に移るにつれて、医師層に占める内科医の割合が徐々に増加していく。フィレンツェの場合、パークによると、課税台帳に記載された医師層のうち、一四世紀には三十数%、一五世紀では五十から六十数%が内科医であった*(40)。この数値は、課税台帳に記載されていない民間の医療従事者を含んでおらず、実際上は全医師に占める内科医の割合はこれより低かったと考えられる。しかし、ピエモンテ地方の場合にも、一四、五世紀の医師層に占める内科医の割合は、約三九%であったとの推計がある*(41)。したがって、一四世紀には医師層の三割ほどが、一五世紀には五割以上が内科医であったと一般化しても、それほど実態から乖離していないと考えられる。

このような内科医の量的増加が、既存の医師組合内部における内科医の実権の増大をもたらしたのも、当然であった。ピサの一三七五年の組合規約では、組合長になれるのは内科医のみと規定し、すでに見たように外科医以下の医師も組合化させて、内科医の組合長の下に従属させたのである。このように一四世紀以降の組合規約では、多くの都市で組合長は内科医に限定されるようになった。

さらにまた、内科医たちは組合の加入認定の際の試験においても、主導権を握ることになる。フィレンツェの一四世紀後半の組合規約では、大学の学位等の証明があるか、「組合のコンスルによって任命された少なくとも一人の外科医を含む四人の医師からなる委員

会によって試験され」て、はじめて加入が認められると述べている*(42)。この規約に述べられた医師は *medici* という一般的な呼称が使われているが、文脈からする限り一名の外科医と三名の内科医を意味したことは疑いを入れず、内科医が開業認定の試験において主導権を掌握しているのである。

このように組合内部において内科医の数が増加して実権を掌握する過程に平行して、すでに見たように医学学位が開業試験と並んで組合加入の条件とされるようになったのである。

そして、大学で学位を取得した内科医、あるいは大学で教授免許を取得したり、所定の課程を修了した内科医が、無条件で医師組合に入会できるようになるのに対して、これらの「公的な証拠と特権」を持たない医師たちには、内科医の統制の下で組合加入の、すなわち開業のための試験を受けることが厳然と課せられていくのである。

第9節 フィレンツェ大学と医師組合

以上のような内科医の組合内部における権威と実権の増大は、それまでの複合的な医師組合の性格に変化をもたらしたと考えられる。

ことに、一四世紀の末から一五世紀にかけての医師組合は、純粋な内科医の組合が分離するか、大学出の内科医と外科医によって構成される医師組合として成立する。これらの医師組合は、もはや一四世紀前半までの複合的な医師組合とは異なって、特権に裏付けられたアイデンティティを有する均質な大学出の医師の同業組合となる。

複合的な医師組合から同業組合としての内科医組合が分離する典型的な事例として、まずフィレンツェの場合を大学との関係で少し詳しく再検討してみよう。

すでに述べたように、フィレンツェでは十三世紀の後半に多職業組合であったポルタ・サンタ・マリア組合から独立して、医師・薬種商・小間物屋組合が成立し、この3つのグループが独立的な組合を営んでいたが、依然として医療人の複合職業組合的な性格を維持していた。

ボローニャなどと異なって、フィレンツェの町にはこの頃まで大学は存在しなかった。そのため、コムーネは一三二一年に「教会法と市民法と医学と他の学問の教師 (*doctores*) を選出して、大学に任命し、雇用するように」決議して、教師スタッフの招聘に乗り出した*(43)。しかし、こうして誕生した大学も、著名教師の獲得に失敗したりしたために、かろうじて存立している状態であった。そこで、コムーネは一三四八年に市民に対してフィレンツェ以外の大学での勉学を禁止し、すでに他大学で学んでいる者も一年以内に帰国するように、法令を発布した*(44)。そして、翌年の一三四九年には教皇クレメンス六世が、他の町の大学と同様の特権や免除を有する中世大学 (*Studium generale*) の特許状をフィレンツェに発布することになり、普遍権力によって公的に承認されるという当時一般に見られた段階に到達した*(45)。しかし、その後も一三七〇年に一時閉鎖されるなどフィレンツェ大学は決して安定した存在であったとはいえない。結局、クレメンスの勅書以後断続的に一世紀ほど存在した後、一四七二年にピサ大学に統合されてしまうことになるのである。

このようなフィレンツェ大学の成立と推移から言えることは、第一に都市によって設立された大学であるということ、そして第二に、コムーネの努力にも関わらず、この大学が

短期間しか存在せず、その間もきわめて弱体であったということである。

かりに一三二一年の決議どおりに医学教師が招聘されたとしても、彼らは何等町の医療に貢献することはなかったはずである。また、一四世紀の半ばからピサ大学に統合されるまでの一世紀ほどの間には、医学教師のコレギウムすなわち「医学部」が存在していたと考えられるが*(46)、都市と大学が対立していたボローニャなどと違って、その「医学部」もまた都市権力に従属させられていた。そのため、都市は医師組合と「医学部」の両者を権力下に置くことになった。

この事実が、医師組合の発展の歴史にフィレンツェ特有の性格を与えることになる。たとえば、一三四九年の組合規約によれば、すべての内科医はフィレンツェ大学の医学討論に出席することが組合によって要求されている*(47)。また、この点がきわめて特徴的な点なのであるが、医師組合の内科医が大学における学位授与に参画しているのである。この事実こそ、ボローニャ大学やパドヴァ大学と異なって、フィレンツェ大学の「医学部」がきわめて弱体であったことを示している。そのために、本来は大学がおこなう人体解剖もフィレンツェでは医師組合がおこなっていたのである。これらの事実は、都市権力の下での医師組合と「医学部」の協力関係を示しているように見える。しかし、そのような両者の関係も、都市の医学と医療を一元的に支配するとともに、内科医層の知的水準を高めようとした都市権力の意思の表れであって、そのことによって本来的に存在した両者の対立関係が解消されたわけではなかった。

医師組合に内科医層が増加するのに伴って、おそらく一三八〇年代頃から、フィレンツェの医師・薬種商・小間物屋組合の内部に、大学出の内科医だけによって構成される内部組合(Collegio dei medici)が成立する。この内科医組合は、すべての内科医が加入し、独自の登録簿を有することになった。まさに、チポツラが言うように、「一五世紀までに階層間の区別がさらに急進して、ついには貴族の地位にあることが権力につくための前提条件となった。内科医たちは、みずからを上流階級とするために戦う過程で、必然的に外科医と自分たちの分離を強調せざるをえなかった。外科医たちが、ますます理髪師と同一視されるようになったからである。」*(48)

このような分化はいわば必然の帰結であった。医師組合内部に内科医が増加し、加入資格に医学学位が要求されるようになると、試験によっても加入できたとはいえ、学位を有する内科医たちは他の医師たちから自らを差別化するとともに、医師組合の主導権を握るようになるからである。実際、フィレンツェの場合も、組合の加入認定は完全に内科医たちに掌握されることになった。

こうして、十三世紀から医師組合が存在したフィレンツェでは、一四世紀の終わり頃に医師組合内部で内科医組合が分離した。フィレンツェと並ぶ大国ヴェネツィアの場合も、後述するように、一五世紀のはじめにそれまで内科医・外科医組合であった医師組合から内科医組合が独立し、結局二つの医師組合が存在することになった。そして、このような歴史的推移こそが、それまで医師組合を持たず一五世紀以降に組合を成立させた町における医師組合の性格を規定した。すなわち、前述のトリノなどでは当初から内科医を主体とした組合が成立することになったのである。

第10節 医師組合と「医学部」の対立 —学位授与権の所在

大学で授与される医学学位は、基本的には医学の教授権と医業の開業権を与えるものであった。学位そのものの本来的意義は大学で教える資格（教授権）を意味していたにしても、内科医組合の成立する以前の時代においては、医学の実際的性格がその学位取得者に権威ある医業の営業を同時に認めてもいたのである。

学位のそのような性格は、学位が医師組合の加入資格として要求される時代に一層明確化した。医学学位を取得したものは、無条件で組合に加入して医業を営み得たからである。ところが、同時に医師組合には学位取得者でなくとも試験を受けることによって加入できた。そして、その試験をおこなって加入認定すなわち開業許可を与えたのは、医師組合の医師、とりわけ内科医たちであった。この事実、医師組合によっても開業権が授与されることを意味した。

基本的には、医師組合における学位と試験とによる二本立ての開業認可は、矛盾をもたらさなかった。学位は内科医の開業認可を、試験は内科医以外の開業認可を与えるものとして機能しえたからである。しかし、この規約上の法的整合性と規約を行使する権限を持つ団体の意識とは、別物である。

実際に、医師組合の内科医たちは、組合に加入志願する内科医の学位を審査するだけでなく、当時数多く見られた学位を取得してはいないが大学で学んだ医師を試験して開業認可を与えた。この行為は、大学の「医学部」における学位授与に等しい行為とみなされた。

そのために、組合の内科医たちは大学の「医学部」における学位授与への参画を主張した。それは、当然のことながら、医業の開業認定権をめぐる「医学部」と医師組合の対立をもたらす。そして、医師組合とは別個に内科医組合が成立したときに、その対立は頂点に達することになるのである。

すでに述べたように、フィレンツェでは従来から医師組合の内科医たちが大学の医学学位授与に参画していた。たとえば、一三六四年四月三〇日におこなわれた試験では、「フィレンツェ市民のマエストロ、ピエロ・・・は、フィレンツェ大学のやり方に従って、組合のフィレンツェ人内科医の下で、医学の試験を受けることを望んだ」と記され、実際にそのように試験がおこなわれている*(49)。

「医師組合のフィレンツェ人内科医の下で」教授免許の試験がおこなわれるのが「フィレンツェ大学のやり方」であるという表現は、まさに医師組合の内科医が医学学位授与に参画するのが慣習化していたことを示しているのである。

しかし、本来学位授与は大学の「学部」の専管事項であったから、このような行為は大学の医学教師の権限を侵すものに他ならなかった。そのため、フィレンツェ大学の「医学部」は、医師組合によって繰り返される権限の侵犯に反発して、医師組合と対立する。

この対立に対して、都市当局は、すでに述べたように組合の内科医が「医学部」の討論に参加するのを承認したり、あるいは逆に、特例的に大学の医学教師の医師組合への加入を認めたりすることで、両者の融和を図ってきた。ところが、一四世紀の末期に内科医組合が形成されて「医学部」と内科医組合との抗争が激しくなった段階で、明確な調停をおこなわざるを得なくなるのである。

一三九二年九月十七日から二九日にかけての調停は、おおむね次のようなものであった。まず、大学の教師に対しては、いかなる教師も当該分野の組合に加入していない限り教授免許授与や学位授与の試験などに参加できないと定め、ついで、内科医組合などに対して

は、大学の試験などに参加してはならないと規定している*(50)。この調停が現実のものとなったかどうかは別にして、都市当局としては、学位授与権を大学に保全する一方で、大学の医学教師も内科医組合に加入することを義務づけることによって、医師組合の権威をも温存しようとしたと解釈できるだろう。そして、そのような解決の方向は、学位の持つ教授権としての性格を強める一方で、医師組合の開業認可権を強めるものともなるだろう。

そのことは、フィレンツェの場合よりも更に都市権力が強力な統制力を発揮したヴェネツィアにおいてより明確に現れる。ヴェネツィアでは、一四世紀から内科医と外科医の統一的な組合が存在していた。ところが、その統一的な組合が一五世紀のはじめに二つに分離した。その間の経緯はいまだ解明されていないが、ナルディによると、一方が他方の領分を浸食して両者の間に分野の混同が起こり、それぞれの活動分野を限定するとともに、与えられる称号を区別する必要が生じたために、組合が分離したと主張している*(51)。

この二つの組合が分離した直接的原因が何であるにしろ、フィレンツェのように内科医の数が増加して組合における主導権を握っていく過程が、両者の分離に影を落としていたことは否定できない。事実、分離した後ですら、外科医組合の規約にはつぎのような規定が見られる。すなわち、「もし外科医が開業を望むなら、大学において教授免許ないし学位をえずして開業し得ない。それを得ていない場合は、外科医の組合長は内科医の組合長と共にその者に試験を課さねばならぬ。」*(52)この規定は、外科医組合の試験に内科医組合の長が介入していることを示しているのである。

そして、主導権を握った内科医組合が、まずは教皇権の、次いで都市権力の指示によって、本来大学のものであるべき学位を授与することになる。

ヴェネツィアにおける医学学位授与の最初の事例は、一四〇一年に起こっている。まだ、共和国がパドヴァ大学を所有していない時代である。ヴェネツィアに居住するキリスト教に改宗したあるユダヤ人医師が、学位取得を教皇に嘆願したために、教皇は使節をヴェネツィアに送って、内科医組合の医師や教養諸学の学位取得者からなる委員会を組織させ、この委員会によって医学学位が授与されたのである*(53)。当時、学位授与権は教皇権や神聖ローマ皇帝権が大学に付与するものと考えられていたが、この事例は、大学以外の場において、教皇自身が直接学位授与を指示した興味深い事例である。そして、内科医組合が委員会に加わる形で関与してはいたが、この時点ではまだ共和国ヴェネツィアは学位授与権を都市のものとして行使しなかったのである。

しかしながら、状況は一五世紀の後半から変化する。まずヴェネツィアは、一四七〇年にヴェネツィアに大学を設立しようとした教皇の勅書を空文化して、教皇による大学の設立権、換言すれば学位授与の認定権を否定する*(54)。そして、一六世紀になって、町の内科医組合に学位授与を認めることになるのである。

サヌードの「日記」には、一五一二年にマギステルのヴェニエルなるヴェネツィア人が「戦争のためにパドヴァ大学に行けず、サン・ルカ教会でコンヴェントゥスされた」と記され、翌一五一三年にもニコロ・ダ・ポンテなる人物が、これも「戦争のためにパドヴァ大学で」勉学できない理由の下に、学位授与がおこなわれたと記している*(55)。

いずれも、都市権力の下で内科医組合によって医学学位が授与された事例であるが、教皇権のような普遍的権力が大学に学位授与権を付与した十三、一四世紀と違って、一五世

紀以後では大学が都市権力の下におかれたことを端的に示している。そして、都市が大学にではなく医師組合に医学学位授与権を認めたのであった。

しかし、これらの事例は内科医組合が大学の医学部に相当する機能を果たし得たことを示してはいるが、その学位授与が戦時の特例的意味を持っていたことを無視すべきではない。一四〇五年にパドヴァ大学を獲得してからのヴェネツィアは、この大学を共和国唯一の大学として育成するために、支配下の町に存在した他の大学を閉鎖し、教皇による大学設立の勅書すら否決した。したがって、ヴェネツィアは領内における学位授与権をパドヴァ大学のみにも認めていたのである。それゆえにこそ、これらの事例においても、「戦争のためにパドヴァ大学に」行けないという理由が明記されて、特例的に内科医組合が医学学位授与をおこなったと解釈すべきなのである。

その意味で、このようなヴェネツィアの対応もまた、フィレンツェの場合と同様に、大学における医学学位授与権と医師組合による医業認可権を基本的に区別する都市政策を示すものに他ならなかったのである。

第11節 学位の意義の変容

上述のフィレンツェとヴェネツィアの例が示しているように、都市権力は学位授与と開業認定を明確に区別し、「医学部」の権限と医師組合の権限の間に混同が起らないような施策をおこなった。もちろん、法制的に学位には開業権が含まれていたし、実際的にも学位があれば試験なしで医師組合に加入できたから、学位から開業資格そのものが剥奪されることはなかったと考えられる。しかし、都市による「医学部」と医師組合の権限分離策は、医師組合による開業認定の強化につながり、学位取得者の場合も組合加入における資格審査の厳格化は不可避であったろう。

それは、医学学位が本来的に有した開業権を伴う医師資格から、次第に開業権が医師組合よって剥奪されていき、単なる医師資格にすぎないものとなっていった過程、すなわち資格と営業権の分離による実効的な医師資格の形骸化であったのである。

中世大学が生まれたとき、学位は教師資格と教授権を包括的に含むものとして教師層が与えたものに他ならなかった。それが、一二一九年に教皇がボローニャに介入してからは、私的試験による教授免許と公的試験による学位の二段階の学位試験制度が成立した。それは、医学学位に明確に見られたように、教皇権による教授権の分離策によるものであった。しかし、おそらくコレギウムの側は授与する学位から教授権が分離されることを嫌った。すでに述べたように、十四世紀の法科コレギウム規約でも、私的試験と公的試験を明確に区別しないという状況が見られたのも、教授免許授与における助祭長権限の形骸化にともなって、私的試験と公的試験の本来的意義が消失したためである。その意味では、一二一九年の直後はともかくも、その後次第に学位試験制度は一元化する要因をはらんでいた。

医学学位の場合には、十三世紀に普遍権力や地方権力によって医業統制権と医学教育権という法的観念の分化が促進され、教皇権は巧妙な施策によって医学教育権を学位から分離させようとした。一二一九年のボローニャへの介入も、もっぱら標的は法学ではあったにしても、そうした動向の一環であった。その結果、教授免許が医学の教授権を、ドクトル学位が医業の開業権を与える制度的構造が確立されようとした。しかし十四世紀には、法学の場合と同様に医学学位においても、二段階の学位試験制度はその本来的意義を失っ

ていった。モンペリエでは教授免許が少なくとも他都市における開業資格を保証するものとなっていたし、パドヴァでは「試問」が制度化されて、実質的には学位試験制度は一元化し、教授免許と学位の法制的区分は意味を持たなくなっていった。教授免許だけで医師組合に加入し得たのも、そのためである。

こうして、教授免許であれドクトル学位であれ、いずれも専門職としての医師資格と開業権を与えるものとなっていたが、医師組合の成立によってその実効的な開業権が奪われて、結局、医学学位は大学教師や医師のプロフェッションとしての資格を与えるものに過ぎなくなっていった。そのために、十五世紀の後半からは、ドクトル学位の取得者が減少して教授免許だけで済ませる者が増加する。それは、ドクトル学位の取得に膨大な費用がかかったためだけではなく、むしろ学位がプラクティカルな性格を失っていく変化に応じたものであったと考えるべきであろう。

本来、中世大学における医学学位は、本質的に、教授・医師資格という意味においてプロフェッショナル・ディグリーであり、かつ教授・開業権を含む意味においてプラクティカル・ディグリーでもあった。しかし、医師組合によって開業認定権が行使されるようになると、開業権を有しない単なる専門職資格となっていた。換言すれば、医学学位はプラクティカルな性格を徐々に失って、大学教授としての、あるいは医師としてのプロフェッショナル・ディグリーの性格を強めることになる。そしてそれは、学位がアカデミック・ディグリーとして捉えられるようになる近代への最初の兆候であったといえるかもしれない。

さらにまた、学位というものは本来は普遍的に通用する教授資格を意味していた。普遍権力が介入する以前の時代においては、学位は新たに成立した普遍的な学問、イタリアにおいては法学の持つ普遍性によってその有効性が保証されていた。それがローマ教皇の介入によって、普遍権力による承認の下での普遍性を獲得し、あらゆるところで通用する教授資格となった。しかし、この中世大学の普遍性の核となる学位の普遍性もまた、十四世紀以降の中世大学の族生に伴って相対化していき、次第に地方的有効性しか持たなくなっていく。パリやボローニャのような母胎大学が結果的に教皇庁から万国教授資格の授与権を法的に得ざるをえなくなるのも、実際上の学位の普遍的有効性が阻害され始めたからに他ならない。

このような状況が学位の普遍性の喪失の国際的要因であったとするなら、前述の医師組合や法律家組合と大学の関係からもたらされた変化は地方的な要因であったと言えるだろう。それはいわば、学位の持つ、あらゆる地域で有効であった普遍的教授権の性格と、その普遍的な権威から派生するあらゆる地域で有効な専門職の開業権としての性格が、各地の新設大学や医師組合などの専門職組合によって奪取される過程、すなわち教授権・開業権の地方化の過程に他ならなかったのである。

そして、中世大学の普遍性という観点からすれば、このような学位の地方化の過程は、本来は国際的性格を有した中世大学が組織的にも機能的にも地方化していく過程に呼応したものであったことに留意しなければならない。中世大学は国際的性格と都市的性格と団体的性格というある意味で矛盾を抱えた存在として誕生した。その矛盾が顕在化しつつ、中世大学は国際的性格から都市的・地方的性格へ、自治団体的性格から管理された行政組織的性格へとその性格を変化させざるを得なかったのである。

終章 中世大学の普遍性と地方性 一組織と学位

十二世紀末頃からのボローニャ大学の原初的組織をめぐる動向は、従来のように大学団を学生の組合と捉える見解の不十分さを示している。純粹な学生の利益共同体であるコンソルティアが国民団へと変容する過程が、契約という経済的な合理的関係と家族的共同体関係の二重の関係に規定されたソキエタスの消滅を伴ったのは、後者の合理的関係が利益共同体である国民団に吸収されたためである。そのために、国民団の統合体としての大学団が法人組織として形成されたのも、学生の一般的利益を擁護する目的であったというより、教師と契約関係を結ぶという本質的な目的のためであったと理解する方がより整合的である。教師が大学団から排除された理由も、この観点からのみ合理的に説明される。

この理解の正当性は、大学団の規約そのものが明示している。大学団の規約は、法的行為を団体としておこなうに必要な組織を明確化した上で、契約の締結対象者たる教師を選んで、罰金の下に詳細に明記された教授期間と教授内容・方法に従わせるという一連の法的手順を定めている。このため、大学団から排除された教師に対する規定が学生の大学団規約に含まれたのである。これらの規定は、学生による法人組織としての大学団が、教師と教授契約を締結するための組織構造を持ち、そのための法的機能を果たす諸手順を定めたものに他ならなかった。したがって、学生の法人組織への団体化は、法制的に見るならば、私的自治の保証、すなわち近代的な法原理である契約自由の原則に基づく、契約関係の法人的制度化に他ならず、大学団規約はそれを立法化したものであった。

大学団から排除された他方の当事者である教師たちが、大学団に対抗する形で団体化しなかったのは、団体の力学としては一見不思議に思われる。そのため、過去の研究者はコレギウムをすべての法学学位取得者の組合、あるいは学位取得者のうちの現職教師の組合と捉えたり、同じコレギウムの名称を採った法律家の職業組合と混同する誤りをおかした。しかし現在では、この組織は初期の学位授与のための私的な組織が、十三世紀後半になって法的に公認された団体組織になったものと理解されるようになった。すなわち、教師を含む学位取得者による学位授与のための団体と位置づけられたのである。コレギウムがあくまで試験と学位授与によって法学教育の認定と批准をおこなう組織に過ぎなかったのも、大学における教師選出権、換言すれば教師を選定してその教師と契約を結ぶという規約に定められた一連の手順を遂行したのが、もっぱら学生の大学団であり、教師の側はそれに対抗して自ら教師を選出することができなかったからである。

この組織が教師組合などではなく単なる学位授与団体に過ぎなかったとすれば、そして、ここで新たに提示したように、大学団が学生の組合というよりも教師との契約を締結する団体であったとするならば、両者の関係は契約という新しい観点から捉えられることになる。この観点からすれば、大学団が契約締結団体であったのに対して、コレギウムは契約締結の他方の当事者団体ではなく、契約が成就されたことを学位という指標によって批准する団体であったことになる。大学団との契約は個々の教師が大学団規約に沿って締結し、その契約結果の批准を学位授与という形でコレギウムという団体がおこなったのである。

このような意味において、中世大学の組織として大学団のみならずコレギウムも含めて

捉えることの正当性を見いだすのであり、同時にまた、十二、三世紀における大学団とコレギウムという二つの大学組織のあり方が、学位授与という大学組織の本質的な機能と密接に結びついたものであったことに留意する必要に迫られる。そして、この組織のあり方と学位授与という機能の関係が、中世大学の本質的特徴である普遍性と密接に関わっていることに注目する必要にも迫られる。それらの関係を明らかにすることこそ、中世大学の全体構造と機能を解明することに他ならない。

ボローニャの法科大学団は、形成初期においては普遍権力たる神聖ローマ皇帝権によって、そして後には教皇権によって保護と後見の下に置かれた。それは決して創設や明確な法的認可という形は採らなかったが、これら普遍権力は一貫して学生の側を擁護することによって彼らを自らの権力下に置こうとした。法学生を擁護することは、エルミーニが述べたように、普遍的君主制の理念に法的基盤を与えようとする普遍権力にとって必要不可欠のことであった。また、そのような政治権力の動向が普遍的な法学の追求を促進し、ヨーロッパのあらゆる地域から学生をボローニャに参集せしめていた。その意味において、ラシュドールが中世大学の普遍性を学生の地域的普遍性に求めて、慣習的に形成された普遍性と位置づけたのは正しい。学生の国際的普遍性は、理念としての法学の普遍性に裏付けられていたのである。

他方でコレギウムは、その原型組織である試験委員会的な組織を構成した教師たちの多くがボローニャ人であり、都市権力と密接に結びついていたために、都市権力下における法人組織となった。いわば、組織の性格としては地方の都市権力による公共性を体現するものに過ぎず、決して普遍的な性格を持つものではなかった。初期における組織としての中世大学は、大学団の普遍性とコレギウムの地方性というアンビバレンスの渦中にあっただのである。

そのため、コレギウムが授与した学位そのものも、本来は普遍的有効性を持たず地方的な有効性に限定されるはずのものであった。その学位に何らかの普遍性が与えられたとすれば、ボローニャ以外に法学学位を授与する教育機関が存在しなかったという希少性に加えて、組織そのものとは別に個々の法学者たちが普遍法を研究教授し、普遍法を学んだ学生に学位を授与したという学問の普遍性によってもたらされるものであった。

この状況を一変させたのが、一二一九年のホノリウス三世による教書である。この教書によって、学位試験が私的試験と公的試験の二段階に分化すると共に、授与された学位は普遍権力である教皇庁の保証する普遍性を獲得した。いわば、その法的明文化は十三世紀末になるとしても、この段階で実質的な普遍的教授権としての学位の性格を得たのである。

しかし、この教書によってボローニャ大学で授与される学位が一応の普遍性を得たとはいえ、大学が抱えていた普遍性と地方性の本質的矛盾が解決したわけではない。その矛盾はボローニャにおける学位試験制度に明確に表れることになる。十四世紀の試験制度を見る限りでは、パリ大学においては、普遍法と固有法の法的区分に従って、概ね学部による固有試験とカンケラリウスによる普遍試験の区分がなされていたが、ボローニャにおいては助祭長が主宰する試験が私的とされ、法的な普遍性が試験段階として制度化されるに至らなかった。むしろ地方権力の公共性が試験制度に制度化されることで、私と公の対比が明確化した。形式的には十三世紀末に教皇庁から普遍的教授権の授与権を法的に受けていたが、そうした形式上の認可を得つつも、実質な学位試験制度においては教皇庁の保証す

る普遍性を地方権力である都市の地方的公共性が形骸化し、やがて凌駕していったのである。

十三世紀から十四世紀にかけての学位をめぐるこのような変化は、学位授与という機能がその組織と密接に結びついていた以上、大学団とコレギウム、とりわけ後者の組織の変化を伴わずにはおれなかった。学位授与団体としてのコレギウムの影響によって、後に法学学位取得者の専門職業組合が形成されると、ポローニャのコムーネは都市の法曹家にこの法律家組合への加入を要求した。これらの事実は法律家組合が都市権力を支えて、それと密接な関係を持っていたことを示している。そのため、都市が大学教師へ給与を支給するようになると、新たに成立した法律家組合が都市給与の統制をおこなうようになった。いわば、学位授与コレギウムと法律家組合との間で、一応の機能分化が生じたのである。それは、法律家組合の成立によって、学位授与コレギウムが教育機能を果たす団体としての「学部」というものへ変化していく最初の段階であったと言ってもよい。

このコレギウムの「学部」への本質的変容は、パドヴァの「医学部」に典型的に見られるように、コレギウムが学生大学団への実質的統制権を獲得したことによってもたらされたが、これに加えて都市給与制度の導入が学生の教師選出権を次第に侵し始めたことによって、大学団の法人団体としての権限が急速に弱体化するという変化を伴っていた。

また同時に学位をめぐることは、新たに成立した法律家組合のような専門職業組合が、次第にその加入資格として学位取得を義務づけるようになると、一方で学位が法曹職を営む専門職資格としての意義を強めていきつつ、他方で加入認定が学位授与に等しい権限を持つものとなり、本来的に学位授与権を有した「学部」と職業組合との間で相克が起こるようになった。両者の機能分化が不分明となったのである。

いわば、学位授与団が法律家組合の成立に伴って「学部」化するとともに、大学団の権限が弱体化し、学位は法学の教授資格から法曹職の専門職業資格へとその内包の中心を移しつつ、学位授与権をめぐる「学部」と専門職業組合との間で相克が起こったわけである。

これを学位の普遍性の観点から見ると、かつてはどこでも通用する普遍性を持った教授資格としての学位は、地方の職業組合によって統制される職業資格としての学位に変容し、かつての普遍性を喪失する危険に直面したことになる。それは、中世大学の学位制度が本来的に持った矛盾、地方の団体が授与する資格にいかにか普遍的有効性を与えるかという矛盾を顕在化させ、形式的にはローマ教会という普遍権力によって保証された普遍的教授権の性格を保持しつつも、実質的には地方権力が都市領域内にのみその有効性を限定する公共的性格をそれに優越させるという学位制度が形成されることになった。それが私的試験と公的試験による学位の二段階試験制度であり、学位の内包の変容がその公共性による普遍性の凌駕となって現れたのである。

このような並行的かつ相関的なコレギウム組織と学位の内包と学位制度の変容は、コレギウムと学生大学団の原初的關係、すなわち契約締結法人としての大学団と学位によって契約成就を認定するコレギウムの相互的關係をじょじょに失わせた。ことに都市による給与制度の導入は、学生の教師選出権の漸次的喪失をもたらしつつ、法律家組合による給与統制を強め、コレギウムの「学部」化を促進したために、依然としてコレクタ（授業料）による關係は継続していたにしても、前述の契約的關係は急速に脆弱なものとなっていつ

た。初期の中世大学の組織的關係はじょじょに崩壊していったのである。

一二、三世紀に形成された法科の大学組織や学位の一四、五世紀にかけての変容は、むしろ、法科にかなり遅れて新たに出現した教養諸科の大学団とコレギウムがいち早く体現し、それが法科に影響を与えたものと考えられる。

教養諸科においては、ボローニャでもパドヴァでも、十三世紀半ば過ぎに学生大学団よりも早期にコレギウムが成立した点が法科と異なっていた。それは法科をモデルとしつつも従属から脱皮しなければならないというアンビバレンスの下で、都市勢力を背景とした教養諸科コレギウムが学生たちを先導したためであった。そのため、後に成立した教養諸科学生大学団はコレギウムに従属して、十四世紀末に達成される完全な独立に至るまで法科との抗争を闘った。すなわち、対法科関係によって、大学団よりも早期のコレギウムの成立がもたらされただけでなく、コレギウム優越の下に大学団との密接な関係が生まれた。それはまさに、かつて法科において学生大学団が教師に従属させていた学生と教師の関係、換言すれば初期中世大学の組織的關係構造の転換に他ならなかった。

ただ、学生と教師の対立から協調へ、学生主導から教師主導への関係転換は、両者の本質的關係の変化から表れた現象に過ぎないと捉えるべきであろう。その現象をもたらした本質的变化は、かつて法科において成立していたユニヴェルシタスが教師と契約を結んで教えさせ、コレギウムが契約の成就を意味する学位を授与するという相互的契約關係の消失である。そして、その消失を可能としたのが、都市による給与制度の導入であり、学位授与団体に過ぎなかったコレギウム組織の「学部」に近い組織への変容であった。

教養諸科の大学団とコレギウムが法科から独立するにあたって、重要な役割を果たしたのは医学であった。医学が教養諸学を統合する学問としての位置づけを得るにつれて、医学教師たちは教養諸科コレギウムで主導的な役割を果たすようになった。そのために、教養諸科コレギウムはやがて教養諸科・医科コレギウムとなり、さらには実質的な「医学部」となった。

このコレギウムを「学部」と捉えるのは、定員制の導入による実質的な教師組織化に加えて、その長が成員である教師のみならず学生に対しても統制権を行使し、服従しない学生を罰し得たからである。この実効的な学生への統制権こそ、学生－教師關係の転換をもたらしたものであった。ただ、教師選出権を持たなかった点が近代以降の「学部」と決定的に異なっている。教師選出は依然として形式的には学生大学団が保持していたが、実質的には都市給与の導入と共に次第に都市が教師選出に関与し始め、都市の法律家組合を通じて給与の統制管理をおこなうようになった。いわば、都市権力によって学生の教師選出権が次第に奪取されていき、法人団体としての大学団の弱体化を招くことになる。そして、最も本質的な権能である学位授与権も、教養諸科コレギウムの時代には法科の監督下に置かれて単独では行使できなかつたが、次第に独立した学位授与をおこなうようになり、完全に自立した学位授与権の行使が「医学部」においては可能となった。

医学の学問化、コレギウムの定員制による実質的な教師組織化、学生への統制権と独立した学位授与権の獲得などによって、この組織は「医学部」となった。そして、その組織的変容は学生大学団を服従させたために、旧来の学生－教師關係を転換させると共に、都市の教師選出への介入の影響もあって、大学団とコレギウムの団体的契約關係を崩壊させたのである。

こうした組織の構造的かつ相互関係的变化は、すでに述べたように、その本質的機能として授与される学位の内実の変化を伴わざるを得なかった。元来、コレギウムが授与した学位も、学生が教師選出権を有したが故に、営業権を伴わない純粋な教授資格しか意味しなかった。しかし、学位取得者の増加に伴う同職組合の専門職業組合化などの動向は、教授資格としての学位に専門職資格としての学位の性格を付与した。法学と同様に医学学位の場合も、大学で医学教育をうけた医師を従来の下級医療技術者と区別したから、新たに生まれた大学出の内科医の資格を与え社会的に区別する意義をも持ったのである。

学位が教職の資格を意味する限りでは、主としてそれは当時教育権を主張したローマ教会との問題に関わるが、ひとたび専門職資格や開業認可を意味するようになると、職業を統制した中世都市の影響を受けざるを得なくなる。都市がこの時代に頻繁に大学に介入したのも一つにはそのためであるし、学位が都市的「公」の性格を強く持ち始めるのもそのためである。この結果、「学部」は都市において職業を統制した職業組合との関係によって、職業組合の機能を併せ持つか、職業組合の機能の一部を分担する組織となるか、あるいは純粋な教育組織としてのみ位置づけられることになったのである。

いずれにしても、以上のような「医学部」の成立に象徴的に表れているのは、それ以前の時代、すなわち十二、三世の法科主体の時代における団体組織とその関係の変容であり、さらにはその団体の本質的機能である学位授与で授与された学位の内実の変容である。初期においては、ユニヴェルシタスが教師を選出して契約を結んで教授させる法人格団体として成立したのに対して、コレギウムは契約締結のための対抗組織としての組合ではなく、契約の成就を認定する組織である学位授与コレギウムであった。この大学団優位の学生－教師関係を転換させたのが、教養諸科のコレギウム、後の「医学部」であり、法科との対抗上学生への統制権を持つに至った。そして、コレギウムの統制下に置かれた学生大学団は、都市によって教師選出権も弱体化させられ、最早かつての法科大学団のような完全に独立した契約締結団体としての性格を失っていった。学生－教師関係の転換は両者の契約関係の喪失によって起こりえたのである。それと同時に、学生大学団は教師選出権の弱体化に伴ってかつての契約締結法人としての独立性を失っていき、「学部」に従属した相互扶助組合の性格を強めていった。他方で、コレギウムは「学部」へと変容すると共に、そこで授与される学位も、かつての普遍性に裏付けられた教授資格よりも、むしろ地方的公共性の下での専門職資格を意味するものとなっていったのである。

このような時代においては、かつての普遍権力下における学生や教師の団体的関係よりも、「法学部」と「医学部」との学部間の争いや、専門職資格を与える団体である「学部」と専門職を統制する職業組合との抗争など、それも都市権力という地方権力下における団体関係こそが、大学の「外的歴史」にとってより重要な側面となる。とりわけ、「学部」と専門職組合との関係は、「学部」が保持した学位授与権と学位の内実にとって、無視できない影響を与えることとなる。

その影響を与えた医師組合の成立は、都市の状況に影響された。ヴェネツィア支配下のパドヴァやフィレンツェのように、内科医主体の医師組合が成立して「医学部」と共存した場合もあれば、大学が存在せず医師組合のみが成立した場合もある。そして、パリと共に母胎大学特有の状況下にあったボローニャのように医師組合が成立せず、「医学部」が医師組合の機能を果たした場合もある。ボローニャでは、「医学部」が医師資格の認定の

みならず、開業認可と医業統制をおこなったため、前述のような機能分化は起こらなかったが、逆に、公的試験によって開業認可権を付与したために、この試験は医師組合への加入式的な性格を持つに至った。そのために、公的試験の公共性はより強力で儀式として体现されたのである。しかし「医学部」と異なって、法科では法科コレギウムの学位取得者の増加によって法律家組合が成立すると、このコレギウムは「法学部」化していき、両者の機能分化が促進された。このような医科と法科の違いは、「医学部」が対法科関係によって学生を服従させたのと同様に、医学の学位取得者をその影響下に置いたことに起因すると考えられる。

ボローニャのように「医学部」が医師組合の役割を兼ねた場合には、他大学の医学学位を認めず、自大学で学位取得した者のみに開業を認めたと考えられるし、他都市においても、ボローニャやパドヴァのような古参大学の医学学位の取得者ですら、医師組合加入にあたっては厳格な学位審査をおこなうようになっていったため、一般的趨勢としては、医学学位がかつて有した開業権を含む総括的な医師資格から、開業権が剥奪されるという危機に直面していた。それは学位の持つ権限が解体され、実効的有効性を持たない資格化への過程であり、その過程は医師組合の成立発展に呼応するものであった。

十三世紀以降イタリアの諸都市に成立した医師組合は、都市の医療を統制管理した都市権力から、権限を付与されて医療をその監督下においた。医師組合規約は、医師組合が都市内部の医師の対立や医療の荒廃を防ぎ、安定した医療の供給を確保する目的を果たすものであったことを示している。この医師組合への加入資格条件の変遷、すなわち、十三世紀においては単に既得権としての営業だけで組合に加入できたものが、やがて加入試験が課せられるようになり、一四世紀後半以降は大学の学位取得が義務づけられて、一五世紀には学位取得ないし教授免許取得がより広範囲に一般化するという変遷は、組織としての医師組合の成立と変遷の過程に並行するものである。すなわち、十三世紀の複合組合においては医業の営業が、十三世紀後半以後の医療人の組合では試験が、十五世紀の均質な医師組合では学位か教授免許が、要求されたのである。

そして、この変遷は大学の「医学部」の成立発展と密接に関係していた。教養諸科コレギウムが成立しやがてそれが「医学部」となっていく過程において、じょじょに大学出の内科医が増加する。それに伴って、一般的な医療人の組合が実質的な内科医組合となり、医師組合の加入資格として医学学位が要求されるようになるという、一種の医学部と医師組合の並行的発展関係が存在する。その発展関係は同時に、医学学位がもはや医学の教授資格よりも医師資格を示すものとなった事実を示すと共に、開業資格としての学位をめぐる「医学部」と医師組合との将来的な相克を暗示してもいる。

事実、医師組合の内科医たちは、組合に加入志願する内科医の学位を審査するだけでなく、当時数多く見られた学位を取得してはいないが大学で学んだ医師を試験して開業認可を与えた。この行為は、大学の「医学部」における学位授与に等しい行為と見なされた。そのために、組合の内科医たちは大学の「医学部」における学位授与への参画を主張した。しかし、本来学位授与は大学の「学部」の専管事項であったから、このような行為は大学の医学教師の権限を侵すものに他ならず、フィレンツェ大学のように、「医学部」は医師組合によって繰り返される権限の侵犯に反発して、医師組合と対立した。

このような対立に対して、フィレンツェやヴェネツィアの例が示しているように、都市

権力は学位授与と開業認定を明確に区別し、「医学部」の権限と医師組合の権限の間に混同が起こらないような施策をおこなった。この都市による「医学部」と医師組合の権限分離策は、医師組合による開業認定の強化につながり、学位取得者の場合も組合加入における資格審査の厳格化は不可避となった。それは、医学学位が本来的に有した開業権を伴う医師資格から、次第に開業権が医師組合よって剥奪されていき、単なる医師資格にすぎないものとなっていった過程、すなわち資格と営業権の分離による実効的な医学学位の形骸化であったのである。

その変容過程は、医学学位の二段階試験制度にも影響を与えた。医学学位の場合には、十三世紀に普遍権力や地方権力によって医業統制権と医学教育権という法的観念の分化が促進され、教皇権は巧妙な施策によって医学教育権を学位から分離させようとした。その結果、教授免許が医学の教授権を、ドクトル学位が医業の開業権を与える二段階の試験制度構造が確立されようとした。しかし十四世紀には、法学の場合と同様に医学学位においても、二段階の学位試験制度はその本来的意義を失っていった。モンペリエでは教授免許が少なくとも他都市における開業資格を保証するものとなっていたし、パドヴァでは「試問」が制度化されて、実質的には学位試験制度は一元化し、教授免許と学位の法制的区分は意味を持たなくなっていた。これに加えて、医師組合が加入資格としてドクトル学位のみならず教授免許をも認めるようになったため、教授免許であれドクトル学位であれ、いずれも専門職としての医師開業資格を与えるものとなっていった。この医師開業資格から医師組合はその実効的な開業権を奪いとり、結局、医学学位は大学教師や医師の専門職資格を与えるものに過ぎなくなっていたのである。そうした開業権を喪失した学位の専門職資格化が、通常言われる学位取得費用の高騰よりも、二段階学位試験制度の実質的一元化を促進した点にこそ留意すべきであろう。学位の内実の変容が、学位試験制度の実質的变化をもたらしたのである。

すでに述べたように、コレギウムの「学部」への変容、そしてそれに伴う専門職業組合の成立、大学団の教師選出権の漸次的喪失に伴う弱体化などの組織的変容が、中世大学に特徴的であった教師と学生の契約関係を喪失させ、学生優位の大学から教師優位の大学へと変化させたことは、否定できない事実である。そして、その変化は大学のもっとも本質的な機能である学位授与と学位そのものの変容を伴った。かつての普遍的教授権としての学位は、一方で試験制度の形骸化をもたらし、他方で教授資格よりは専門職業資格へとその内実を相対的に変化させつつ、その普遍性は地方的な公共性に次第に凌駕されるようになった。これに加えてさらに、社会的に専門職資格化した学位とその制度は、新たに成立した専門職組合によって、実質的な開業権の剥奪と試験制度の一元化という危機に直面させられたのである。

中世大学の学位というものは、本来は国際的に通用する教授資格としての普遍性有していた。普遍権力が介入する以前の時代においては、学位は新たに成立した普遍的な学問、イタリアにおいては法学の持つ普遍性によってその教授権としての有効性が保証されていた。それがローマ教皇の介入によって、普遍権力による承認の下での普遍性を獲得し、あらゆるところで通用する教授資格となった。しかし、この中世大学の普遍性の核となる教授権としての学位の普遍性もまた、十四世紀以降の中世大学の族生に伴って相対化していき、次第に地方的有効性しか持たなくなっていく。パリやボローニャのような母胎大学が

結果的に教皇庁から万国教授資格の授与権を法的に得ざるをえなくなるのも、実際上の学位の普遍的有効性が阻害され始めたからに他ならない。

このような状況が学位の普遍性の喪失の国際的要因であったとするなら、前述の医師組合や法律組合と大学の関係からもたらされた変化は地方的な要因であったと言えるだろう。それはいわば、学位の持つ、あらゆる地域で有効であった普遍的教授権の性格と、その普遍的な権威から派生するあらゆる地域で有効な専門職の開業権としての性格が、各地の新設大学や医師組合などの専門職組合によって奪取される過程、すなわち教授権・開業権の地方化の過程に他ならなかったのである。

そして、このような学位の地方化の過程は、本来は国際的性格を有した中世大学が組織的にも機能的にも都市化していく過程に呼応したものであったことに留意しなければならない。中世大学は国際的性格と都市的性格と団体的性格というある意味で矛盾を抱えた存在として誕生した。その矛盾が顕在化しつつ、中世大学は国際的性格から都市的・地方的性格へ、自治団体的性格から管理された行政組織的性格へとその性格を変化させざるを得なかった。そのような地方的行政組織への変化に伴って、学位の地方化が起こったのである。

それ故にこそ、このような趨勢が一般的傾向として認められるにしても、大学の組織構造と機能の地方化・都市化が学位そのものの普遍性を喪失させるかどうかは、もっぱら各地の大学とその都市の状況に依存していた。学位の普遍性という観点からすれば、古参中世大学の学位が本来有した教授権・開業権を剥奪したのは、自都市の職業組合よりも、むしろ他都市の職業組合や大学であったからである。

おそらくこの問題から中世以後の大学の問題が始まる。都市化・国家化した大学において知の普遍性がいかに実現されるのかという問題は、最早中世大学の問題ではなく近世から近代にかけての大学の問題である。一五世紀以降全欧的に多数族生する大学と、その大学を持つ都市との関係、さらにはイタリアなどの先発大学との相互関係を前提として、個別大学ごとに考察しなければならない問題である。そしてそれは、中世大学という組織と機能における普遍性と公共性の葛藤から、次第に都市的な公共性が優勢となっていった過程を踏まえて、新たに成立した大学ごとにその普遍性と地方的公共性を検証する試みに他なるまい。その検証を経てはじめて、中世大学の地方化、すなわち都市化・国家化が、どのように大学の近代化に繋がっていくのかが明らかにされるであろう。一般には一九世紀のベルリン大学の成立によって近代大学が始まるとされるが、教育機能に対する研究機能の優位性が確立したという点において、その見解は一定の正当性を持つ。しかし、それ以前の時代においても、本来教育機能を主体とした中世以来の大学に、神学のような普遍性を持つ研究とは別に、都市や国家の必要性に応じた、すなわち公共性による研究機能が要請され始めていたと考えられる。とするならば、そこに至るまでの過程、すなわち一六世紀以降一九世紀に至るまでの大学、中世大学の特徴であった普遍性を徐々に失って、都市ないし国家の大学となった大学において、普遍性と公共性の関係が大学の組織と機能の諸側面においてどのように展開していくのか、その解明を各国の大学史研究に期待したいと思う。

(了)

15, 6世紀パドヴァ大学「医学部」の講座編成

	1434	1435	1436	1500	1519	1520	1525	1529	1532	1534	1539	1541	1544	1545	1546
医学正講義	2	2	2	2		1	2	1*2	2	2	1*1	1*1	2	2	2
副講義	3	3	5	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2
医学正講義	2	2	2	2		2	3	2	3	2	1*1	2	2	2	2
副講義	3	2	2	2	2	2	2*2	3	3	3	3	3	3	3	2
科学	1	1	5	2	1	1	1	1*2	1	1	1	1	1	1	1
イケンナ第3書				2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
文学*4							1	1	1	1	1	1			
文学正講義			3	1											
副講義	1	1													
哲学正講義	2	2	4	2		1	2	1*1	2	1	2	2	2	2	2
副講義	2	1	4	2	2	2	3	2	3	2	2	3	3	1	2
哲学*4					1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
哲学正講義	1			2											
副講義		1	4												
理学	1	2	5	2	1		3	3	3*2	3	3	3	2*3	1	3
解学	1	1	3	2			1	欠	1		1	1			1
学				2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
面上学				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
スタリア				2	2		2	2	欠	2	2	2	2	2	2
グリキオス										1	1	1	1	1	1
リシャ語								欠		1					1

第一講座欠員
 第二講座欠員
 第三講座欠員

16世紀には、天文学と道徳哲学は正副の区別がされていない。また、自然哲学とのみ表記されている。

ロトゥールスには、1500年のようにビデルや公証人などが表記される場合もあるが、この表では省略。参照したロトゥールスの写本史料については註を参照されたい。

15, 6世紀ボローニャ大学「医学部」の講座編成

	1426	1429	1431	1432	1438	1440	1444	1447	1501	1505	1510	1511
医学正講義（午前）	4	3	3	2	3	3	2	5	3	2	3	3
副講義（9時課）	7	4	4	3	2	2	3	2	2	2	3	2
副講義（3時課・晩課）			1						2	2	4	3
祭日講義					1	2	1	6	2	3	3	3
医学正講義	4	2		2	2	2	2					
正副講義（午後）		4	6	3	2	2	2	2				
祭日講義								1	3	3	5	6
祭日副講義					3	1	2					
学	3	3	(2)	1	2	2	2	3	2	2	3	3
体及び骨折	1	1	(2)	1								
術（天文学）	3		1		1	1	2	1	3	3	2	2
術祭日講義		1		1								
イケンナ第三書祭日講義								1				
哲学正講義	(4)	5	1	3	2	2	2	6	2	2	2	4
副講義					3	2	2	5	2	3	4	2
祭日講義												
哲学正講義	(4)	1					1)*					
副講義												
祭日講義				1	1	2	2	3	2	2	1	1
副講義				1								
学正講義	3	2	2	3	3	1	2	2	1	3	3	3
副講義		1	1		2		3	3	1	1		2
祭日講義							1					
シャ・ラテン哲学										1		
上学											1	4
											2	2
術	1	1		1	2	1	2	1				
学	(4)	(3)	2	1	(2)	(3)	(2)	(6)	(8)	(9)	(9)	(10)
	(4)	(3)		2	(2)	(3)	(2)	(6)	(8)	(9)	(9)	(10)
	8	6	6	5	(2)			(6)				
(四半期)					4	4	6		14	17	12	17
									1			
		2	2	2	2	2	2	3				
・幾何									5	5	5	5
学・詩・人文研究						1						
シャ語講義	1											
シャ文学									1	1	2	3
総講座数	49	39	31	35	37	33	41	50	54	61	64	76

「自然哲学と道德哲学」の表記。他の同一年の括弧内同一数は複数講座の全体総講座数には、ここに分類できない暫定的講座を含む。使用史料は註を見られ。

ポローニャ大学医学講座テキスト

医 学

理論医学講義

午前第一講座	午前第二講座	午後の諸講座
アヴィケンナ 『医学典範』 第1書*(1)	ガレノス 『熱の相違』 『体液の混合』 『悪液の混合』*(2) 『単純な薬剤』 『分利の日』	午後の副講義 アヴィケンナ 『医学典範』(第4書第2部、 第2書) ガレノス 『身体内部』(除第2章) 『養生法』第6章 『分利の日』第2書 ヒポクラテス 『箴言』
ガレノス 『テグニ』 ヒポクラテス 『予後』 『急病の養生』 アヴィケンナ 『心臓の活力』	ガレノス 『徴候と病気』 『分利』 『分利の日』第3書 『消耗』 『呼吸の働き』	午後第一講座 (1年次午前第一講座の反復) 午後第二講座 (1年次午前第二講座と副講 義の反復)
ヒポクラテス 『箴言』 (除第7部)	ガレノス 『治療』(第7-12章) アヴェロエス 『医学原論』*(3) ガレノス 『自然の力』 『分利の日』第2書	午後第一講座 (2年次午前第一講座の反復) 午後第二講座 (2年次午前第二講座の反復)
(1年次午前第一 講座の反復)	アヴィケンナ 『医学典範』*(4) ガレノス 『身体内部』第1部 『養生法』6章 ヒポクラテス 『胎児の本姓』(及び、1 年次午後の講座の反復)	午後第一講座 (3年次午前第一講座の反復) 午後第二講座 (3年次午前第二講座の反復)

臨床医学講義 (いずれも午後) *(5)

1年次	2年次	3年次	4年次
アヴィケンナ 『医学典範』第3 1-3部	アヴィケンナ 『医学典範』第3書第 9-12部	アヴィケンナ 『医学典範』第3書 第13-16部	アヴィケンナ 『医学典範』第3 書第18-21部

し、解剖学を除く。第1部と第2, 3部の死の必然性、一般の病気、幼児、食事療
養生論の数章。

れは『悪液の多様な原因についての書』(『医学典範』に依る)。

、第1章の第1部と第2章、及び他の章。

4書、第2書の第1部。

第3書の他の部は、大学団の学頭と評議員の考慮に従って第2講座もしくは副講義
講読される」と、臨床医学講義のテキストを挙げた最後に記されている。

註

序章

(1) C.H.ハスキンス『十二世紀ルネサンス』 別宮貞徳・朝倉文市訳 みすず書房 1989年 304頁、ハスキンスなどを受けて日本では、堀米庸三編『西欧精神の探求』日本放送出版協会 1976年などが、十二世紀革新論を展開している。

(2) R.R.Bolgar, *The Classical Heritage and Its Beneficiaries*, Cambridge University Press, 1954, p.169f 並びに Appendix II に古典作家ごとの詳細な翻訳一覧がある。

(3) イタリアのコムーネの成立や性格については、D.ウェーリー『イタリアの都市国家』森田鉄郎訳 平凡社 昭和46年、N.オットカール『中世の都市コムーネ』清水・佐藤訳 創文社 昭和47年、清水廣一郎『イタリア中世都市国家研究』岩波 昭和50年、佐藤真典『中世イタリア都市国家研究』ミネルバ書房 2001年、アルテなどについては、斉藤寛海『中世後期イタリアの商業と都市』知泉書館 2002年を参照。アルテを含む都市団体については、マックス・ウェーバー『法社会学』、『都市の類型学』世良晃志郎訳 創文社 1974年など。コムーネと法学研究の関係については、J.K.Hyde, *Commune, university and Society in Early Medieval Bologna*, in *Universities in Politics*, Johns Hopkins Press, 1972 など。

(4) 叙任権闘争と法の問題に関しては、今野國雄『中世世界の発展』岩波全書 175頁以降、ジョセフ・ストレイヤー『近代国家の起源』鷺見誠一訳 岩波新書 1975年 33頁、T.E.Huff, *The European legal revolution*, in *The rise of early modern science*, Cambridge University Press, 1993, p.125 また、A・フリッシュ『叙任権闘争』野口洋二訳 創文社 昭和47年。

(5) 叙任権闘争とボローニャのコムーネ形成に関しては、G.Fasoli, *Per la storia dell'Università di Bologna*, Patron 1970, p.59 e seg.

(6) 普遍法と局地法の問題については、M.Bellomo, *The Common Legal: Past of Europe 1000-1800*, The Catholic University of America Press, 1995.

(7) Huff, op,cit. pp.138f.

(8) ハンス＝ヴェルナー・プラール『大学制度の社会史』山本尤訳 法政大学出版会 1988年 34頁

(9) 前掲書の他、Bellomo, *The Common Legal*. p.57 など

(10) ジャック・ヴェルジェ『中世の大学』大高順雄訳 みすず書房 1973年 33頁

(11) ジャック・ルゴフ『中世の知識人』柏木英彦・三上朝造訳 岩波新書 1977年

(12) アラン・ド・リベラ『中世知識人の肖像』阿部・永野訳 新評論 1994年 161頁、および、アントニオ・グラムシ『知識人と権力』上村忠男訳 みすず書房 1999年 46頁以降。

(13) 阿部謹也『中世賤民の宇宙』筑摩書房 1987年、同『ヨーロッパ中世の宇宙観』講談社学術文庫 1991年、同『「世間」論序説』朝日選書 1999年などを参照。時間意識の変容については、J. Le Goff, *Nel Medioevo: tempo della Chiesa e tempo del mercante*, in *Tempo della Chiesa e tempo del mercante*, Einaudi, 1977. 邦語訳に新倉俊一訳「教会の時間と商人の時間」(『思想』663号 岩波書店 1979年)がある。

(14)アーロン・グレーヴィチ『中世文化のカテゴリー』川端・栗原訳 岩波書店 1992年の第3章。また、ウェーバーが主張する誠実義務を軸に支配と平等の二重性を封建契約に見るのは、世良晃志郎『西洋中世法の理念と現実』創文社 1991年 4頁以降。

(15)エルンスト・トレルチ『ルネサンスと宗教改革』内田芳明訳 岩波文庫 昭和34年、J.C.ブルクハルト『イタリア・ルネサンスの文化』柴田治三郎訳 中央公論社 昭和41年。

(16)C.Morris, *The discovery of the individual 1050-1200*, University of Toronto, 1972. ラシュドールは、「個人法(Personal Law)」の観念の普及が法人としての大学団成立に与えた影響について論究している。Rashdall, *The Universities of Europe in the Middle ages*, Ed.Powicke & Emden, Oxford, 1895, Vol.I, p.151 (『大学の起源』(上) 横尾壯英訳、東洋館、1967)

(17)前掲『中世文化のカテゴリー』の他に、A.Gurevic, *La nascita dell'individuo nell'Europa medievale*, Laterza, 1996. また、ドイツ中世の時間・空間・モノを媒介とする人間関係に着目してきた阿部謹也もまた、贈与・互酬の慣行のキリスト教化や経済原理への転換に「公」概念を見るとともに、神判の消滅と並行する告白の義務化が、個人や人格が生まれるきっかけとなったと考えた。告白の義務化は、フーコーが公権力の個人への介入から問題としたのに対して、もっぱら個人や公概念の観点から問題にするのである。前掲『中世賤民の宇宙』92頁以降、並びに阿部謹也『「世間」論序説』35頁以降、ミシェル・フーコー『知への意志』渡辺守章訳 新潮社 76頁。

阿部の言う神判の消滅は世俗裁判と教会裁判の分離を伴うもので、前述の世俗法・法実務体系の成立と無関係ではない。また、贈与・互酬の関係が11世紀以後に消滅し、都市市場を中心として売買へと転換されていくと論じているが、この論が正当性を持つとすれば、それは明文化されない社会的規範による関係から法的で合理的な契約関係に人間関係が変化した事実を示すものである。いわば、「神の法」にもとづく贈与・互酬の関係から、「人の法」に依拠した合理的人間関係が誕生したのである。

(18)Gaines Post, *Studies in Medieval Legal Thought: Public Law and the State 1100-1322*, Princeton University Press, 1964 の特に3章。H.Berman, *Law and Revolution: The Formation of the Western Legal Tradition*, Harvard University Press, 1983, pp.113f. ウェーバーによる法人概念の検討は、前掲『法社会学』203頁以降。

(19)そのため、J.W.Baldwin, Introduction, in *University in Politics*, The Johns Hopkins Press, 1972 が要約したように、中世大学は都市的性格(urbanism)、団体的性格(corporatism)、商人・職人的性格を共通する性格として獲得した。ただ、パリなどのアルプス以北の大学が教会的性格を強く有したのに対して、イタリアの中世大学は、世俗の都市的性格を顕著に現すことになった。

(20)M.Bortolotti, I libri del Nono Centenario, in *Schede Umanistiche N.4*, Dipartimento di Italianistica, Università degli Studi di Bologna, 1990 では、百数十冊の関連文献が挙げられている。1945年までに出版された文献については、G.Zanella, *Bibliografia per la storia dell'Università di Bologna.*, Bologna, 1976. があり、その後補遺を付加して、*Studi e Memorie per la storia dell'Università di Bologna*, Nuova serie Vol.V 1985 で再版された。

(21)G.Arnaldi, Presentazione, in *Università e studenti a Bologna nei secoli XIII e XIV*, a cura di

C.Dolcini, Torino, UTET, 1989, p.12

(22) G.Carducci, *Lo Studio Bolognese: Discorso di G.Carducci per L'ottavo centenario*, Bologna, Zanichelli, 1888, p.19

(23) G.Arnaldi, *L'università di Bologna*, in AA.VV., *Le Università dell'Europa: La nascita delle università*, Silvana editoriale, 1990. この他にも Arnaldi には、中世大学の起源に関する論考がいくつかある。たとえば、G.Arnaldi, *Introduzione.*, in *Le origini dell'Università*. a cura di G.Arnaldi, Il Mulino, 1974. など。

(24) H.Rashdall, op.cit. I, p.3

(25) H.Denifle, *Die Entstehung der Universitäten des Mittelalters bis 1400.*, Graz. (Nachdruck 1956), 1885. S.192F. ならびに、後述するように見解は異なるが、F.K.von Savigny, *Geschichte des Römischen Rechts im Mittelalter*, V.III, Hermann Gentner, 1956. (*Storia del diritto romano nel Medio evo.* trad.E.Bollati, Torino, 1863. vol.1) もこのような観点である。

(26) S. d'Irsay, *Histoire des universités françaises et étrangères des origines à nos jours*, Paris, Auguste Picard, 1933. (ディルセー『大学史』(上)(下)池端次郎訳、東洋館、昭和63年)

A.Sorbelli, *Storia della Università di Bologna*. Il Medioevo, Forni (rist.), 1940. C.Calcaterra, *Alma mater studiorum*, Zanichelli, 1948

(27) Guido Zaccagnini, *La vita dei maestri e degli scolari nello Studio di Bologna nei secoli XIII e XIV*, Olschki, 1926 (グイド・ザッカニーニ『中世イタリアの大学生活』拙訳 平凡社 1990年)

(28) 前掲『中世の知識人』では、ルゴフ自身は明記していないが、ボローニャに関する記述の多くが、ザッカニーニからの引用であると思われる。ことに、アックルシウスなど著名教師に関する記述は、剽窃に近いほど文体までもが類似している。この事実は、アナー学派の方向性が、それ以前の生活史研究を土台として生まれたことを明確に示している。

(29) アリエス『子供の誕生』杉山光信・恵美子訳 みすず書房 1980年、および『<教育>の誕生』中内・森田編訳 新評論 1983年などで、高等教育を含む教育のマンタリテを問題にしている。

(30) *Studenti e Università degli studenti dal XII al XIX secolo*, *Studi e Memorie per la storia dell'Università di Bologna*, ISTUB, N.S. Vol.VII(1988)、このISTUB(Istituto per la storia dell'Università di Bologna)やCIS(International Centre for the History of Universities and Science)による史料編纂の動向や国際的な一連の出版物については、拙論「ボローニャにおける大学史研究の現状」『大学史研究』8号 大学史研究会 平成4年を参照されたい。

(31) Kibreの著作では、*The Nations in the Medieval Universities*, Cambridge, 1948 や、*Scholarly Privileges in the Middle Ages: The Rights, Privileges, and Immunities of Scholars and Universities at Bologna, Padua, Paris and Oxford*. London, 1961 などが重要である。また、*Manuscripta*, Vol.XX, July 1976 が、*Science, Medicine, and the University:1200-1550; Essays in Honor of Pearl Kibre* としてカイバー追悼号に充てられ、業績一覧などを掲載している。

(32) Nancy G. Siraisi, *Arts and Sciences at Padua: The Studium of Padua before 1350*, Toronto, 1973 は、パドヴァ大学史研究に必要な不可欠の文献である。また、Siraisi の *Avicenna in Renaissance Italy*, Princeton University Press, 1987 も医学思想と医学部の関係を考究する上で重要。

(33) K.Park, *Doctors and Medicine in Early Renaissance Florence*, Princeton University Press, 1985 など。また、医学部史研究の概観については、拙著『〈病気〉の誕生—近代医療の起源』平凡社 1998年のあとがきを参照されたい。

(34) ヴェルジェ 前掲書 33頁

(35) 中世大学史研究の最も優れた概観と展望である S.Stelling-Michaud, *La storia delle università nel medioevo e nel Rinascimento: stato degli studi e prospettive di ricerca*, in *Le origini dell'Università*, Mulino, 1974 は、必ずしも社会史の方法論を意識してはいないが、大学の「内的歴史」と「外的歴史」に分けて考察している。

(36) ヴェルジェ 前掲訳書 33頁

(37) 遍歴学生の視点から大学を論じる傾向は、すでにハスキング『大学の起源』青木靖三・三浦常司訳 社会思想社、昭和 52 年などにも見られたが、マンタリテの視点はルゴフなどアナール学派以降である。

(38) パリの場合には、明確に学生大学団と教師コレギウムの連合体であったが、初期のボローニャでは学生大学団と学位授与団であったコレギウムは相互に独立したものであった。この違いにもかかわらず、しばしばパリ大学モデルで中世大学を概観する例を眼にする。

(39) Rashdall, *op.cit.* I p.5 n.1 and pp.250f、また、ベルジェも前掲書 17 頁で、法人としての大学を論じている。また、Huff, *op.cit.* pp.133f や、近年の法学史研究の分野では、Post, *op.cit.* や Berman, *op.cit.* を参照。

(40) 教授契約を支えるマンタリテの考察から見た教育観などの問題は、拙著『ヴェネツィアの放浪教師—中世都市と学校の誕生』平凡社 1993 年 の第 1 章、医療契約から見た病気観の変容と医学部や医師組合の関係については、前掲拙著『〈病気〉の誕生』を参照されたい。

一章

(1) Stelling-Michaud, *op.cit.* p.156.

(2) C.Omnem rei publicae 7. (邦訳『ユスティニアヌス帝学説彙纂』(第一部、第一巻乃至第四巻)、春木訳、昭和 13 年、30 頁)

(3) Fasoli, *op.cit.* p.11

(4) Odofredo については、日本の研究として山辺規子「オドフレドゥスをめぐるステイタスの諸相」、『ステイタスと職業』前川和也編 ミネルヴァ書房、がある。

(5) Sorbelli, *op.cit.* p.11 e seg.

(6) Hyde, *op.cit.* p.27

(7) G.Tamassia, *Bologna e le scuole imperiali di Diritto*, Alla Università di Bologna, in *Archivio Giuridico*, 1888. p.241

(8) Sorbelli, *op.cit.* p.26 による反論。

(9) U.Gualazzini, *L'origine dello <Studium> bolognese nelle più antiche vicende della <licentia docendi>*, in *Studi e Memorie per la storia dell'Univ.di Bologna*. N.s.v.1, p.109

(10) Sorbelli, *op.cit.* p.12

- (11) A.Dresdner, *Kultur und Sittengeschichte der italienischen Geistlichkeit im 10. und 11. Jahrhundert*, Breslau, 1890, S.234
- (12) Baldwin, *op.cit.* p.5 このようなイタリアの世俗教育を強調する見解にたいして、逆の見方もある。たとえば、リシェ (『中世における教育・文化』岩村清太訳、東洋館、1988) などもそうである。
- (13) Savigny, *Storia del Diritto romano nel medio evo. (op.cit. ed.ital.)*, Torino, 1863. V.I, p.548.
- (14) Denifle, *op.cit.* S.192F
- (15) Rashdall, *op.cit.* V.I, p.142f
- (16) 前掲『十二世紀ルネサンス』第十二章
- (17) 前掲『中世の大学』34頁
- (18) A.Gaudenzi, Lo Studio di Bologna nei primi due secoli della sua esistenza., in *Annuario dell'Univ. di Bologna*, 1901. p.115 e seg.
- (19) M.Sarti-M.Fattorini, *De claris Archigymnasii Bononiensis Professoribus a saeculo XI usque ad saeculum XIV*, T.I, Bologna, 1888 (second ed.) の Prefazione を参照。
- (20) Gualazzini, *op.cit.* p.101
- (21) G.Manacorda, *Storia della scuola in Italia. Il medio evo*, P.I, II, Milano, 1914 p.187 e seg.
- (22) V.Rossi, Rassegna Bibliografia, *Giornale storico della Letteratura ital.*, lxvi, 1915 p.182 e seg.
- (23) L.Chiappelli, *Lo Studio bolognese nelle sue origini e nei suoi rapporti colla scienza pre-Irneriana*, Pistoia, 1888, p.129 e seg.
- (24) G.Ermini, Il concetto di <Studium generale>, in *Archivio Giuridico*, s.v. VII, 1942, p.3 e seg.
- (25) Gualazzini, *op.cit.* p.100
- (26) Denifle, *op.cit.* S.731
- (27) Manacorda, *op.cit.* I p.195 e seg.
- (28) Gaudenzi, *loc.cit.*
- (29) Manacorda, *op.cit.* I p.253 e seg.
- (30) Sorbelli, *op.cit.* p.26 e seg.
- (31) Fasoli, *op.cit.* p.90, G.Fasoli, Ancora un'ipotesi sull'inizio dell'insegnamento di Pepone e di Irnerio, *AMR* n.s 21 (1971), p.20 e seg. G.Cencetti, Sulle origini dello Studio di Bologna, in *Rivista storica italiana*, S.vi,v,v,F.II, 1940, p.249 e seg. G.Cencetti, Studium fuit Bononie, in *Studi Medievali*, S.III, A.VII, 1966, p.791.
- (32) "Quidam dominus Pepo cepit auctoritate sua legere in legibus, tamen, quidquid fuerit de scientia sua, nullius nominis fuit. Sed dominus Yrnerius, dum doceret in artibus in civitate ista, cum fuerunt deportati libli legales, cepit per se studere in libris nostris, et studendo cepit legere in legibus et ipse fuit maximi nominis et fuit primus illuminator scientie." (Digesta I, I, 6, ed. Lione 1550, c.7) 原文は、N.Tamassia, Odofredo - Studio storico-giuridico, in *Atti e Memorie della Deputazione di storia patria per le province di Romagna*, S.III, voll.XI e XII, p.88 e seg. が校訂したもの。
- (33) たとえば、ディルセー前掲訳書 134頁などを参照。
- (34) Manacorda, *op.cit.* I p.199

- (35) Cencetti, *Studium*. p.795
- (36) Fasoli, *Per la storia*. p.166
- (37) Gualazzini, *op.cit.* p.102
- (38) Cencetti, *Studium*. p.800
- (39) ヴェルジェ 前掲訳書 34 頁、Fasoli, *Ancora un'ipotesi*. p.35
- (40) Hyde, *op.cit.* p.37f
- (41) "...dominus Wernerius libros legum, qui dudum neglecti fuerant, nec quisquam in eis studuerat, ad petitionem Mathildae comitissae renovavit," (M.G.H., *Scriptores rerum germanicarum*. L), in Fasoli, *Ancora un'ipotesi*. p.24.
- (42) Rashdall, *op.cit.* V.I, p.117f.
- (43) L.Simeoni が校訂した修道僧 Donizone による *Vita Mathildis* が、平明なイタリア語に訳され、Simeoni の研究を中心とした詳細な注がつけられて出版されている。Donizone, *Vita di Matilde di Canossa*, Jaca Book, 1987. この 1255(p.105)に、ハインリッヒ 5 世が<perciò le affidò il governo dei Liguri come vice-regina>という一節があり、マティルダが代理権を得たことの根拠となった。
- (44) Sorbelli, *op.cit.* p.37 e seg. G.Cencetti, *Sulle origini*. p.252 後述するように、Cencetti は後にこの見解を変更した。
- (45) De Vergottini, *Lo studio di Bologna, l'Impero, il Papato.*, in *Studi e Memorie per la storia dell'Univ. di Bologna*, n.s.I, 1956, p.23 は、イルネリウスが皇帝権の承認を得ていたなら、保護(*tuitio*)の証書が發布されていなければならないはずだとも、反論している。Cencetti, *Studium*. p.798 はこの点については論評していないが、A.Solmi, *La posizione dell'Italia nella formazione e nello sviluppo dell'Università nel medio evo*, SMUB 16(1943), p.53 e seg. の見解は論評している。
- (46) Cencetti, *Studium*. p.799
- (47) M.Bellomo, *Saggio sull'Università nell'età del diritto comune*, Giannotta, 1979, p.12
- (48) Fasoli, *Ancora un'ipotesi*. が、叙任権闘争下におけるボローニャ司教権の不安定さと世俗教育による司教座学校の弱体化という状況を背景に、このような仮説を提示している。
- (49) Rashdall, *op.cit.* I p.144f.
- (50) Frederici I, *Imperatoris, Privilegium scolasticum*, in MGH, *Leges* II, p.114、このハビタの邦訳は、一橋論叢 第六九巻 第一号に勝田有恒訳がある。同訳は『西洋法制史料選』II 中世 創文社 1978 年に解説を付して再録されている。ここでは、池端次郎編『西洋教育史』福村出版 1994 年 49 頁の拙訳に従う。
- (51) Bellomo, *The Common legal*. p.68
- (52) E.Coppi, *Le Università italiane nel Medio Evo.*, Firenze, 1886, p.191
- (53) この点については、Zaccagnini, *op.cit.* などが注目をしていたが、「復仇」をハビタの主目的だと明確に主張したのは、H.Koeppler, *Frederick Barbarossa and the Schools of Bologna.*, in *English Historical Review*, LIV, 1939. である。
- (54) Zaccagnini, *op.cit.* p.75
- (55) Denifle, *op.cit.* S.54
- (56) Koeppler, *op.cit.* p.604f

(57) このラント平和法については、フェーデ権の廃止・制限の立法化の側面から、立法と契約の境界線上にあるとされる。世良 前掲書 162 頁以降。法制史的に見て、十二世紀が契約関係を立法によって置き換える時代であったとすれば、まさしくこの時代に出現した中世大学は学生と教師の契約関係を規約という法によって団体組織化したという本書の視点は整合性を持つものである。

(58) Koeppler, *op.cit.* p.594

(59) Fasoli, *Per la storia.* p.126

(60) Gualazzini, *op.cit.* p.105

(61) 神聖ローマ皇帝権の教育施策を踏まえて、教育権という観点からハビタの意義を検討する必要があるだろう。

(62) "Honorius, servus servorum Dei, dilecto filio Archidiacono bononiensi salutem et apostolicam benedictionem.

Cum sepe contingat ut minus docti ad docendi regimen assumantur, propter quod et doctorum honor minuatur et profectus impediatur scholarium volentium erudiri, Nos, eorumdem utilitati et honori prospicere cupientes, auctoritate presentium duximus statuendum, ut nullus ulterius in civitate predicta ad docendi regimen assumantur, nisi a te obtenta licentia, examinatione prehabita diligenti; tu denique contradictores, si qui fuerint, vel rebelles, per censuram ecclesiasticam, appellatione remota, compescas.", in Sarti-Fattorini, *De claris.* Monumenta. IV.

(63) ヴェルジェ 前掲訳書 36 頁などもこの見解の延長上にある。

(64) たとえば、Manacorda, *op.cit.* I p.207. Savigny, *op.cit. (ed.ital).* p.578 も、この点では追認説を採る。

(65) Rashdall, *op.cit.* V.I, p.221f.

(66) デイルセー 前掲訳書 137 頁。

(67) Sorbelli, *op.cit.* p.29

(68) G.Cencetti, *La laurea nelle università medievali*, SMUB, 16(1943), p.264 e seg.及び、*Studium.* p.790

(69) 一一七九年の教皇アレクサンデル III 世の勅令については後述するが、この勅令に基づいてボローニャでも助祭長主宰による試験が行われたと考えられている。Mario Maragi, *Dalle scuole private alla universitas artistarum*, in *La Scuola medica di Bologna*, v.1, Firma Libiri, 1988, p.35 e seg.

(70) L.Paolini, L'evoluzione di una funzione ecclesiastica: L'arcidiacono e lo Studio a Bologna nel XIII secolo, in *Studi Medievali*, 3a S., XXIX, I(1988)

二章

(1) 1 章註(32)を見よ。この時代には、教師たちが自宅で学校を開いていたが、その状況に関しては、F.Cavazza, *Le scuole dell'antico Studio bolognese*, Hoepli, 1896. ことに、初期の法学校については、p.65 e seg.

(2) 教師と学生の契約関係に注目する捉え方は、近年になってようやく現われるようになった。たとえば、M.Bellomo の *Saggio.* p.49 e seg. や、同じく *Il medioevo e l'orogine*

dell'università, in *L'università e la sua storia*, ERI, 1979, p.16 には、契約関係を前面に出した記述が見られるし、Maragi, *op.cit.* p.31 は、学生と教師の契約を賃貸借契約の一形態と捉えている。しかし、その契約関係がどのように大学団組織へと変容したのかを分析したものは見あたらない。

(3) 社会的変容と契約の多様化に関する指摘は、Fasoli, *Ancora un'ipotesi*. p.31. しばしば言及されてきたイタリア中世都市における商業契約については、ここでは挙げないが、婚姻や同棲の契約については、L.Zdekauer, *La vita privata dei senesi nel dugento: La vita pubblica dei senesi nel dugento*, Appendice, Forni, 1896. や P.G.Molmenti, *La storia di Venezia nella vita privata*, II, Lint 1978, Documenti D などに多数収録されている。医療契約については、前掲拙著『＜病気＞の誕生』、教育契約については、前掲拙著『ヴェネツィアの放浪教師』を参照されたい。公証人の問題については、後述。また、ヴェーバーは、契約を身分契約と目的契約とに分けているが、これらの契約がいずれに相当するものかは個別に検討を要する。M. ヴェーバー『法社会学』世良晃志郎訳 創文社 1974年 121頁参照。

(4) *fraternitas* については、Bellomo, *The Common Legal*. p.118. *fraternitas* が宣誓兄弟盟約団体、すなわち身分契約による団体であったことについては、M. ヴェーバー『都市の類型学』世良訳 創文社 1965年 117頁以降。

(5) Bellomo, *Il Medioevo*. p.17 また彼は、*Saggio*. p.51 において、*societas* という言葉は史料で使われておらず、*comitiva* が使用されているため、*comitiva* を使用するのが正しいと主張している。この見解に依拠して、Arnardi, *L'Università di Bologna*. p.113 も *comitiva* を使用している。この問題はまた十分に論証されておらず、また論証を煩雑にしないためにも、ここでは従来通りの *societas* の名称を使用するが、Bellomo の見解などには正当性が認められることを指摘しておく。かりに、*societas* と *comitiva* が相違する組織であるとすれば、ポポロ組織としても現れた *societas* を、ウェーバーは *fraternitas* と同様に兄弟盟約を基礎とすると考えている（前掲『都市の類型学』213頁以降）が、教師と学生のソキエタスは兄弟盟約であると同時に目的契約の側面があることを考慮した上で、*comitiva* と捉えるべきであろう。

(6) この *dominus-socius* 関係についても、多くの研究者が述べているが、最初に着目した Zaccagnini, *op.cit.* p.27 を挙げておく。

(7) Bellomo, *Il Medioevo*. p.16

(8) Sorbelli は、*op.cit.* では *societas* に言及していないが、La <Nazione> nelle antiche Università italiane e straniere, SMB, XVI, 1943 では言及している。

(9) Solmi や Gaudenzi の主張以降の論争については、Cencetti, *Studium*. p.805 e seg.に詳細な要約がある。

(10) Bellomo, *Saggio*. p.54 は、1180年頃と捉える。Cencetti, *Studium*. などは都市による教師選出への介入によって、*societas* が消滅し、*universitas* の重要性が高まったと考えている。

(11) *natio* については、これまでも多くの研究者が言及してきた。特に、P.Kibre, *The Nations*. 最近の全体的概観としては、O.Weijers, *Terminologie des universités au XIIIe siècle*, Edizioni dell'Ateneo, 1987 p.56 や、H.De Ridder-Symoens(ed.), *A History of the University in Europe*, vol.1, Cambridge University Press, 1992, p.114f.

(12) consortia や societas から natio への組織的形成過程を明確に論じたのは、Cencetti, *Studium*. p.804 e seg. や Bellomo, *The Common Legal*. p.118、及び *Saggio*. p.55 である。

(13) Hospitium については、Zaccagnini, *op.cit.* p.74 e seg.、紛争と国民団組織化の関係については、Sorbelli, *op.cit.* p.154 など。

(14) Cencetti, *Studium*. p.814

(15) societas ないし comitiva から natio への組織的変容は、その機能的性格の変容としても捉えられねばならないが、まだこの視点からの考究は十分になされていない。また、当時様々に存在していた societas が、後述する法律家組合のように societas から collegium へ組織的に変容したのは、いかなる法的意義を伴っていたのかという法制的側面からも検討の余地がある。

(16) 法人組織としての universitas については、Huff. *op.cit.* p.133 などを参照されたいが、societas から natio を経て universitas に至る組織的変容を論じた Cencetti, *Studium*. p.804 e seg. や Bellomo, *Saggio*. p.55 ですら、natio と universitas の法人格としての組織的性格は明確に論じていない。裁判権など比較的法制的な検討を加えた P.Colliva, *Introduzione, in Statuta Nationis Germanicae Universitatis Bononiae (1292-1750)*, Quaderni dell'Associazione Italo-Tedesca, Bologna, 1975.も不十分である。筆者には、完全な法人格を有していなかった natio が universitas となって初めて代表権者や役職者を有する完全な法人格を有したと思われるが、それを論証したものは見あたらない。ことに、procatore の位置が国民団と大学団とで異なった点に注目すべきである。次章註(31)参照。

(17) Bellomo, *The Common Legal*. p.118

(18) G.Rossi, <Universitas scholarium> e Comune(sec.XII-XIV), in *Studi e testi di storia giuridica medievale*, Giuffrè, 1997 (rist.di SMUB, n.s.I, 1956), p.159 e seg.

(19) Kibre, *Nations*. pp.5ff

(20) C.Malagola, *Monografie storiche sullo Studio bolognese*, Forni, 1888, p.12 e seg.によれば、一二六五年までにアルプス以北大学団には、フランス人、スペイン人、プロヴァンス人、イギリス人、ピカルディ人、ブルゴーニュ人、ポワトゥ人、トゥール人とマンヌ人、ノルマン人、カタロニア人、ハンガリー人、ポーランド人、ドイツ人の十三の国民団が存在した。アルプス以南大学団は、十三世紀初期まではローマ人、カンパーニア人ないし南部人、トスカナ人、ロンバルディア人の四つの国民団を有したが、十三世紀末からローマ人がカンパーニア人ないし南部人を吸収して、三つの国民団となった。この点は、Sorbelli, *op.cit.* p.156.

(21) Rashdall, *op.cit.* V.I, p.145, 162. Denifle, *op.cit.* S.158f.

(22) G.Kaufman, *Geschichte der deutschen Universitäten des Mittelalters bis 1400*, Stuttgart, 1888(rep.Graz,1958) S.167

(23) Koeppler, *op.cit.* pp.591f

(24) Cencetti, *Studium*. p.827 e seg.

(25) Kibre, *Nations*. pp.5ff, W.Steffen, *Die studentische Autonomie im mittelalterlichen Bologna*, Peter Lang Bern, 1981, S.49F, H.Coing, *Die juristische Fakultät und ihr Lehrprogramm, in Handbuch der Quellen und Literatur der neueren europäischen Privatrechtsgeschichte*, V.I, Munich, 1973, S.52

- (26) Sorbelli, *op.cit.* p.154 e seg.
- (27) Bellomo, *Saggio.* p.56,
- (28) 国民団名は註(20)の通りであるが、個々の国民団の学生数については、最も学生数が多かったドイツ国民団の場合、1289 - 1562 年の間の登録者数は、4398 名。(G.Knod, *Deutsche Studenten in Bologna (1289-1562)*, Schenck, 1889 から確認)、また、S.Stelling-Michaud, *L'Université de Bologne et la pénétration des droits romain et canonique en Suisse aux XIIIe siècles*, Droz, 1955, p.42 によれば、十三世紀末十年間の文書には、五三三名のドイツ人学生が存在し、四年間ボローニャにいと仮定して、同じ時期に一九〇名が存在したと推計している。また、*Ibid.* p.38 では、一二六五年から一二八六年の間のアルプス以北と以南の大学団学生数を推計しているが、最少は一二六七年の二三名、最大は一二六九年の一四六四名である。
- (29) A.Hessel, *Storia della città di Bologna(1116-1280)*, trad. it.,Bologna, 1975, p.19 e seg. および、A.Wiel, *The story of Bologna*, Kraus(rep.), 1970, p.16.
- (30) Hessel, *op.cit.* p.29 e seg. 並びに、L.A.Muratori, *Rerum Italicarum Scriptores*, T.XVIII, parte I, Cronaca A, p.8. 特許状は、ASB, *Registro Grosso*, c. 11r.
- (31) D.ウェーリー『イタリアの都市国家』森田鉄郎訳 平凡社 昭和 46 年、81 頁以降。
- (32) ヴェーバー『都市の類型学』122 頁
- (33) 身分契約団体としての *fraternitas* については、同上書 129 頁以降。また、ヴェーバーの契約論については、与那国暹『ウェーバーにおける契約概念』新泉社 1997年を参照。
- (34) ヴェーバー『都市の類型学』122 頁
- (35) Hyde, *op.cit.* p.39f. また、ウェーバー『都市の類型学』213 頁以降は、イタリアのポポロ体制の成立を兄弟盟約による非正当的な政治団体としての特殊ゲマインデと位置づけ、1228 年成立のボローニャなどについて論じた。そして、ポポロ組織がソキエタスやクレデンツァと公式に呼ばれていたことを指摘している。この点からも、大学の前組織としてのソキエタスとポポロのソキエタスが同質のものであったことが類推できる。
- (36) アルテとアルメの関係などについては、斉藤寛海「中世ボローニャにおける同職者組織とその政治的機能」『社会経済史学』第 53 卷 3 号 1987 年、またポポロ組織については、同『中世後期イタリアの商業と都市』知泉書館 2002 年 337 頁以降。
- (37) Hyde, *op.cit.* p.40f. Cencetti, *Studium.* p.830 は、大学の自立性を強調し、コムーネとの相互関係には否定的であるが、Hyde のこの捉え方は、Sorbelli, *op.cit.* p.55 e seg. の捉え方の延長上にあると言える。
- (38) ヴェーバー『都市の類型学』213 頁
- (39) 「都市ゲマインデ」としての「政治的ゲゼルシャフト結合」については、田中豊治『ヴェーバー都市論の射程』岩波書店 1986 年、特に 35 頁以降。
- (40) Sorbelli, *op.cit.* p.173、ヴェルジェ 前掲訳書 38 頁
- (41) デイルセー 前掲訳書 134 頁
- (42) Sarti-Fattorini, *De cralis.* Tomus I. *Juris civilis professores.*でも初期の教師たちにはボローニャ市民でない者がいる。Maragi, *op.cit.* p.33 も、この問題を指摘している。
- (43) 属人主義と属地主義をめぐっては、ウェーバー『都市の類型学』122 頁に、市民法が身分法として古い属人法主義を廃棄する性格を持つ属地法の立場に立つものであったとの

指摘がある。

(44) Rossi, *op.cit.* p.164. 具体的な例としては、*Chartularium Studi Bononiensis, Documenti per la storia dell'Università di Bologna dalle origini sino al secolo XV*, Bologna, I(1909), Docum.I で、クレモナのロタリウスという教師がボローニャ以外で教授しない旨を宣誓した例などが見られる。

(45) P.Colliva, *op.cit.* p.26 e seg.

(46) ヴェルジェ、前掲訳書 38 頁。

(47) 当時の「授業料」は成功報酬の性格を持っており、教授契約においては「授業料」を支払う学生が圧倒的優位に立っていた。「授業料」の性格については、前掲拙著『ヴェネツィアの放浪教師』 36 頁以降。

(48) Maragi, *op.cit.* p.33

(49) これまでの研究者は、*universitas* と *collegium* の組織的性格をほとんど区別することなく、同等の組合団体のように理解する場合が多かった。たとえば、Rashdall はもとより、Cencetti もこの二つの団体の相違を再検討することなく論を進めている。団体の法的性格に着目する Bellomo も、両者の法的性格には明確に言及していない。しかし、法人としての *universitas* と *collegium* は、その法的認可主体が普遍権力と地方権力とで異なっていたように思われる。この側面からの再検討が必要である。その意味で、A.I.Pini, *Città, comuni e corporazioni nel medioevo italiano*, CLUEB, 1986. p.221 e seg. がローマ時代にさかのぼって *collegium* の組織的性格を検討していることは注目に値する。

(50) Rashdall, *op.cit.* V.I, p.204. では、the guilds of doctors と表現し、p.148 では the magisterial guild と捉えている。

(51) Savigny, *op.cit.* S.235f. Savigny のこの見解は、Cencetti, *Sulle origini.* p.255 などに受け継がれている。

(52) G.Cencetti, *La laurea nelle Università medievale*, SMUB, XVI (1943), p.258

(53) A.Sorbelli, *Introduzione*, in *Il "Liber Secretus Iuris Caesarei" dell'Università di Bologna*, V.I, a cura di A.Sorbelli, Bologna, 1938 p.XXVI

(54) Sorbelli, *Storia.* p.178

(55) Sorbelli, *Introduzione.* p.XXXV

(56) Zaccagnini, *op.cit.* p.25, Gualazzini, *op.cit.* p.108. 最近の業績、たとえば Antonio Garci'a y Garci'a, *The Faculties of Law*, in *A History of the University in Europe*, V.1, Cambridge University Press, 1992, pp.399f でも、このような傾向は否めない。

(57) Maragi, *op.cit.* p.35

(58) Koepler, *op.cit.* p.593. "legis doctoribus coeterisque magistris Bonoiae commorantibus", in Maragi, *op.cit.* p.35

(59) Gualazzini, *op.cit.* p.108

(60) デイルセー 前掲訳書 (上) 135 頁、ベルジェ 前掲訳書 36 頁の既述もこのような考えを推定させる。Cencetti, *Sulle origini.* p.257 も、法曹家コレギウムとの関係から、一二年から二〇年に学位授与コレギウムが形成されたと見る。

(61) Sorbelli, *Storia.* p.178 e seg. また、Sorbelli, *Il "Liber secretus."* V.I, p.XXXIV e seg. 最初の学位授与については、Coppi, *op.cit.* p.192

(62) C.Malagola, Prefazione, in *Statuti delle Università e dei Collegi dello Studio Bolognese*, Zanichelli, 1888, p.XV. 市民法のコレギウムについては、後に一八名に増員された。教会法のコレギウムについては、C.Piana, Introduzione, in *Il "Liber Secretus Iuris Pontificii" dell'Università di Bologna(1451-1500)*, Giuffrè, 1989, p.7. 次章註(57)参照。

(63) ここで少し訳語の問題に触れておきたい。この初期の時代のコレギウムを日本では、Rashdall の翻訳に見られるように、「教師組合」などの訳語を充ててきた。確かに、Rashdall は曖昧さを残しながらも、これをギルドと表現したため、翻訳としては無理からぬ所もある。また、適切な訳語が存在しないという問題もある。しかし、あえて「教師組合」と訳してしまうと、教師の職業組合のように理解され、実態は無論のこと、Rashdall 自身の解釈にすら誤解を招くことになりかねない。勿論、そのことが Rashdall の翻訳の偉業を損なうものではないことは付言しておく。本書では、コレギウムの実態とその変容に合わせて、また法律家コレギウム（これは組合と訳すことが可能である）との関係を考慮して、原語をそのまま仮名表記したり、学位授与団や「学部」と訳し分ける。

(64) Hessel, *op.cit.* p.158、及び A.L.Trombetti Budriesi, *Gli statuti del collegio dei dottori, giudici e avvocati di Bologna(1393-1467) e la loro matricola(fino al 1776)*, Deputazione di storia patria, v.XXIII, Bologna, 1990, p.10 また、法律家組合については Savigny. *op.cit.* SS.236f。

(65) Cencetti, *Sulle origini.* p.256 e seg., Cencetti, *Il collegio bolognese dei giudici e avvocati e i suoi statuti del 1393*, in *Lo Studio di Bologna; aspetti momenti e problemi (1935-1970)*, CLUEB, 1989, p.225 e segg. この Cencetti の見解への批評は、Trombetti, *op.cit.* p.7 e seg.

(66) G.Fasoli, *Giuristi giudici e notai nell'ordinamento comunale e nella vita cittadina*, in *Atti del Convegno internazionale di studi Accursiani*, v.1, Milano, 1968, p.27 e seg.

(67) " nullus possit esse iudex comunis nec vocari ad aliquod dandum consilium nisi ipse studuerit in scolis V annis", in Trombetti, *op.cit.* p.11

(68) ASB, *Statuti del 1357, Comune*, vol.n.12, in Trombetti, *op.cit.* Appendice IV.

(69) これまで多くの研究者が、法律家コレギウムと学位授与コレギウムを同一視するか、混同してきた。そのためコレギウムの位置づけは曖昧なままであった。それが明確に区別されるようになったのは、Cencetti 以後のことである。

三章

(1) Rashdall. *op.cit.* II, p250. ラシュドールは、パリ大学の法人格を論じて、インノケンティウス III の教書によって訴訟代理人の選出権が授与されたことに着目しながらも、当時の法人格は教皇や国王の承認を必要とせず、暫時的かつ自主的なものであったと述べている。

(2) *Ibid.*, I, p.2

(3) H.Bermann. *Law and Revolution: The formation of the Western Legal Tradition*. Harvard Univ. Press, 1983, p113

(4) Bermann, *op.cit.* p.90. 法人格のこのような問題については、ヴェーバー『法社会学』203頁以降。また、J.B.モラル『中世の刻印』城戸毅訳 岩波新書 1972年 224頁、および同『中世の政治思想』柴田平三郎訳 平凡社 2002年 特に第5章。

(5) Huff, *op.cit.* p134f. ストレイヤー 前掲訳書 107頁以降。モラル『中世の政治思想』97

頁以降。

(6) Cencetti, *Studium*. p.830 e seg., Koeppler, *op.cit.* p.605

(7) *Ibid.* pp.602f. 民事・刑事にわたる学頭の裁判権については、Malagola, *Prefazione*. p.IX

(8) 前章註(30)

(9) Hessel. *op.cit.* p.64

(10) Huff, *op.cit.* p.137

(11) ザッカニーニ 前掲訳書 159 頁

(12) Cencetti. *Studium*. p.810

(13) "Magister Gerardus de Cremona, doctor gramatice, venit et dixit promississe domino Ademaro Thebaldi de villa Sancti Aredii docere se in scientia gramaticali et dare sibi libros quos legerit in scolis et victum in duodena, secundum quod alii scolares habebunt et dare sibi cameram a festo Sancti Michaelis ad unum annum pro pretio viginti trium librarum, de quo pretio dixit habuisse decem libras.", in *Chartularium Studi Bononiensis*, VIII, CCXLIV (2901), p.123. ゲラルドについては *De Claris*. I, p.605 で述べられ、そこでも引用がある。

(14) Bellomo, *Il Medioevo*. p.16, すべての学生が公証人を介して契約を結んだわけではない。Stelling-Michaud, *L'Université de Bologne*. p.38 は、学生数を推計するにあたって、公証人の前で契約を結んだ学生を全体の半数と見積もっている。

(15) 最も整った形の私的な教授契約は、ボローニャのものではないが、前掲拙著『ヴェネツィアの放浪教師』35 頁などに翻訳しておいたので、参照されたい。

(16) Maragi, *op.cit.* p.31

(17) 公証人証書の問題については、清水廣一郎「中世末期イタリアにおける公証人の活動」『公証法学』7(1978)を参照。また、同『中世イタリア商人の世界』平凡社 1982 年 156 頁以降

(18) 公証人そのものについては、同上清水論文の他、徳橋曜「中世イタリアにおける都市の秩序と公証人」、『紛争と訴訟の文化史』青木書店所収。

(19) Trombetti, *op.cit.* p.10,

(20) *Università e studenti a Bologna nei secoli XIII e XIV*, p.45 e seg. マッフエイについては、日本講演の翻訳、「国境なき制度たる原初の大学」、「一六世紀初めにおける写本と法律出版業」佐々木有司訳 日本法学 第五四巻第四号がある。

(21) *Statuta universitatis scholarium iuristarum bononiensium (1317-1347)*, in C.Malagola(ed.), *Statuti delle Università e dei Collegi dello Studio Bolognese*, Zanichelli, 1888, pp.3-44 第一書の第一章は序文が相当し、形式上は三九章であるが、実質上は三八 章構成となっている。

(22) "De Rectoribus, ipsorum syndicis, consiliariis et communibus officiis", in *Ibid.* p.7,

(23) "De doctoribus salatiatis et aliis, de bachalariis doctorandis, de bidellis doctorum et hospiciis", in *Ibid.* p.36

(24) *Statuta*. rub.II. 条件の放棄については、ザッカニーニ 前掲拙訳 42 頁、ただこの条件については、Savigny. *op.cit.* S.72 が俗人であるとするのに対して、Denifle. *op.cit.* S.187 は聖職者とする。Malagola. *Monografie*. p.23 e seg. も後者の立場に立つ。

(25) *Statuta*. rub.X

(26) Rashdall, *op.cit.* p.179, Sorbelli, *Storia*. p.164, Malagola. *Monografia*. p.42

(27)この原理には、Rashdall 以降多くの研究者が言及してきたが、最近では García y García, *op.cit.* p.404 や Huff. *op.cit.* p.135 など。この原理を初めとするローマ法と都市規約との関係の問題は、Pini, *op.cit.* p.140 e seg.

(28) Statuta. rub.IIII-VII

(29) Statuta. rub.IV

(30) Statuta. rub.XIII

(31) *procuratore* については、Weijers, *op.cit.* p.201、*Natio* と *Universitas* では、*procuratore* の位置に違いがある。Colliva, *op.cit.* のドイツ国民団規約、たとえば 1345-48 の *Statuta Nacionis dominorum Theotonicorum scolarium studencium in Universitate Bononiensi in iure canonico et civili.* では、まず *procuratore* の選出や役割について規定されている。したがって、ドイツ国民団では *procuratore* が団長的地位にあったが、*Universitas* では学頭が筆頭者で *procuratore* は法的代表者の地位。その存在が法人格の特徴の一つであったから、国民団はようやく法人格を得たが、完全に整った組織化は大学団であったことになる。すなわち、*procuratore* の国民団と大学団との位置の相違こそ、互助組合的性格が強かった国民団に対して、大学団が学頭という代表権者によって法的機能を遂行する組織となったことを示している。

(32) Rashdall, *op.cit.* I p.158 などは、これを単なる教師の服従の問題としてしか捉えてこなかった。

(33) Statuta. rub XXVII

(34) たとえば、ザッカニーニ 前掲拙訳 210 頁

(35) *Constitutiones sacri collegi doctorum iuris civilis civitatis bononie. rub.XXII e seg., in Malagola, Statuti. pp.369-403*

(36) Statuta. rub.XXXII

(37) Statuta. rub.XXXVI

(38) Statuta. rub.XXXIII また、大学における写本システムに関しては、ザッカニーニ 前掲拙訳 第六章、ならびに、リュシアン・フェーヴル他『書物の出現 (上)』関根素子他訳 筑摩書房 1985 年 54 頁以降。

(39) この点については後述するが、中世的なカリキュラムのあり方とその変容については、前掲拙著『ヴェネツィアの放浪教師』58 頁以降を参照されたい。

(40) G.Arnaldi, *Studi sui cronisti della Marca Trevigiana nell'età di Ezzelino da Romano.* Roma, 1963, p.106.

(41) "De electione doctorum salariatorum", "De electione doctoris ad lecturam Sexti", in Statuta. rub.XL e XLI

(42) 原文は *doctor* と記載されているが、*doctor* たちから選出された者が *professor* となるため、ここでは「教授」と訳しておく。訳語の問題は後述。

(43) ボローニャで被給与講座が設立されたのは、一二八〇年であったが、すべての講座が被給与講座でとなったわけではなく、また、被給与講座の教授は給与に加えてコレクタも徴収していた。3 章註(63)を参照せよ。

(44) Statuta. rub.XL

(45) 公表された *rotulus* の内容や形式については、G.Zaoli, *Di alcuni 'Rotuli' dello Studio della*

prima metà del secolo XV, in *Studi e memorie per la storia dell'Università di Bologna*, IV, 1920.
rotulus 史料は、U.Dallari, *I Rotuli dei lettori, legisti e artisti dello Studio bolognese dal 1384 al 1799*, vol.I-IV, Bologna, 1924

(46) Statuta. rub.XL

(47) " Baiuli legis utriusque, scilicet doctores iuris canonici et civilis, singulis annis iurabunt rectoribus omnia statuta facta et facienda servare approbata et iurata per universitatem et obbedire rectoribus in licitis et honestis, et quod ad vocacionem rectorum venient, quociens per generalem bidellum fuerint requisiti, sub pena viginti solidorum Bonon.", in Statuta. rub.XLII

(48) 宣誓が法的効力を持ったことに、留意されたい。まさに、Rashdall, *op.cit.* I p.152 の言うように、宣誓違反は a mortal sin であり、その法的強制力に中世の諸団体の組織力が依拠していたと言っても過言ではない。

(49) Statuta. rub.XLIII

(50) Statuta. rub.XLIII

(51) Statuta. rub.XLIII

(52) 大学団による組織的契約の発生が、私的教師たちの個人的教授契約を消滅させたわけではない。ただ、ヴェネツィアなどに比べて、ボローニャで教授契約史料の残存が少ないのは、早期の大学団の出現によるものと考えられる。

(53) 中世都市を近代的国家組織の成立と捉える点は、Bermann, *op.cit.* p.396、および Post, *Studies*. Ch.3. など。また、国家組織と契約自由の関係については、ヴェーバー『法社会学』183頁以降。契約の団体組織化による統治組織という観点からすれば、近代の社会契約論の思想的基盤がより明確となるように思われる。

(54) 成功報酬の原理については、前掲拙著『ヴェネツィアの放浪教師』38頁、同『＜病氣＞の誕生』13頁以降。

(55) 個人的な教授契約において、教師が学生の修得内容をチェックすることを明記した場合もある。E.Bertanza e G.Dalla Santa, *Documenti per la storia della cultura in Venezia. T.I. Maestri e Scolari in Venezia fino al 1500*, in Monumenti storici pubblicati dalla R. Deputazione Veneta di Storia Patria, S.I, Venezia, 1907 所収の1405年7月1付史料など。この契約条項を制度化したものが、学位試験制度に他ならない。

(56) 市民法ドクトルのコレギウム規約は、前出 Constitutiones. 教会法ドクトルのコレギウム規約は、Statuta almi collegii sapientissimorum dominorum iuris canonici doctorum civium civitatis bononie (1460), in Malagola, *Statuti*. p.327-366.による。

(57) Constitutiones. rub.I, Statuta almi coll. rub.IX. ただし、市民法コレギウムは後に十八名に増員された。また、これらの正規会員 (corporati ないし collegiati) に加えて、市民法コレギウムでは三名の特別会員 (soprannumerari) が置かれた。この特別会員は学位試験の際に正規会員の欠員を埋める役割を担った。Sorbelli, *Il Liber secretus*. V.II, p.XLVII.

(58) Constitutiones. rub.I

(59) これらの問題は、教会法コレギウムでも同様である。Piana. *op.cit.* p.8 e seg.参照。

(60) Constitutiones. rub.VI

(61) Constitutiones. rub.X "Que servari debeant per doctores dicti Collegii aliquem scholarem forensem presentantes et per ipsum scolarem presentatum ad privatum vel publicum examen."か

ら、rub.XIII "Quod consentiri debeat per doctores dicti Collegii domino Archidiacono quod alicui examinato in privato eximine detur licentia publica vel privilegium doctoratus, et certis aliis capitulis."までがそれにあたるが、詳細は後述。

(62) 1章7節を参照されたい。

(63) 本来は授業料に依存した大学教師に対して都市が給与を支給し始めるのは、ヴェルチェッリが最も早く一二二八年、シエナでは一二五〇年と一二六二年、モデナで一二五〇年と一二六〇年の間、パドヴァで一二六〇年と一二六二年、ヴィチエンツァで一二六一年であった。これらの後発大学に比べて、ボローニャはサラリー付き講座の供給が最も遅かった都市の一つであった。ボローニャで被給与講座の設立が遅れた理由は、ヴェルチェッリに端的に見られるように、後発大学がボローニャなどからの教師や学生の引き抜き策として被給与講座を設置したためである。この問題を整理した邦語文献として、横尾壮英「大学教師のサラリー制の始まり」『大学論集』2集 広島大学大学教育センター 1974年。

(64) A.B.Cobban, *The Medieval Universities: their development and organization*, Mehuen, 1975, pp.176f など。

(65) Cencetti, *Studium*. p.814. 一二八〇年の被給与講座は学生の要望に応じてコムーネが設置したものであったが、一二九一年にはコムーネが独自に法学の講座を設置している。

Maragi, *op.cit.* p.39

(66) Trombetti, *op.cit.* p.39 e seg.

(67) Statuti del Collegio (1393). Rub.XVI, in *Ibid.* 医学・教養諸学の教師が選出されていることに留意すべきである。彼等は法律家組合に匹敵する医師組合などの職業組合を持たなかった。

四章

(1) Denifle, *op.cit.* S.34

(2) Rashdall, *op.cit.* I p.15f これは当時の用語上の問題だけに留まらず、中世大学をどう捉えるかという問題に関わっている。大学という概念は、中世においては *Studium generale* に相当する。そして、その *Studium generale* は当然学生の *universitas* を内包している。問題は、そこに *collegium* を含めて考えるかどうかである。この点は、パリとボローニャで異なってきた。パリでは明確に大学は学生と教師の集団と捉えられたが、少なくとも初期のボローニャについては *collegium* は切り離して捉えられてきた。そのため、ボローニャ大学に関する多くの研究書が *universitas* に記述の大半を割き、*collegium* については僅かな記述にとどめてきたのである。しかし、*collegium* が教師組合や学位取得者の組合ではなく、学位の試験と授与のための組織と捉えられる限りにおいては、パリと同様にボローニャにおいても、*Studium generale* は *universitas et collegium* と捉えるべきであると思われる。

(3) この例は、Denifle, *op.cit.* S.8 による。

(4) *Ibid.* S.9

(5) Savigny, *op.cit.* III S.277, E.Baggiolini, *Lo studio generale di Vercelli nel Medio evo*, Forni, 1888 (rist.1976), pp.80-81

(6) Cobban, *op.cit.* pp.33f によれば、*Studium particolare* は *Studium generale* の表現が出現し

た後に使用されるようになった否定的表現にすぎない。

(7) Denifle, *op.cit.* S.2 n.2

(8) *Ibid.* S.3 n.11

(9) Rashdall, *op.cit.* I p.7

(10) Kaufmann, *op.cit.* I S.102, 373

(11) Savigny, *op.cit.* SS.413f

(12) Denifle, *op.cit.* SS.12-19, 777

(13) Ermini, *op.cit.* p.7 e seg.

(14) Rashdall, *op.cit.* I p.9 n.2, Cobban, *op.cit.* p.26

(15) Manacorda, *op.cit.* I p.73 e seg.

(16) 以上の二例は、Denifle, *op.cit.* S.19 N.94, und S.321 N.326.

(17) 法学史や法制史では、*ius commune* を「普通法」と訳すことが多いが、この訳語ではイギリスの *Common law* との区別が困難な上、ここでは「局地法(*ius proprium*)」との概念上の対比を際立たせるため、「普通法」と訳す。また、*ius canonicum* は「カノン法」と訳されるが、それはカノンとしての法という意味の法体系の捉え方によるものであるが、ここでは「市民法」と対比させる意味で「教会法」と訳しておく。法学史で言う「普通法」の普遍性については、ハンス・ティーム『ヨーロッパ法の歴史と理念』久保正幡訳 岩波 1978年の「普通法」を参照されたい。

(18) 古代ローマの法体系では、ローマ市民のための市民法(*ius civile*)と市民権を持たない人をも含む万民法(*ius gentium*)があったが、このうち市民法が中世に継受されて普通法の一翼を担うことになった。ローマ法の継受の問題等については、船田亨二『ローマ法』全5巻 岩波 昭和43-7年。

(19) Sorbelli, *op.cit.* p.41

(20) *Ibid.* 並びに、Cencetti, *Studium.* p.795

(21) イルネリウスとマティルダの関係は、すでに見たように様々に議論されてきた。1章註(5)参照。

(22) Huff, *op.cit.* p.130

(23) 以上の編纂過程は、Bellomo, *The Common Legal.* p.62f

(24) Berman, *op.cit.* p.215

(25) 『教令集』の構造や『教皇令集』については、Bellomo, *The Common Legal.* p.66f

(26) キリスト教世界における統一的法基盤としてのローマ法などについては、H.コーイング『ヨーロッパ法史論』佐々木有司編訳 創文社 1980年。また、日本における講演、ヘルムート・コーイング「普通法(*Ius Commune*)の発展におけるヨーロッパ諸国民の役割」佐々木有司訳 日本法学 第58巻第2号、も参照。

(27) Bellomo, *The Common Legal.* p.81

(28) Trombetti, *op.cit.* p.12

(29) Huff, *op.cit.* pp.128f.

(30) Berman, *op.cit.* p.152

(31) Bellomo, *The Common Legal.* p.124、また、コーイング 前掲訳書 78頁以降。

(32) Statuta. rub.XLIII

- (33) ザッカニーニ 前掲拙訳 70 頁、また、García y García, *op.cit.* p.398
- (34) このような教会の時間と教育の関係については、前掲 Le Goff, *op.cit.* を参照。
- (35) Sorbelli, *Storia.* p.215
- (36) A.Gloria, *Monumenti della Università di Padova.(1222-1318),(1318-1405)*, Padova, 1888, p.199 によれば、ボローニャでは市民法の正教授のみドクトル学位取得が義務づけられ、他の科目担当には義務づけられなかった。これに対しパドヴァでは、すべての教師にドクトル学位取得が義務づけられていた。
- (37) Sorbelli, *Storia.* p.86., Weijers, *op.cit.* p.306
- (38) Sorbelli, *Storia.* p.87, 213
- (39) 対立講座や第三講座については、パドヴァの場合の B.Bertolaso, I <terzi luoghi> nello Studio padovano, in *Acta Medicae Historiae Patavina*, VI (1960), pp.1-15
- (40) Statuta. rub.XLIV
- (41) Bellomo, *The Common Legal.* pp.128ff., García y García, *op.cit.* pp.396ff. 邦語文献では、佐々木有司「中世ローマ法学」、碧海・伊藤・村上編『法学史』東京大学出版会 1976 年に詳細な解説がある。
- (42) スコラの方法の問題は、ディルセー 前掲訳書 76 頁
- (43) García y García, *op.cit.* p.395
- (44) Sorbelli, *Storia.* p.84 e seg.
- (45) このようなスコラ学の学問的かつ教育的な方法については、これまでも多くの研究者が論究してきたが、その教育内容のあり方、すなわち今日的概念で言うところの法学カリキュラムのあり方については、あまり考察されてこなかった。
- 一定の教育計画の下での段階的かつ系統的な教育内容の編成というカリキュラムの考え方は近代以降に成立したものである。しかし、その原初的形態は中世都市の諸学校や中世大学に見ることができる。無論、中世には難易度に応じた教育内容の段階的配列や系統性という考え方そのものがなかったし、それを一定の時間的継続の下で学んでいくという発想も完全には生まれていなかった。また、学の体系＝教育内容の体系であって、学の内容を段階的かつ系統的に抽出したものでもない。いわば、近代的なカリキュラムというものは「学年制」や「学校の時間」の成立と無関係ではあり得なかった。この点については、拙著『ヴェネツィアの放浪教師』56 頁以降を参照されたいが、「学年制」や段階的カリキュラムの原型が中世大学などにおいて初めて成立したことは否定できない。
- (46) Sorbelli, *Liber Secretus.* II p.XI、前述の修業年限については、*Ibid.* I p.LXVII も参照。
- (47) Sorbelli, *Storia.* p.217
- (48) Cencetti, *La laurea.* p.259, Rashdall, *op.cit.* I p.226
- (49) Constitutiones. rub.X
- (50) Constitutiones. rub.XI
- (51) Constitutiones. rub.XI
- (52) たとえば、Sorbelli, *Storia.* p.216, Rashdall, *op.cit.* I p.227 など。

五章

- (1) Manacorda, *op.cit.* I p.61 (M.G.H., *Leges*, sectio III, ii, 2, p.581) また、Gualazzini, *op.cit.* p.99 は、magistri が studia litterarum に、doctores が liberalium artium 以下に対応すると解釈して、doctor は試験によって獲得される称号であったとは考えられないにしても、magister より上級の教師を意味したと主張する。しかし、Gualazzini は否定したが、この公会議規定によって教会学校教師の任用に試験が課せられるようになったとの考え方もある。Cencetti, *La laurea*. p.250 e seg. ならびに、Fasoli, *Per la storia*. p.166.を参照。
- (2) Manacorda, *op.cit.* I p.62、及び G.Post, Alexander III, *The Licentia Docendi and the Rise of the Universities*, in *C.H.Haskins Anniversary Essays in Medieval History*, Boston 1929, p.255.
- (3) Gualazzini, *op.cit.* p.98
- (4) Cencetti, *La laurea*. p.252
- (5) "ut omnes episcopi artes litterarum in suis ecclesiis docere faciant", in Labbé-Mansi, *Sacrorum conciliorum nova et amplissima collectio*, Firenze, 1759-98, XX, 510
- (6) 石原謙『キリスト教の展開』岩波 昭和 40 年 74 頁以降。ストレイヤー 前掲訳書 32 頁以降。
- (7) Cencetti, *La laurea*. p.253
- (8) アルプス以北のスコラスティクスについては、F.A.Specht, *Geschichte des Unterrichtswesens in Deutschland*, Stuttgart, 1885, SS.182f. 及び、F.Paulsen, *Geschichte des gelehrten Unterrichts*, Leipzig, V.I, 1884, SS.16f. イタリアのマギスコラについては、Manacorda, *op.cit.* I p.77 e seg. を参照。
- (9) Specht, *op.cit.* S.185
- (10) Cancellarius については、パリの場合が最も重要な役割を担った。ディルセー 前掲訳書 94 頁以降、ならびに、Stelling-Michaud, *La storia*. p.158.
- (11) " Pro licentia vero docendi nullus pretium exigit,: nec docere quempiam, petita licentia, qui sit idoneus, interdicat.", in Labbé-Mansi, XXII, 227
- (12) 第四回ラテラノ公会議規定は、Labbé-Mansi, XXII, 999. Super specula は、H.Denifle, *Chartularium Universitatis Parisiensis*, Paris, 1899, T.1, Docum.32.
- (13) Manacorda, *op.cit.* I p.69
- (14) Post, Alexander III. p.263 n.29
- (15) ただ、パリの場合、後にグレゴリウス九世がセント・ジュヌヴィエーヴの大修道院長に教授免許の授与権を認めているが、これはノートルダムのカンケラリウスと大学団の抗争を背景として、教皇権が司教による教授免許授与の排他的特権を否定したものであり、むしろ司教権の免許授与の限界を明確化するものであろう。セーヌ左岸の教授免許授与権は同修道院長に与えられてきたからである。S.C.Ferruolo, *The origins of the university: the schools of Paris and their critics, 1100-1215*, Stanford Univ., 1985, p.189. 並びに、ディルセー 前掲訳書 96 頁
- (16) Rashdall, *op.cit.* p.308
- (17) *Char. Univ. Par. I*, Docum.16
- (18) 前註の引用文から明らかなように、教養諸学についてだけ、Cancellarius は licentiam を拒否できないとは書かれているものの、licentia de artis などという表現は見られない。
- (19) グレゴリウス九世によるこの勅書は、*Char. Univ. Par. I*, Docum.79

- (20) Rashdall, *op.cit.* I p.340
- (21) *Char. Univ. Par.* I, Docum.32 この教勅については、邦訳がある。前掲『西洋法制史料選』II 中世 128 頁以降。
- (22) 註(15)参照。 *Char. Univ. Par.* I, Docum.55、Rashdall, *op.cit.* I p.341
- (23) D.W.Amundsen, Medieval Canon Law on Medical and Surgical Practice by Clergy, in *Bulletin of the History of Medicine*, 52(1978), p.36
- (24) Rashdall, *op.cit.* I p.322
- (25) Manacorda, *op.cit.* I p.73.
- (26) コンラッドの規約については、次章註(41)以降を参照されたい。
- (27) Sarti-Fattorini, *De claris.* T.II, Monumenta Ac. I
- (28) *Ibid.* Monumenta. Ac. II
- (29) *Ibid.* Monumenta. Ac. V
- (30) *Ibid.* Monumenta. Ac. III、翌日発布された問題の教書は、1 章註(61)を参照されたい。この二つの教書は対にして考えるべきものであると思われる。
- (31) Paolini, *op.cit.* p.32 e seg.
- (32) Sarti-Fattorini, *De claris.* T.II, Monumenta. Ac. IX.
- (33) この教書は大学を対象としなかったとの見解もある。Antonio Rota, Papa Onorio III e la difesa dell'insegnamento libero a Bologna, in *Archivio della società romana di patria*, 76.s.3, 7, 1953, p.35. しかし、Cencetti, La laurea.を始めとする主要な論考のほとんどが、意識的に検討することなく、大学を対象としたことを前提としている。
- (34) すでに見た一二一三年のインノケンティウスの教書においても、また一二一五年のロベール・ド・クールソンの規約においても(*Char. Univ. Par.* I, Docum.20)、universitas magistrorum et scholarium という表現は見られるものの、facultas という表現は見られない。他方で、既述の一二一九年の Super speculam では facultas の表現が見られるところから、パリにおいて「学部」概念が定着するのは一二一〇年代後半のことと考えられる。
- (35) デイルセー 前掲訳書 198 頁以降、フリードリッヒによるナポリ大学創設の経緯については、F.Torraca, Le origini-L'età sveva, in AA.VV., *Storia della Università di Napoli*, Napoli, 1924, p.4 e seg. また、デニフレは一二三九年のフリードリッヒの勅書で Studium generale の表現が使用されたことに着目した。Denifle, *Die Entstehung.* S.12 参照。
- (36) J.Verger, Nuove fondazioni universitarie tra XIII e XV secolo, in *Le università dell'Europa: la nascita delle università*, Silvana, 1990, p.198
- (37) Gualazzini, *op.cit.* p.112 は、教皇ニコラウス四世によるこのボローニャへの教書が、他大学の学位を認めなかったナポリ大学に対して意味を持ったと指摘している。
- (38) ヴェルジェ 前掲訳書 68 頁以降。
- (39) Rashdall, *op.cit.* I p.227 (前掲訳書 201 頁)
- (40) J.P.ヴェルナン『ギリシャ思想の起源』吉田敦彦訳 みすず書房 1970 年 46 頁以降。このようなギリシャ的公共性を公概念の基盤に据えたのがアーレント(『人間の条件』志水速雄訳 筑摩書房)であるが、中世大学の公的試験の公共性はラシュドールに見られるようにハーバースの言う「代表的具現」(『公共性の構造転換』細谷・山田訳 未来社)のごとくに捉えられてきた。しかし、そこに現れた都市的公共性は代表的具現とは異なる

と考えられる。

(41)他の人々の「面前で(coram)」あるいは「出席の下に(presentibus)」という表現が多様な史料に見られる。たとえば、パドヴァでローランディーノの著作が公表された際の史料でも、"Perlectus est hic liber et recitatus coram infra scriptis doctoribus et magistris, presente eciam societate laudabili bazallariorum et scollarium liberalium arcium de Studio paduano." (Rolandini, Cronica, XII 19, p.173)と記されているし、学位授与の文書でもほとんどの場合こうした表現で出席者名が記載され、時には証人であることが明記されている。これは単なる記録文書の形式であるにとどまらず、「公」的に承認された事実を明記したものであると思われる。

(42)Gualazzini, op.cit. p.107 e seg., これに対して、Paolini, op.cit. p.36などは助祭長とドクトルの間には協調関係があり、役割分担が行われていたと見る。助祭長権限の形式性については、多くの研究者が言及しているが、Sorbelli, *Liber Secretus*. II, p. XVは、神学と法学などを区別して、法学・医学・教養諸学の場合には学位授与コレギウムに Licentia の実質的授与権があったと捉える。

(43)Gualazzini, op.cit. p.108

(44)このような表現を明記した史料として、たとえば、"Doctoratus fuit dominus Ubertinus de Lampugnano de Mediolano, in iure civili, in ecclesia bononiense, et dominus Laurentius de Pinu fecit sermonem, et auctoritate domini bononiensis episcopi qua fungitur et pro domino Iohanne de Pupio pro capitulo bononiense ibidem abstante, dedit ei licentiam docendi, magistrandi, etc. in iure civili;.....", in *Chartularium Studii Bononiensis, Bologna*, V.IV, 1919, Docum.CL ただし、このような形式は、時代によってもまた学科目によっても多少異なっている。医学の場合については、後述。

(45)コレギウムの規約に規定はないが、Sorbelli, *Lib.Sec.Caes.* II, p.LXXVは、Licentiaは現実には私的試験の際にコレギウムによって与えられたとし、公的試験の後の助祭長による授与宣告はいわば形式的なものであったと捉えている。かりにそうであったとしても、公的試験の後の助祭長による授与宣告は、私的試験で教授免許授与に対する公的試験でドクトル学位の図式を疑わせる根拠にはなりうる。

(46)註(44)の文書以外で助祭長名が挙げられているものとしては、"Doctoratus fuit dominus Andreaxius de Cavalehabili in iure civili et dominus Iohannes de Lignano fecit sermonem et dedit sibi licentiam auctoritate domini Philipi archidiaconi et d. Nardus de Saliceto dedit sibi insignia,.....", in *Char. St. Bon.* Docum. CXC。このように doctoratus になった後に licentia が授与されたとの学位文書は、*Chartularium* に多く含まれている。

(47)Rashdall, op.cit. II, p.458. ボローニャの conventus にあたるのがパリの inceptio であるが、inceptio においては「公」の性格が強調されたものの、試験制度そのものには「公」と「私」の対象は見られない。

(48)パリにおいては、チャンセラーの普遍性が制度的に顕現され、都市的公共性を凌駕していたのに対し、ボローニャではこれとは逆に都市的公共性が助祭長の普遍性を凌駕していたのである。

(49)阿部謹也『中世賤民の宇宙』103頁以降は、第二の法人格としての都市における「公」の問題を、私的な契約の変容を通じて論じている。このような観点は、中世大学を契約の

組織化から捉えるわれわれの観点からしても、また教皇庁の普遍性と「公」の関係からしても、興味深い。

六章

(1) 医学史研究といえばノイブルガーに代表されるような研究が一般には挙げられるが、本論はあくまで中世大学における教育制度の成立の観点から医学を問題にするものであって、そのような医学史研究の視点とは基本的に異なっている。それらの医学史研究では、サレルノを最初の医科大学とするが、大学制度の成立という観点からすれば、サレルノは最初の医科「大学」であったとは言い難い。その意味では、本稿の視座はプッシュマンの医学教育史に近い。ただ、プッシュマンが医学教育全体を対象とするのに対して、本稿は医学の高等教育を制度史の観点から扱うものである。イタリアを例にとれば、このような研究は、以下でも引用した一九世紀のデ・レンツィによって行われ、後に高く評価された。例えば、P. Piccinini, *Università italiane nella storia delle scienze mediche*, in *Associazione per lo sviluppo dell'alta cultura*, 1940 を見よ。ただ、彼は膨大なイタリア医学史を書いた後に、サレルノに問題を限定して医学高等教育史を扱った。彼以後の研究では、医学自然学史と衛生学史の二つの学会誌を中心に多くの注目すべきモノグラフィが出されているが、医学高等教育史の視座から制度史をまとめあげた著作は見られない。むしろ、その様な研究は英語圏において、進展している。ことに社会史研究を含む最近の動向については、前掲拙著『〈病気〉の誕生』の後書きを参照されたい。

(2) T.Puschmann, *A History of Medical Education*, 1891 (Eng.Ed. Hafner,1966), pp.191ff.

(3) J.J.Walsh, *Medieval Medicine*, A.& C.Black, 1920, pp.25f.

(4) C.Talbot, *Medical Education in the Middle Age*, in *The History of Medical Education*, UCLA, 1970, pp.73f

(5) 僧侶が営んでいた医療の実態については、E.J.Kealey, *Medieval Medicus*, Johns Hopkins University Press, 1981, pp.29ff

(6) イタリアでは大学出の内科医と外科医の合同が起こったが、アルプス以北では両者は分離して組合を形成し長く対立した。T.C.Allbutt, *The Historical Relations of Medicine and Surgery*, Macmillan, 1905, pp.23f を参照。

(7) V.L.Bullough, *Training of the Nonuniversity-educated Medical Practitioners in the later Middle Ages*, in *Journal of the History of Medicine*, V.14, 1959

(8) M.C.Cipolla, *Public Health and the Medical Profession in the Renaissance*, Cambridge University Press, 1973, p.2f

(9) この問題を医療の社会構造の面から考察したイタリアの研究として、I.Naso, *Medici e strutture sanitarie nella società tardo-medievale*, F.Angeli, 1982 を挙げておく。

(10) 「de medicinali arte」が医学技術をさすのか単なる看護術程度を意味するのかについては、議論がある。Pushmann, *op.cit.* p.190 を参照。

(11) R.R.Bolgar, *op.cit.* pp.106f

(12) Pushmann, *op.cit.* p.280

(13) "statuimus, ut nullus omnino post votum religionis, post factam in aliquo religioso loco

professionem, ad physicam, legesve mundanas legendas permittantur exire.", in Labbé-Mansi, XXI 1179

(14) この勅書は、Denifle, *Char.Univ.Par.* I, Docum.32. この禁令の意義については、P.Kibre, The Faculty of Medicine at Paris, in *Bulletin of the History of Medicine*, 27(1953), pp.2f

(15) Amundsen, *op.cit.* p.42

(16) 注(13)の引用文からも分かるように、原文は *exire ad physicam* が *permitto* されないという表現になっており、直接的には僧職の放棄を禁じ、医学の学習そのものを禁じているのではない。

(17) Rashdall, *op.cit.* I p.322

(18) 史料は、*Char. Univ. Par.* T.1 Docum.12. また、この施策の意図については、Manacorda, *op.cit.* I p.71 e seg. 及び、Post, Alexander III. を参照。

(19) ホノリウス三世の施策については多くの研究者が言及しているが、アレクサンデル三世との比較を含めた十二世紀と十三世紀との総合的な政策の観点から論じたものは管見に入っていない。イタリアの中世大学からすれば、むしろホノリウスの大学政策こそ、教皇庁の中世大学政策史上きわめて重要に思われる。

(20) 但し、Articella はシャルトルで成立したとの説もある。Talbot, *op.cit.* pp.76f. ならびに、Agrimi e Crisciani, *Edocere medicos: Medicina scolastica nei secoli XIII-XV*, Guerini e Associati, 1988, p.15 を参照。

(21) S.De Renzi, *Storia della medicina in Italia.* 5 vols.Napoli, 1845-48, V.II p.136

(22) S.De Renzi, *Storia documentata della Scuola Medica di Salerno.*, Ferro, 1857 (rist.1956) p.378 e seg.

(23) *Ibid.* p.300, 372 e seg.

(24) *Ibid.* Docum.177

(25) K.Sudhoff, Salerno, Montpellier und Paris um 1200, in *Archiv für Geschichte der Medizin*, XX(1928) S.51-62 und Docum.S.53

(26) P.O.Kristeller, The School of Salerno, *Bulletin of the History of Medicine*, xvii(1945) pp.183f このクリステッラーの十五世紀成立説にも問題がある。なぜなら、彼は学位授与コレギウムと医師組合を区別していないし、大学と医師組合の関係をも明確化していない。さらに、多くの町で十四世紀に既に医師組合が成立し、大学が存在した都市ではより早くその状況がみられた事実を考慮にいれていないからである。この問題は再検討を要すると思われる。

(27) ただし、十六世紀の学位授与においては教皇の介入が見られるという説がある。L.Cassese, La <datatio> e la <roboratio> nelle lauree del Collegio Medico di Salerno, *Rassegna Stor. Salernitana*, XI(1950), p.34 .

(28) "jubemus in posterum nullum medici titulum praetendentem audere practicare aliter, vel mederi, nisi Salerni primitus, in conventu publico magistrorum iudicio comprobatus, cum testimonialibus literis de fide et sufficienti scientia tam magistrorum quam ordinatorum nostrorum, ad praesentiam nostram, vel nobis a regno absentibus, ad illius praesentiam, qui vice nostra in regno remanserit, ordinatus acedat, et a nobis, vel ab eo medendi licentiam consequatur", in Renzi, *Storia documentata.* Docum.178

(29) *Ibid.* Docum.179

(30) Kristeller, *op.cit.* pp.171f

(31) "Praesenti etiam lege statuimus, ut nullus in medicina, vel chirurgia, nisi apud Salernum, (vel Neapolim) legat in regno, nec magistri nomen assumat, nisi diligenter examinatus in praesentia nostrorum officialium, et magistrorum artis", in Renzi, *Storia documentata*. Docum.180

(32) *Ibid.* Docum.179

(33) フリードリッヒはナポリ大学以外の学位、とりわけ先行したボローニャの学位を認めなかった。F.Torraca, *loc.cit.* および、G.Origlia, *Istoria dello Studio di Napoli*, V.1, Giovanni di Simone, 1753, p.63 e seg. この問題は後述する学位の普遍性の問題に関係する。また、フリードリッヒによるナポリ大学興隆策は、結局のところその後のサレルノに衰退をもたらすことになる。

(34) Renzi, *Storia documentata*. p.556. サレルノ医学校の起源については諸説あるが、個々の教師による複数の学校、ベネディクト会修道院、サンタ・マリア・デッレ・グラツィエ広場にあった学校、司教座学校、などに起源が求められる。N.A, *Determinazione della Sede della Scuola medica di Salerno*, *Archivio storico della provincia di Salerno*, I-2, 1921 参照。このうち、医師たちの個別的な学校起源説が最も有力である。

(35) Kristeller, *op.cit.* p.184

(36) この観点からしても、十二世紀のルッジェーロの契約における *magister* と *doctor* の区別はあり得ないことであって、この契約が偽書であるとのクリステラーの見解は正当なものであると考えられる。

(37) A.Germain, *Cartulaire de l'Université de Montpellier*, V.1, Montpellier, 1890 Docum.1

(38) S.Cooper, The Medical School of Montpellier in the 14th Century, in *Annals of Medical History*, N.S.II (1930) p.164

(39) アレクサンデルとギッラムとの関係については、Post, Alexander III. p.266

(40) V.L.Bullough, The Development of the Medical University at Montpellier to the End of the 14th Century, *Bulletin of the History of Medicine*, XXXI (1957) pp.197f

(41) Germain, *Cartulaire*. V.1, Docum.2.

(42) *Ibid.* loc. cit.

(43) A.Germain, *Histoire de L'Université de Montpellier*, in *Ibid.* p.20

(44) Bullough, The Development. p.513

七章

(1) Gualazzini, *op.cit.* p.115

(2) 教会関係の学校については、Sorbelli, *Storia*. p. 21、世俗の学校については、Dresdner, *op.cit.* S.249. より詳細には Manacorda, *op.cit.* I, Cap.V.

(3) S. D'Irsay, On the original connection between medicine and the university, *John Hopkins Hospital Bulletin*, XLVI, 1930

(4) Maragi, *op.cit.* p.30 は、この文書から医学校の存在を推定している。

(5) 法学の学的革新は Huff, *op.cit.* p.123f. Bellomo, *The Common Legal*. p.144 など。

- (6) 教養諸学の変化については後述するが、G. Leff, *The Trivium and the Three Philosophies*, in *A History of the University in Europe*, V.1, Cambridge, 1992 を参照。
- (7) Sorbelli, *Storia*. p.111
- (8) Sarti-Fattorini, *De claris.*, T.I, p. II, p.235
- (9) *Ibid.*, a cura di Malagola (nuova ed.), II. *Scholares Illustres*. p.308
- (10) Cavazza, *op.cit.* p.11, Malagola, *Monografie*. p.10
- (11) Sorbelli, *Storia*. p.111
- (12) 当時の史料では、教師は *rector scholarium* や *doctor puerorum* などと表記され、*rector* も *doctor* も、また当然 *magister* も、教師をも意味していた。前掲拙著『ヴェネツィアの放浪教師』104 頁など参照。
- (13) "Dominus Palmeriusvenit dicens pro magistro Lapo de Florentia dare sibi unam robam pretii et valloris XXV librarum bon., quando ipse recipiet publicam in medicina.", in *Char. St. Bon.* v.8, Docum. XL
- (14) "Ordinamus, quia invenimus sic reformatum in consilio sexcentorum et populi, quod magister Thadeus condam Aldegrotti de Florentia et sui heredes sint immunes et exempti ab omnibus collectis et servitiis realibus et personalibus civitatis Bononie. Et non possit cogi ipse magister Thadeus ire ad videndum aliquos vulneratos vel aliquam relationem de vulneratis facere. Et sit tamquam forensis magister et scholaris in protectione communis et populi Bononie et eodem modo tractetur et habeatur, sed libere possit exercere artem suam prout eidem placuerit ubilibet exercere." in G.Fasoli e P.Sella, *Statuti di Bologna dell'anno 1288*, II, Città del Vaticano, 1939, p.102
- (15) "Statuimus quod scholares forenses qui audiunt vel audient in futuro fixicam a magistro Tadeo et aliis doctoribus fixice, gaudeant omnibus et singulis privilegiis quibus gaudent scolares qui student vel studebunt in civitate Bononie in iure civili vel canonico ex forma alicuius statuti vel reformationis vel ordinamenti communis vel populi Bononie.", in *Ibid.* pp.102-3
- (16) Sorbelli, *Storia*. p. 112
- (17) Sarti-Fattorini, *De Claris*. I, p.526, elenco
- (18) Maragi, *op.cit.* p.44 n.25
- (19) A.Gaudenzi, *Gli antichi Statuti del Comune di Bologna intorno allo Studio*, BISI, 6, 1888, p.121. ザッカニーニ 前掲拙訳 195 頁は、この規約を大学の規約としているが、コムーネの規約である。
- (20) 前掲拙訳 194 頁以降
- (21) Sarti-Fattorini, *De claris*. II, XI, p.223
- (22) N.G.Siraisi, *Taddeo Alderotti and his pupils*, Princeton University, 1981. pp.47f. この事件については、Taddeo Alderotti, *Consilia*. a cura di P.P.Girogi e G.F.Pasini, ISTUB, 1997, p.42
- (23) コレギウム規約の残存は、医学・教養諸学については 1378 年から、市民法については 1379 年から、教会法については 1405 年から残存
- (24) Sarti-Fattorini, *De claris*. II, XIV, pp.232-3
- (25) ドクトルとマギステルの称号の相違については、Coppi, *op.cit.* p.192 e seg., Sorbelli, *Storia*. p.21 e seg., Maragi, *op.cit.* p.34 e seg.などを参照。

- (26) 都市が学位授与権を認定したことについては、Maragi, *op.cit.* p.36
- (27) ザッカニーニ 前掲拙訳 140 頁、一例を挙げれば、1372 年のジョヴァンニ・ダ・イーモラの公的試験記録には、"Doctoratus fuit magister Iohannes de Imola in medicina in ecclesia bononiense et interfuerunt: magistri Martinus de Lero,..... Et dictus magister Baldeserra fecit sermonem, et non habuit insignia..... ", in *Char. St. Bon.* v.IV, CXCI(1117)
- (28) 同上拙訳 142 頁
- (29) Maragi, *op.cit.* p.32
- (30) Malagola, *Monografie.* p.11
- (31) Sarti-Fattorini, *De claris.* II, Monumenta XIV. このコムーネの Reformationum の史料では、コレギウムを "in Collegijs ipsorum Medicorum, Doctorum et Magistrorum" と表現している。
- (32) Siraisi, *Taddeo.* p.20
- (33) R.A.Bernabeo & G.D'Antuono, *La scuola medica di Bologna: Settecento anni di storia*, V.I, Firma, 1988, p.11 e seg., Maragi, *op.cit.* p.33
- (34) Cavazza, *op.cit.* p.209、ザッカニーニ 前掲拙訳 142 頁
- (35) この点は、パリ大学の場合と類似している。パリの医学部が医師組合の機能を果たしたことについては、P.Kibre, *The faculty of medicine.* を参照。
- (36) Malagola, *Statuti.* p.441 e seg. また、これらの規約の残存については、G.Cencetti, *Gli archivi dello Studio Bolognese*, Zanichelli, 1938, p.53 e seg.
- (37) "...volumus inviolabiliter servari quod nullus, civis vel forensis, sive cuiuscumque conditionis existat, audeat vel presumat exercere vel operari praticam medicine vel aliquam partem ad dictam scientiam medicine spectantem in Civitate bon., comitatu vel eius districtu, nec consilium dare in dictis scientijs alicui, nixi saltim tribus annjs dictam scientiam vel partem eiusdem audiverit, sub magistro publice legenti medicinam, secundum sedes ordinarias in studio bon., vel aliquo alio loco, in quo studium generale vigeat;...", *Statuta collegii doctorum scientie medicine.* rub.XXI, in Malagola, *Statuti.* p.442.
- (38) このような監督統制については、Kibre, *Scholarly privileges.* pp.49f.

八章

- (1) このように三期に分けて考える捉え方は、浩瀚な Gloria, *op.cit.* によって明瞭に提示された。
- (2) A.Sorbelli, *Notizie di Professori e insegnamenti in Padova prima del 1222*, in *Studi e memorie per la storia dell'Università di Bologna*, VII(1922), p.117
- (3) Gloria, *Monumenti.* (1222-1318) p.124 e seg. 成立の根拠となる史料の価値を疑った反論は、G.Soranzo, *Sull'anno di fondazione dell'Università di Padova*, in *Bolletino di Museo civico di Padova*, XVIII, 1925
- (4) パドヴァの文化的伝統とは異質のボローニャ文化の流入として捉える捉え方は、G.Arnaldi, *Il primo secolo dello Studio di Padova*, in *Storia della cultura veneta. Il trecento*, Negri Pozzi, 1976 に見られる。
- (5) Gloria, *Monumenti.* (1222-1318) p.124. パドヴァ司教の尽力を疑う説もある。Savigny.

op.cit. III, S.273、ならびに Arnaldi, *Il primo secolo*. p.4 を参照。また、Soranzo, *op.cit.* p.188 e seg. は、一二〇九年のヴィチエンツァ大学の消滅がパドヴァ大学を成立させたと捉える。

(6) G.Arnaldi, *Studi sui Cronisti*. p.81 e seg. は、Rolandino の自著公開の状況と Buoncompagno の著書の承認と桂冠の意義を比較考察している。

(7) Rashdall. *op.cit.* I p.237. そこでラシュドールが挙げている学位授与の証拠は疑わしい。

(8) "Recitatus equidem fuit hic liber approbatus et coronatus lauri Bononiae apud sanctum Iohannem in Monte, in loco qui dicitur Paradisus anno Dni 1215, VII Kal. Apr. coram universitate professorum iuris canonici et civilis et aliorum doctorum et scholarium multitudine numerosa", in Manacorda, *op.cit.* I p.212 n.2 この史料における universitas はボローニャの法科大学団を意味しており、その大学団に法科以外のドクトルや学生も従属させられていたことが示されている。Rashdall, *op.cit.* I p.146 は、この史料を最初の教師団を示すものと捉えたのである。

(9) Manacorda, *op.cit.* I p.212

(10) Manacorda, *op.cit.* I p.274、および Arnaldi, *Studi sui cronisti*. p.79 e seg. , *Il primo secolo*. p.5, また N.G.Siraisi, *Arts and Sciences at Padua*, Toronto, 1973, pp.35f

(11) Gloria, *Monumenti*. (1222-1318) Docum.560, E.Baggiolini, *op.cit.* pp.80-81,

(12) ただし、イタリア人の国民団は契約の締結に学頭を参加させなかった。この事実は、大学全体がヴェルチェッリへの移動に必ずしも積極的ではなかったことを示している。Arnaldi, *Il primo secolo*. p.8、および Rashdall, *op.cit.* II p.13 を参照。

(13) Arnaldi, *Studi sui cronisti*. p.79 e seg. 以下の叙述の詳細については、拙稿「ヒューマニスト教師研究の方向をめぐって」帝京大学文学部紀要（教育学）第8号 昭和58年を参照されたい。

(14) これらの点については、J.K.Hyde, *Padua in the Age of Dante*, Manchester, 1966, pp.283f. など。

(15) M.Dazzi, *Il Mussato storico*, in *Archivio Veneto*, s.V, VI, 1929. このような桂冠が、学位授与式の原型であり、法学では学位授与式を行っていたが、教養諸学ではまだ桂冠に留まっていたという考え方がある。Arnaldi, *Studi sui cronisti*. p.87 e seg.

(16) このような動向に関しては、前掲 Hyde, *Padua*.の他に、P.O.Kristeller, *Paduan Averroism and Alexandrism in the Light of Recent Studies*, in *Renaissance Thought II*, Haper, 1965, J.H.Randall, *The development of scientific method in the school of Padua*, Padua, 1961 などを参照。また、邦語文献としては、清水純一「パドヴァ学派論攷—アヴェロイズムの発展とポムボナツィー」イタリア学会誌6号 1957年、近藤恒一「ペトラルカとアラビア文化」東京学芸大学紀要 第2部門 28集 昭和51年、同『ペトラルカ研究』創文社 昭和59年などを参照。

(17) E.Garin, *Storia della filosofia italiana*, V.I, Einaudi, 1916, p.170

(18) Hyde, *Padua*. p.284

(19) Denifle, *op.cit.* SS.278-284, Gloria, *Monumenti*. (1222-1318) p.127 e seg., Savigny, *op.cit.* S.277 も移動説を採る。

(20) Gloria, *Monumenti*. (1222-1318) p.130, また Kibre, *Scholarly Privileges*. p.55 も言及。ただし、Arnaldi, *Studi sui cronisti*. p.84 は、この事件を大学継続の証拠とは捉えず、Rolandino

を重視する。

(21) Arnaldi, *Il primo secolo*. p.3, ただ、Rolandino の *Cronica* も 1260 年以前の大学について語っていない。また、Denifle, *Die Statuten der Juristen-Universität Padua vom Jahre 1331*, *Archiv für Literatur und Kirchen Geschichte des Mittelalters*, Bd. VI, S.380 は、1260 年に大学が設立されたと捉えている。

(22) Kibre, *Scholarly Privileges*. pp.57ff

(23) *Ibid.* p.60

(24) Denifle, *Die Statuten*. S.526. これは 1321 年の例であるが、1274 年と 1306 年の場合も同様の理由であったと考えられる。

(25) Arnaldi, *Studi sui cronisti*. p.85.

(26) Gloria, *Monumenti. (1222-1318)* p.191

(27) *Ibid.* p.168

(28) コレギウムの組織や構造については、主として Gloria, *Monumenti. (1222-1318)*, Cap.V 並びに *(1318-1405)*, Cap.II を参照。ただし、神学の場合だけは司教に直属していた。

(29) *Ibid. (1222-1318)*, p.224 e seg. 通常の学頭数はこの 2 名であったが、ヴェルチェッリへの移動時は 2 名ずつの計 4 名が選出されており、一時的なものであったと考えられている。

(30) これらの学頭裁判権の実態については、E.Rigoni, *Il tribunale degli scolari dell'Università di Padova nel Medioevo*, in *Memorie della R. Accademia di scienze, lettera ed arti in Padova*, n.s.LIX, 1942, p.20

(31) Gloria, *Monumenti. (1222-1318)*, docum. p.24

(32) Siraisi, *Arts and science*. p.20 n.29

(33) Gloria, *Monumenti (1318-1405)*, T.II, Documenti 1204、註 9 章 (24) 参照。

(34) Savigny, *op.cit.* S.278

(35) Gloria, *Monumenti. (1318-1405)*, § 235 e seg.

(36) Gloria, *Monumenti. (1318-1405)*, T.II, Documenti. 2049、註 9 章 (25) 参照。

(37) *Ibid.* T.I, § 213

(38) tractatores については、Gloria, *Monumenti. (1222-1318)*, § 233. 並びに、Denifle, *Die Statuten*. S.513.

(39) Gloria, *Monumenti. (1222-1318)*, § 197.

(40) *Ibid.* § 199.

(41) *Ibid.* Documenti. 585. この禁令は、一四六七年にパドヴァ人のための講座がヴェネツィアによって設立されるまで続いた。この講座は対立講座に次ぐ講座として第三講座 (*terzi luoghi*) と呼ばれ、外国人教師優遇措置の一環であったと捉えられる。Bertolaso, *op.cit.* 参照。

(42) Denifle, *Die Statuten*. S.526

(43) 以上の諸点は、Gloria, *Monumenti. (1318-1405)*, § 194 e 208. ただし、教師選出権は一五六〇年に至るまで学生が掌握し続けた。この点については、Coppi, *op.cit.* p.217 e seg.

(44) Kibre, *Scholarly Privileges*. pp.65ff. および、Gloria, *Monumenti. (1318-1405)*, § 202.

(45) *Ibid.* § 238.

(46) Gloria, *Monumenti. (1222-1318)*, § 164.

(47) Arnaldi, *Il primo secolo*. p.16 e seg.

九章

(1) なぜか西洋の研究者は「学部」概念をあまり問題としないため、「学部」そのものを論じた書物は管見に入っていない。日本では、草創期のパリ大学の学部を問題とした森洋「パリ大学形成期の Facultas」九州大学文学部 史淵 115号 昭和53年や、横尾壮英「ドイツにおける学部の形成とその特色」国立教育研究所 高等教育総合研究 No.46-6 昭和47年などの貴重な論考がある。このような研究の蓄積が学部概念の実態を踏まえた明確化・一般化には是非とも必要である。

(2) 大学の観点から専門職を論じたものとしては、科学役割に焦点を当てたヨセフ・ベンデービッド『科学の社会学』潮木守一・天野郁夫訳 至誠堂 昭和49年、また永井道雄『日本の大学』中公新書 昭和40年 99頁が、M.Liberman. *Education as a profession*, 1936に基づいて論じている。医学の専門職化については、V.L.Bullough, *The development of medicine as a profession*. Hafner, 1966, pp.4f. が重要。

(3) *Ibid.* p.48 では、このような意味での専門職化の段階に到達したのはボローニャとパリであって、サレルノとモンペリエはそれに失敗したと捉えている。

(4) *The International Encyclopedia of Higher Education*, Jossey-Bass, V.4, pp.1614f.

(5) *Dizionario enciclopedico italiano*, V.IV, p.593

(6) "regat in Montepessulano in facultate fisice discipline" , in *M.Fournier, Les Statuts et privilèges des universités françaises depuis leur fondation jusqu'en 1789*, Paris, 1890-2, II, 879.

(7) "in gramatica facultate non regam", in Sarti-Fattorini, *De claris*. I, Docum.25

(8) Weijers, *op.cit.* p.54

(9) *Ibid.* p.52

(10) Rashdall, *op.cit.* I p.321

(11) ヴェルジエ 前掲書 50頁

(12) "quod in facultate nostra imminebat ", in *Chart. Univ. Par.*, I, Docum.246. Weijers, *op.cit.* p.53

(13) "Cum sicut nobis est pro certo relatam magistri artium et phisice facultatis....", in *Char. Univ. Par.*, I, Docum.89

(14) *Ibid.* Docum.20

(15) ボローニャの神学部が *universitas* ではなく *facultas* とされたことについては、Sorbelli, *Storia*. p.131.

(16) 授業を行ったドクトルを *doctor actu regens* といい、授業を行わなかったドクトルを *doctor non regens* と言った。Coppi, *op.cit.* p.189

(17) Stelling-Michaud, *La storia*. が区分した大学の内的歴史と外的歴史に依って、教育権を区分して捉えたが、Michaud 自身は教育権を区別しているわけではない。

(18) Siraisi, *Arts and sciences*. p.19

(19) Sorbelli, *Storia*. p.112 e seg.

(20) Siraisi, *Arts and sciences*. p.24. Gloria, *Monumenti (1318-1405)* T.I p.192. Bullough, *The medieval medical university at Paris*, in *Bulletin of the History of Medicine*, XXXI(1957), p.199

は、パリが教養諸科と医科が別個のコレギウムを形成したことを指摘した上で、ボローニャでは合体した単一のものと主張。Sorbelli, *Storia*. p.112 も当然単一説。

(21) C.M.Cipolla, *op.cit.* pp.2ff.

(22) Gloria, *Monumenti (1222-1318)* Docum. 1307、この史料で「教養諸科コレギウムの長、マギステルのヤコボ・ディ・パドヴァ (mag. Jacobo de Padua preposito collegii artistarum)」との表記が見られ、おそらく高名なモンディーノとおぼしき「医師にして医学の現職教師 (phisicus doctor medicine actu regens)」が記されている。

(23) この表記が現れる史料は、現存する最古の「医学部」規約の写本で、フィレンツェの Laurenziana 図書館所蔵の 1330 年付け "Statuta collegii artistarum et medicorum paduani" (Medicea Laurenziana, Ashburnham 206) の表題を持つ。

(24) Gloria, *Monumenti (1318-1405)* II, Docum.1204、この史料でも、まず "collegium doctorum artistarum scientie medicine et aliarum artium" が招集され、このコレギウムと大学団に (dicti collegii et universitatis) 法科のコレギウムと大学団との争いなし不和 (controversia sive discordia) について司教が調停をおこなっている。ここでも医学は学問 (scientia) とされ他の学芸と区別されてコレギウムの名称に記されていること、さらに教養諸科コレギウムがその大学団に優越している事情が窺える。

(25) Gloria, *Monumenti (1318-1405)* II, Docum. 2049. また、選出される学頭は医学の学生とされ、他の教養諸科学生より医学生が優位に立っていたと推定され、この点でも教養諸科大学団は実質的に「医学部」となっていたと考えられる。

(26) 既述のこの点については、とりわけ J.H.Randall, *Development of scientific method in the school of Padua*, Padua, 1961 および、Hyde, *Padua*. 1966 を参照。

(27) この一体化は、カリキュラム面からも当然であった。S.D'Irsay, *On the original connection between medicine and the university*, in *John Hopkins Hospital Bulletin*, XLVI (1930) を参照。

(28) Gloria, *Monumenti (1222-1318)* p.202 これに、おそらくは天文学へと変容しつつあった占星術の学位が加えられると思われる。この時期の史料では、astrologia の表記から astronomia へと変化しており、学としての天文学の位置づけが明確化されているからである。

(29) 後述のように、コレギウムの規約では、doctor in artibus すなわち教養諸科学位のみについて規定し、各科の学位授与については定めていない。また、外科学の学位取得者もその学位のみでは加入権を得なかったものと考えられる。

(30) Gloria, *Monumenti (1318-1405)* T.I, p.78 に所収の成員リストに依る。

(31) *Acta Graduum Academicorum Gymnasii Patavini (1406-1450)* Vol.I, II, Antenore, 1970 にはこのような事例が多数見られる。

(32) 1434 年の Rotulus の写本 (Archivio antico, Università di Padova, Filza 673 car.8) では、自然哲学の正副両講義が artium et medicorum doctor で占められている。

(33) Gloria, *Monumenti (1318-1405)* T.I, p.76 によれば、定員は 1377 年まで 12 名、以後 20 名となった。

(34) 講座数は付表 3 - 2 参照。この表を作成するにあたって使用した rotulus 写本は、Archivio antico dell'Università di Padova 所蔵の Mss.Filza 242, 651, 673, 674, 676, 677, 678 で

あるが、1500年のものはM.Sanudo, *I Diarii*. III (654-656)から作成。註(31)のRotulusなどでは、文法と修辞学の教師はドクトルではなくバカラリウスなどである。彼等は「学部」成員ではないので、その数を講座担当者数から差し引いた数が「学部」成員中の現職教員数と考えられる。

(35) Gloria, *Monumenti*. (1222-1318) p.142

(36) 最古の「医学部」規約は、1306年にパドヴァ司教が承認したものとされるが、これは残存しない。Ibid. Docum. 1306 参照。次いで古いものは、記述の1330年の写本であるが、これも不完全な形でしか残っていない。完全にして最古の規約は、パドヴァ大学のArchivio 所蔵の写本(Cod. 301)で、15世紀前半の規約である。これに次ぐのが16世紀後半の写本(Cod. 302)であるが、Cod.301とCod.302は構成・記述が全く同じで、16世紀のものにのみ末尾に若干の変更が付加されている。この記述は、Cod. 301の第二書11章(Lib. sec. stat.XI)に基づいている。

(37) Gloria, *Monumenti* (1318-1405) T.I, p.65によれば、1349年に「法学部」は外国人現職教師とパドヴァ市民の現職教師と非現職教師の二つの集団によって構成されていた。ポローニヤの場合は、「医学部」も同じ構成を取ったと言われる。Rashdall, *op.cit.* Vol.I, p.241. 参照。パドヴァの「医学部」についても、その明証はないものの、同様の構成を取ったと考えられる。

(38) Medicea Laurenziana, Ashburnham 206, 15c fols. 72 (註(23)参照)

(39) Cod.301 Lib.sec. stat. I, II, VIII

(40) Cod.302 Lib.sec. stat. X

(41) reformatores とその改革に関しては、V.Lazzarini, *Crisi nello Studio di Padova a mezzo del quattrocento*, in *Atti dell'Istituto Veneto di scienza lettere ed arti*, CIX (1950)を参照。

(42) Cod.302 Lib.sec. stat. IX. Gloria, *op.cit.* (1318-1405) T.I, p.76によると、massarius と syndicus は consiliarius でもあった。これ以外に、職員として公証人と秘書官(bidellus)がいた。

(43) この点については、次節で検討するが、前章の特に5節をも参照されたい。

(44) Rashdall, *op.cit.*, p.166

(45) Gloria, *Monumenti* (1222-1318), docum. 1306

(46) 1章6節参照。

(47) Gloria, *Monumenti* (1318-1405) T.II, docum.1204

(48) Ibid. T.I, p.77

(49) Ibid. T.II, docum.1223

(50) Ibid. T.I, p.83

(51) Ibid. T.II, docum.2049. 学頭には医学の学生が選出された。Savigny, *op.cit.* Bd.III S.278 参照。

(52) Gloria, *Monumenti* (1318-1405) T.I, p.77

(53) Gloria, *Monumenti* (1222-1318) docum. 1307. この史料には、二名の *decretarium doctor* の名前が「教養諸学部」の長よりも優位に記載されている。

(54) Siraisi, *Arts and sciences*. p.25 n.6

(55) Gloria, *Monumenti* (1318-1405) T.II.に所収の1360年以降の学位授与史料には法学教師

の参加は見られない。

(56) Cod.302 Lib.quint. stat.VIII

(57) Cod.301 Lib.quint. stat.I, V

(58) Cod.302 Lib.quint. stat.XII, XIII

(59) *Acta Graduum Academicorum (1501-1525)*, Avvertenza XI. 証拠としては、*Ibid.* docum.233などを参照。

(60) Cod.302 Lib.quint. stat.VI

(61) Cod.302 Lib.quint. stat.VII

(62) Cod.302 Lib.tert. stat.XIII, XIII

(63) Cod.302 Lib.quint. stat.IX

(64) Cod.302 Lib.quint. stat.XIII

(65) Cod.302 Lib.quint. stat.XVIII

(66) Cod.302 Lib.sec. stat.XIII, XIII

(67) *Acta Graduum Academicorum (1406-1450)* では、15世紀初期には、*examen et conventus* の表記が多く見られ、私的試験のみの場合は *Licentia privati examinis*、公的試験は *Publica doctoratus* と表記されているが、やがて本文中の表記や *Licentia privati examinis cum publica doctoratus* の表記が多く見られるようになっている。

(68) パリ大学では、チャンセラー試験の前におこなわれた「試問」は *temptamen* と呼ばれている。Rashdall, *op.cit.* II, p.458f.

(69) *Acta Graduum Academicorum (1501-1525)*, Avvertenza IX

(70) A.Chiappelli, Studi sull'esercizio della medicina in Italia negli ultimi tre secoli del medioevo, in *Rivista di storia delle scienze mediche e naturali*, 15 (1924) などでは、医師組合の成立を13世紀以降としているが、13世紀に成立した組合はほとんどが大学出の医師 (*doctor*) の組合ではない。そうした医師組合が *doctor* の組合に変容したか、あるいは新たに *doctor* が医師の組合を形成することによって、14世紀に大学出身の医師組合が出現したと捉えるべきである。この問題は「医学部」形成に関わる重要な問題であり、後の章で詳述する。

(71) 組合の入会規定は、12章6節を見よ。

(72) F.Raspadori, Dal Rinaschimento alla crisi barocca, in Bernabeo e D'Antuono, *La scuola medica di Bologna*. p.65

(73) Kibre, The Faculty of Medicine. また、H.W.Jones, The faculty of medicine of Paris, in *Annals of Medical History*, Third Series, V.I, 1939.

(74) Kibre, *Scholarly Privileges*. p.81

(75) loc.cit.

(76) ヴェネツィアの医療統制については、B.Cecchetti, La medicina in Venezia nel 1300, in *Archivio Veneto XXV e XXVI* を参照。ただし、1420年代にパドヴァ大学が医業統制権を主張しようとした例が見られる。これについては、Kibre, *Scholarly Privileges*. p.82.

(77) B.Bertolaso, Ricerche d'archivio su alcuni aspetti dell'insegnamento medico presso la Università di Padova, in *Acta Medicae Historiae Patavina*, VI, p.20

(78) Gloria, *op.cit.* (1222-1318), p.165. 「医学部」の選出手順は、パドヴァ大学図書館所蔵の写本、Hain(15015) <Statuta dominorum artistarum achademiae patavinae> の Lib.sec. i 以降

の記述による。ただし、この写本は 1496 年付けとなっているが、16 世紀に作成されたものである。

(79)「医学部」が権限を持つ地元出身者の集団と権限のない外国人の集団によって構成され、次第に後者が数量的に優勢となった事実も影響している。註(36)を参照せよ。

(80)講座担当者にドクトル学位が要求されたことについては、Gloria, *op.cit.*(1222-1318), p.166.

(81)ロトゥールスの公表については、Hain(15015) Lib.sec. xii. その残存状況については、A.Favaro, *Indice dei Rotuli dello Studio di Padova*, in *Monografie storiche sullo Studio di Padova*, Padova 1922, p.4 e seg.

(82)P.Francesco, *La clinica medica padovana attraverso i secoli*, Verona 1939, p.33 によれば、外科学・解剖学の講座がすでに 1262 年に存在したと述べているが、証拠を挙げていない。なお、この「医学・自然学」は単一講座であったと考えられる。

(83)Gloria, *op.cit.*(1222-1318), p.353 e seg.

(84)ボローニャの講座数は、U.Dallari, *I Rotuli dei lettori legisti e artisti dello Studio bolognese dal 1384 al 1799*. Vol.1, Bologna 1888 による。

(85)Bertolaso, *op.cit.* pp.3f

(86)G.De Sandre, *Dottori, Università, Comune a Padova nel quattrocento*, in *Quaderni per la storia dell'Università di Padova*. Vol.1, Antenore 1968

(87)A.Favaro, *Università di Padova*, Ferrari 1922, p.53

十章

(1)通常、日本では *artes liberales* を「自由学芸」と訳すことが多い。ここでは以下基本的に、後述するような古典的意味では「自由学芸」と訳すが、大学に制度化された「自由学芸」は「教養諸学」と訳すことにしたい。いわば、変容を被った「自由学芸」を「教養諸学」と訳すことによって区別する。

(2)H.I.マルー『古代教育文化史』横尾・飯尾・岩村訳、岩波書店、1985、216 頁

(3)古典古代の時代に、すでにプラトンは『国家』において理想国家における「自由な」市民の育成を論じた際に、哲学を学ばせる予備段階の教育として、算術、幾何、天文、音楽を位置づけていた(『国家』藤沢令夫訳 岩波文庫 第7巻 522 以降)。これはピタゴラス学派に倣って、いずれも世界の数的秩序を理解する学科として意識され、中世以降の四科(*quadrivium*)の起源となる考え方であった。また、アリストテレスは『ポリティカ』において、理性による教育の前提として、音楽、読み書き、体育などを挙げている(『政治学』山本光雄訳 アリストテレス全集 15 巻、第8巻)。

(4)*artes liberales* の *liberales*、すなわち「自由な」の意味については、一般に、奴隷ではなく、「自由人の」教養という意味を持つとされる。しかし、単に人間の身分上の問題としてだけでなく、ギリシャの「円環」の概念と「自由」の概念関係を踏まえた考察が必要である。

(5)アウグスティヌスの自由学芸観については、岩村清太『アウグスティヌスにおける教育』創文社 2001 年、特に 304 頁以降。また、岩村清太「アウグスティヌスによる聖書

解釈学と自由学芸」広島大学教育学部紀要、第1部第26号など、同氏のアウグスティヌスに関する一連の著作を参照。

(6) P. Abelson, *The Seven Liberal Arts*, Columbia University, 1906, pp.6f. 自由学芸の歴史についても同書、ならびに前掲マルー訳書を参照。

(7) H. シッパーゲス『中世の医学』大橋・浜中他訳 人文書院 1988年 179頁

(8) P. リシェ『中世における教育・文化』岩村清太訳 東洋館 1988年 72頁

(9) 同上書 404頁、前掲シッパーゲス 181頁

(10) J.P. Migne ed., *Patrologiae.*, T.82, L.IV, Cap.XIII. イシドルスについては、岩村清太「イシドルスによる古代自由学芸の受容とキリスト教化(1)－『語源誌』を中心に－」大東文化大学紀要 第24号 をはじめとする一連の論文を参照。

(11) P.L. エントラルゴ『医者と患者』榎本稔訳 平凡社 1983年 59頁

(12) パリ大学における両者の分離に関しては、S.D'Irsay, *On the original connection between medicine and the university*, in *Johns Hopkins Hospital Bulletin*, XLVI, 1930.

(13) 概括的には、ars mechanicae から artes liberales の一つとなり、やがて scientia となったと捉えられる。この学問化のプロセスが、学部名称の変遷に明確に反映されていたのである。9章3節参照。当時の人文主義者ペトラルカが徹底した医師批判をおこなったことの意義は、拙著『＜病気＞の誕生』123頁以降。

(14) カンパネッラ『太陽の都』近藤恒一訳 岩波文庫 1992年 27頁以降。

(15) 8章註(25)参照

(16) Gloria, *Monumenti (1222-1318)*, Docum.1259

(17) Siraisi, *Arts and sciences*. pp.109f.

(18) Sorbelli, *Storia*. p.122 e seg.

(19) 拙訳書 176頁

(20) Gloria, *Monumenti (1222-1318)* p.77 e seg. ちなみに、ピエトロは astrologia と astronomia の両方のタームを使用したといわれる。Siraisi, *Arts and sciences*. p.67 参照。それは、学としての天文学が成立するに至る中間段階を示すものである。

(21) Huff, *op.cit.* p.188. P.Kibre, *Arts and Medicine*, in J.Paquet & Ijsewign, *The Universities in the Late Middle Ages*. pp.216f.

(22) G.Leff, *The Trivium and the Three Philosophies*, in *A History of the University in Europe*. Cambridge, 1992, V.I, p.308

(23) 表3のボローニャとパドヴァの講座編成一覧を参照。

(24) 医学思想としては、理論と臨床の区別はアラビア医学に起源し、初期サレルノの医師たちもその区別をしていたといわれる。J.Agrimi e C.Crisciani, *op.cit.* p.21 e seg. および、D.Jacquart, *La scolastica medica*, in M.D.Grmek(ed), *Storia del pensiero medico occidentale, I. Antichità e medioevo*, Laterza 1993, p.298 e seg. しかし、いつ頃その区分が大学の教授科目として制度化されたのかについては、14世紀後半と考えられるにしても、史料の欠如によって解明されていない。

(25) Leff, *The trivium*. p308

(26) Calcaterra, *op.cit.* p.134.

(27) アルデロッティについては、主として Siraisi, *Taddeo*. を参照。

- (28)ダンテ『神曲』山川丙三郎訳 天堂(下) 岩波文庫 1958年 第12曲 82。
(29)ボローニャ・アヴェロイズムとの関係は、B.Nardi, *L'averroismo bolognese nel secolo XIII e Taddeo Alderotti*, in *Rivista di storia di filosofia*, 4(1949)を参照。
(30)Kristeller, *The school of Salerno*. p.188

十一章

- (1)パドヴァ大学のロトゥールス写本については、9章註(34)を参照されたい。ボローニャ大学の場合は、U.Dallari, *I Rotuli dei lettori, legisti e artisti dello Studio bolognese dal 1384 al 1799*, Vol.I-IV, Bologna, 1924. ただし、15世紀については、Zaoli, *op.cit.* による。
(2)Favaro, *op.cit.* の解説を参照。
(3)医学部の講座の種類などについては、Sorbelli, *Storia*. などを参照。第三講座については、Bertolaso, *op.cit.*
(4)前章註(20)参照。
(5)Bullough, *The medieval medical University at Paris*. p.210
(6)パリに関しては、前章註(12)。また、外科の位置等に関しては、C.D.O'Malley, *Medical Education during the Renaissance*, in *The History of Medical Education*, University of California, 1970, p.100. を参照。
(7)Bullough, *Training*. pp.451f.
(8)N.G.Siraisi, *Faculty of Medicine*, in *A History of the University in Europe*, V.I, Cambridge University, 1992, pp.380f.
(9)Malagola, *Statuti*. p.213 e seg.
(10)*Ibid.* Statuta nova. rub.LXXVIII, "De lectura et ordine librorum legendorum"
(11)ボローニャでは、自然哲学の優位はパドヴァと同様であるが、道徳哲学が教えられ、15世紀には形而上学が無視された。Sorbelli, *Storia*. p.123 e seg. 10章第5節参照。
(12)規約原文では、lectio と lectura が使い分けられている。lectio は講義の種類を意味し、lectura は授業形態としての講義を意味すると捉えている。
(13)『医学典範』は、O.C.Gruner, *The Canon of Medicine of Avicenna*, London, 1930 の英訳版による。
(14)*Ibid.* p.532
(15)アリストテレス『自然学』出・岩崎訳 岩波書店 1976年 第7章 70頁。
(16)Avicenna, *Canon*. I-2-1-1
(17)*Ibid.* I-II-1-5
(18)*Ibid.* I-II-1-1
(19)loc.cit.
(20)*Ibid.* I-II-1-7
(21)*Ibid.* I-IV-1
(22)*Ibid.* I-I-1
(23)loc.cit.
(24)F.Petrarca, *Invettive contro un medico*, a cura di M.schiavone, Marzorati, 1972 を参照。ペトラルカ自身も、医学は相互補完的な思弁的側面と実際の側面の両面を持つと述べている。

これは、アヴィケンナが『医学典範』(I-1-1)で述べた医学観と同様である。この観点に立って、ペトラルカは思弁的側面を重視する。この点については、拙著『＜病気＞の誕生』123頁以降を参照されたい。

(25) トマス・アクイナス『神学大全』高田三郎訳 創文社 昭和48年 第1巻 8頁

(26) 『テグニ』への注釈については、P.G.Ottoson, *Scholastic Medicine and Philosophy*, Napoli, 1984, pp.19f.

(27) C.O'Boyle, *Medicine, God and Aristotle in the early Universities*, in *Bulletin of the History of Medicine*, 66, 1992, pp.189f.

(28) ダッデオへの注釈の内容は、Siraisi, *Taddeo*. pp.119f. による。

(29) Bolgar, *op.cit.* pp.161ff.

(30) 『分析論後書』加藤信朗訳 アリストテレス全集第1巻 岩波書店 1971年

(31) 同上書 1-13,14

(32) 同上書 2-11.

(33) 同上書 2-16-b30.

(34) 前掲 ヒポクラテス「術について」6.

(35) Pietro d'Abano, *Conciliator*. diff. 1a-3a, in J.Agrimi e C.Crisiani, *Malato, Medico e Medicina nel medioevo*, Loescher, 1980. 前述のRandall, *op.cit.* pp.28f.は、まさにこの方法論に着目した。Conciliatorの異端性をめぐる問題については、B.Nardi, *Intorno alle dottrine filosofiche di Pietro d'Abano*, in *Saggi sull'Aristotelismo Padovano dal secolo XIV al XVI*, Sansoni, 1958 を見よ。一般には、Pietroのdottorineを理論的な「教義」と捉えるが、ここでは「教授」と捉えて訳す。Pietroの言説が学の論理＝教授の論理を明確に示しているからである。

(36) O'Boyle, *op.cit.* p.191.

十二章

(1) De Renzi, *Storia della Medicina*.

(2) Bullough, Kibre, Siraisi, Park, Trombettiの主要著作はすべて引用書として挙げている

(3) 6章註(21)参照。

(4) A.Chiappelli, *Studi*. p.620

(5) これらの見解については、A.Doren, *Italianische Wirtschaftsgeschichte*, Jena, 1934などが12世紀成立説を採る。森田鉄郎『ルネサンス期イタリア社会』吉川弘文館、昭和42年、139頁以降を参照。また、Doren, *Le arti fiorentine*, Klein, 2 vols., Firenze, 1940のvol.1, p.77 e seg. も参照。

(6) フィレンツェの医師組合の成立に関しては、Ciasca, R., *L'arte dei medici e speciali nella storia e nel commercio fiorentino dal secolo XII al XV*, Leo S. Olschki, 1927のparte prima, cap.1に依る。

(7) G.Gentile, *I medici in Pisa nel sec.XIV*, Pisa, 1895, p.38 e seg.

(8) A.Brugaro, *Contributo alla storia dei medici pisani dal XII al XIV secolo*, in *Studi storici*, 18 (1909), p.221

- (9) Naso, *op. cit.* p.86.
- (10) Gabotto, F., Sulla condizione della medicina pubblica e privata in piemonte prima del 1500, in *Archivio per le scienze mediche*, XXI. N.14, p.373
- (11) A.Chiappelli, *Studi.* p.620.
- (12) *Ibid.* p.621.
- (13) Cecchetti, *op.cit.* p.365.
- (14) Ciasca, *op.cit.* 以外に、M.S.Mazzi, *Salute e societa' nel Medioevo*, Nuove Italia, 1978, p.32.
- (15) A.Chiappelli, Medici e chirurghi in Pistoia nel Medio evo, in *Bolletino Storico Pistoiese*, 8-10(1908), p.12 e seg.
- (16) この問題については、Mazzi, *op. cit.* p.30 ならびに、前掲 A.Chiappelli, *Studi.*による一般化を参照。
- (17) もちろん、イタリアの場合はコムーネによって状況が異なっていたことに留意しておかねばならない。
- (18) G.Ruggiero, The Status of Physicians and Surgeons in Renaissance Venice, in *Journal of the History of Medicine*, 36, p.171
- (19) Brugaro, *op. cit.* p.219
- (20) ヴェルチェッリやミラノに「医学部」が存在しなかった事実との関係を考える上で、*rettore* と称された事実は興味深い。大学の学頭と同じ呼称を採っているからである。Naso, *op. cit.* p.88 n.14 を参照。
- (21) フィレンツェについては、Ciasca, *op.cit.* p.150 e seg.
- (22) Naso, *op.cit.* p.89
- (23) フィレンツェで 1352 年以降に設置された *provveditore* は、都市による組合統制の強化を示すものである。Ciasca, *op. cit.* p.162. また、フィレンツェのコムーネは大学に対しても改善委員 (*reformatores*) を設置して、大学の改革と統制をおこなった。G.Prezziner, *Storia del pubblico Studio e della società scientifiche e letterarie di Firenze*, Firenze, 1810, vol.1 p.12
- (24) Cecchetti, *op.cit.* p.366. Naso, *op. cit.* p.95
- (25) R.Ciasca, *Statuti dell'arte dei medici e speciali*, Firenze, 1922, pp.186-187
- (26) 教師組合の規約等については、Manacorda, *op.cit.* I p.158 e seg.
- (27) Gabotto, *op.cit.* p.369
- (28) 近年の医学史研究はこのような都市の社会構造の視点から医師層を問題にすることが多く、従来の *intellectual history* と異なった視点をとっている。前掲 Naso や Park がそれにあたる。
- (29) 前掲 A.Chiappelli, *Studi.* のような包括的な論文においても、このような視点が欠如しており、他の著作でも加入資格の歴史的な変化を追ったものは見あたらない。
- (30) Ciasca, *L'arte.* p.165 e seg.
- (31) A.Chiappelli, *Studi.* p.621
- (32) Ciasca, *Statuti.* p.49
- (33) Gentile, *op. cit.* p.42 e seg. 修道会士が加入認定に加わっていることは興味深い。これは、当時の理論医学の哲学的性格と、従来医業に修道会が深く関わってきた事実とに関連

する。文法教師などの組合でも、当初は修道会士が加入認定に加わったが、医師組合と同様にやがて排除された。この点は、組合の世俗化と自立化の観点から考究の必要がある。なお、規約文中の *instrumenta publica vel privata* は、大学における学位ないしは教授免許を意味している。

(34) Park, *op.cit.* p.24

(35) Brugaro, *op.cit.* p.221

(36) Ciasca, *Statuti.* p.185 e seg.

(37) A.Chiappelli, *Studi.*, p.621、つぎのノヴァラの例も *Ibid.* p.622

(38) Cecchetti, *op.cit.* p.366

(39) 9章6節参照。

(40) Park, *op.cit.* pp.75f.

(41) Naso, *op.cit.* p.156

(42) Ciasca, *L'arte.* p.268 n.1

(43) "...eligere, nominare et conducere doctores in Iure canonico et civili et in Medicina et in aliis scientiisad Studium generale" in A.Gherardi, *Statuti della Universita' e Studio fiorentino*, Firenze, 1881, Parte prima, Docum.I

(44) *Ibid.* Parte prima, Docum.IV このあたりの経過については、Prezziner, *op.cit.* p.6 e seg.

(45) Gherardi, *op.cit.* Parte prima, Docum.V

(46) Prezziner, *op.cit.* p.30 に引用されている史料では、1368年に17名の *professori* が確認されている（ただし、史料そのものの記載は18名）。このうち、3名が医学の教師で、他に教養諸学の教師が3名である。また、Prezzinerは、当時フィレンツェには5つの「学部」(*collegium*)があったと述べている。これは、Gherardi, *op.cit.* 所収の1387年の規約の *Rubrica LXXIII* において、"*primum est Magistrorum Sacre Theologie sive pagine, secundum est Canonistarum, est tertium Legistarum, quartum est Medicorum, et quintum Artistarum*" と規定されていることに一致する。しかし、この時代の他大学では、医学と教養諸学は合体してひとつの「学部」を形成することが多かった。したがって、フィレンツェ大学の事例は、他大学との比較検討を要する。

(47) Ciasca, *Statuti.* p.186

(48) Cipolla, *op.cit.* p.75 ただし、チポッラは、内科医組合の成立を1560年のコジモ・デ・メディチによるものと捉える、古い見解に依拠している。16世紀における内科医組合の変質は、別に検討を要する課題である。

(49) "...maestro Piero del maestro Duccio da Montevarchi, cittadino fiorentino, voleva essere esaminato nell'arte della medicina, sotto dottori fiorentini di detta Arte, secondo lo stile dello Studio di Firenze;..." in Gherardi, *op.cit.* Parte prima, XXIV この史料は Gherardi によって大学の史料とされているが、大学の私的な試験なのか組合の試験なのか疑問が残る。いずれにしても、大学の医学教師が組合の内科医とともに試験をしたことは確かではあるが。

(50) *Ibid.* Parte prima, LXXIII

(51) B.Nardi, *Cultura veneziana del quattrocento*, in *Saggi sulla cultura veneta del quattro e cinquecento*, Antenore, 1971, p.26 n.2

(52) Cecchetti, *op.cit.* p.366

(53) Nardi, *op.cit.* p.28

(54) 15 世紀ヴェネツィアの変容とこの問題は、拙著『ヴェネツィアの放浪教師－中世都市と学校の誕生－』平凡社 1993 年、の第 6 章を参照されたい。

(55) M.Sanudo, *op.cit.* XIV, 83 ならびに XVIII, 124.

主要参考史料・文献

未刊行史料(写本)

Archivio antico, Università di Padova.

Mss.Filza 242, 651, 673, 674, 676, 677, 678 (Rotuli degli artisti)

Biblioteca, Università di Padova.

Codice 301, 302 (Statuti del collegio dei filosofi e dei fisici)

305, 306 (Atti del collegio dei dottori artisti e medici)

Hain (15015) (Statuti degli artisti del 1465)

Biblioteca Medicea Laurenziana, Firenze.

Ashburnham 206, 15c fols. 72 (Statuta de collegio artistarum et medicorum Patavinae)

刊行史料

Acta Graduum Academicorum Gymnasii Patavini (1406-1450) Vol.I, II, Antenore, 1970

Chartularium Studi Bononiensis, Documenti per la storia dell'Università di Bologna dalle origini sino al secolo XV, Bologna, 1909-40

Ciasca R., *Statuti dell'arte dei medici e speciali*, Firenze, 1922

Colliva P., *Statuta Nationis Germanicae Universitatis Bononiae (1292-1750)*, Quaderni dell'Associazione Italo-Tedesca, Bologna, 1975

Dallari U., *I Rotuli dei lettori, legisti e artisti dello Studio bolognese dal 1384 al 1799*. Vol.I-IV, Bologna 1888

Denifle H., *Chartularium Universitatis Parisiensis*, Paris, 1899

— — —, Die Statuten der Juristen-Universität Padua vom Jahre 1331, in *Archiv für Literatur und Kirchen Geschichte des Mittelalters*, Bd. VI, S.380

Fasoli G. e Sella P., *Statuti di Bologna dell'anno 1288*, II, Città del Vaticano, 1939

Fournier M., *Les Statuts et privilèges des universités françaises depuis leur fondation jusqu'en 1789*, Paris, 1890-2

Gaudenzi A., Gli antichi Statuti del Comune di Bologna intorno allo Studio, in *Bullettino dell'Istituto storico italiano per il medio evo e Archivio muratoriano*, 6, 1888

Germain A., *Cartulaire de l'Université de Montpellier*, V.1, Montpellier, 1890

Gloria A., *Monumenti della Università di Padova.(1222-1318), (1318-1405)*, Padova, 1888

Labbé-Mansi, *Sacrorum conciliorum nova et amplissima collectio*, Firenze, 1759-98

Malagola C., *Statuti delle Università e dei Collegi dello Studio Bolognese*, Zanichelli, 1888

Piana C., *Il "Liber Secretus Iuris Pontificii" dell'Università di Bologna(1451-1500)*, Giuffrè, 1984

Sanudo M., *I Diarii.*, Neri Pozza, 1997

Sarti M.-Fattorini M., *De claris Archigymnasii Bononiensis Professoribus a saeculo XI usque ad saeculum XIV*. V.I, II, Bologna, 1882, 1896

Sorbelli A., *Il "Liber Secretus Iuris Caesarei" dell'Università di Bologna*, V.I, a cura di A.Sorbelli, Bologna, 1938

Taddeo Alderotti, *Consilia*. a cura di P.P.Girotti e G.F.Pasini, Istituto per la storia dell'Università

di Bologna, 1997

Trombetti Budriesi A.L., *Gli statuti del collegio dei dottori, giudici e avvocati di Bologna (1393-1467) e la loro matricola(fino al 1776)*, Deputazione di storia patria, v.XXIII, Bologna, 1990

外国語文献

- AA.VV., *Studenti e Università degli studenti dal XII al XIX secolo*, Studi e Memorie per la storia dell'Università di Bologna, Istituto per la storia dell'Università di Bologna, N.S.V.VII, 1988
- Abelson P., *The Seven Liberal Arts*, Columbia University, 1906
- Agrimi J. e Crisciani C., *Edocere medicos: Medicina scolastica nei secoli XIII-XV*, Guerini e Associati, 1988
- — , *Malato, Medico e Medicina nel medioevo*, Loescher, 1980
- Allbutt T.C., *The Historical Relations of Medicine and Surgery*, Macmillan, 1905
- Amundsen D.W., *Medieval Canon Law on Medical and Surgical Practice by Clergy*, in *Bulletin of the History of Medicine*, 52, 1978
- Arnaldi G., *Il primo secolo dello Studio di Padova*, in *Storia della cultura veneta. Il trecento*, Negri Pozzi, 1976
- — , *Studi sui cronisti della Marca Trevigiana nell'età di Ezzelino da Romano*. Roma, 1963
- — , *Presentazione*, in *Università e studenti a Bologna nei secoli XIII e XIV*, a cura di C.Dolcini, UTET, 1988
- — ., *Introduzione.*, in *Le origini dell'Università*. a cura di G.Arnaldi, Il Mulino, 1974
- — , *L'università di Bologna*, in AA.VV., *Le Università dell'Europa: La nascita delle università*, Silvana editoriale, 1990
- Baggiolini E., *Lo studio generale di Vercelli nel Medio evo*, Forni, 1888 (rist.1976)
- Baldwin J.W., *Introduction*, in *University in Politics*, The Johns Hopkins Press, 1972
- Bellomo M., *Il Medioevo e l'origine dell'università*, in *L'università e la sua storia*, Rai, 1979
- — , *Saggio sull'università nell'età del diritto comune*, Giannotta, 1979
- — , *The Common Legal: Past of Europe 1000-1800*, The Catholic University of America Press, 1995
- Berman H., *Law and Revolution: The Formation of the Western Legal Tradition*, Harvard University Press, 1983
- Bernabeo R.A.& D'Antuono G., *La scuola medica di Bologna: Settecento anni di storia*, V.I, Firma, 1988
- Bertanza E. e Dalla Santa G., *Documenti per la storia della cultura in Venezia. T.I. Maestri e Scolari in Venezia fino al 1500*, Monumenti storici pubblicati dalla R. Deputazione Veneta di Storia Patria, S.I, Venezia, 1907
- Bertolaso B., *I terzi luoghi nello Studio padovano*, in *Acta Medicae Historiae Patavina*, VI, 1960
- — , *Ricerche d'archivio su alcuni aspetti dell'insegnamento medico presso la Università di Padova*, in *Acta Medicae Historiae Patavina*, VI, 1960

- Bolgar R.R., *The Classical Heritage and Its Beneficiaries*, Cambridge University Press, 1954
- Bortolotti M., I libiri del Nono Centenario, in *Schede Umanistiche N.4*, Dipartimento di Italianistica, Università degli Studi di Bologna, 1990
- Brugaro A., Contributo alla storia dei medici pisani dal XII al XIV secolo, in *Studi storici*, 18, 1909
- Bullough V.L., Training of the non university educated medical practitioners in the later middle ages, in *Journal of History of Medicine*, 14, 1959
- — —, The medieval medical university at Paris, in *Bulletin of the History of Medicine*, XXXI, 1957
- — —, The Development of the Medical University at Montpellier to the End of the 14th Century, in *Bulletin of the History of Medicine*, XXXI, 1957
- — —, *The development of medicine as a profession*. Hafner, 1966
- Calcaterra C., *Alma mater studiorum*, Zanichelli, 1948
- Carducci G., *Lo Studio Bolognese: Discorso di G. Carducci per L'ottavo centenario*, Bologna, Zanichelli, 1888
- Cassese L., La <datatio> e la <roboratio> nelle lauree del Collegio Medico di Salerno, in *Rassegna Storica Salernitana*, XI, 1950
- Cavazza F., *Le scuole dell'antico Studio bolognese*, Hoepli, 1896
- Cecchetti B., La medicina in Venezia nel 1300, in *Archivio Veneto*, XXV e XXVI, 1883
- — —, *Gli archivi dello Studio Bolognese*, Zanichelli, 1938
- Cencetti G., Il collegio bolognese dei giudici e avvocati e i suoi statuti del 1393, in *Lo Studio di Bologna; aspetti momenti e problemi (1935-1970)*, CLUEB, 1989
- — —, La laurea nelle Università medievale, in *Studi e Memorie per la storia dell'Università di Bologna*, XVI, 1943
- — —, Studium fuit Bononie., in *Studi Medievali*, S.III, A.VII, 1966
- — —, Sulle origini dello Studio di Bologna, in *Rivista storica italiana*, S.vi,v.v,F.II, 1940
- Chiappelli A., Medici e chirurghi in Pistoia nel Medio evo, in *Bollettino Storico Pistoiese*, 8-10, 1908
- — —, Studi sull'esercizio della medicina in Italia negli ultimi tre secoli del Medio evo, in *Giornale della R.Società italiana di Igiene*, VII, 1885
- Chiappelli L., *Lo Studio bolognese nelle sue origini e nei suoi rapporti colla scienza pre-Irneriana*, Pistoia, 1888
- Ciasca R., *L'arte dei medici e speziali nella storia e nel commercio fiorentino dal secolo XII al XV*, Leo S. Olschki, 1927
- Cipolla M.C., *Public Health and the Medical Profession in the Renaissance*, Cambridge University Press, 1973
- Cobban A.B., *The Medieval Universities: their development and organization*, Mehuen, 1975
- Coing H., Die juristische Fakultät und ihr Lehrprogramm, in *Handbuch der Quellen und Literatur der neueren europäischen Privatrechtsgeschichte*, V.I, Munich, 1973
- Cooper S., The Medical School of Montpellier in the 14th Century, in *Annals of Medical History*,

N.S.II, 1930

- Coppi E., *Le Università italiane nel Medio Evo.*, Firenze, 1886
- D'Irsay S., On the original connection between medicine and the university, in *John Hopkins Hospital Bulletin*, XLVI, 1930
- — , *Histoire des universités françaises et étrangères des origines à nos jours*. T.I, Paris, Auguste Picard, 1933.
- Dazzi M., Il Mussato storico, in *Archivio Veneto*, s.V, VI, 1929
- De Renzi S., *Storia della medicina in Italia*. 5 vols.Napoli, 1845-48
- — , *Storia documentata della Scuola Medica di Salerno.*, Ferro, 1857 (rist.1956)
- De Sandre G., Dottori, Università, Comune a Padova nel quattrocento, in *Quaderni per la storia dell'Università di Padova*. Vol.1, Antenore 1968
- De Vergottini G., Lo studio di Bologna, l'Impero, il Papato., in *Studi e Memorie per la storia dell'Università di Bologna*, n.s.I, 1956
- Denifle H., *Die Entstehung der Universitäten des Mittelalters bis 1400.*, Graz.(Nachdruck 1956), 1885
- Donizone, *Vita di Matilde di Canossa.*, Jaca Book, 1987
- Doren A., *Le arti fiorentine*, Klein, 2 vols., Firenze, 1940
- Dresdner A., *Kultur und Sittengeschichte der italienischen Geistlichkeit im 10. und 11. Jahrhundert*, Breslau, 1890
- Ermini G., Il concetto di <Studium generale>, in *Archivio Giuridico*, s.v. VII, 1942
- Fasoli G., Giuristi giudici e notai nell'ordinamento comunale e nella vita cittadina, in *Atti del Convegno internazionale di studi Accursiani*, v.1, Milano, 1968
- — , Ancora un'ipotesi sull'inizio dell'insegnamento di Pepone e di Irnerio, in *Atti e Memorie della Deputazione di storia patria per la provincia di Romagna* n.s 21, 1971
- — , *Per la storia dell'Università di Bologna*, Patron, 1970
- Favaro A., Indice dei Rotuli dello Studio di Padova, in *Monografie storiche sullo Studio di Padova*, Venezia, 1922
- — , *Università di Padova*, Ferrari 1922
- Ferruolo S.C., *The origins of the university:the schools of Paris and their critics, 1100-1215*, Stanford University, 1985
- Francesco P., *La clinica medica padovana attraverso i secoli*, Verona 1939
- Gabotto F., Sulla condizione della medicina pubblica e privata in piemonte prima del 1500, in *Archivio per le scienze mediche*, XXI, 1897
- García y García A., The Faculties of Law, in *A History of the University in Europe*, V.1, Cambridge University Press, 1992
- Garin E., *Storia della filosofia italiana*, V.I, Einaudi, 1916
- Gaudenzi A., Lo Studio di Bologna nei primi due secoli della sua esistenza., in *Annuario dell'Università di Bologna*, 1901
- Gentile G., *I medici in Pisa nel sec.XIV*, Pisa, 1895
- Gruner O.C., *The Canon of Medicine of Avicenna*, London, 1930

- Gualazzini U., L'origine dello <Studium> bolognese nelle più antiche vicende della <licentia docendi>, in *Studi e Memorie per la storia dell'Università di Bologna*. N.s.v.1, 1956
- Hessel A., *Storia della città di Bologna(1116-1280)*, trad. it.,Bologna, 1975
- Huff T.E., The European legal revolution , in *The rise of early modern science*, Cambridge University Press, 1993
- Hyde J.K., Commune, University and Society in Early Medieval Bologna, in *Universities in politics*, Johns Hopkins, 1972
- — , *Padua in the Age of Dante*, Manchester, 1966
- Jacquart D., La scolastica medica, in M.D.Grmek (ed) , in *Storia del pensiero medico occidentale, 1.Antichità e medioevo*, Laterza 1993
- Jones H.W., The faculty of medicine of Paris, in *Annals of Medical History*, Third Series, V.I, 1939
- Kaufman G., *Geschichte der deutschen Universitäten des Mittelalters bis 1400*, Stuttgart, 1888 (rep.Graz,1958)
- Kealey E.J., *Medieval Medicus*, Johns Hopkins University Press, 1981
- Kibre .P., *Scholarly Privileges in the Middle Ages: The Rights, Privileges, and Immunities of Scholars and Universities at Bologna, Padua, Paris and Oxford*. London, 1961
- — , Science, Medicine, and the University:1200-1550; Essays in Honor of Pearl Kibre, in *Manuscripta*, Vol.XX, July 1976
- — , Arts and Medicine in the Universities of the Later Middle Ages, in J.Paquet & J.Ijsewign, *The Universities in the Late Middle Ages*, Louvain, 1979
- — , The Faculty of Medicine at Paris, Charlatanism, and unlicensed medical practices in the later middle ages, in *Bulletin of the History of Medicine*, XXVII, 1953
- — , *The Nations in the Medieval Universities*, Medieval Academy of America, 1948
- Knod G., *Deutsche Studenten in Bologna (1289-1562)*, Schenck, 1889
- Koeppler H., Frederick Barbarossa and the Schools of Bologna., in *English Historical Review*, LIV, 1939
- Kristeller P.O., Paduan Averroism and Alexandrism in the Light of Recent Studies, in *Renaissance Thought II*, Haper, 1965
- — , The School of Salerno, in *Bulletin of the History of Medicine*, xvii, 1945
- Lazzarini V., Crisi nello Studio di Padova a mezzo del quattrocento, in *Atti dell'Istituto Veneto di scienza lettere ed arti*, CIX, 1950
- Le Goff J., Nel Medioevo:tempo della Chiesa e tempo del mercante, in *Tempo della Chiesa e tempo del mercante*, Einaudi, 1980
- Leff G., The Trivium and the Three Philosophies, in *A History of the University in Europe*, V.1, Cambridge, 1992
- Malagola C., *Monografie storiche sullo Studio bolognese*, Forni, 1888
- Manacorda G., *Storia della scuola in Italia. Il medio evo*, Milano, 1914
- Maragi M., Dalle scuole private alla universitas artistarum, in *La Scuola medica di Bologna*, v.1, Firma Libiri, 1988

- Mazzi M.S., *Salute e società nel Medioevo*, Nuove Italia, 1978
- Molmenti P.G., *La storia di Venezia nella vita privata*, II, Lint 1978
- Morris C., *The discovery of the individual 1050-1200*, University of Toronto, 1972
- N.A., Determinazione della Sede della Scuola medica di Salerno, in *Archivio storico della provincia di Salerno*, I-2, 1921
- Nardi B., Cultura veneziana del quattrocento, in *Saggi sulla cultura veneta del quattro e cinquecento*, Antenore, 1971
- — —, Intorno alle dottrine filosofiche di Pietro d'Abano, in *Saggi sull'Aristotelismo Padovano dal secolo XIV al XVI*, Sansoni, 1958
- — —, L'averroismo bolognese nel secolo XIII e Taddeo Alderotti, in *Rivista di storia di filosofia*, 4, 1949
- Naso I., *Medici e strutture sanitarie nella società tardo medievale*, Franco Angeli, 1982
- O'Boyle C., Medicine, God and Aristotle in the early Universities, in *Bulletin of the History of Medicine*, 66, 1992
- O'Malley C.D., Medical Education during the Renaissance, in *The History of Medical Education*, University of California, 1970,
- Origlia G., *Istoria dello Studio di Napoli*, V.1, Giovanni di Simone, 1753
- Ottoson P.G., *Scholastic Medicine and Philosophy*, Napoli, 1984
- Paolini L., L'evoluzione di una funzione ecclesiastica: L'arcidiacono e lo Studio a Bologna nel XIII secolo, in *Studi Medievali*, 3a S., XXIX, I, 1988
- Park K., *Doctors and Medicine in Early Renaissance Florence*, Princeton University Press, 1985
- Paulsen F., *Geschichte des gelehrten Unterrichts*, Leipzig, V.I, 1884
- Petrarca F., *Invettive contro un medico*, a cura di M.Schiavone, Marzorati, 1972
- Piccinini P., Università italiane nella storia delle scienze mediche, in *Associazione per lo sviluppo dell'alta cultura*, 1940
- Pini A.I., *Città, comuni e corporazioni nel medioevo italiano*, CLUEB, 1986
- Post G., Alexander III, The Licentia Docendi and the Rise of the Universities, in *C.H.Haskins Anniversary Essays in Medieval History*, Boston, 1929
- — —, *Studies in Medieval Legal Thought: Public Law and the State 1100-1322*, Princeton University Press, 1964
- Prezziner G., *Storia del pubblico Studio e della società scientifiche e letterarie di Firenze*, Firenze, 1810
- Puschmann T., *A History of Medical Education*, 1891 (Eng.Ed. Hafner, 1966)
- Randall J.H., *The development of scientific method in the school of Padua*, Padua, 1961
- Rashdall H., *The Universities of Europe in the Middle ages*. vol.I,II, Ed.Powicke & Emden, Oxford, 1895
- Ridder-Symoens H.De (ed.), *A History of the University in Europe*, vol.1, Cambridge University Press, 1992
- Rigoni E., Il tribunale degli scolari dell'Università di Padova nel Medioevo, in *Memorie della R. Accademia di scienze, lettera ed arti in Padova*, n.s.LIX, 1942

- Rossi G., <Universitas scholarium> e Comune (sec.XII-XIV), in *Studi e testi di storia giuridica medievale*, Giuffrè, 1997
- Rossi V., Rassegna Bibliografia, in *Giornale storico della Letteratura italiana*, lxxvi, 1915
- Rota A., Papa Onorio III e la difesa dell'insegnamento libero a Bologna, in *Archivio della società romana di patria*, 76.s.3, 7, 1953
- Savigny F.K.von, *Geschichte des Römischen Rechts im Mittelalter*, V.III, Hermann Gentner, 1956. (Storia del diritto romano nel Medio evo. trad.E.Bollati, Torino, 1863. vol.1)
- Siraisi N.G., Faculty of Medicine, in *A History of the University in Europe*, V.I, Cambridge University, 1992
- — — — —, *Arts and Sciences at Padua: The Studium of Padua before 1350*, Toronto, 1973
- — — — —, *Taddeo Alderotti and his pupils*, Princeton University Press, 1981
- — — — —, *Avicenna in Renaissance Italy*, Princeton University Press, 1987
- Solmi A., La posizione dell'Italia nella formazione e nello sviluppo dell'Università nel medio evo, in *Studi e Memorie per la storia dell'Università di Bologna*, XVI, 1943
- Soranzo G., Sull'anno di fondazione dell'Università di Padova, in *Bolletino di Museo civico di Padova*, XVIII, 1925
- Sorbelli A., La <Nazione> nelle antiche Università italiane e straniere, in *Studi e Memorie per la storia dell'Università di Bologna*, XVI, 1943
- — — — —, Notizie di Professori e insegnamenti in Padova prima del 1222, in *Ibid.*, VII, 1922
- — — — —, *Storia della Università di Bologna. Il Medioevo*, Forni, 1940.
- Specht F.A., *Geschichte des Unterrichtswesens in Deutschland*, Stuttgart, 1885
- Steffen W., *Die studentische Autonomie im mittelalterlichen Bologna*, Peter Lang Bern, 1981
- Stelling-Michaud S., La storia delle università nel medioevo e nel Rinascimento: stato degli studi e prospettive di ricerca, in *Le origini dell'Università*, Mulino, 1974
- — — — —, *L'Université de Bologne et la pénétration des droits romain et canonique en Suisse aux XIIIe siècles*, Droz, 1955
- Sudhoff K., Salerno, Montpellier und Paris um 1200, in *Archiv für Geschichte der Medizin*, XX, 1928
- Talbot C., Medical Education in the Middle Age, in *The History of Medical Education*, UCLA., 1970
- Tamassia G. (N), Bologna e le scuole imperiali di Diritto, Alla Università di Bologna, in *Archivio Giuridico*, 1888
- — — — —, Odofredo - Studio storico-giuridico, in *Atti e Memorie della Deputazione di storia patria per le province di Romagna*, S.III, voll.XI e XII, 1893, 1894
- Torraca F., Le origini-L'età sveva, in AA.VV., *Storia della Università di Napoli*, Napoli, 1924
- Verger J., Nuove fondazioni universitarie tra XIII e XV secolo, in *Le università dell'Europa: la nascita delle università*, Silvana, 1990
- Walsh J.J., *Medieval Medicine*, A.& C.Black, 1920
- Weijers O., *Terminologie des universités au XIIIe siècle*, Edizioni dell'Ateneo, 1987
- Wiel A., *The story of Bologna*, Kraus(rep.), 1970

- Zaccagnini G., *La vita dei maestri e degli scolari nello Studio di Bologna nei secoli XIII e XIV*,
Olschki, 1926
- Zanella G., *Bibliografia per la storia dell'Università di Bologna.*, Bologna, 1976
- Zaoli G., Di alcuni 'Rotuli' dello Studio della prima metà del secolo XV, in *Studi e memorie per
la storia dell'Università di Bologna*, IV, 1920
- Zdekauer L., *La vita privata dei senesi nel dugento: La vita pubblica dei senesi nel dugento*,
Forni, 1896

日本語文献

- A・フリッシュ『叙任権闘争』野口洋二訳 創文社 昭和47年
- C.H.ハスキンス『十二世紀ルネサンス』別宮貞徳・朝倉文市訳 みすず書房 1989年
- C.H.ハスキンス『大学の起源』青木靖三・三浦常司訳 社会思想社、昭和52年
- D.ウェーリー『イタリアの都市国家』森田鉄郎訳 平凡社 昭和46年
- H.I.マルー『古代教育文化史』横尾・飯尾・岩村訳、岩波書店、1985
- H.アーレント『人間の条件』志水速雄訳 筑摩書房
- H.シッパーゲス『中世の医学』大橋・浜中他訳 人文書院 1988年
- H.ラシュドール『大学の起源』(上)(下)横尾壮英訳 東洋館出版 1967年
- H・コーイング『ヨーロッパ法史論』佐々木有司編訳 創文社 1980年
- J.B.モラル『中世の刻印』城戸毅訳 岩波新書 1972年
- J.B.モラル『中世の政治思想』柴田平三郎訳 平凡社 2002年
- J.C.ブルクハルト『イタリア・ルネサンスの文化』柴田治三郎訳 中央公論社 昭和41年
- J.P.ヴェルナン『ギリシャ思想の起源』吉田敦彦訳 みすず書房 1970年
- M.ヴェーバー『都市の類型学』世良訳 創文社 1965年
- M.ヴェーバー『法社会学』世良晃志郎訳 創文社 1974年
- N.オットカール『中世の都市コムーネ』清水・佐藤訳 創文社 昭和47年
- P.L.エントラルゴ『医者と患者』榎本稔訳 平凡社 1983年
- アーロン・グレーヴィチ『中世文化のカテゴリー』川端・栗原訳 岩波書店 1992年
- アラン・ド・リベラ『中世知識人の肖像』阿部・永野訳 新評論 1994年
- アリストテレス『自然学』出・岩崎訳 岩波書店 1976年
- アントニオ・グラムシ『知識人と権力』上村忠男訳 みすず書房 1999年
- エルンスト・トレルチ『ルネサンスと宗教改革』内田芳明訳 岩波文庫 昭和34年
- カンパネッラ『太陽の都』近藤恒一訳 岩波文庫 1992年
- ジャック・ヴェルジェ『中世の大学』大高順雄訳 みすず書房 1973年
- ジャック・ルゴフ『中世の知識人』柏木英彦・三上朝造訳 岩波新書 1977年
- ジョセフ・ストレイヤー『近代国家の起源』鷺見誠一訳 岩波新書 1975年
- ステファン・ディルサー『大学史』(上)池端次郎訳、東洋館、昭和63年
- トマス・アクイナス『神学大全』高田三郎訳 創文社 昭和48年
- ハンス=ヴェルナー・プラール『大学制度の社会史』山本尤訳 法政大学出版会 1988年
- ハンス・ティーム『ヨーロッパ法の歴史と理念』久保正幡訳 岩波 1978年
- ピエール・リシエ『中世における教育・文化』岩村清太訳、東洋館、1988

- フィリップ・アリエス『＜教育＞の誕生』中内・森田編訳 新評論 1983年
 フィリップ・アリエス『子供の誕生』杉山光信・恵美子訳 みすず書房 1980年
 ユルゲン・ハバーマス『公共性の構造転換』細谷・山田訳 未来社 1973年
 ヨセフ・ベン・デービッド『科学の社会学』潮木守一・天野郁夫訳 至誠堂 昭和49年、
 リュシアン・フェーヴル他『書物の出現(上)』関根素子他訳 筑摩書房 1985年
 阿部謹也『ヨーロッパ中世の宇宙観』講談社学術文庫 1991年、
 阿部謹也『中世賤民の宇宙』筑摩書房 1987年、
 横尾壮英『大学の誕生と変貌』東信堂 1999年
 岩村清太『アウグスティヌスにおける教育』創文社 2001年
 近藤恒一『ペトラルカ研究』創文社 昭和59年
 佐々木有司「中世ローマ法学」、碧海・伊藤・村上編『法学史』東京大学出版会 1976年
 佐藤真典『中世イタリア都市国家研究』ミネルヴァ書房 2001年
 森田鉄郎『ルネサンス期イタリア社会』吉川弘文館、昭和42年
 世良晃志郎『西洋中世法の理念と現実』創文社 1991年
 清水廣一郎『イタリア中世都市国家研究』岩波 昭和50年
 清水廣一郎『中世イタリア商人の世界』平凡社 1982年
 斉藤寛海『中世後期イタリアの商業と都市』知泉書館 2002年
 石原謙『キリスト教の展開』岩波 昭和40年
 船田亨二『ローマ法』全5巻 岩波 昭和43-7年
 田中峰男『知の運動』ミネルヴァ書房 1995年
 田中豊治『ヴェーバー都市論の射程』岩波書店 1986年
 堀米庸三編『西欧精神の探求』日本放送出版協会 1976年
 与那国暹『ウェーバーにおける契約概念』新泉社 1997年
 『西洋法制史料選』II 中世 創文社 1978年
 D.マッフエイ、「国境なき制度たる原初の大学」、「一六世紀初めにおける写本と法律出版
 業」佐々木有司訳 日本法学 日大法学部 第五四巻第四号 1988年
 岩村清太「アウグスティヌスによる聖書解釈学と自由学芸」広島大学教育学部紀要、第1
 部第26号 昭和52年
 近藤恒一「ペトラルカとアラビア文化」東京学芸大学紀要 第2部門28集 昭和51年
 斉藤寛海「中世ボローニャにおける同職者組織とその政治的機能」『社会経済史学』第53
 巻3号 1987年
 清水純一「パドヴァ学派論攷—アヴェロイズムの発展とポムポナツィー—」イタリア学会
 誌6号 1957年、
 山辺規子「オドフレドゥスをめぐるステイタスの諸相」、『ステイタスと職業』前川和也
 編 ミネルヴァ書房 1997年
 横尾壮英「大学教師のサラリー制の始まり」『大学論集』2集 広島大学大学教育センタ
 ー 1974年

他